



JICA 2014

ANNUAL REPORT

国際協力機構 年次報告書



JICA at a Glance

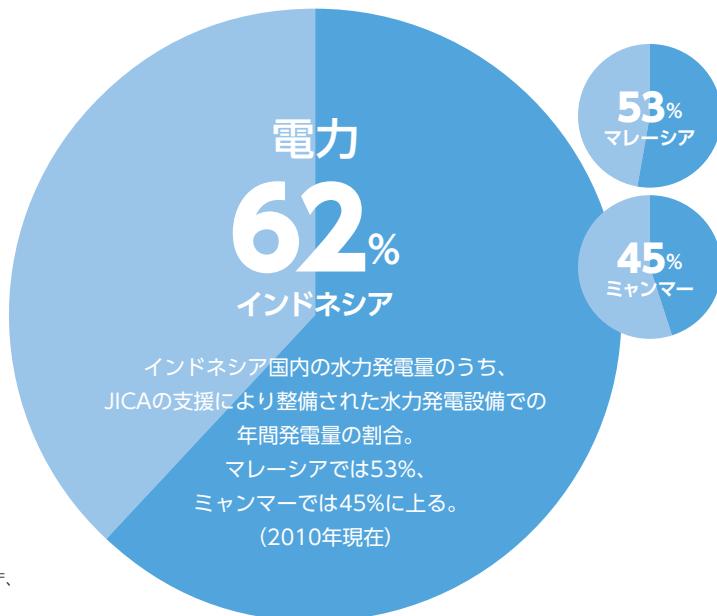
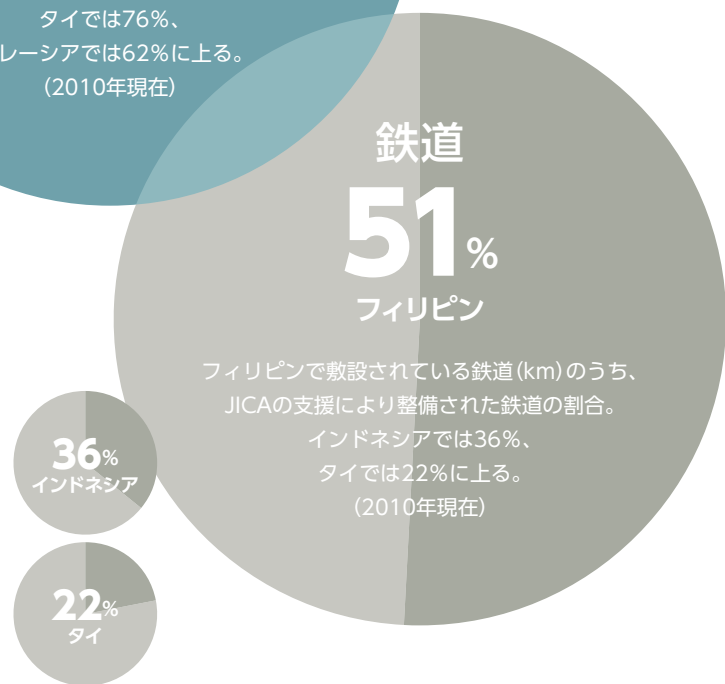
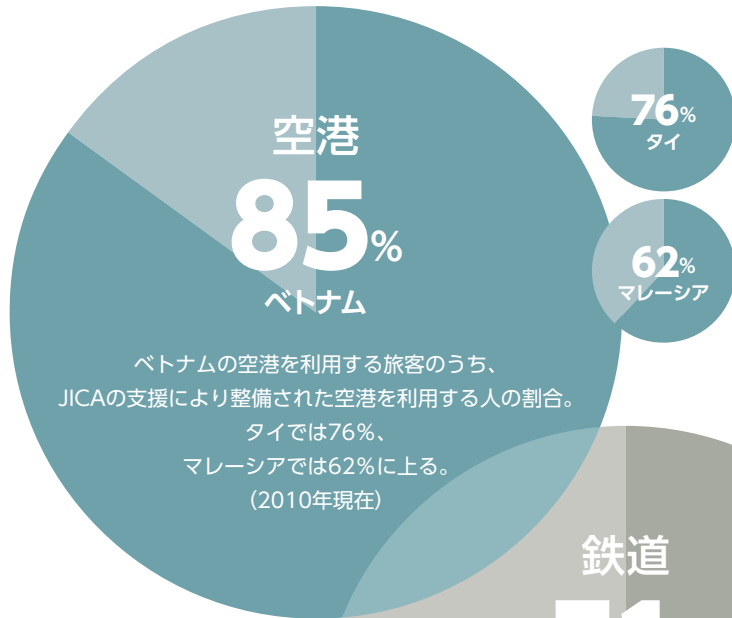
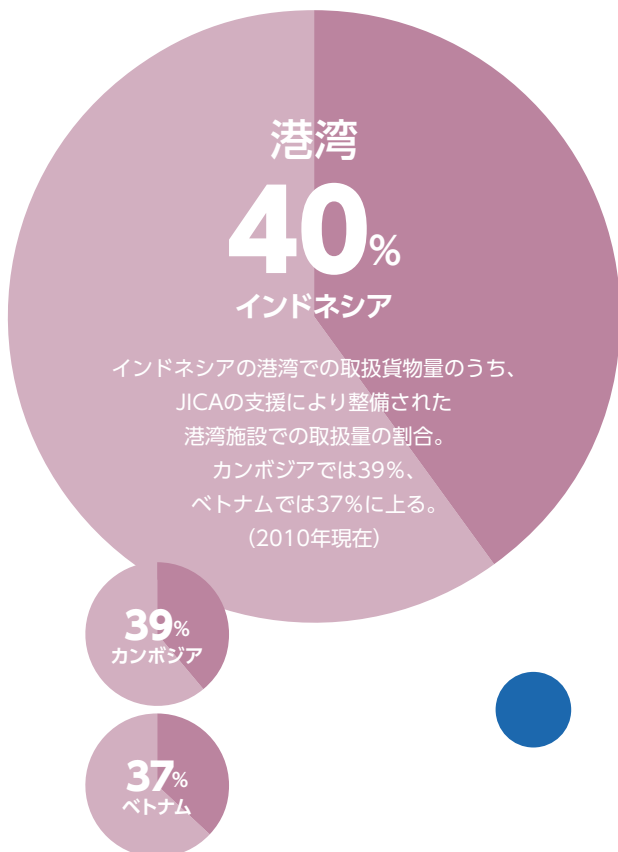
数字でみるJICAの取り組み

国際協力60年における貢献

日本が国際協力／政府開発援助(ODA)を始めてから2014年で60周年を迎えます。JICAは、経済開発のためのインフラ整備と人材育成のハード・ソフト両面から、開発途上国における国づくり、人づくりに取り組んできました。

ここでは、最も重点的に協力してきたASEAN地域におけるインフラ整備への貢献と、JICAの人づくりに関する協力の実績を紹介します。

関連記事 [理事長インタビュー P.6-10](#)



(出所) JICA作成資料

※ 各セクターの母数は、世界銀行の世界開発指標(WDI)を主体に、各国統計庁、国連食糧農業機関(FAO)、米国中央情報局(CIA)のデータを使用。

MDGsへの貢献

国際社会の共通目標である、極度の貧困状態にある人々の数を2000年以降15年間で半減させることをはじめとする「ミレニアム開発目標(MDGs)」。以下は、達成期限の2015年を2年後に控えた2013年時点でのJICAの取り組みにおける実績例です。

関連記事 [ミレニアム開発目標\(MDGs\) P.62-63](#)

専門家派遣

136,500人

これまで開発途上国への技術協力のために派遣した専門家の累計派遣人数。(2013年現在)

研修員受入

538,000人

これまでJICAが実施する研修を受講した研修員の累計人数(うち日本で研修を受講した研修員は314,000人)。その多くは開発途上国の行政関係者で、大臣・次官経験者も300人以上。(2013年現在)

ボランティア派遣

46,000人

これまでのJICAボランティアの累計派遣人数。派遣国は累計96カ国。(2013年現在)

Goal 1 極度の貧困と飢餓の撲滅

215万ha

JICAの協力により新たに灌漑された土地面積。東京都の約10倍の広さに相当。(2000~2012年に評価を実施した協力案件の灌漑面積の合計)

Goal 2 普遍的初等教育の達成

11,500校

新たに整備した小学校、中学校の数(約83,000教室)。そこで学ぶ生徒は約412万人。(1990~2012年度の実績)
これまで教育分野の協力を実施した国は144カ国、そのうち理数科教育の協力を実施した国は92カ国。(2012年現在累計)

Goal 4 乳幼児死亡率の削減

4,000万人分

2013年度に供与を決定したポリオ、麻疹等のワクチン数。

HIGHLIGHTS 2013

2013年度の主要トピックスをラインナップ



プロジェクト型円借款総額510億円の貸付契約署名の様子

2013.5-6 アジア最後のフロンティア、ミャンマーのさらなる改革を後押し

25年ぶりにプロジェクト型の円借款を供与

ミャンマー政府による各種改革への努力に対し、JICAは多様なODA事業を一体的に運用しながら支援を拡大してきました。2013年5月には、安倍総理大臣が日本の首相として36年ぶりにミャンマーを公式訪問し、官民の総力を挙げて支援することを表明しました。6月には、25年ぶりにプロジェクト型の円借款を3件供与。今後も改革の成果を人々が享受できるよう支援していきます。

関連記事 本誌 → P.25、104(事例)、135(事例)
JICAウェブサイト 「ニュース」トピックス>ここに注目 2013年6月7日



第5回アフリカ開発会議 全体会合の様子

2013.6 横浜で第5回アフリカ開発会議開催

包摂的かつダイナミックな開発に向けた支援を強化

6月1日～3日、横浜で第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が開催され、向こう5年間のアフリカ開発の方針を示す『横浜宣言2013』と『横浜行動計画2013-2017』が採択されました。JICAは、日本の支援策の主要な実施機関として、「強固で持続的な経済成長」「包摂的で強靱な社会開発」「平和と安定」の3つの柱に沿って、アフリカにおける包摂的かつダイナミックな開発に向けた支援を行っています。

関連記事 本誌 → P.50
JICAウェブサイト 「ニュース」プレスリリース 2013年5月31日、6月3日



海峡を横断する地下鉄は1日150万人を運ぶ市民の足となる

2013.10 トルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通

日本の技術を活用し、トルコ150年の夢である海底トンネルを建設

2013年10月、トルコのギュル大統領とエルドアン首相、安倍総理大臣立ち合いの下、トルコ建国90周年に合わせて開通式典が開催されました。本事業は、イスタンブールを東(アジア)と西(欧州)に分けるボスポラス海峡において、両側をつなぐ地下鉄建設を円借款で支援するもので、沈埋函では世界最深となる海底60mのトンネル建設に日本の高い技術が用いられました。地下鉄開通により、これまでフェリーで30分近くかかっていた海峡間の移動が4分に短縮され、慢性的な交通渋滞と排気ガス等の大気汚染の緩和が期待されます。

関連記事 本誌 → P.61(事例)
JICAウェブサイト 「ニュース」プレスリリース 2013年10月30日、トピックス>ニュース 2013年11月14日



日本らしい支援を～被災者の目線の高さで診療をする国際緊急援助隊医療チーム

2013.11 台風被害を受けたフィリピンを支援

東日本大震災の経験も生かし
多様な協力を展開

11月にフィリピンを直撃した台風30号に対し、国際緊急援助隊は医療チームの派遣をはじめ多くの支援を行いました。現地では東日本大震災の教訓を生かし、支援が行き届かない村落への巡回診療も積極的に行いました。日本が携行したX線や検査機材は他国チームからも使用を依頼され、広く現場の医療活動に貢献しました。また、テント・発電機・浄水器・水等の物資供与のほか、専門家チームも派遣し、台風の影響で座礁した船からの油流出事故の対応や、早期復旧のための調査・報告・助言を行いました。JICAは今後も復興への継ぎ目ない支援を目指し、フィリピンの復旧と防災能力強化のため活動を続けます。

関連記事

本誌 → P.23、121(事例)、135(事例)
JICAウェブサイト 「ニュース」緊急援助ニュースリリース 2013年12月27日



日本経済新聞社との共催による「アジアの未来」特別シンポジウム「ASEAN 2025～統合後の展望と課題」の様子

2013.12 日本とASEAN 40年の絆

パートナーシップ強化、ASEANの一体性強化に向けて

2013年、日本とASEAN（東南アジア諸国連合）は友好協力40周年を迎えました。12月には日本ASEAN特別首脳会議が開催され、ASEANが目指す2015年の共同体設立に向けた連結性強化、域内格差是正などに対し、日本政府は今後5年間で2兆円の支援を表明しました。JICAも各国・各地で記念イベントを開催したほか、首脳会議初日には、「アジアの未来」特別シンポジウム「ASEAN 2025～統合後の展望と課題」と「ASEANにおける低炭素・エネルギー効率政策の長期的インパクト」シンポジウムを開催。長期的シミュレーション結果等から抽出された課題を提示し、ASEAN各国からの参加者を交え活発な議論を行いました。

関連記事

本誌 → P.20
JICAウェブサイト 「ニュース」セミナー・シンポジウム報告 2013年12月17日



JICA地球ひろばでは「見て、聞いて、触って」体験できる展示を通じ、開発途上国の現状などについて学ぶことができる【写真：石郷友仁】

市民の国際協力への参加の拡大

草の根技術協力事業開始10年/JICA地球ひろば来館者100万人達成

草の根技術協力事業は、政府間の協力だけでは手が届きにくい草の根レベルのきめ細やかな協力をNGOなどの団体と連携して実施する事業です。事業開始から10年の節目にNGO等団体とのさらなる連携強化を目指し、効果的な協働に向けた今後の展開を検討しています。また、この事業に代表される「市民による国際協力」を推進する拠点として、2006年に開設された「JICA地球ひろば」への来館者は100万人を突破。開発途上国の現状や国際協力について展示する体験ゾーンでは、多くの来訪者に理解を深めていただいています。

関連記事

本誌 → P.110、112、113(事例)
JICAウェブサイト 「JICA地球ひろば」ひろばニュース> お知らせ・トピックス 2013年10月25日

JICAウェブサイト <http://www.jica.go.jp/>

目次

JICA at a Glance	1
HIGHLIGHTS 2013	2
目次	4

事業の目的と概況

日本のODA	12
JICA事業の概況	15
事業展開の方向性	18

理事長インタビュー

国際協力60年 JICAの貢献.....6



ドミニカ共和国【写真：佐藤浩治】

活動報告

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	
■ 部長インタビュー	20
東南アジア	21
大洋州	27
東・中央アジア	
■ 部長インタビュー	30
東アジア	31
中央アジア・コーカサス	33
南アジア	
■ 部長インタビュー	36
南アジア	37
中南米	
■ 部長インタビュー	42
中米・カリブ	43
南米	46
アフリカ	
■ 部長インタビュー	50
アフリカ	51
中東・欧州	
■ 部長インタビュー	56
中東	57
欧州	60

本報告書の計数、地図について

1. この年報は2013年度(会計年度。2013年4月1日から2014年3月31日まで)の国際協力機構の活動をまとめたものです。
2. 収録した事業実績に関する統計等の数値は、国際協力機構に関するものは上記2013年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2013年(2013年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法により、数値が異なる場合もあります。
3. ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル=97.6円(2013年のDACの指定レート)を使用しています。
4. 本書で使用している地図はすべて略図で、国境紛争地域、国境不明確地域などの国境線は、便宜上付したものです。

表紙写真

- ブータン：農業試験場で農作物の世話をする農業開発のJICA専門家【写真：野町和嘉】
マリ：日本の無償資金協力で建てられた小学校で授業中の子どもたち【写真：今村健志朗】
ベトナム：円借款によりハノイ市郊外に建設中のニャッタン橋(日越友好橋)【写真：高橋智史】
インドネシア：ポリオの予防接種【写真：今村健志朗】

課題別取り組み

ミレニアム開発目標	62
社会基盤・平和構築	
■ 部長インタビュー	64
ジェンダーと開発	65
貧困削減	67
平和構築	69
都市・地域開発	71
運輸交通	72
情報通信 (ICT)	74
人間開発	
■ 部長インタビュー	76
教育	77
社会保障	79
保健医療	80
地球環境	
■ 部長インタビュー	82
自然環境保全	83
環境管理	84
水と衛生	85
防災	87
気候変動対策	88
農村開発	
■ 部長インタビュー	90
農業・農村開発	91
水産	94
産業開発・公共政策	
■ 部長インタビュー	96
民間セクター開発	97
資源・エネルギー	100
ガバナンス	102

さまざまな事業の取り組み

民間連携	104
中小企業海外展開支援	106
ボランティア	108
市民参加協力	110
NGO等との連携	112
地球規模課題に対応する	
科学技術協力	114
移住者・日系人支援	116
人材養成・確保	118
災害緊急援助	120
研究活動	122
開発パートナーシップ	124

東日本大震災への JICAの取り組み	126
-----------------------	-----

協力の形態／ 運営・管理・評価

協力の形態

技術協力	128
本邦研修	130
有償資金協力	132
無償資金協力	134
フォローアップ	136
JICA-Net	137

運営・管理・評価

事業評価	138
環境社会配慮ガイドライン	139
金融リスク管理	142
海外での安全管理	143
業績評価制度	144
情報公開	145
コンプライアンス	146
広報活動	147
業務改善への取り組み	149
環境への取り組み	150

なんとかしなきゃ! プロジェクト 4年目の取り組み	151
------------------------------	-----

資料編

沿革	152
組織図	154
役員一覧	155
国内拠点・海外拠点	156
予算	158
事例索引	159
用語解説	160

別冊 (資料編)



事業実績統計、財務諸表、財務状況については別冊 (資料編) をご参照ください。

国際協力60年 JICAの貢献

世界も日本も元気になる国際協力を目指して



2014年は、日本が国際協力/政府開発援助(ODA)を開始して60周年を迎えた年であり、その実施を担ってきたJICAにとっても節目となる年です。これまでODAは、わが国外交の最も重要な手段の一つとして、世界各地の開発途上地域でさまざまな効果をもたらしてきました。また、相手国との間で長期的で良好な関係の構築にも役立ってきました。

こうした歴史の下、私は、2012年4月にJICAの理事長に就任して以来、途上国はもちろん、日本も元気になるような国際協力を目指して、業務に邁進してまいりました。途上国を中心に、これまで40カ国以上の現場を訪れ、事業の進捗を自身の目で確認し、相手国の方々との対話も行ってきました。

そのうえで、2014年の年頭メッセージとして掲げたのが“ダイナミックな事業展開”です。国際協力はJICAだけで行えるものでなく、民間企業、大学、NGO、地方自治体など多くのパートナーの方々との連携により成り立っています。そのつながりを、既成の枠にとらわれず一段と発展させ、多様なパートナーの強みを生かしたダイナミックな事業展開で、途上国の課題解決に引き続き貢献していきたいと思います。

JICAが掲げる「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」とのビジョンを実現するべく、これからも皆さまと共に、事業を進めてまいります。一層のご理解とご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

国際協力機構 (JICA)
理事長

田中 剛彦

Q1 60周年を迎えた日本の国際協力の歴史をどのように振り返りますか。

日本の政府開発援助(ODA)は、さまざまな段階を踏んで変遷してきました。60年の歴史は、国際社会における日本の位置づけに対応して、大きく3つの時期に分けられます。

第1期は、1954~70年代半ばの戦後復興の時代です。日本は、第二次世界大戦の戦後処理を経て、国際社会の枠組みに復帰し、1954年にアジア太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進し生活水準を向上させる目的で設立された国際機関である「コロンボ・プラン」に加盟しました。

翌年には、研修員受入や専門家派遣といった技術協力を開始し、1958年にはインドに対して最初の円借款を供与しました。

その後、ODAはビルマ(現ミャンマー)等4カ国に対して行われた戦後賠償とともに、日本が国際社会に復帰する過程で責任ある行動を示すうえで大きな役割を果たすこととなりますが、戦後賠償で行われたビルマのブルーチャンダムの建設やインドネシアのプランタス河流域の開発は、その後、円借款や技術協力へバトンタッチされ相手国の開発に寄与するとともに、日本企業が建設などを請け負うことにより、日本の産業復興にも貢献しました。

第2期は、1970年代半ばから1990年代半ばにかけての20年です。日本が経済大国になって、世界各国と経済摩擦が起きようになり、国際社会のなかで日本はどのような貢献を行っているのかを問われた時期でもあります。

ODAは大幅に拡大され、1978年に当時の福田首相が表明したODA3年倍増計画も実行されます。以降、1980年代は日本のODAが量的にも質的にも大きく成長を遂げた時期でした。さらに、1989年には日本のODAが米国を抜いて世界第1位になり、それは1991年から2000年まで続きます。

そのなかで、日本の援助の方針を世界に明示する必要があるとして、1992年にODA大綱が初めて制定されました。

第3期は、ベルリンの壁崩壊、ソ連解体で冷戦という国際政治の大きな構造がなくなり、新たな世界秩序が問われるようになった1990年代半ばから今に至る20年です。日本は新興の経済大国から、成熟した経済大国へと変わりました。その間に、経済、安全保障ともに世界は相互依存を強め、気候変動対策といったグローバルな課題解決が求められるようになりました。また、冷戦は終結しても、世界各地で

ODAは、日本が国際社会に復帰する過程で責任ある行動を示すうえで大きな役割を果たした

日本の国際協力の歩み

年	日本の動き	世界の動き
1950		「コロンボ・プラン」発足
1954	「コロンボ・プラン」に加盟、日本が国際協力をスタート	
1956	国際連合に加盟	
1958	有償資金協力(円借款)開始	
1961	海外経済協力基金(OECF)設立※1	経済協力開発機構(OECD)設立
1964	OECDに加盟	
1965	日本青年海外協力隊(現:青年海外協力隊)創設	
1973		第一次石油危機
1974	国際協力事業団(JICA)設立	
1976	日本の戦後賠償支払い完了	
1978	ODA第一次中期目標発表 →ODAを3年間で倍増	
1979	国際緊急援助を開始	
1989	日本のODAが米国を抜いて世界第1位に →1991~2000年までODA供与額世界第1位	
1990		イラクのクウェート侵攻が湾岸戦争に発展
1992	「ODA大綱」制定	
1997	東南アジア諸国に対し300億ドル規模の支援スキーム構築	←→ アジア通貨危機
1999	国際協力銀行(JBIC)設立※2	
2000		ミレニアム開発目標(MDGs)誕生
2001	アフガニスタン、イラクへの復興支援を強化	←→ 米国同時多発テロ事件
2003	「ODA大綱」改定 →「人間の安全保障」「平和構築」がキーワードに	
2004	被災地の復旧・復興を継ぎ目なく支援	←→ スマトラ沖大地震・インド洋津波
2008	JICAが技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う世界最大規模の二国間開発援助機関に※3	
2011	東日本大震災(3.11) →世界第1位の被援助国に	
2014	ODA60周年	

※1 有償資金協力(円借款、海外投融資)の実施機関として設立されたJICA(旧JBIC)の前身組織。
 ※2 OECFと旧日本輸出入銀行との統合により設立されたJICAの前身組織(旧JBIC)。
 ※3 旧JICA、旧JBIC海外経済協力(有償資金協力)部門、および外務省実施の無償資金協力の一部を統合して、新JICAが設立。

新たに「人間の安全保障」の 概念を導入することにより、 地球規模の課題や 平和への貢献を打ち出した

紛争が勃発し、多くの難民も発生しました。

これらの課題に対して、日本は、それまでの援助に加えて、新たに「人間の安全保障」の概念を

導入することにより、地球規模の課題や平和構築への貢献を打ち出しました。平和と安定は、人間一人ひとりの尊厳と安全が確保されて初めて実現することから、協力の対象を単に

「国」とするのではなく「人」を事業の中心に据え、開発の恩恵をすべての人々に行きわたらせる「インクルーシブ(包括的)」な開発を目指すようになりました。アフガニスタン、イラクなどで、紛争終結直後の情勢が不安定な段階から職員が現地に入り、復興支援に取り組むようになったことは象徴的なことです。

また、ここ10年、新興国の経済成長がますます著しくなり、サブサハラの経済も成長していますが、中所得国になった国においても国内格差、社会的弱者の問題が解決しているとはいえ

ず、依然として貧困問題が存在しています。一方、途上国の開発に関する資金では民間資金が増大していますし、市民、地方自治体、NGO、民間企業、大学・研究機関など開発に関わる人々は多様化し、役割も大きくなりました。

国際協力60周年である本年、JICAは、これまでの経験をどのように活用し、さまざまなステークホルダーとどのように協力しながら、複雑化する課題に対応していくのかが問われる時期を迎えています。

Q2 60年の歴史を通じ、日本、JICAによる国際協力の強み、特徴はなんですか。

日本は、援助を受けながらODAを実施してきた数少ない国であり、自国の戦後の復興プロセスのなかで何が役に立ったかを考えつつ、それを開発途上国の人々にどのようにわかってもらうかという視点で支援してきました。そのなかで、「自助努力」、自分でやる気になってもらうことこそが援助の本旨ということに気づき、日本の考えや技術を押しつけるのではなく、その国の状況に合うものを一緒に考えていく支援、まさに人を育てる技術協力を重視してきたのです。前述のブラントス河流域開発、バルーチャンダム建設をはじめ、ブラジルのセラード開発やタイ東部臨海開発など、日本のODAの成功事例とされる案件に共通する特徴は、円借款等によるインフラ整備と同時に技術協力による人



タイ政府が1980年代から進めた東部臨海地域の開発に対して、日本は開発調査や円借款の供与により、港、工業団地、道路、ダムなどのインフラ整備を支援。同地域はタイの発展を牽引する一大工業地帯に発展した。下写真は、円借款で整備され、現在はタイ最大のコンテナ取扱量を誇るレムチャバン港。左写真は、小さな漁村だった80年代のレムチャバン地区【写真：下村恭民】



材育成を行っている点です。

また、戦後復興から経済大国といわれるまでに成長した日本の経験から、途上国の貧困問題を根本的に解決するためには、経済全体を発展させるべきという姿勢を取ってきたことも特徴の一つです。経済開発のためのハードのインフラ整備とソフトの人材育成という両面の基盤づくりにより、貧困削減を推進してきたのです。近年、目覚ましい経済成長を遂げている東南アジアでは、このような日本型の協力が成果を上げたといえます。

そして、人と人とのつながりを重視した支援も日本独自のものといえるでしょう。60年間に、約13万6,500人の専門家、約4万6,000人のボランティアを開発途上国に派遣する一方、約31万人を日本に受け入れて研修を実施してきたことで、相手国との信頼関係を構築して、人づくり・国づくりに貢献してきました。

Q3 2013年度の事業のなかで特に印象的な取り組みをご紹介します。

2013年度は、60周年を経て、次の20年を見越し、どのように日本の国際協力を進化させていくかに真剣に取り組み始めた1年でした。

具体的な事業のなかでも、10月に開通したトルコのボスポラス海峡横断地下鉄への協力は、何と言ってもその規模において2013年度で最も特筆すべき事業でしょう。日本の優れた技術で質の高いインフラを造り上げた事例であるとともに、完工した大量交通システムによって、交通渋滞や排気ガス等による大気汚染の改善といった気候変動等の問題にも対応した、新しい時代に適合した協力の事例でもあります。

6月には第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が開催されました。急速に進むアフリカの経済成長を持続的なものにするために、インフラ整備や複数の国々にまたがる地域の成長回廊開発の重要性を確認しました。同時に、貧困削減のためには、天然資源に頼らない産業の育成が必要との観点から、特に農業分野において、コメの生産倍増計画を進める「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」イニシアティブの継続



や、女性農民の能力向上も視野に入れ、ケニアで成果を上げた「小規模園芸農民組織強化プロジェクト(SHEP)」の他国への普及等を実施していくことが合意されました。

また、2013年度の注目すべき取り組みで、今後も重視していく分野が二つあります。

一つは防災です。11月にフィリピンを襲った大型台風は甚大な損害をもたらしました。JICAは国際緊急援助隊医療チームの派遣に始まり、被災地の復旧・復興に向けて迅速な支援を展開しましたが、より災害に強い社会をつくる復旧・復興「ビルド・バック・ベター(Build Back Better)」という視点から、中長期的な支援に取り組んでいます。2015年3月には仙台で国連防災世界会議が開催されますが、防災と災害に強靱な社会づくりは、今後の国際協力の重要な課題になっていくと思います。

もう一つは、平和構築です。フィリピンのミンダナオでは2014年3月末に政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)との間で包括和平合意が署名され、新しい自治政府をつくること

2013年度の注目すべき取り組みで、今後も重視していく分野は防災と平和構築

関連記事 トルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄 P.61 (事例)

関連記事 フィリピン・大型台風被災地支援 P.23、121 (事例)、135 (事例)

関連記事 フィリピン・ミンダナオ支援 P.69 (事例)



「ミンダナオ平和構築セミナー」を2014年6月23～25日、平和を象徴する広島市で開催。左からカマルザマン・アスカンダル・マレーシア科学大学教授、アル・ハジ・ムラド・イブラヒムMILF議長、湯崎英彦広島県知事、一人おいて、ベニグノ・アキノ3世フィリピン大統領、田中明彦JICA理事長

意されましたが、これまでJICAが継続して行ってきた支援も平和への道に一定の貢献を果たしたのではないかと考えています。他方で、事業を積極的に展開していた南スーダンでは、重要な案件の開始を目前にして、内戦状態になったのは大変残念なことでしたが、停戦合意が安定して遵守される状況になれば協力を再開するつもりです。また、アフガニスタンでも大統領選挙に伴う情勢不安により活動規模を縮小せざるを得なくなっていますが、安全面に配慮しつつ、業務を継続していく方針です。

Q4 ODAに求められている多様なニーズや課題に応えるため、JICAは今後どのような国際協力を目指しますか。

現在、国際社会ではミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限である2015年以降のポストMDGsについて、また国内ではODA大綱

の見直しに向けての議論が行われています。こうした動きに対応しつつ、JICAは責任ある実施機関として、これまでの経験や知見、また支援国についての情勢分析力を生かして、

より効果的な協力を行っていくとともに、その成果を国内外に発信していきます。

今や、日本が主張してきた、国際協力における相手国のオーナーシップの重要性や貧困削減



JICAの支援で舗装されたアフガニスタンの生活道路で

のための経済成長への支援の必要性は、国際社会の共通認識になってきています。私たちは自信を持って、今までの経験を生かして事業を進めていきたいと思えます。

また、途上国の抱える問題のなかには私たちと共通するものが出てきています。私たちが途上国に対して一方的に何かを供与するというよりも、一緒に課題を解決していく側面が強くなってきました。私の言葉でいえば、「世界を元気にすることで日本も元気になる国際協力」です。

相手国の人々が元気になって一緒に働けるということが、私たちも元気にするのであり、相手国でさまざまな経済活動が活発になれば、日本もその一端を担うことで元気になります。それは、相手国の市場が拡大し日本経済の活性化につながるということのみならず、国際協力を通じて得た知識や現場での経験、かけがえのない人的交流も、長期的に見れば日本社会に還元されていくということなのです。

JICAは、これからも、開発途上国の人々に寄り添いながら、世界も日本も元気が出る国際協力を行っていきます。

開発途上国の人々に
寄り添いながら、
世界も日本も元気が出る
国際協力を行っていく



アフガニスタン：カーペット工場で働く女性【写真：サイド ジャン サバウーン】

事業の目的と概況

日本のODA	12
JICA事業の概況	15
事業展開の方向性	18

日本のODA

● ODAとは何か

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)といいます。

● ODAの形態

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。二国間援助は「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

● さまざまな援助手法を一体的に担うJICA

近年、欧米先進国では気候変動や貧困削減など地球規模の課題への取り組みを強化するため、ODAを拡大しています。さらに、中国、韓国などの新興援助国も登場しています。その一方で、日本は厳しい財政事情からODA予算は年々減少する傾向にあります。

こうした国際的な情勢と、国内の行政改革の流れを受けて、政府はODAのさらなる質の向上を目指し、ODA政策の戦略化や実施体制の強化などの改革に取り組んできました。その一環として、ODA実施機関の一元化を目的に、国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務(外交政策上、外務省が直接実施するものを除く)がJICAに承継され、2008年10月1日に新JICAが誕生しました。この統合によって、一つの組織の下で援助手法の有機的連携が実現し、より効果的・効率的な援助が行えるようになりました。主な援

助手法の概要は次のとおりです。

二国間援助

▶技術協力

技術協力では、日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行います。また、相手国の現場の状況に応じたオーダーメイドの協力計画を相手国と共同でつくり上げ、その国の実情に合った適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することで、課題解決能力の向上や経済の成長を支援します。具体的には、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与、政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした調査(開発計画調査型技術協力)などを実施します。

▶有償資金協力

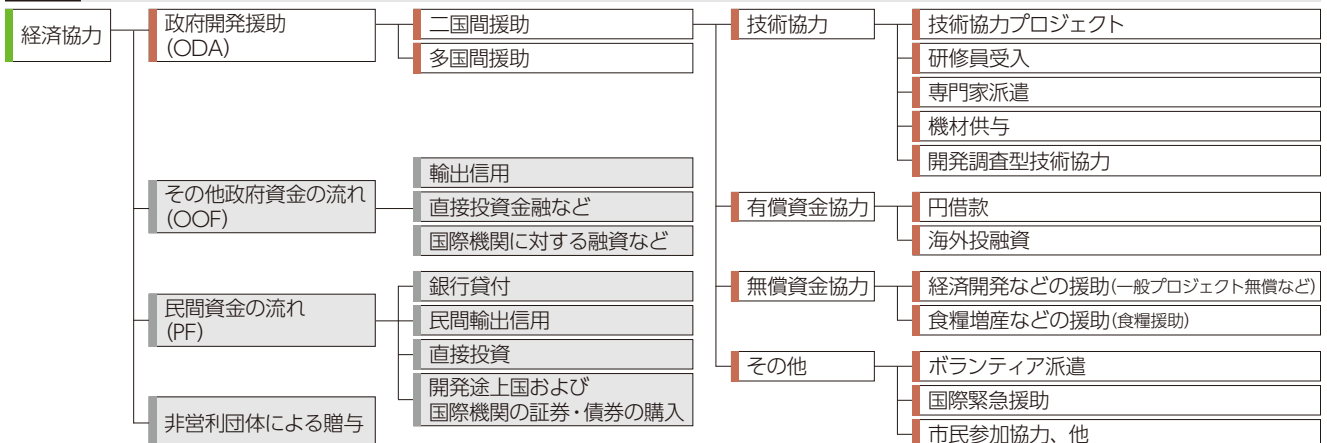
有償資金協力は、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、開発途上国の発展への取り組みを支援する援助方法です。「円借款」や「海外投融資」といった援助形態がこれに当たり、特に円借款は、一般に技術協力や無償資金協力よりも大きな規模の資金貸し付けが可能のため、開発途上国の大規模な基礎インフラ整備を目的とする支援で活用されています。

有償資金協力を受けた開発途上国には返済義務が生じますが、これにより開発途上国自らがプロジェクトの重要性・優先度を見極め、資金をできる限り効率的に配分・活用していく努力が促されることとなります。

▶無償資金協力

無償資金協力は、開発途上国に返済義務を課さないで、

図表-1 経済協力と政府開発援助



経済社会開発のために必要な資金を贈与する援助方法です。開発途上国の中でも、比較的所得水準の低い諸国を中心に、病院や橋の建設などの社会・経済の基盤づくりや、教育、エイズ、子どもの健康、環境など人々の生活水準向上に直結した協力を対象に幅広く実施しています。

無償資金協力は、その形態から一般プロジェクト無償、ノン・プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO連携無償、人材育成支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、水産無償、文化無償(一般文化無償および草の根文化無償)、緊急無償、食糧援助、環境・気候変動対策無償、貧困削減戦略支援無償、紛争予防・平和構築無償に分類されます【→ JICA実施分についてはP.134を参照ください】。

多国間援助(国際機関への出資・拠出)

多国間援助とは、国際機関に資金を出資または拠出して、開発途上国に対し間接的な形で援助を行うものです。対象となる国際機関としては、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(UNICEF)などの国連関係の諸機関(拠出)、世界銀行、国際開発協会(IDA、第二世界銀行)、アジア開発銀行(ADB)などの国際開発金融機関(出資)があります。

● 開発援助における国際的な潮流

近年の国際的な援助動向として、ミレニアム開発目標(MDGs)【→ P.62を参照ください】に代表されるように、国際社会が共通の目標を設定し、その達成のためにさまざま

図表-2 2013年(暦年)の日本のODA実績(援助形態別、暫定値)

援助形態	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%) ODA計	
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)		
ODA 二国間 ODA 贈与	無償資金協力	7,120.60	3,118.31	128.3	6,949.06	2,488.84	179.2	60.7
	債務救済	4,020.86	4.69	85,550.8	3,924.00	3.75	104,628.3	34.3
	国際機関を通じた贈与	1,725.17	1,395.19	23.7	1,683.61	1,113.55	51.2	14.7
	上記項目を除く無償資金協力	1,374.57	1,718.43	-20.0	1,341.45	1,371.54	-2.2	11.7
	無償資金協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	7,120.60	3,117.46	128.4	6,949.06	2,488.16	179.3	60.4
	債務救済	4,020.86	4.69	85,550.8	3,924.00	3.75	104,628.3	34.1
	国際機関を通じた贈与	1,725.17	1,395.19	23.7	1,683.61	1,113.55	51.2	14.6
	上記項目を除く無償資金協力	1,374.57	1,717.58	-20.0	1,341.45	1,370.86	-2.1	11.7
	技術協力*	2,922.89	3,656.56	-20.1	2,852.48	2,918.43	-2.3	24.9
	技術協力(東欧および卒業国向け実績を除く)*	2,917.60	3,641.07	-19.9	2,847.32	2,906.07	-2.0	24.8
	贈与計	10,043.49	6,774.87	48.2	9,801.54	5,407.27	81.3	85.7
	贈与計(東欧および卒業国向け実績を除く)	10,038.20	6,758.54	48.5	9,796.38	5,394.23	81.6	85.2
	政府貸付等	-1,289.99	-423.20	-204.8	-1,258.91	-337.77	-272.7	-11.0
	(債務救済を除く政府貸付等)	545.93	-418.63	230.4	532.78	-334.12	259.5	
	(貸付実行額)	9,748.31	7,740.16	25.9	9,513.48	6,177.70	54.0	
	(回収額)	11,038.30	8,163.36	35.2	10,772.39	6,515.47	65.3	
	(債務救済を除く回収額)	9,202.38	8,158.79	12.8	8,980.70	6,511.82	37.9	
	政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	-1,224.09	-356.33	-243.5	-1,194.60	-284.40	-320.0	-10.4
	(債務救済を除く政府貸付等)	611.83	-351.75	273.9	597.09	-280.75	312.7	
(貸付実行額)	9,721.31	7,701.33	26.2	9,487.12	6,146.71	54.3		
(回収額)	10,945.40	8,057.65	35.8	10,681.73	6,431.10	66.1		
(債務救済を除く回収額)	9,109.48	8,053.08	13.1	8,890.03	6,427.45	38.3		
二国間ODA計	8,753.50	6,351.67	37.8	8,542.63	5,069.50	68.5	74.7	
二国間ODA計(東欧および卒業国向け実績を除く)	8,814.11	6,402.21	37.7	8,601.78	5,109.83	68.3	74.8	
国際機関向け拠出・出資等	2,972.00	4,202.30	-29.3	2,900.40	3,354.01	-13.5	25.2	
ODA計(支出純額)	11,725.50	10,553.97	11.1	11,443.03	8,423.51	35.8	100.0	
ODA計(支出純額)(東欧および卒業国向け実績を除く)	11,786.11	10,604.51	11.1	11,502.18	8,463.84	35.9	100.0	
ODA計(支出総額)	22,763.80	18,717.33	21.6	22,215.42	14,938.98	48.7		
ODA計(支出総額)(東欧および卒業国向け実績を除く)	22,731.51	18,662.16	21.8	22,183.91	14,894.94	48.9		
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	5,083.61	6,124.54	-17.0	496,114.20	488,821.90	1.5		
対GNI比(%)	0.23	0.17		0.23	0.17			
対GNI比(%)：(東欧および卒業国向け実績を除く)	0.23	0.17		0.23	0.17			

- 注 1. 卒業国で実績を有するのは次の14カ国：香港、シンガポール、ブルネイ、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バルバドス、トリニダード・トバゴ、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、クロアチア
 2. 2013年DAC指定レート：1ドル=97.5910円(2011年比、17.7774円の円安)
 3. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがあります。
 4. 債務救済には、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含みません。
 5. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきましたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めました。
 6. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとします。
 ※ 技術協力は、行政経費・開発啓発費を含みます。

まな国・機関が協調して援助を実施する動きの加速化が挙げられます。また、旧来の援助協調では案件単位での連携や調整に重点が置かれていたのに比べ、近年の開発協力は、支援相手国の主体性(オーナーシップ)をより重視しながら、開発途上国自身の開発計画や優先課題を援助国・機関が共同で支援して、その国の開発目標の達成に共に取り組むことが主流となっています。つまり、援助を行う側には、開発途上国の開発戦略の優先順位に沿って、援助を行うことが求められているのです。

● 日本の「貢献度」

2013年の日本のODA（東欧および卒業国向け実績等を除く）は、支出純額(ネットベース)で二国間援助が約88億1,411万ドル(約8,602億円)、国際機関に対する出資・拠出などが約29億7,200万ドル(約2,900億円)、ODA全体では対前年比11.1%増の約117億8,611万ドル(円ベースでは対前年比35.9%増の約1兆1,502億円)で、OECD DAC*加盟国では、米国、英国、ドイツに続く第4位となっています。

1989年、日本のODA実績はそれまで1位だった米国を抜き、世界第1位となりました。そして1991~2000年の10年間、日本はODA実績で世界第1位を維持し、DAC諸国をリードし続けてきました。2001年を境に、(2005年に一時的に増加したものの)その後は縮減傾向が続いていましたが、2013年は前年度比増加に転じました。

これを支出純額対GNI比で見ると、日本は0.23%で、DAC加盟28カ国中、18位という低い順位です。

* OECD DAC : Organization for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee : 経済協力開発機構・開発援助委員会

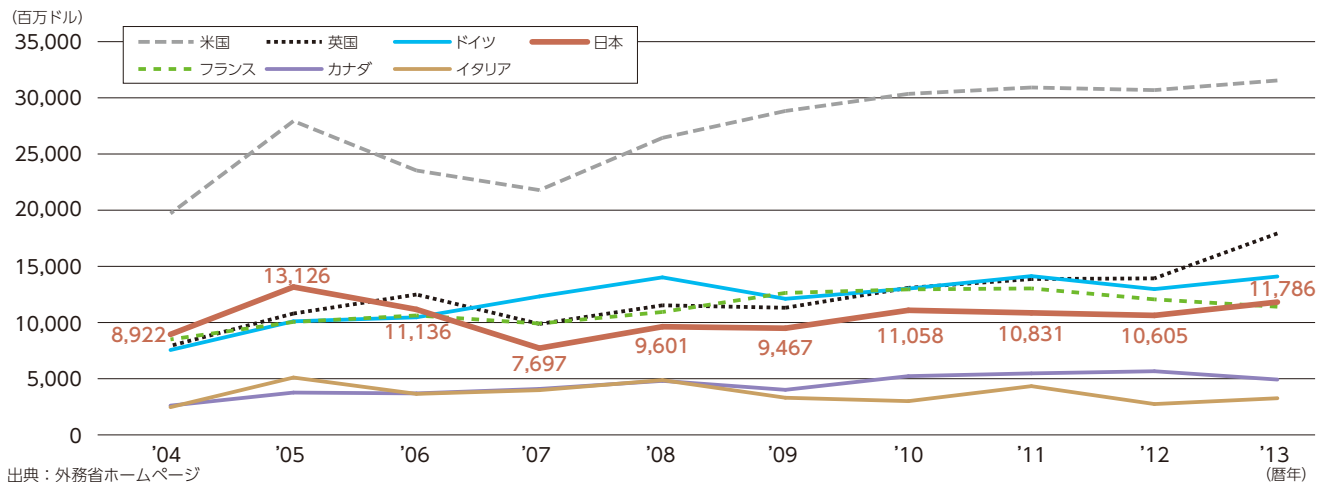
図表-5 外務省ODA予算の概要

(単位:億円)

	2013年度		2014年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率
政府全体	5,573	-0.7%	5,502	-1.3%
うち外務省	4,212	0.7%	4,230	0.4%
無償資金協力	1,642	1.6%	1,667	1.5%
JICA運営費交付金	1,469	1.1%	1,503	2.3%
分担金・拠出金	499	-2.5%	431	-13.8%
援助活動支援等	601	0.4%	630	4.8%

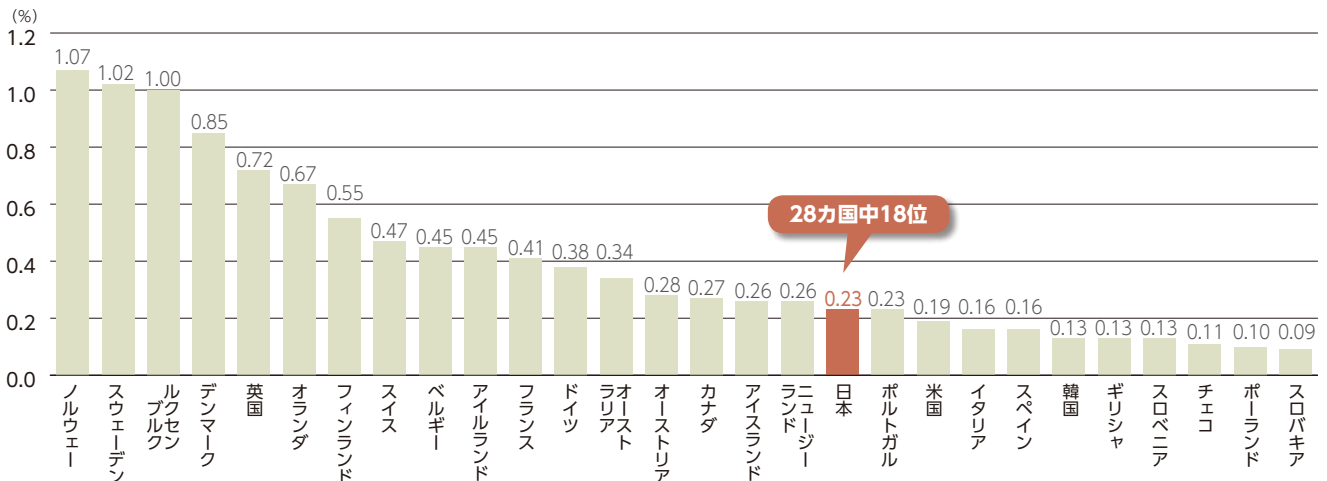
出典：外務省ウェブサイト

図表-3 主要援助国のODA実績の推移 (支出純額ベース)



出典：外務省ホームページ

図表-4 支出純額対GNI比 (%)



出典：外務省ホームページ

JICA事業の概況

2013年度、JICAは、経済成長に資する支援、平和構築と人間の安全保障への貢献、ミレニアム開発目標(MDGs)達成とアフリカ支援、民間連携とわが国の知見の活用、わが国の戦略的外交への貢献などを重点分野として取り組みました。

2013年度のJICA事業概要

● 日本のODA実績とJICA事業

日本の2013年(暦年)におけるODA実績(東欧、卒業国および欧州復興開発銀行(EBRD)向けを含む支出総額(暫定値))は、総額227億6,380万ドル(2兆2,215億円)です。この内訳は無償資金協力が71億2,060万ドル(6,949億円)、技術協力が29億2,289万ドル(2,852億円)、政府貸付などが97億4,831万ドル(9,513億円)でした。

JICAの2013年度事業別実績(図表-6、図表-7)については、技術協力が1,773億円で、前年度比5.7%増となっています。また、2008年10月からJICAが実施することとなった無償資金協力の供与実績は、計166件、1,158億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は51カ国1機関、7,495億円(実行額ベース)、海外投融資の供与実績は2機関2.7億円(実行額ベース)となりました。

図表-8～10は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

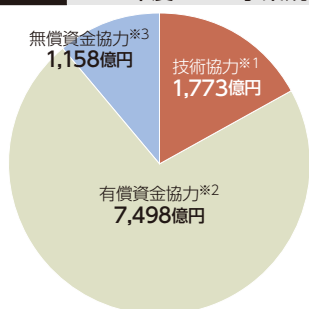
2013年度の技術協力経費は1,773億円で、前年度に比べ5.7%増となりました。

図表-6 2013年度 JICA事業別実績 (単位:億円)

	2013年度	2012年度
技術協力*1計	1,773	1,678
研修員受入	176	170
専門家派遣	653	568
調査団派遣	385	367
機材供与	41	53
青年海外協力隊派遣	77	83
その他ボランティア派遣	34	34
その他	407	403
有償資金協力*2計	7,498	8,646
無償資金協力*3計	1,158	1,416

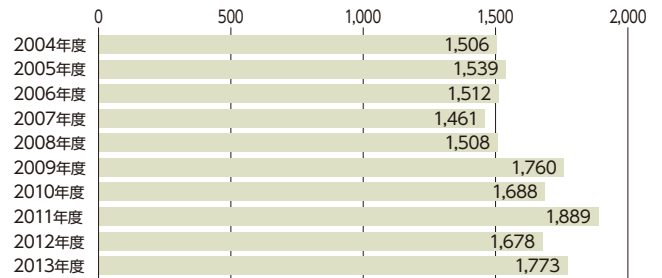
注 各実績額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。
 ※1 ボランティア派遣、その他経費を含みます。
 ※2 年度内の実行額
 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-7 2013年度JICA事業規模

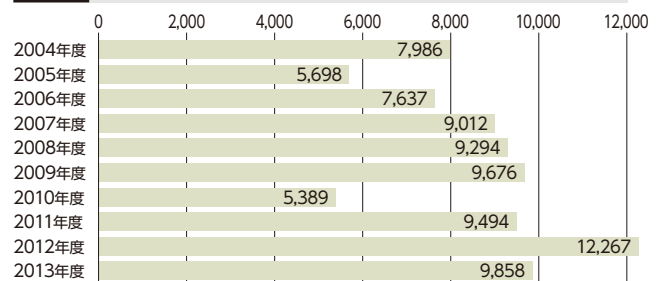


※1 管理費を除く技術協力経費
 ※2 有償資金協力実行額
 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及び案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-8 過去10年間の技術協力経費実績 (単位:億円)

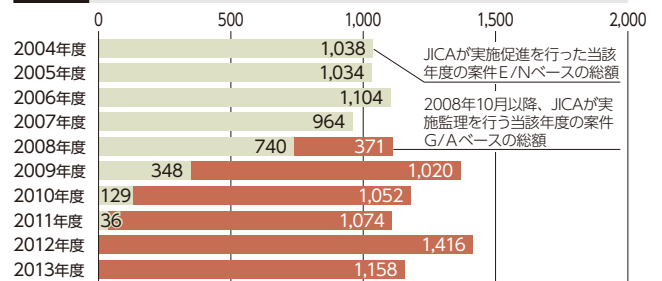


図表-9 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位:億円)



注 円借款・海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-10 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位:億円)



有償資金協力承諾額では、2013年度は9,858億円と前年度に比べ19.6%減となり、無償資金協力の事業規模も2013年度は総額1,158億円と、前年度に比べ18.2%減となっています。

● 地域別の実績構成比

図表-11は2013年度にJICAが実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

技術協力について、その地域別の実績を見ると、アジア36.7%、アフリカ23.6%、北米・中南米8.4%の順で割合が大きくなっています。なお、「その他」の21.8%には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

また、2013年度の新規分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア79.6%、中東7.2%、アフリカ5.3%の順となっています。2012年度に続き、アジアの比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アフリカ43.3%、アジア43.0%、大洋州6.7%と、2012年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

● 分野別の実績構成比

2013年度の分野別の実績構成比は、図表-12に示しています。

技術協力について、その実績を分野別に見ると、その他27.7%、公共・公益事業18.8%、農林水産14.5%、計画・行政14.1%の順となっています。

有償資金協力については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が57.5%と多く、次いで商品借款等13.4%、上下水道・教育・保健医療等の社会的サービ

ス12.6%となっています。

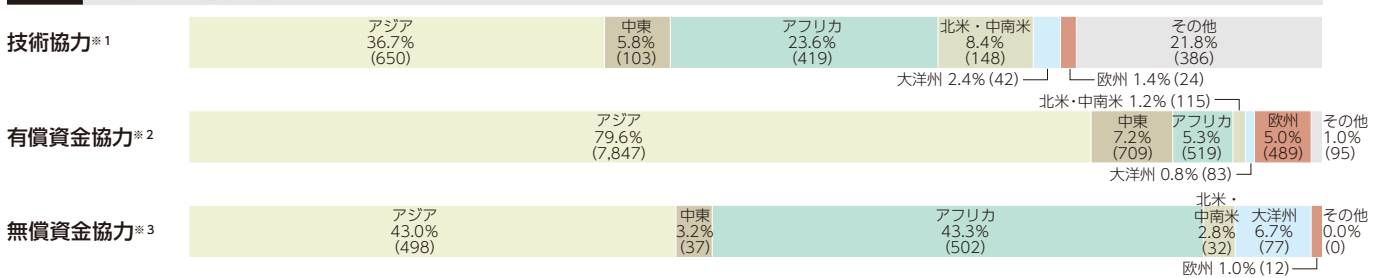
無償資金協力については、公共・公益事業が56.0%、次いで人的資源11.7%、保健・医療10.6%への協力の割合が高くなっています。

● 技術協力形態別の人数実績の推移

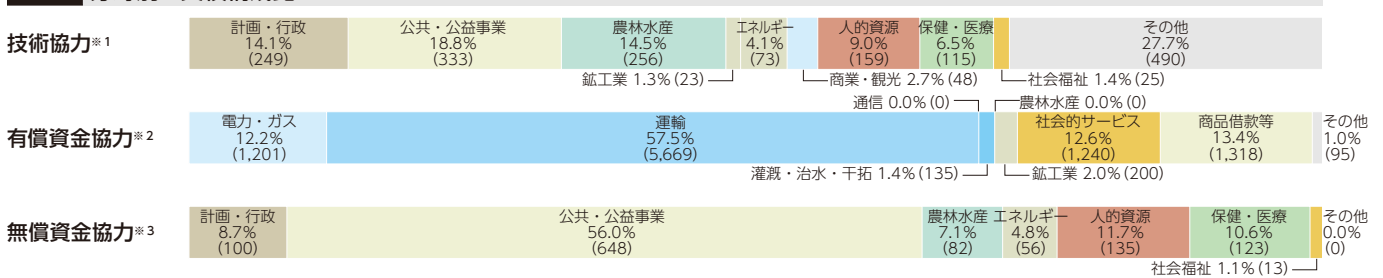
2013年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が2万2,240人、専門家派遣(新規)1万359人、調査団派遣(新規)が8,615人、青年海外協力隊派遣(新規)が1,081人、その他ボランティア派遣(新規)が337人でした。この結果、累計では研修員受入53万8,107人(1954~2013年度)、専門家派遣13万6,498人(1955~2013年度)、調査団派遣25万2,718人(1957~2013年度)、青年海外協力隊派遣3万9,375人(1965~2013年度)となっています。

2004年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-13のとおりです。

図表-11 地域別の実績構成比

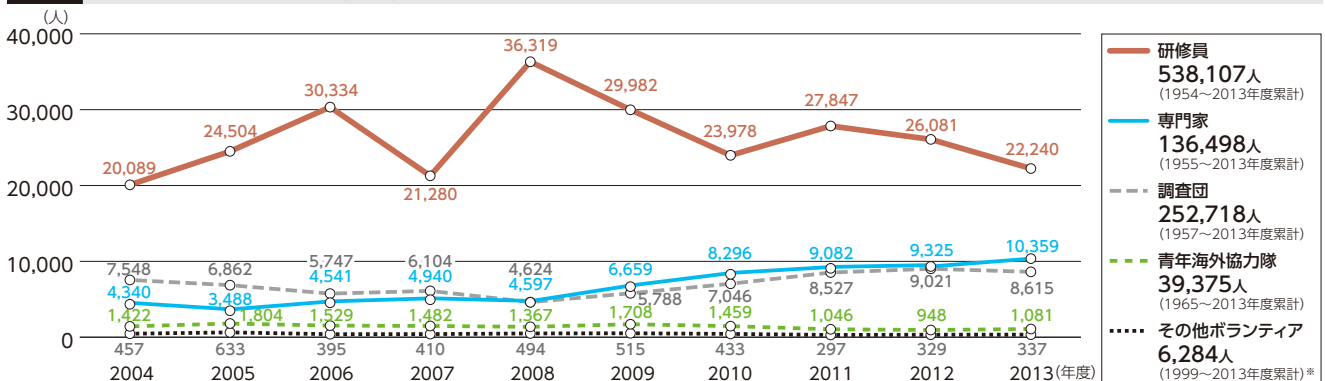


図表-12 分野別の実績構成比



※1 ボランティア派遣、緊急援助隊に係る経費を含む経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 ※3 贈与契約締結額。ただし、複数の会計年度に及ぶ案件については、各会計年度の供与限度額を計上。

図表-13 形態別の人数実績の推移(累計)



注 内訳は、シニア海外ボランティア、日系社会ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。移送者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

財務諸表の概要

● 一般勘定

1. 貸借対照表の概要

平成25年度末現在の資産合計は222,925百万円と、前年度末比29,095百万円増となっています。これは、現金及び預金の6,345百万円の増、有価証券の20,000百万円の増が主な要因です。負債合計は168,547百万円と、前年度末比31,440百万円増となっています。これは、運営費交付金債務の9,108百万円増、無償資金協力事業資金の19,089百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
	金額		金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	54,695	運営費交付金債務	31,732
有価証券	100,000	無償資金協力事業資金	115,082
その他	19,272	その他	18,993
固定資産		固定負債	
有形固定資産	46,077	資産見返負債	2,099
無形固定資産	5	その他	641
投資その他の資産	2,876	負債合計	168,547
資産合計	222,925	純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	66,701
		資本剰余金	△ 16,507
		利益剰余金	4,185
		純資産合計	54,378
		負債純資産合計	222,925

2. 損益計算書の概要

平成25年度末の経常費用は234,337百万円と、前年度比7,910百万円減となっています。これは、無償資金協力事業費が前年度比11,195百万円減となったことが主な要因です。経常収益は232,411百万円と、前年度比5,865百万円増となっています。これは、運営費交付金収益が前年度比17,058百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	234,337
業務費	225,623
技術協力プロジェクト関係費	75,659
国民参加型協力関係費	14,683
援助促進関係費	13,804
事業支援関係費	27,743
無償資金協力事業費	85,423
その他	8,311
一般管理費	8,676
財務費用	27
その他	11
経常収益	232,411
運営費交付金収益	143,523
無償資金協力事業資金収入	85,423
その他	3,466
臨時損失	32
臨時利益	7
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,894
当期総利益	1,943

● 有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

平成25年度末現在の資産合計は11,153,848百万円と、前年度末比24,349百万円増となっています。これは貸付金の増加48,400百万円が主な要因です。負債合計は2,156,396百万円と、前年度末比161,224百万円減となっています。これは財政融資資金借入金の減少197,709百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
	金額		金額
流動資産		流動負債	
貸付金	11,068,669	1年以内償還予定	
貸倒引当金(△)	△ 142,613	財政融資資金借入金	275,876
その他	128,745	その他	46,345
固定資産		固定負債	
有形固定資産	8,902	債券	320,000
無形固定資産	0	財政融資資金借入金	1,506,086
投資その他の資産		その他	8,089
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	68,575	負債合計	2,156,396
貸倒引当金(△)	△ 46,566	純資産の部	
その他	68,137	資本金	
資産合計	11,153,848	政府出資金	7,765,398
		利益剰余金	
		準備金	1,129,789
		その他	125,569
		評価・換算差額等	△ 23,303
		純資産合計	8,997,452
		負債純資産合計	11,153,848

2. 損益計算書の概要

平成25年度の当期総利益は125,569百万円と、前年度比32,071百万円増となっています。これは経常収益が217,847百万円と前年度比4,355百万円減となった一方、経常費用は92,278百万円と前年度比36,425百万円減となったことによるものです。経常収益は貸付金利息が前年度比5,996百万円減、経常費用は偶発損失引当金繰入がなく前年度比20,196百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	92,278
有償資金協力業務関係費	92,278
債券利息	4,950
借入金利息	27,388
金利スワップ支払利息	10,147
業務委託費	21,278
物件費	12,669
貸倒引当金繰入	7,755
その他	8,090
経常収益(B)	217,847
有償資金協力業務収入	217,419
貸付金利息	178,962
受取配当金	24,430
偶発損失引当金戻入	10,877
その他	3,150
その他	428
臨時損失(C)	1
臨時利益(D)	0
当期総利益(B-A-C+D)	125,569

注 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

事業展開の方向性

平成26年度事業展開の方向性に係る全体方針

1. 新興国・途上国と日本が共に成長する支援

- 経済インフラ、現地民間企業支援、法制度整備、人材育成など、新興国・開発途上国の経済成長に資する支援を推進する。その際には、社会の格差発生を予防するべく貧困層や障害者および高齢者などの社会的弱者への配慮を伴った支援を行うとともに、教育機会の提供、社会保障制度の整備、農村活性化など、社会の格差是正に資する支援についても着実に実施する。
- わが国が「インフラシステム輸出戦略」で掲げた企業のグローバル競争力の強化に向けた官民連携の推進、インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援、先進的な技術・知見などを生かした国際標準の獲得、新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援などを着実に実施する。

2. 人間の安全保障と平和構築の推進

- 現行MDGsの達成への貢献および脆弱国支援を念頭に、貧困層支援、国際保健、教育、水などの分野における支援を進める。人間の安全保障に貢献する支援として、「国際保健外交戦略」/「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」の達成支援、フィリピン等における緊急援助から災害復興・防災への一貫した支援への取り組みを進める。
- アフガニスタン、イラク、パレスチナ、南スーダン、アフリカの角、サヘル周辺諸国、ミャンマー少数民族支援、フィリピン・ミンダナオ和平の定着、シリア周辺国支援などの平和構築支援について、治安や状況を見極め、タイムリーに実施する。
- 民主主義や法の支配といった価値観の確立や波及を念頭に、法の支配の実現に向けた協力、メディア育成などを通じた民主化の促進に向けた協力を進める。

3. 国際連携の推進と国際援助潮流への取り組み

- ポスト2015に向けた国際場裡の議論に能動的に参加するとともに、現行MDGs達成に貢献する支援を推進する。
- すべての国が参加する新たな2020年以降の気候変動の国際枠組み構築に向けた議論に貢献するべく、「攻めの地球温暖化外交戦略」に沿った途上国の気候変動

の緩和および適応努力の支援を行う。

- ポスト2015への貢献および2015年に日本で開催される第3回国連防災世界会議および兵庫行動枠組の後継への貢献に向けて、防災主流化を推進し、災害に強い強靱な社会の構築、持続可能な都市開発に貢献する。
- 国際パートナーとの連携を進めるとともに、ODA/開発資金の見直しに係る議論の動向をフォローする。

4. 民間連携・国内連携の強化

- 開発に資する民間セクターの活動を積極的に支援するため、中小企業等の海外展開支援、海外投融資、PPPインフラ支援、BOPビジネス連携促進、民間技術普及促進事業、民間連携ボランティア等、民間企業の活動を直接的に支援する事業の定着・改善を進める。
- 草の根技術協力、技術協力プロジェクトへの地方自治体の参加、研修などにより、ODAを活用した地方自治体の国際展開支援、地域活性化への取り組み支援を強化する。
- わが国の産官学民に蓄積されている知識・開発経験などのソフト・パワーの発揮を支援する。その担い手として、NGO・市民社会、地方自治体、民間企業、大学などの担い手の発掘と連携に努める。

5. 途上国における女性の地位向上と社会進出支援

- わが国の途上国支援における女性関連施策を踏まえ、ジェンダー平等に係る政策・制度支援、女性を主な裨益対象とする案件の形成・実施、あらゆる分野・課題への支援におけるジェンダーの視点を踏まえた案件形成を推進する。



モザンビーク：サトウキビを頭に載せ、家路を急ぐ女性【写真：長倉洋海】

活動報告

地域別取り組み

- 東南アジア・大洋州 20
 - 東南アジア 21
 - 大洋州 27
- 東・中央アジア 30
 - 東アジア 31
 - 中央アジア・コーカサス 33
- 南アジア 36
- 中南米 42
 - 中米・カリブ 43
 - 南米 46
- アフリカ 50
- 中東・欧州 56
 - 中東 57
 - 欧州 60

課題別取り組み

- ミレニアム開発目標 62
- 社会基盤・平和構築 64
 - ジェンダーと開発 65
 - 貧困削減 67
 - 平和構築 69
 - 都市・地域開発 71
 - 運輸交通 72
 - 情報通信 (ICT) 74
- 人間開発 76
 - 教育 77
 - 社会保障 79
 - 保健医療 80
- 地球環境 82
 - 自然環境保全 83
 - 環境管理 84
 - 水と衛生 85
 - 防災 87
 - 気候変動対策 88
- 農村開発 90
 - 農業・農村開発 91
 - 水産 94
- 産業開発・公共政策 96
 - 民間セクター開発 97
 - 資源・エネルギー 100
 - ガバナンス 102

さまざまな事業の取り組み

- 民間連携 104
- 中小企業海外展開支援 106
- ボランティア 108
- 市民参加協力 110
- NGO等との連携 112
- 地球規模課題に対応する
- 科学技術協力 114
- 移住者・日系人支援 116
- 人材養成・確保 118
- 災害緊急援助 120
- 研究活動 122
- 開発パートナーシップ 124

東日本大震災への
JICAの取り組み 126



ラオス：日本の支援で建設された第2メコン国際橋。タイとラオスを結び、東西経済回廊の一部として発展が期待されている【写真：久野真一】

部長インタビュー

地域の成長促進と課題の解決に向けて



入柿 秀俊 東南アジア・大洋州部長

2013年は、日本ASEAN友好協力40周年の節目の年にあたり、東京で特別首脳会議が開催されました。この会議の中で、日本政府は連結性強化や各国の国内格差是正に向けたインフラ整備など、5年間で総額2兆円規模のODA供与を表明するなど、日本とASEAN諸国との関係がより一層深まりました。大洋州地域の重要性も高まるなか、JICAは、東南アジア・大洋州地域の成長促進と課題の解決に向けて、協力を進めていきます。

2013年度を振り返ると、いくつかの大きな出来事がありました。まず、日本ASEAN友好協力40周年を記念して特別首脳会議が開催され、日本政府からASEAN諸国へのさまざまな協力が表明されました。JICAも、同会議の機会にASEANの将来を議論するイベントを開催したことに加え、インフラ分野を中心に個別の協力事業の準備を行うことで、同会議に貢献することができました。

次に、11月にフィリピンを襲った台風による被害への支援では、被災直後の緊急援助から早期の復旧・復興を目指す技術・資金協力まで、JICAの総力を挙げた支援を切れ目なく展開し、現在も支援を継続しています。

同じく、フィリピンでは2014年3月にミンダナオで包括和平が合意され、長く関わってきた和平プロセスへの支援が結実したことも重要な節目となりました。

また、日本と関係が緊密なASEANや大洋州地域では、民間、大学、NPOなどによる協力が活発に展開しており、JICAとしても、科学技術協

力(SATREPS)や中小企業の海外展開支援事業などを通じて、こうした多様なパートナーとの協力を進めています。その結果、7月にSATREPSにおける、タイと日本の大学の共同研究で、デング熱の抗体作製成功を発表できたことは象徴的な出来事でした。

ASEAN地域は、日本政府のインフラ輸出戦略において重要な地域です。例えば、インドネシアのジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)事業を両国の官民連携により進めることで、JICAとしても、日本からのインフラ輸出や投資が促進されることを期待しています。

2014年度は、これらに加えて、防災、海上安全、法の支配、国際保健、女性支援などわが国政府のさまざまな政策に即応して、より効果的な支援に努めていきたいと考えています。

2014年は、ODA60周年。2015年にはASEAN共同体設立、大洋州での島サミット開催を控えています。歴史を踏まえ、さらなる飛躍を目指す1年にしたいと思います。

東南アジア

日本とのパートナーシップの強化、ASEANの一体性強化に向けて

2013年は日本・ASEAN（東南アジア諸国連合）友好協力40周年にあたり、各種の記念事業が行われました。約6.2億人の人口を抱える東南アジアは、世界経済の成長を牽引する役割が期待されています。また、日本と同地域は歴史的に政治・経済・社会の各側面で関係が深く、日本にとって重要な地域です。2015年にはASEAN共同体設立が予定されており、域内で関税の引き下げやサービス・投資分野の自由化などが進む見込みです。

JICAは、ASEAN各国の開発課題の解決に向けて協力するとともに、ASEAN共同体設立を見据えた、域内の連結性および日本との連結性の強化やインフラ整備に関する支援、さらに、域内の格差是正に向けた支援を行っています。

援助の柱

ASEAN連結性の強化、格差是正に向けた支援、日本の知見、経験を生かしたさまざまな課題への対応

JICAは、東南アジア諸国が持続的な経済成長を実現するためのハード、ソフトのインフラ開発、域内や国内の格差是正に向けた支援を行っています。また、防災、海上安全、法の支配、保健、女性支援、紛争といったさまざまな分野において日本の知と技術、経験を生かした協力を行っています。

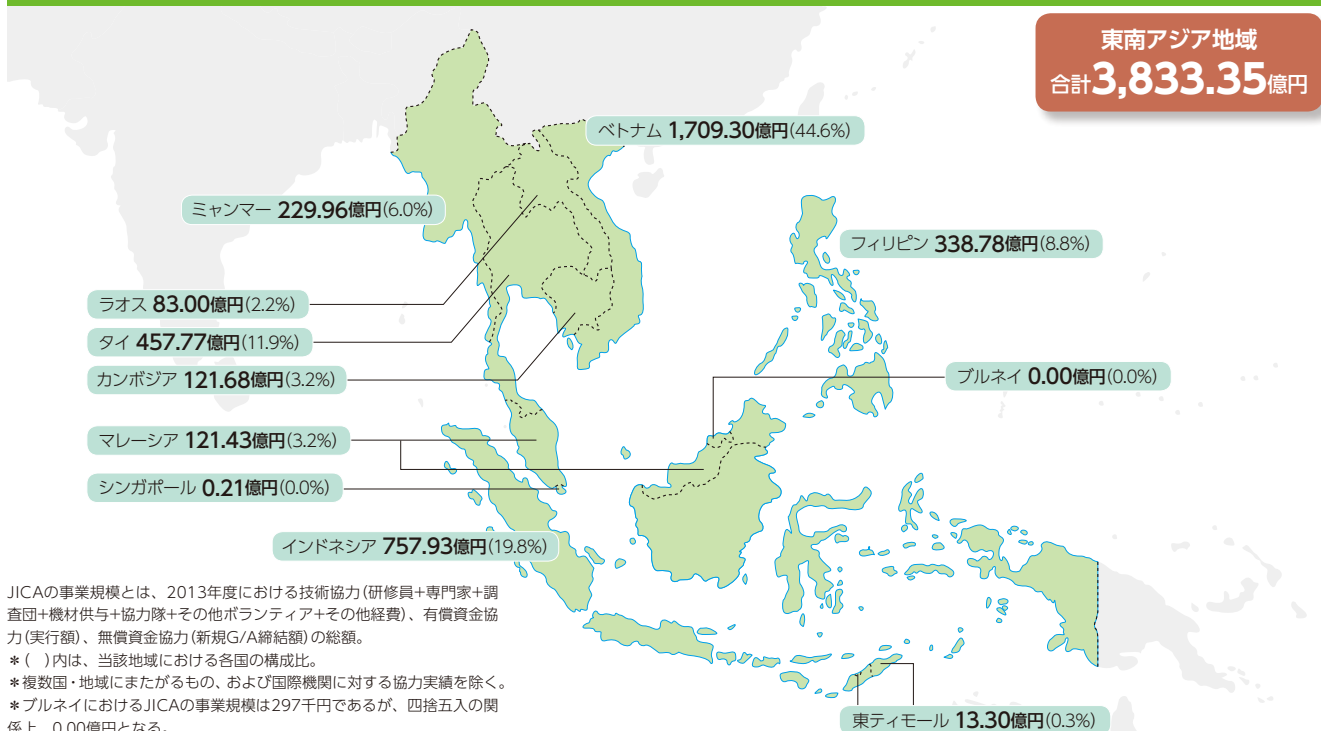
JICAは、経済発展や社会の変容に伴い変化する支援ニーズに対応して、日本が東南アジアと共に発展するための取り組みを続けています。

● ASEAN連結性の強化、インフラ整備支援

ASEAN諸国がASEAN共同体として発展、深化を遂げるためには、ハード、ソフトの両面でASEAN域内、ASEANと日本、ASEANと世界の“連結性”を強化する必要があります。先発ASEAN諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ）は、いわゆる「中所得国のわな*」に陥らずに持続的な成長を続けるために、産業の高付加価値化とともに、ASEAN共同

* 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

東南アジア地域における国別のJICA事業規模（2013年度）



体の発展・深化による貿易・投資・物流の高度化を実現し、産業発展を進める必要があります。また、後発ASEAN諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)においても、ASEAN共同体の進展による恩恵を享受しつつ、高い経済成長を実現し国民生活の改善を進めることが必要です。

JICAはこうしたASEANの連結性強化に関連した分野について、各種の政策やマスタープランレベルから関与するとともに、個別のインフラ開発事業やソフト面の投資環境改善、法制度整備などの支援を行っています。

なお、東南アジア地域におけるインフラ需要は膨大であり、公的資金だけでなく、官民連携(PPP)をはじめとした民間セクターの活力を生かしたインフラ開発が必要です。JICAは、PPP推進に向けた制度整備を支援し、民間資金を活用した開発を後押しするとともに、日本の中小企業を含む民間セクターとの連携を強化し、企業の活動基盤の整備・強化を支援しています。

● 格差是正に向けた支援

東南アジア地域において、域内格差、国内格差は、依然として課題です。こうした格差は、ASEANの一体性の欠如や国内の政情不安を引き起こす可能性があり、今後この地域が持続的な成長を続けるうえでも格差の是正が必要です。

JICAは、特に後発ASEAN諸国において基礎教育やガバナンス、保健、農業、上水供給といった分野での支援を進めています。また、ミャンマーの少数民族支援、和平合意を達成したミンダナオにおける行政機関の能力強化などを支援しています。

2011年以降、民主化、経済の自由化に向けた努力を続けているミャンマーに対しては、国民の生活向上に向けた支援、人材の能力向上や制度整備のための支援、持続的な経済成長のための支援を行っています。

● 日本の技術・経験を生かした さまざまな課題への対応

東南アジアは自然災害の多発地域であり、社会的な側面のみならず持続的な経済成長という観点からも、防災分野での取り組みは重要です。JICAは、自然災害発生時の人道支援、復旧・復興期の支援とともに、災害の予防、事前の防災対策に重点を置き、日本の技術・経験を生かして、自然災害リスクの評価、防災計画の策定、早期警報システムの構築といった分野での支援を行っています。さらに、リスクファイナンスの観点から、災害発生時の緊急の資金ニーズに対応した財政支援型の借款協力を実

施するとともに、災害保険に関する検討も進めています。

さらに、市民社会、地方自治体、民間企業、大学等のパートナーとの協働を進め、高齢化などの課題先進国としての日本の技術・経験を生かした支援に取り組んでいます。特に先発ASEAN諸国では、日本に続く形で新たな課題が顕在化してきており、JICAに対する支援ニーズにも変化が起きています。こうした支援ニーズへ対応すべく、インドネシアにおいては社会保障、タイでは格差是正、マレーシアでは高齢化対策といった分野での調査を行っています。さらに、地域における新たな課題である、高齢者医療や福祉、インフラ保守管理への対応を検討しています。

また、地域的な課題である海上保安能力強化や、日本政府が取り組みを強化している女性支援、国際保健といった分野での協力も進めています。

国別概況と重点課題

● インドネシア

インドネシアの2013年の実質GDP成長率は5.8%と、やや成長が減速傾向となりましたが、中期的には、堅調に推移すると予測されています(一人当たりGNI 3,580ドル、2013年)。同国の安定的な経済成長のためには、経済活動を支えるインフラの整備促進を通じ、投資環境を改善する必要があります。

特に、インドネシア経済を牽引するジャカルタ首都圏では、深刻な渋滞の緩和や電力供給の改善などインフラ課題の解決が重要です。JICAは、インフラ整備に民間企業の知見を取り入れた「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープラン」を策定。2012年10月に両



首都の渋滞緩和が期待される「ジャカルタ都市高速鉄道(MRT)南北線」(円借款)の着工式

国閣僚により承認され、現在は、事業の形成・実施促進に注力しています。

また、官民パートナーシップ（PPP）によるインフラ開発が注目を集めるなか、インドネシアでは2011年から、PPP事業形成を制度づくりから支援するという、JICA初の技術協力プロジェクトを実施しました【→ 下事例を参照ください】。

このほか気候変動のような地球規模課題や、インドネシアのドナー化といった新たな課題への協力も展開しています。

● フィリピン

世界経済の減速と台風30号（フィリピン名：ヨランダ）による大規模被災にもかかわらず、堅調な民間消費などに支えられ、2013年のフィリピン経済は好調な成長を維持し、実質GDP成長率は7.2%を達成しました（一人当たりGNI 3,270ドル、2013年）。その一方で、投資環境の整備、災害に対する脆弱性、雇用創出など、今後の持続的な発展に向けた課題が山積となっています。

JICAは、①投資促進を通じた持続的経済成長、②脆弱性の克服、③ミンダナオ紛争影響地域における平和構築【→ P.69事例を参照ください】を重点に据えた協力を実施して

います。

脆弱性への対応として、2013年11月にフィリピン中部を襲った台風30号被害に対しては国際緊急援助隊派遣に始まり、日本の知見と技術を活用してBuild Back Better（災害以前の状態に復旧するだけでなく、被災地をより良い状態に再建すること）のコンセプトによる復旧・復興支援を実施しています【→ P.121、133、135事例を参照ください】。

また、今後世界有数のメガシティとなるマニラ首都圏の持続的発展に向け、「マニラ首都圏運輸交通インフラロードマップ」の策定を支援しました。同地域を南北の軸に沿って発展させるとともに、交通混雑の解消、災害リスクの軽減、スムーズな移動手段の確保、交通費用の削減、大気汚染の緩和等を実現させるための提言を行っています。

● タイ

タイの一人当たりGNIは5,370ドル（2013年）で既に中進国となっていますが、持続的に社会・経済を発展させていくためには、産業競争力の強化、高齢化対策、環境・気候変動対策、社会的弱者支援といった課題に加え、ASEAN連結性強化、格差是正といった域内共通課題へ

事例 インドネシア PPPネットワーク機能強化プロジェクト

PPPインフラ事業形成へ制度づくりから支援

JICAは、インドネシアで2011年から3年間、PPP（官民連携）事業形成のために制度づくりから支援するという、JICA初の技術協力プロジェクトを実施しました。

今後は個別案件の形成・実施支援へ

インドネシア政府は、中長期の開発計画に基づくインフラ投資のうち、約3割について、PPPを含む民間資金による建設を計画しています。計画の実施には投資環境の改善が必要なため、同国政府は政府保証など、PPP関連制度を整備して

きました。

しかし、その後関連政府機関により、民間企業が投資可能と判断し得るPPP事業の形成がなされませんでした。

そこで、JICAプロジェクトは、①トップダウンによるPPP組織の強化、②モデル事業の形成、という二つの視点でアプローチ。具体的には、PPP専門機関の設立を通じて、省庁横断的な組織を強化するとともに、PPPモデル事業として水分野と電力分野の案件を選定し、バンカビリティ^{※1}向上のための案件形成（PDF）^{※2}を政府機関と共に実施しました。

これらの活動により、組織・制度面ではPPPを含む

インフラ整備促進のための大統領令などの改正が行われ、また、モデル案件についてはPDFに基づいた入札が進められています。さらに、協力の成果は『インドネシアPPPハンドブック』にまとめられ、ジャカルタでセミナーも実施されました。こうした成果はインドネシア政府から高く評価されています。

2014年には、個別の案件形成・実施を支援する新たな技術協力プロジェクト「MPAサポートファシリティ」を立ち上げ、日本とインドネシアが共同で進めるMPA（ジャカルタ首都圏投資促進特別地域）構想の対象案件を中心に支援を継続していきます。

※1 その案件に銀行融資が可能な状態になっていること。

※2 Product Development Facility。PPPスキーム設計、政府財政支援や政府保証の必要性の検証などを実施する、PPP案件としての形成準備作業を指す。



インドネシアのPPP推進を担う運営委員会の様子

の取り組みが求められています。

JICAは、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN域内共通課題への対応、③ASEAN域外諸国への第三国支援に重点を置いた協力、を実施しています。

中進国となったタイが抱える課題に対しては、食料安全保障、環境、エネルギー分野における日タイ両国の大学、研究機関の共同研究を通じて研究能力を強化する協力、環境汚染物質対策に関する日本の経験、知見を生かした協力、高齢者対策における社会サービスの整備のための協力などを実施しています。また、ASEAN域内共通課題への取り組みとして、日本が過去に協力したタイの機関と連携した周辺国向けの研修や、国境を越える人身取引対策のための協力を実施しています。

● カンボジア

カンボジアの一人当たりGNIは950ドル(2013年)、貧困率は約19.8%(2011年)であり、改善傾向にはあるものの、依然ASEAN加盟国のなかで低い状況にあります。

JICAは、カンボジアの経済発展と貧困克服、ASEAN統合を見据え、①経済基盤の強化、②社会開発の促進、③ガバナンスの強化の3つを援助重点分野として、カン

ボジアの国づくりを支援しています。

近年、ASEAN域内国際分業における生産ネットワークへの参加が加速しています。これを踏まえ、カンボジアは産業の多角化・高度化を通じた一層の経済発展を探る時期にさしかかっているといえます。また、日系企業や海外からの製造業を含む投資が急増しています。JICAは、ネアックルン橋建設、国道1号線や国道5号線の改修を通じ、ベトナム・ホーチミンからタイ・バンコクをつなぐ南部経済回廊の強化を支援し、カンボジア国内のみならず域内における連結性の強化と経済発展に貢献しています。

一方で、都市部と地方部では依然として貧困格差が大きく、地方部では保健医療、給水などの改善が急務となっています。JICAは、地方における母子保健人材の育成や安全な水へのアクセスのための支援などを通じ、基礎的の生活の向上を支援しています【→ 下事例を参照ください】。

● ラオス

ラオスは実質GDP成長率7～8%台後半の成長を安定的に遂げており、後発開発途上国からの脱却とMDGsの達成に向けて開発が進められています(一人当たりGNI 1,460ドル、2013年)。

事例 カンボジア 水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3

地方水道事業体の経営管理能力の強化を目指す

JICAは、カンボジアの水道事業分野の人材育成を継続的に支援しています。これまで技術面の能力強化が中心でしたが、2012年より、水道事業体の経営管理面に焦点を当てたプロジェクトを実施しています。

将来の公社化を見据えて

カンボジアでは、内戦により上水道施設の状況が極度に悪化しました。これに対し日本/JICAは、上水道整備計画の策定や資金協力による施設整備に加え、「水道事業人材育成プロジェクト」を2003年に開始。フェーズ1で首都プノンペン水道公社、フェーズ2では地方8都市の公営水道事業体(TPW)を対象に、上水道施設の運転・維持管理能力の向上を支援してきました。

こうした協力を通じて技術者が育成され、一定レベルでの上水道施設の運転は可能となりました。しかし、TPWの多

くは、料金収入や運営コストを十分に把握できていないのが現状であることから、2012年より8都市のTPWを対象に、経営管理能力の強化という新たな領域にフェーズ3として取り組んでいます。

プロジェクトはTPWが将来的に独立採算の公社となることを念頭に、財務、顧客管理、施設更新、組織強化等の中期的な経営計画の策定・実施を支援し、持続的かつ安定した経営による給水サービスの向上を目指しています。

この協力では、フェーズ1当時のカウンターパートだったプノンペン水道公社の職員が、現地専門家として地方TPW



地方水道局の職員に対し、財務諸表などの基礎情報の整備・管理について指導を行う日本人専門家(チーフアドバイザー)(写真左端)

の活動支援を担当しています。過去の協力で育成した人材の活用が、プロジェクトの効果的な実施につながっています。

【→ 関連動画 JICAの水事業—カンボジア：JICA's Water Project—Cambodia (2012年JICA制作)】
<http://www.youtube.com/watch?v=ixHcnOnSIWs>

JICAは、自立的・持続的成長の原動力となる経済成長の基盤づくりとMDGsの達成に向けた支援を行っています。具体的には、①経済・社会インフラ整備、②農業の発展と森林の保全、③教育環境の整備と人材育成、④保健医療サービスの改善を重点に協力を実施しています。さらに、セクター横断的な問題として、不発弾対策にも取り組んでいます。

ラオスは近年、投資対象としても注目を集めており、特にサバナケット県はベトナム・ラオス・タイを結ぶ東西回廊沿いにあり、日系企業からの投資も進んでいます。JICAはこれまで、有償・無償資金協力による東西回廊整備を行い、技術協力によるソフト分野を含め、投資環境整備に向けて協力を行ってきました。また、2013年には、ビエンチャン国際空港の国際線ターミナル拡張・国内線ターミナル新設を支援する有償資金協力の実施が決定するなど、周辺国との連結性を一層強めるべく協力を行っています【→ 下事例を参照ください】。

● ミャンマー

ミャンマーでは、2011年3月の新政権発足後の民主化・国民和解に向けた改革に伴い、年率6%を超える経済成長が見込まれる一方、インフラや法制度などに多く

の課題を有しています。

JICAはミャンマーが進める諸改革を後押しするため、わが国の経済協力方針の3つの柱に沿った支援を実施中です。①「国民生活の向上」では、少数民族支援や地方開発、貧困層支援、農業開発、保健医療の改善などを行っており、2013年6月には、地方の基礎インフラ(道路、電力、上水)の整備を目的に、25年ぶりに円借款を供与しました。②「人材の能力向上や制度の整備」では、経済改革支援(経済・金融、貿易・投資・中小企業、農業・農村開発分野での政策提言や政策立案者の育成)や、法整備支援を行っています。2013年8月にはミャンマー日本人材開発センターが開所し、産業人材の育成支援を開始しました。③「持続的経済成長のためのインフラや制度の整備」では、ヤンゴン都市圏開発や主要セクターのマスタープラン作成に加え、鉄道をはじめとした輸送交通、通信、上水、電力等に対する技術協力・資金協力を行っています。

● ベトナム

ベトナムは、ドイモイ政策による対外開放政策により、一人当たりGNIは1,730ドル(2013年)、近年の実質GDP成長率は5~6%を達成するなど、着実な経済成長

事例 ▶ ラオス ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業

ラオスの空の玄関口の整備を円借款で支援

ビエンチャン国際空港はラオスの空の玄関口であり、国際観光をはじめとする経済活動の重要な拠点です。近年のラオスの経済成長を背景に、急速に拡大している航空旅客数に対応するため、JICAは2014年1月、同空港旅客ターミナルビルの拡張事業に円借款を供与しました。

想定された旅客ターミナルビルの施設容量の約2倍の年間航空旅客数

ASEANで唯一の内陸国で、また国土の8割が山岳部であるラオスにおいて、航空交通は周辺国との物流、人の往来、



現在のビエンチャン国際空港

国際観光の促進等、同国の経済活動のために無くてはならない交通手段です。

日本は、これまでビエンチャン国際空港に対して、無償資金協力を中心に国際線ターミナルビルの建設や航空管制システムの導入などの支援を行ってきました。

しかし、2012年の国際線旅客ターミナルビルの年間航空旅客数は、1995年の建設時に想定していた数の約2倍に達しており、現在のターミナルビルの施設容量を大幅に超過しているため、早急な拡張が必要な状況です。ピーク時の航空機の増便も難しく、新規航空会社の窓口等の事務を取り扱う

スペース等の不足により、新規航空会社の受け入れが限界に近づきつつあるなどの課題も生じてきています。国内線旅客ターミナルビルは、建設から約50年が経過し、老朽化が著しく、早急に建て替えが必要な状況です。

本事業では、国際線旅客ターミナルビルの拡張および国内線旅客ターミナルビルの新設等を行い、今後さらに拡大する航空旅客数に対応し、同空港の利便性・効率性・安全性の向上を図ります。

なお、新旅客ターミナルビルには、空港運営に伴う環境負荷の低減を目指す「エコ・エアポート」のコンセプトを導入し、省エネ技術等を活用した環境配慮型の整備を行う予定です。

この事業により、ラオスの空の玄関口であるビエンチャン空港の利便性がさらに向上し、同国の経済成長への貢献が期待されています。

を遂げています。他方、人口の約7割が居住する農村部の所得水準は依然として低く、地域間格差が拡大しています。

2013年は日越外交関係樹立40周年にあたり、両国政府は、日越関係を「より広範な戦略的パートナーシップ」へと発展させることで合意しました。ベトナムは日本政府のインフラシステム輸出戦略等の重点国であるだけでなく、勤勉な国民性や豊富な労働力に加え、人口9,000万人を抱える消費市場としての魅力を背景に、多くの日系企業がベトナムに進出しています。大学や地方自治体なども相互の協力関係を深化させつつあります。

ベトナム政府は2020年に工業国化を遂げることを国家開発目標とし、「制度整備」「人材育成」「インフラ開発」を優先事項に挙げています。これに対し、JICAは、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化を柱とした重層的な協力を展開しています。特に、これまでのインフラ整備や司法・行政機能強化支援などに加えて、経済成長の減速リスクとなり得る国営企業改革や銀行セクターの不良債権処理、また都市・地方部間の格差是正の観点から、農産物の生産・加工・販売に至るバリューチェーン構築支援などに取り組んでいます。

● 東ティモール

2002年に独立を果たした東ティモールは復興から開発段階への移行が進んでいます。一人当たりGNIは3,580ドル(2013年)に達しており、経済も順調に成長しているように見えますが、国家収入の大半は石油・天然ガスに依存しているのが現状です。喫緊の課題は、こうした資源収入への過度な依存からの脱却に向けた産業の多様化と雇用機会の創出であり、また、それらを実現させるための人材育成です。

JICAは、①経済活性化のための基盤づくり、②農業・農村開発、③政府・公共セクターの能力向上の3つの協力プログラムを設定し、産業振興のための基盤づくり、農村経済の活性化、効果的な開発計画の策定、またそれらに必要な人材育成を支援しています。具体的な取り組みとしては、道路をはじめとする運輸交通インフラの整備、工学系人材の育成、農業振興のための技術協力・政策提言、政府の開発計画策定・実施能力向上のための技術協力などを行っています。

● マレーシア

マレーシアは、2010年3月に新経済モデルを発表し、2020年の先進国入り(一人当たりのGNI 1万5,000~2万ドル、2013年現在は1万400ドル)を目指して取り組



理工学分野の留学支援事業である「マレーシア高等教育基金借款事業(HELP)」の卒業生激励会の様子

みを進めています。先進国入りに向けては、経済の高付加価値化、開発と環境保護の調和、社会的弱者の保護といった課題を抱えています。

JICAは、①先進国入りに向けた均衡の取れた発展の支援、②地域共通課題への対応、③東南アジア地域を越えた日本・マレーシア開発パートナーシップといった視点からの協力、を実施しています。具体的な取り組みとして、産業界が求める高度な技術を持つ人材の育成や科学技術の応用に向けた高等教育分野、各種インフラ整備、社会的弱者の保護(障害者支援)、気候変動対策を含む環境分野での協力【→ P.85事例を参照ください】や、海上保安や感染症といった地域内共通課題への対応、ASEAN、アフリカ、イスラム諸国を対象とした南南協力を実施しています。

● シンガポール

1998年度にJICAからのODAによる支援を「卒業」したシンガポールとは、パートナーとして相互に協力し、「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」として、1994年度から他のASEAN諸国などを対象に、年間約10~15コースの研修を実施しています。2013年度までに340コースを実施し、95カ国5,923名の研修員を受け入れています。本プログラムでは、さまざまな分野のコースを実施しており、ASEAN連結性強化の支援としての知的財産権、税関分野等のコースや、ASEAN域内の開発格差の是正に向けた後発ASEAN諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)対象のコースといった、2015年のASEAN共同体構築に向けた取り組みのほか、小島嶼開発途上国、東ティモールやパレスチナ向けのコースなどの取り組みも進めています。

大洋州

島嶼国特有の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」を重視した協力

大洋州地域の国々は、国土や人口が限定的で国内市場の規模が小さく(狭小性)、広大な海域に分散する小さな島々で構成されており(隔絶性)、国際市場へのアクセスも悪い(遠隔性)という開発上の困難さを抱えています。また、自然災害や気候変動の影響を受けやすく、近代化に伴う環境問題が顕在化しやすいうえ、燃料や食料価格の高騰など経済危機に極めて脆弱です。

JICAは、国ごとに優先される課題の克服に向けた協力に取り組むとともに、防災や気候変動対策、環境問題など地域共通の課題に対しては広域協力を実施しています。

援助の柱

日本の知見や経験を活用した日本ならではの協力

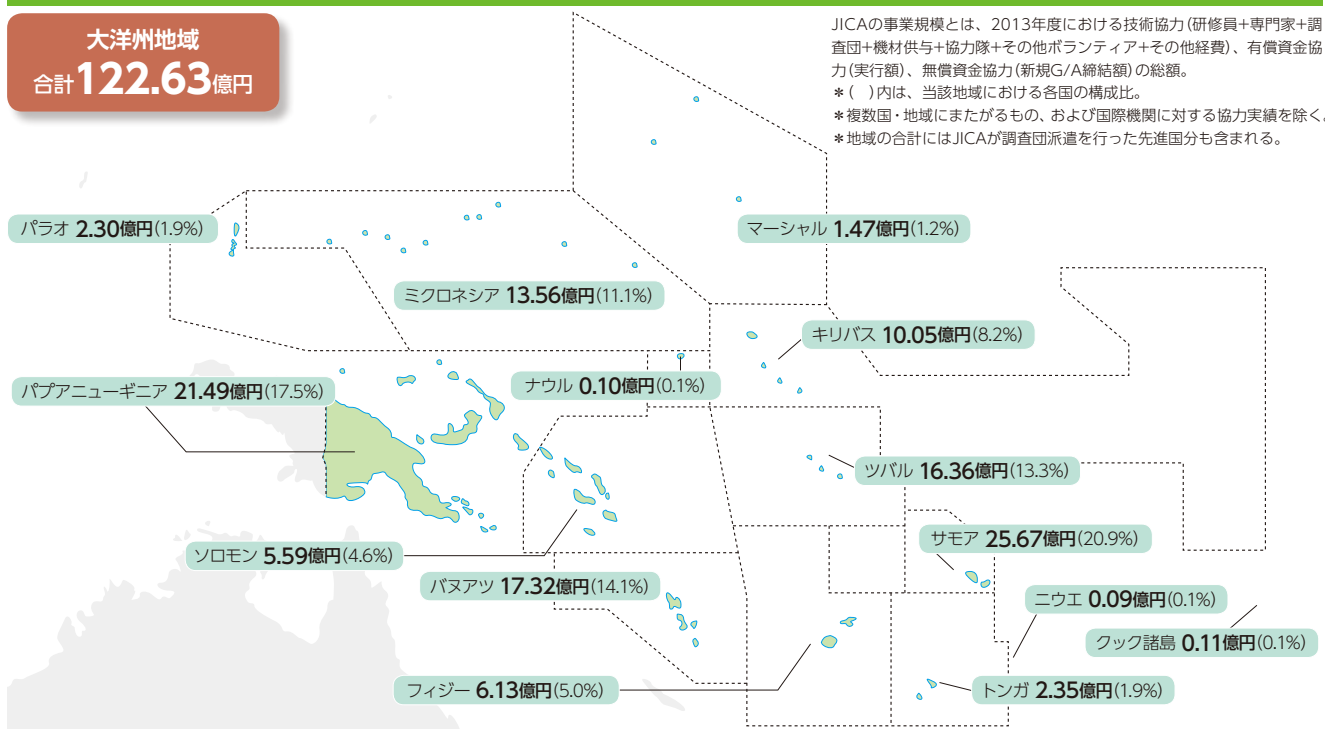
JICAは、太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF)に加盟するフィジー、サモア、トンガ、ツバル、クック諸島、ニウエ、ナウル(以上、ポリネシア地域)、パプアニューギニア、ソロモン、バヌアツ(以上、メラネシア地域)、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、パラオ(以上、ミクロネシア地域)、を支援しています。これらの国々は、言語も多様で独自の文化や習慣を持っています。

太平洋の島嶼国では、伝統的な自給自足型の生活様式を営んでいたところへ、近代的な経済や文化の流入を経

て輸入依存型の経済構造へ変化した結果、各国で恒常的な貿易赤字を抱えています。また、無秩序な開発や汚染に伴う生態系の劣化といった環境問題にも直面しています。さらに、教育や保健などの社会サービスが小さな島々まで行きわたらず、島々の間、そして国と国とを結ぶ運輸インフラも不十分であるといった現状が、社会経済の発展や自立を困難にしてきました。

JICAは、島嶼国共通の課題に対応するため、複数国を対象とする広域的な協力を実施しています。広域協力では、中核的な役割を担う国に専門家を派遣して地域共通

大洋州地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



の開発モデルをつくり、さらに第三国研修などを通じて周辺国に広げるアプローチを採用しています。また、2012年5月に沖縄で開催された第6回太平洋・島サミットでも重要性が言及されているとおり、島嶼特有の課題を克服してきた沖縄などに見られる日本の知識や経験を活用した協力も実施しています。

重点課題と取り組み

● 環境保全

国土の狭い大洋州の島々では、ごみ問題が共通の課題です。JICAは2011年から域内11カ国を対象に、持続的な廃棄物管理を目指した制度構築や人材育成の支援を行うために、地域国際機関の太平洋地域環境計画事務局(SPREP)*と連携して地域共通の目標である廃棄物地域戦略2010-2015の実施を地域レベルと国レベルの両面で支援しています。このような取り組みを通じて、廃棄物のような「人間活動による環境への負のインパクト」を低減し、小さい島が存続可能となる循環型社会の形成を支援しています。

一方で海に目を向けてみると、大洋州の人々は、水産資源や観光資源、防災機能などを提供しているともいえるサンゴ礁に大きく依存しています。しかし、近年は、乱獲や沿岸域の開発による環境汚染、気候変動の影響など、複合的な要因による沿岸生態系の劣化が進んでいます。JICAはバヌアツ水産局と共同で、沿岸資源の持続的な保全・管理に関する協力を行っています。また、ミクロネシア地域では、パラオ国際サンゴ礁センターを拠点として、琉球大学と日本の科学技術振興機構(JST)と共同で、サンゴ礁生態系の研究能力および持続的な維持管理能力の強化に向けた支援を実施しています。



バヌアツで沿岸資源保全・管理に取り組むカウンターパート



無償資金協力でサモア気象観測設備を整備

● 防災・気候変動

大洋州は、頻発するサイクロンや洪水、そして地震や津波などの自然災害の被害を受けやすい地域です。離島が多く、通信や交通に制約があるため、災害情報が住民に伝わりにくく、緊急救援も行き届きにくい状況にあります。

JICAは、技術協力や無償資金協力などを組み合わせ、地域レベルの防災強化に取り組んでいます。具体的には、気象観測と予警報の能力向上のため、フィジー気象局に地域各国の技術者を集めた研修、サモアの気象観測施設整備などを実施しています。ツバルとソロモンでは、防災ラジオ放送網を整備し、住民への災害情報の伝達の迅速化を図っています。フィジーとソロモンでは、伝達された情報に基づいて住民が適切に避難できる体制づくりを目指す技術協力を実施するなど、防災分野において幅広い協力を実施してきました。

大洋州の島嶼国は、気候変動による影響を強く受ける国々でもあります。特にツバルなどの低環礁国は海面上昇などの気候変動の影響に脆弱です。JICAは、東京大学とJSTと協力して、サンゴ礁や有孔虫など生物起源による砂の生産・運搬・堆積のメカニズムを生態工学的に研究する科学技術協力を実施してきました。

● 運輸インフラ整備

国土が広大な海域に分散する大洋州の国々にとって、人の移動や物資の輸送のための運輸インフラの整備は不可欠で、教育や医療といった社会サービスへのアクセスの観点でもまさにライフラインとなっています。これまで、ミクロネシア、マーシャル、サモア、ツバル、トンガなどに対して無償資金協力により港や貨客船の整備を行っています。2012年6月にはバヌアツに対する初め

* SPREP：環境政策を司る地域的な国際機関。21の太平洋島嶼諸国・地域とオーストラリア、フランス、ニュージーランド、米国で構成。

での円借款として、ポートビラ港に新たな国際貨物埠頭を建設するための契約を締結しました。

● 社会サービスの向上

大洋州地域では、ワクチンを運ぶコールドチェーンの整備が不十分な国が多く、安全な予防接種を提供するための体制も整っていませんでした。そのため、2004年に、JICAは世界保健機関(WHO)等の国際機関と連携して、「大洋州における予防接種プログラム強化(Pacific Immunization Programme Strengthening: PIPS)」に関する協力を開始し、地域の予防接種体制の整備やワクチンの管理などに関する技術普及や人材育成を支援しています。

一方、遠隔地や離島では、教育の機会が限られていることも大きな課題です。JICAは、テレビやラジオ、衛星通信ネットワークなどを利用して、教育の機会の拡大と質の向上のための協力を展開しています。域内12カ国で構成される南太平洋大学(本校フィジー)に対しては、無償資金協力や技術協力を通じて、ICTセンターの整備や情報通信分野の人材育成などを行っています。また、初等教育への就学率の低いパプアニューギニアに対しては、国立教育メディアセンターを整備し、教育番組の制

作や、テレビを通じてモデル校の授業を地方の小・中学校に届けるといった支援を行っています。



マーシャルに供与されたフェリーの進水式

事例 島嶼国の再生可能エネルギー導入への取り組み

ニーズに合わせ、ハード・ソフト両面で支援

太平洋島嶼国では、気候変動への緩和策、また発電に要する燃料費の高騰への対応策として、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。JICAは各国のニーズ・事情に合わせた支援を展開しています。

ソフト面の支援をスタート

マーシャルでは、2020年までにエネルギーの20%を再生可能エネルギーで賄う政策目標を掲げています。JICAは、無償資金協力による太陽光発電施設の整備などのハード面からの支援に加えて、

2013年より開発調査型技術協力「エネルギー自給システム構築プロジェクト」を通じて、電力系統へ太陽光発電を導入するうえで必要となる、法制度の整備や計画・設計技術の向上といったソフト面からの支援を実施しています。



ミクロネシアにおける太陽光パネルの設置

日本の先端技術を活用

トンガ政府も再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。しかし、出力変動の大きい太陽光や風力などの再生可能エネルギーを大量導入した場合、電力の安定供給が難しく、また電力系統の周波数が変動するため、電力の品質の維持は容易ではありません。

無償資金協力「マイクログリッ

ドシステム導入計画」では、マイクログリッド制御設備、先端技術を使用した系統安定化設備などの整備を支援し、電力系統の安定化を図っています。

充実したソフトコンポーネントで人材を育成

ミクロネシアへの無償資金協力「太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画」では、連邦政府庁舎やミクロネシア短期大学に太陽光パネルを整備しました。

このほか、現地で電力公社や大学の技術者に対し、システムの据え付け・運営・維持管理の研修を4回にわたり実施、マニュアルも作成しました。ソフトコンポーネントを含んだシステムの導入は、関係者の能力向上につながり、発電データの蓄積や定期点検など、システムの適切な維持・管理に貢献しています。

なお、設置されたシステムは、大学での環境教育にも利用されています。



モンゴル：国内最大の発電容量を持つウランバートル第4火力発電所。日本は同発電所に対し、1992年以降、継続的に支援を続けてきた

部長インタビュー

各国のニーズに応じた支援、 そして2014年を「中央アジアの年」に

柳沢 香枝 東・中央アジア部長



2013年は、3月末に安倍首相がモンゴルを訪問し、9月にはモンゴルの首相が来日するなど、モンゴルと日本の関係が緊密化した年でした。2014年は2年に1度開催される「中央アジア+日本」対話の外相会合にあわせて、案件形成を進めるとともに、中央アジアへの民間企業や市民の関心を高めたいと考えています。

2013年度は、モンゴルにおける中核的な円借款事業である、新ウランバートル国際空港の建設工事がいよいよ始まりました。また、同国が中進国として発展していくための基礎となる、工学系の人材育成の協力に向けて準備を進めました。モンゴルの大学の単位を日本の大学が認定し、日本の大学を卒業できる学部ツイニングプログラムや、モンゴル人教員の日本の博士・修士課程への留学などを盛り込んだ円借款事業を3月に開始したところです。

一方、中央アジアでは、ウズベキスタンで火力発電所建設の円借款貸付契約に調印しました。キルギスでは円借款事業の再開に向けた準備を進めており、新たな局面を迎えています。

中央アジア・コーカサス地域は、ソ連崩壊に伴う独立から23年が経過した現在、地域内で格差が広がってきています。資源に恵まれたカザフスタンやアゼルバイジャン、トルクメニスタン等はここ数年で急速に発展している一方、資

源を持たないキルギスやタジキスタン等は低い所得水準にとどまっています。非資源国に対しては、経済成長を促進できるような協力を行う必要があります。

2014年度は、モンゴルでは前述の新ウランバートル国際空港建設の円借款事業と連携して、同空港の運営・維持管理に関する技術協力プロジェクトを開始するほか、ガバナンス強化の観点から、中小企業振興、PPP（官民連携）事業促進に向けた制度づくりを支援する技術協力などに取り組みます。また、「中央アジア+日本」対話の外相会合が7月にキルギスで開催される機会に、中央アジアへの関心を高めてもらい、「中央アジアの年」にしたいと考えています。

中国については、JICAがこれまで培ってきた協力の経験やノウハウを基に、例えば大気汚染などの越境公害、感染症など、両国が直面する共通課題で、かつ日本にも直接影響が及ぶ可能性のある課題に絞り込んで協力を進めていく方針です。

東アジア

戦略的パートナーシップの強化～互恵的な二国間関係を目指して

急速な経済成長がもたらした環境問題などの諸課題に直面する中国。豊かな鉱物資源に支えられ目覚ましい発展を遂げようとしているモンゴル。これらの国々の安定的で持続的な発展は、日本だけでなく世界的にますます重要になっています。

JICAは、両国に対し、互恵的かつ相互補完的な経済関係の強化に資する協力を展開しています。

援助の柱

地域の安定と持続的かつ健全な成長を支援

国別概況と重点課題

● 中国

中国は経済的に発展しているだけでなく、技術的な水準も向上しています。ODAによる中国の開発支援については既に一定の役割を果たし、その大部分を占めていた円借款、JICAが実施する無償資金協力についても新規供与は終了しました。

そのような状況の下、JICAは政府方針に基づき、両国が直面する共通の課題であり、日本国民の生命や安全にも影響する、例えば、わが国への越境公害、感染症、食品の安全などの分野に絞って支援を実施しています。

重点課題を踏まえた主なプロジェクトは次のとおりです。

「大気中の窒素酸化物総量抑制プロジェクト」：大気中の浮遊物質のうち、特に健康への影響が懸念されるPM2.5の原因物質の一つである窒素酸化物の削減に向け、日本の経験を踏まえながら、技術面、政策・制度面の検討や、実践的な抑制技術・手法の普及を図ります。

● モンゴル

2012年4月に公表された「対モンゴル国別援助方針」に示された3分野を重点課題として、協力の選択と集中を推進しています。

① 鉱物資源セクターの持続可能な開発とガバナンスの強

東アジア地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



化：モンゴル経済の鍵を握る鉱物資源の持続可能な開発のための制度整備や人材育成。資源収入の適正管理に資する制度整備など。

② Inclusive Growthの実現に向けた支援：産業構造の多角化を見据えた中小・零細企業を中心とする雇用創出や基礎的社会サービスの向上など。

③ ウランバートル市都市機能強化：ウランバートル市のインフラ整備と都市計画・管理能力の向上など【▶ 下事例、P.72事例を参照ください】。

重点課題を踏まえた主なプロジェクトは次のとおりです。「新ウランバートル国際空港建設事業」：首都ウラン

バートルに新空港を建設することにより、首都空港の安全性・信頼性の改善、利便性の向上を図り、同国のさらなる経済発展に寄与します。また、同空港供用開始後の円滑な運営・維持管理体制の構築を目的とした技術協力もあわせて実施します。

「モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト」：無償資金協力で建設された「モンゴル日本人材開発センター」を拠点として、ビジネスコースをはじめとする中小・零細企業への支援など、市場経済化に資する人材育成を図るとともに、本邦企業へのビジネス情報の提供等も実施しています。

事例 モンゴル ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト

ウランバートルにきれいな大気を取り戻すために

世界で2番目に大気汚染が深刻な都市とされているモンゴルの首都ウランバートル(WHO調査)。実際に大気汚染の被害が住民に及んでいるなど早急な対策が求められています。JICAは同市の大気汚染対策能力の強化を目的として、高い専門性が必要とされる関連技術能力の向上や大気汚染対策に関する制度構築という行政面の強化を支援してきました。

冬期に-30~40℃まで気温が下がるウランバートル市では、市民生活に必要な熱供給のために専用ボイラや石炭ストーブ等で大量の石炭を燃焼させることに加え、老朽化した電熱併給石炭火力発電所や、自動車からの排気ガス等、さまざまな大気汚染発生源が存在しています。

しかし、本プロジェクト開始時点では、こうした汚染源や汚染物質排出の状況、また、これらの汚染源が同市全体の大気汚染にどの程度影響しているのか、さらに、どのような対策を取るべきなのかなど、全くわからない状況でした。

大気汚染の現状を把握・管理

このような状況下、JICAはモンゴル

政府からの要請を受けて、2010年3月から本格的にプロジェクトを開始。実効性のある大気汚染対策の実施を促進するために、まずモンゴル側関係機関が大気汚染の現状を把握・管理するための技術面・行政面の能力向上に重点を置き、プロジェクトを実施しました。

具体的には、ボイラからの煙道排ガス濃度測定や汚染源目録の整備、大気拡散シミュレーションモデルの構築などの高い専門性が必要とされる技術を移転、その結果、モンゴル政府自らが測定したデータに基づき汚染源ごとの寄与率が明らかになり、排出削減対策を具体的に評価できるようになってきました。また、関連施設の技術診断などに基づく対策提



煙突中の排ガス濃度を測定している様子

言を行い、実際にその幾つかがウランバートル市議会で承認され実施に向け進められているなど、具体的な成果が表れています。

さらに、行政が汚染源を把握・管理するためのボイラ登録などの制度づくり、行政機関と民間事業者・大学・研究機関等が連携して大気汚染対策に取り組むことのできる組織体制の構築にも力を入れてきました。

しかし、実際の大気環境の改善には、行政による汚染源に対する規制の実施に加えて、事業者側での関連技術改善や設備投資、燃料の改善や、よりクリーンな燃料への転換、さらには、土地利用の管理などを含むインフラ整備や都市計画の見直しなど、関連政策の転換や大きな投資が必要となります。ウランバートル市が再びきれいな大気を取り戻すためには、科学的かつ技術的な根拠に基づいて、こうした努力が着実にモンゴルの人々の手によって進められることが必要です。

モンゴルの大気汚染対策能力のさらなる強化を目指し、JICAは引き続き協力を行っていきます。



大気汚染の原因の一つ、発電所からの排煙

中央アジア・コーカサス

国際社会が注目するアジアと欧州に開かれた天然資源の宝庫

ユーラシア大陸のほぼ中央に位置する中央アジア・コーカサス地域は、1991年に旧ソ連崩壊に伴い独立した中央アジア5カ国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)、コーカサス3カ国(アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア)から成ります。

地域内の経済格差が拡大していることに加え、紛争が続くアフガニスタンの周辺に位置することもあり、地域全体としてバランスの取れた安定と発展が、国際社会にとって重要となっています。

援助の柱

地域内協力を通じた安定した経済発展支援

JICAは、同地域の地域内協力や民主化・市場経済化促進に注力し、①中央アジア電力・運輸インフラ整備プログラム、②民間セクター活性化を通じた市場経済化促進プログラムを重点に協力を展開しています。

発電所の近代化をはじめとする電力セクターや運輸セクターにおける経済インフラ整備、②日本センターを通じたビジネス人材育成等による民間セクターの発展に資する制度構築・人材育成に対する支援、③農村部の所得向上につながる水利組合強化と水資源管理の改善や、保健医療・教育の充実を重点分野として協力を展開しています。

国別概況と重点課題

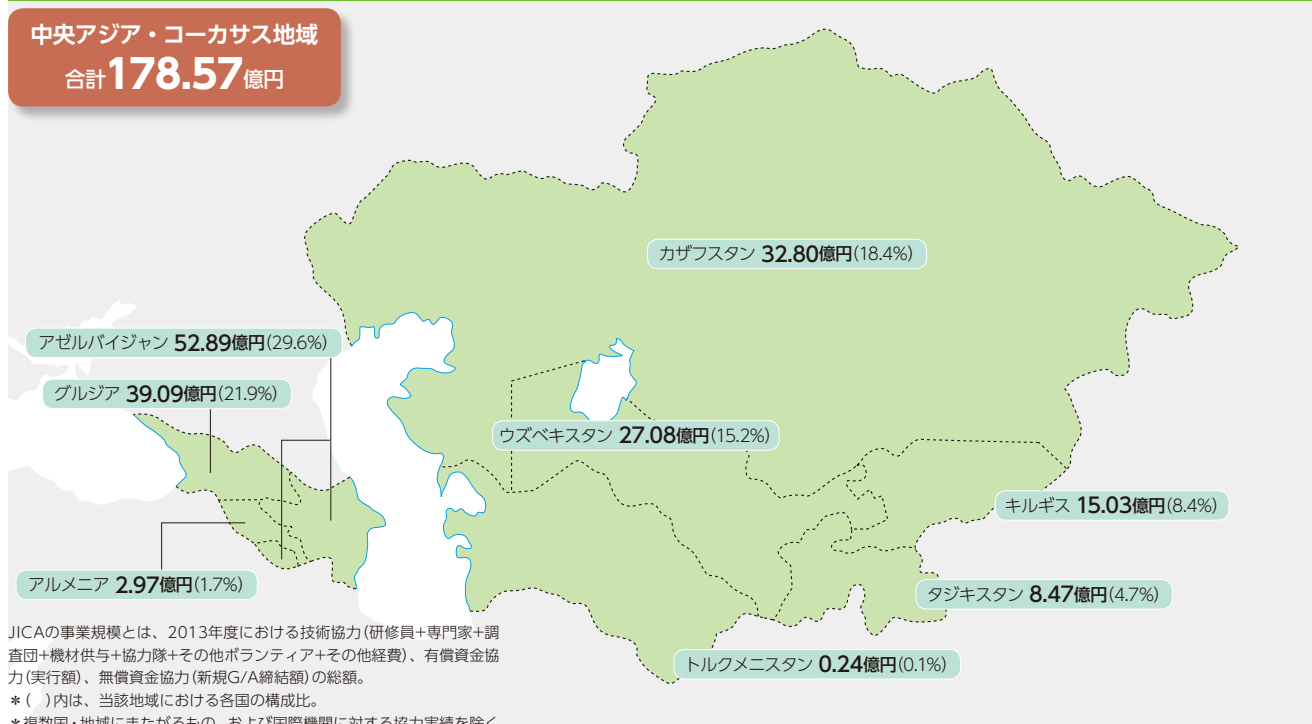
● ウズベキスタン

ウズベキスタンは天然ガス、金などの天然資源の国際商品市況価格の高値に支えられ、好調な経済成長率を維持しています。その発展を確かなものとするため、①火力

● カザフスタン

世界第2位の埋蔵量を誇るウランをはじめ豊富な資源を有するカザフスタンは、資源依存型経済からの脱却を目指し、均衡の取れた持続的経済成長を実現するために産

中央アジア・コーカサス地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



業の多角化に力を入れています。同国の経済レベルは非常に高く、JICAではカザフスタンと日本とのビジネス関係強化も念頭に置きつつ、日本の知見や技術を有効に活用できる分野を選んで事業を実施しています。具体的には防災・災害マネジメントや省エネルギー、生産・品質管理などの分野での人材育成を中心に協力を行っています。

● タジキスタン

アフガニスタンに隣接し、中央アジア地域と南西アジア地域の連結点に位置するタジキスタンは、独立後の内戦を経て、経済・社会の安定化と構造改革に努めています。JICAは「貧困からの脱却と成長軌道への移行：格差の是正およびインフラ整備を通じた持続的経済成長の基盤づくり」を基本方針に、①アフガニスタンに隣接するハトロン州を中心とした農村開発および基礎的社会サービスの改善、②中央アジアと南アジアの連結点における運輸・小規模電力インフラ整備を重点に支援しています。

● キルギス

山岳国のキルギスは旧ソ連からの独立後、中央アジアのなかでもいち早く市場経済化を推進してきましたが、金以外に有力な資源がないため、安定した経済成長の軌道に乗りきれしていません。JICAは「輸出力の強化とビジネス振興による経済成長・貧困撲滅への支援」を目標に、①運輸インフラ整備、②農業・ビジネス振興を重点分野とし、道路・橋梁の改修や道路行政・維持管理能力強化、一村一品【→ P.99事例を参照ください】、農業政策支援、日本センターによるビジネス人材育成などの支援を展開しています。

● トルクメニスタン

経済は豊富な埋蔵量を有する天然ガスに支えられており、近年は欧米や近隣諸国との関係強化を進めています。JICAは主に、トルクメニスタンの政府職員が運輸交通、保健医療、農業開発、中小企業育成などの分野で日本の

事例 タジキスタン 持続的な薬草植物栽培に向けた調査研究、甘草生産事業協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)

貴重な薬草「甘草」を育て、ビジネスに結びつける

石油や天然ガスなどの資源に乏しいタジキスタンにおいて、薬用植物は貴重な天然資源です。新たな産業を生み出す可能性すら秘めています。植物学的な調査研究とビジネスモデルとしての薬草栽培。この両面からJICAは支援を実施しています。

乱獲による枯渇の危機

タジキスタンは、中央アジア地域において豊かな自然環境を有する国として知られています。豊富な水資源の恵みを受けて多様な植物が存在しており、自生している植物のなかには、貴重な薬草も多くあります。とりわけ「甘草(かんぞう)」は、多くの漢方薬に用いられる生薬の一つで、世界中で高い需要があります。しかし、同国内では甘草の薬草としての価値があまり知られていないことなどから、

大規模な商業的栽培は実施されていませんでした。

その一方、甘草など一部の薬草は貴重であるが故に、世界的には乱獲による枯渇の危機に直面しています。JICAは2012年から2年間、タジキスタンでの薬草栽培に関する調査研究を支援しました。岩手医科大学薬学部の研究者をタジキスタンに派遣し、同国側研究者との共同研究により、甘草などの自生地・栽培地の調査、品質評価分析、優良品種につ



農民グループに対する甘草栽培に関する説明会

いて調査を行いました。

農民の所得向上に向けて

植物学的調査研究への支援に加え、JICAは、甘草栽培に関わるBOPビジネスの事業化の可能性について、企業の調査を後押ししています。

甘草栽培のビジネス化と、これを通じた現地貧困農民の収入向上を図る日本の医薬品原料メーカー、宏輝システムズ株式会社の活動を支援するもので、2013年3月に開始されました。同社関係者を通じ、ビジネスモデルの構築や農民の組織化、技術指導、甘草試験栽培などをサポートしています。

農民グループが農機具のリース、技術指導を受けて栽培した甘草を同社に販売することで、農民の就業機会の拡充と所得向上を目指しており、今後の進展が期待されています。



自生する甘草根を収穫する農民。甘草根を乾燥したものが生薬として利用される

経験を学ぶ研修事業を通じて、同国の経済や社会の発展を支援してきています。なお、2013年9月、両国政府間で技術協力協定が署名されました。今後、技術協力がさらに円滑に実施されることが期待されます。

● アゼルバイジャン

豊富な石油・天然ガスを有するアゼルバイジャンは、近隣国や欧州諸国向け資源輸出を通じて国際的地位を高めていますが、持続的な経済成長のための産業多角化が課題です。JICAは、経済成長の維持に不可欠な経済・社会インフラの更新および産業発展を支える人材育成を重視しており、首都バクー近郊での発電所建設、地方都市での上下水道整備の支援や、公共サービス改善に関する研修などを実施しています。

● アルメニア

中央アジア・カスピ海地域と欧州をつなぐアルメニア

は旧ソ連からの独立後、積極的な民主化、市場経済化を推進してきました。その一方で旧ソ連時代に整備されたインフラは老朽化が進んでおり、また地震が発生する地域でもあることから、インフラ整備や防災対策の強化が課題となっています。JICAは、「均衡の取れた持続的な経済成長の達成」を基本方針に、①経済インフラ、②地域開発、③防災対策の強化を中心に支援しています【→下事例を参照ください】。

● グルジア

アジアと欧州の結節点に位置し、カスピ海産原油・ガスの欧州への通過路にあたるグルジアは、その地理的優位性を生かした貿易・輸送業の発展とともに、輸出産業の育成を課題としています。JICAは、経済発展の基盤となる経済・社会インフラ整備と人材育成を重視しており、輸送の根幹を担う東西ハイウェイの整備や、研修を通じたビジネス環境整備などを支援しています。

事例 アルメニア 地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト

日本の技術を生かして首都の地震被害の軽減に貢献

アルメニアは地震リスクの高い山岳国であり、繰り返し地震の被害を受けてきました。JICAは、日本の地震災害の経験から得た知見や技術を生かして、同国の人口の3分の1が集中する首都エレバン市の地震被害を軽減することを目的に協力を実施しました。

リスク評価を防災行政へつなげる

地震被害の予防・軽減の第一歩は災害リスクの的確な評価です。JICAは、アルメニア非常事態省、地震防災研究所と共に、エレバン市の活断層・地盤・地質調査から地震が引き起こす危険度を解析し、地震被害規模を分析。人的被害や建物・インフラ被害を予測し、地震リスク

マップを作成しました。この被害シナリオをベースに、災害予防、応急対応、復旧・復興の3段階を視野に入れたエレバン市の地震防災計画を策定しました。

計画を策定するだけでなく、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に住民が避難の必要性を認識して行動できるよう、防災教育を通じた防災意識の啓発活動に



毎週、プロジェクトのコアメンバーと活発な議論が行われた

も力を入れました。

また、災害時に住民が適切にリスクを理解し、減災に向けて適切な行動ができるようなシステムの構築に取り組み、地震発生時に短時間で災害情報に関係機関に通報できる「即時震度分布表示システム」を非常事態省の危機管理センターに導入しました。地震情報の共有と活用を促進する目に見える成果であり、アルメニア政府はじめ関係機関の防災に向けた連携が促進される効果も期待されています。

地すべり対策の協力もスタート

2014年度からは、アルメニア全土を対象に、技術協力「地すべり災害管理対策プロジェクト」がスタートしました。山岳国である同国では、地すべりが多発しています。プロジェクトは、地すべり災害総合管理計画や各種ガイドラインの作成・普及、対策実施に関係する法令の整備などを行う予定です。

JICAは今後も日本の防災技術やノウハウを生かして、アルメニアにおける防災対策に貢献していきます。



アルメニア地震研究所の研究員に、活断層を調べるためのトレンチ調査の方法を技術移転する



インド：円借款を供与し建設を支援した首都デリーの地下鉄のKashmere Gate駅。いつも多くの乗降客で賑わっている【写真：久野真一】

部長インタビュー

南アジアで目覚めつつある 大きなポテンシャルを掘り起こす

荒井 透 南アジア部長



1日1.25ドル未満で生活する貧困人口は世界で約13億人、うち約5億人が南アジアに偏在しています。貧困人口を減らすためには、経済成長と貧困削減を推進していくことが重要です。南アジアは、日本からは東南アジアに比べて物理的にも精神的にも遠い地域ですが、若い人口構成や豊富な労働力は大きな魅力です。そのポテンシャルを生かすために、民間経済活動活性化支援をはじめ、さまざまな課題に取り組んでいます。

南アジア地域では、経済成長と貧困削減を推進するために、ガバナンスの強化、教育や保健医療など社会的サービスへのアクセスの向上、そして多岐にわたるインフラ整備を重視しています。

豊富な若年人口の雇用機会の創出が重要であり、そのために経済活動を活性化させ、日本をはじめ外国からの投資を呼び込むことが必要だと考えています。

例えばインドにおいては、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の実現に向けて、その産業物流の背骨となる貨物専用鉄道の建設を円借款支援により開始しました。また、著しい経済発展を遂げているインド南部のチェンナイ、バンガロール周辺地域についても、産業回廊構想を実現するための調査を実施しているところです。

スリランカでは、首都圏の総合的な都市交通の整備や電力セクターに対する支援を強化しています。

また、南アジア地域は東南アジアと比べて、域

内での経済交流が少ないという課題があります。サプライチェーン形成の観点も含めて、2013年度から、クロスボーダー協力の可能性について調査を始めました。特にインドやバングラデシュなどの国際経済回廊の開発を通じて、民間経済活動を活性化することが、両国および周辺国、さらには日本経済にも裨益するものと期待しています。

一方、貧困層に配慮した教育、保健医療等の支援にも引き続き取り組みます。これらの多くは女性に裨益する協力でありますが、2014年度は、特にジェンダーの視点を中心にした事業の形成・実施に力を入れる予定です。

最後にアフガニスタンについては、いまだ不安定な要素を抱えてはいるものの、2002年に復興支援が本格化してから12年が経過し、緩やかではありますが着実に所得水準は向上しています。関係者の安全対策に最大限配慮しつつ、さまざまな工夫を通じて、今後もアフガニスタンの復興に関与し続けたいと考えています。

南アジア

多様性を踏まえアジア全体の長期的な発展を見据えた協力を

南アジア地域(インド、ブータン、アフガニスタン、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、ネパール)は、欧州に匹敵する面積に、世界人口の約4分の1(16億人)を抱える地域です。また、東・東南アジアから中東・アフリカに至るシーレーンの中核に位置する地政学的・戦略的に重要な地域です。域内各国を見ると、宗教・民族・文化・言語面から多様性に富んでいるとともに、所得格差や宗教間対立などで不安定さを抱えた地域ともいえます。

南アジア地域の経済と社会の安定と発展は、わが国を含めたアジア全体の安定と発展に不可欠であり、JICAは各国のニーズに応じた多様な協力を展開しています。また、国や地域をまたぐ課題についても、取り組んでいく予定です。

援助の柱

持続的成長・民間経済活動活性化への支援、平和構築・復興支援、貧困削減に貢献するインクルーシブな開発の実現、環境・気候変動対策

JICAは南アジア地域の支援において、以下4点の重点課題を設定しています。

① 持続的成長・民間経済活動活性化への支援

新興国として経済成長が著しい国においては、経済成長の基盤となる運輸、電力・上下水道などのインフラ整備を通じて持続的成長を支援します。また、インド、バングラデシュなどの国では、日本企業の関心が急速に高まっており、日本政府の政策を念頭に、民間との連携を図り協力を進めています。

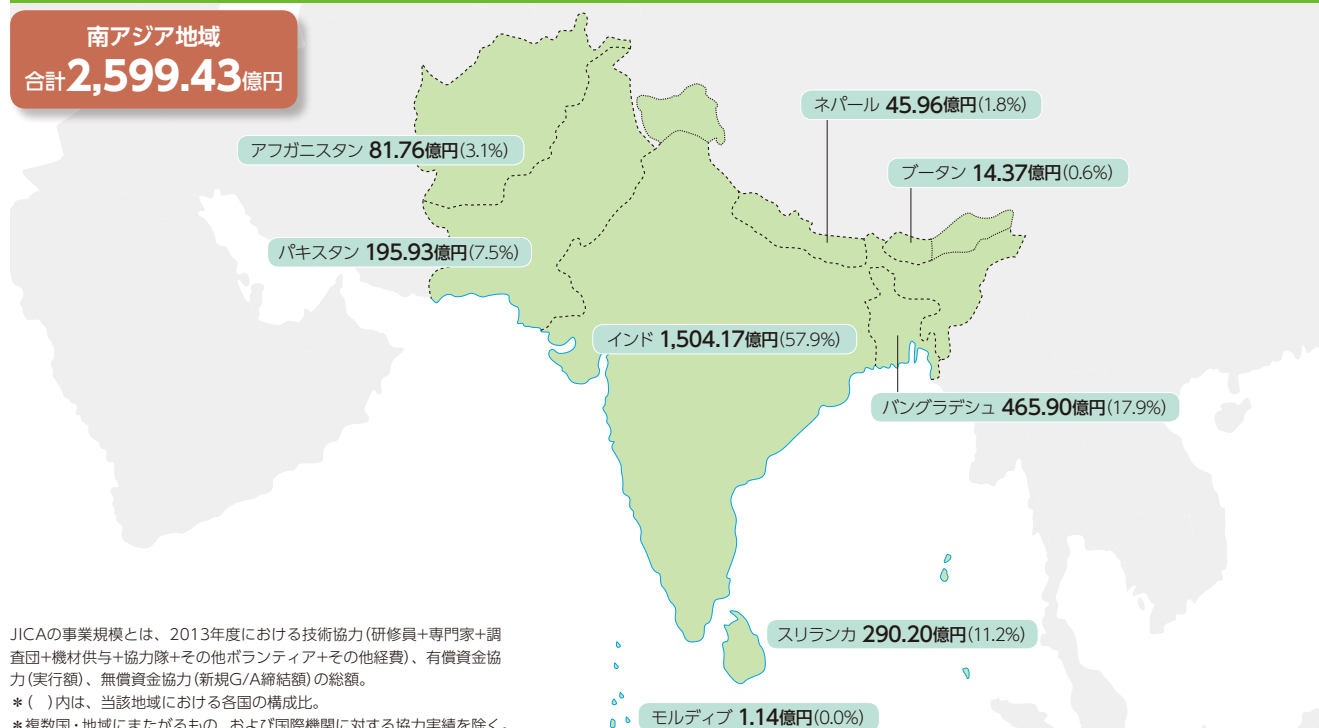
② 平和構築・復興支援

アフガニスタン・パキスタン両国のほか、四半世紀にわたる内戦が2009年5月に終結し復興期から開発段階に移ってきているスリランカ、新憲法制定に向けて国づくりの途上にあるネパールでは、地域・国の平和と安定を目指して支援しています。

③ 貧困削減に貢献するインクルーシブな開発の実現

南アジア地域はサブサハラ・アフリカを上回る約5億人の貧困人口を抱え、貧困対策は各国の共通課題となっています。ジェンダー格差も依然として大きい地域であ

南アジア地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



り、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が危ぶまれる国もあります。経済成長の基盤となるインフラ整備、また保健・医療、教育、農業、農村開発などの分野でも、社会的弱者や貧困層に配慮し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減に積極的に取り組んでいるほか、女性の地位向上や社会進出支援など、ジェンダー関連の支援に取り組んでいます。

④環境・気候変動対策

パキスタン、スリランカ、バングラデシュをはじめ南アジア地域は、サイクロン・洪水・地震など気候変動・自然災害の影響を強く受ける地域であり、また生物多様性保全の面でも世界的に重要な地域であるため、気候変動対策・防災関連の協力を推進しています。

国別概況と重点課題

● インド

インドは2010年に人口が12億人を突破し、また2011年以降、GDP(購買力平価ベース)が世界第3位の規模となるなど、国際社会において存在感を強めています。2013年11～12月に天皇皇后両陛下のインドご訪問が実現し、2014年1月にはニューデリーで日印首脳会談も行われ、わが国との関係性はより強固なものとなっています。

インド政府は、第12次5カ年計画期間(2012～2017

年)中に8%の高成長を達成すべく、産業基盤となるインフラの整備に関して、期間中の必要投資額を1兆ドルと見込んでいます。これに対しては運輸や電力分野の個別事業への支援や、「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想^{※1}」や「チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想^{※2}」等の日印共同事業が引き続き推進されています。

こうした成長の陰で、インド国民の32.7%(2010年)に当たる約4億人が1日1.25ドル未満で生活しています。これは一国が抱える貧困人口としては世界最大です。JICAは2013年度、「チェンナイ小児病院改善計画」に対する無償資金協力の贈与契約を締結しており、低所得層の享受する生活・社会サービス水準の向上という喫緊の課題に対応しています。

インドは、経済成長に伴い南アジア地域におけるサプライチェーンの要としての重要性を増しており、経済的相互依存を強める東南アジア諸国との連結性を考慮に入れた開発が必要とされています。JICAは「クロスボーダー協力に関する情報収集・確認調査」を実施して国境地域の物流・輸送インフラの調査を行うなど、日印協力の幅は広がりつつあります。

※1 デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道(円借款にて支援)を敷設。周辺に、工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する日印共同の地域開発構想。

※2 チェンナイ、バンガロール周辺地域の著しい経済発展を受けて、日印両政府がデリー・ムンバイ間産業大動脈構想に続く産業回廊として推進する包括的な開発構想。

事例 インド タミル・ナド州投資促進プログラム

投資環境を改善し日本企業をはじめとする外国直接投資を促進

12億人以上の人口を抱え急速な経済成長を遂げているインドで、JICAは日本企業の要望を踏まえた投資環境の改善に取り組み、インドのさらなる経済成長を支援しています。

政策支援型の円借款

インドは、購買力平価ベースのGDPで既に日本を超え、世界第3位の経済大国となっており、日本にとって最も重要な国の一つです。特にインド南部のタミル・ナド州は、東南アジア地域とのシーレーンに位置し、豊富な労働力や一貫した外資誘致政策等から日本企業の進出も急増しています。

他方で、インドでは投資インフラの未整備が課題となっています。インドはビジネス活動の容易度を表す世界銀行のDoing Business 2013で185カ国中

132位と、南アジア周辺国と比べても低い順位となっており、タミル・ナド州に進出している日本企業からも投資制度や道路、上下水道などのインフラの改善を求める建議書が毎年、州政府に提出されています。

こうした状況のなか、JICAは2013年11月にインド政府との間で円借款「タミル・ナド州投資促進プログラム」の借款契約に調印しました。これはタミル・ナド州が取り組む投資環境整備のなかで、日本企業を含めた海外投資家の要望の高い制度上の改善やインフラ整備について、



「タミル・ナド州投資促進プログラム」の計画モニタリング委員会

その実施状況に応じて資金を貸し付ける政策支援型の円借款です。

JICAはタミル・ナド州政府と合同で政策の実施状況を定期的にモニタリングすることで、投資制度の改善やインフラ整備を促進しています。

● ブータン

ブータンはヒマラヤ山脈の東端に位置する人口約70万人の内陸国で、経済成長のみに偏重せず国民が幸福感を持って暮らせる社会を目標とする「国民総幸福量 (GNH: Gross National Happiness)」を開発の基本理念として掲げていることで知られています。2008～2012年の平均GDP成長率は約8%と、豊富な水資源を生かした水力発電により経済成長を遂げている一方で、近年は急速な都市化に伴う都市環境問題、雇用創出、地域間格差、経済基盤の脆弱性などが課題となっています。

JICAはブータン政府の重点分野も踏まえ、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④ガバナンス強化を柱として支援を展開しています。

● アフガニスタン

JICAでは、アフガニスタンにおける不安定な治安情勢を踏まえ、最大限の安全対策を講じながら、雇用創出を含む経済成長と民生の安定化に貢献する事業を展開しています。アフガニスタン政府と一体となって、JICAはカブール首都圏開発を中心とするインフラ整備と農業・農村開発を最重点分野として支援しています。

カブール首都圏開発では、道路や電力など社会経済基盤の整備やデサブ地区での新都市建設、カブール市の再開発などの開発計画を完成させ、道路、水資源開発などの事業化を推進しています。

農業・農村開発については、行政機能・能力強化、人材育成、水資源開発・管理、農業生産性の向上、さらに農業振興・農村開発などの分野に対して支援を行っています。

さらに、重点分野であるインフラ・農業開発分野などにおける中長期的な人材育成の観点から、最大500人を日本の各大学院に受け入れる「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (通称PEACE)」も実施中です。また、国連児童基金 (UNICEF) などの国際機関やアガ・ハーン財団などの国際NGOとも密接に連携し、支援が届きにくい地域へ支援を広げる試みも進めています。

● パキスタン

パキスタンは、約1億8,000万人の人口を有する世界第6位の人口大国です。2001年9月11日の米国同時多発テロ以降は、アフガニスタンを含む地域全体の平和に果たす役割も注目され、その安定と発展が国際社会でも一層重要視されています。豊富な労働力を抱え、経済市場としての高い可能性も持っている一方で、近年は不安定な政治・治安状況およびマクロ経済状況により、経済成長率が伸び悩んでいます。また、国民の約4人に1人は依然として貧困層にあるなど、発展に向けたさまざまな課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、JICAは、①経済基盤の改善、②人間の安全保障の確保と社会基盤の改善、③国境地域

事例 ▶ パキスタン ギルギット・バルティスタン地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト

日本とつながるフルーツ高付加価値化支援

JICAはパキスタンでの農家の貧困改善のために、アプリコットなどの販売・付加価値向上を支援しています。

日本の大手百貨店でも販売

パキスタン北部、標高7,000mを超える山々に囲まれたギルギット・バルティスタン地域 (GB地域) では、雪解け水と冷涼な気候を生かした園芸農業が営まれています。しかし、加工技術やマーケティング能力の不足により、多量の作物が廃棄され、現地で低価格で販売することしかできません。農家の貧困改善のためには、これら果樹産品の高付加価値化が重要な課題です。

「GB地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト」では、協先に先立ちJICAが実施した基礎調査で販売・付加価値向上の

ポテンシャルがあると判断されたアプリコットとリンゴを対象に、栽培・選定・乾燥方法、さらには梱包・販路開拓・ブランディングについて技術指導を行っています。

こうした協力の結果、農家の収入向上につながる成果が次々と表れています。リンゴに関しては、選果と梱包を改良し、首都イスラマバードで試行販売を行ったところ、青果市場での価格が、以前と比べて2倍近くとなりました。また、ドライアプリコットは、収穫や加工方法を工夫した結果、パキスタン国内市場のみならず、日本の大手百貨店や有機食品専門



現地の素材を使って試作したアプリコット乾燥機。農家の庭先で、より短時間で衛生的できれいなドライアプリコットができるよう、改良を重ねている

店でも取り扱われるようになりました。その販売価格はこれまでの2倍にもなることがあります。

このように、パキスタンと日本のつながりが、果樹産品の生産性向上・付加価値向上をもたらし、農家の貧困削減に貢献しています。

などの安定・バランスの取れた発展を3本柱として支援を実施しています。経済活動のボトルネックである電力不足の解消や国内製造業の高付加価値化を優先的に支援するほか、技術協力、無償資金協力を組み合わせたポリオ対策・予防接種の強化、都市部の上下水道インフラ・制度の整備を行っています。また災害大国である日本の知見を生かして策定を支援した防災対策の国家計画について、現在は速やかな実施を支援しています。

● スリランカ

スリランカは、北海道の約0.8倍の国土面積に、約2,000万人が住んでいます。30年近く続いた紛争が2009年に終結したことを受け、復興需要を中心とした内需拡大が成長を牽引しています。2013年の実質GDP成長率は7.3%と引き続き高い成長率を維持しており、一人当たりGNIは2,920ドル(2012年)と中所得国に位置づけられています。

スリランカ政府は、紛争後の均衡の取れた復興と経済開発を軌道に乗せていくために、運輸や電力などの経済基盤の強化を通じて民間投資の活発化を図り、2016年までに一人当たり所得を4,000ドルまで増加させる開発計画を掲げています。また、都市と農村間の格差是正にも取り組んでいます。

JICAはスリランカの協力ニーズを踏まえて、2013年度、順調な経済成長に伴い急速に発展するコロombo市の

交通渋滞を緩和するために、「ケラニ河新橋建設事業」の円借款貸付契約に調印しました。また、首都圏の交通ネットワーク整備に向けたマスタープランの策定や高速道路管制システムの導入を支援しています。このほか、電力・上下水・防災分野の強化・改善、開発が遅れている地域の生計向上や、野菜種子の供給体制の改善などを通じた農業の生産性向上に取り組んでいます。

● モルディブ

モルディブは約1,190の小島からなり、人口も34万人(2012年)と少なく、総合的な社会開発が困難という特徴を抱えています。

同国経済は観光業と水産業がGDP全体の約4割を占め、世界経済の影響を大きく受ける脆弱な経済構造となっています。

JICAは経済・社会開発および民生の安定・向上に資する分野(気候変動への対応を含む)を対象に協力を実施しています。また、JICAボランティアが教育や青少年育成などの分野で活躍しているほか、太陽光発電によるグリーンエネルギーの導入を支援しています。

● バングラデシュ

世界第8位の約1億5,000万人の人口を擁するバングラデシュは、縫製・衣料関連産業の発展などにより、過去10年間で年平均6%の経済成長を続けています。安価

事例 ▶ スリランカ 気候変動・防災対策プログラム

防災に日本の経験・知見を

頻発する洪水や土砂災害などの自然災害により生命、財産が脅かされ、復旧のため多額の支出を迫られているスリランカで、JICAは防災体制構築に取り組み、防災対応能力の強化を支援しています。

防災能力強化を支援

スリランカでは、2004年12月のスマトラ沖地震で発生したインド洋大津波により、3万人以上の死者を出す被害を受けました。

JICAは、被害から復興までのニーズを調べるニーズアセスメント調査を世界銀行、アジア開発銀行と合同で2005年に実施しました。また、洪水により甚大な被害を受けた道路、灌漑施設などに対し2011年より「緊急災害復旧支援事業」でインフラ施設の復旧・復興を支援しています。

スリランカ政府は、インド洋大津波による被災を契機とし、従来の「事後対応」型から「事前対策」型へと災害対応の重点を移してきました。2005年5月には災害対策法を制定し、気候変動の影響による自然災害を含むあらゆる災害に対し、災害発生前の事前対策から発生後の緊急対応、復旧・復興に至るまでを包括的にカバーした法律枠組みを定めています。

スリランカが災害対策にあたり参考としたのは、日本の知見でした。JICAは「気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト」(2010～2013年)を通じて、関係



プロジェクトの一環で行われた津波避難訓練

省庁の防災体制モデル構築の支援を行い、中長期にわたりスリランカの防災体制を強化する取り組みを実施しています。

今後も土砂災害対策、気象観測・予警報の能力向上などの支援に加え、円借款による「国道土砂災害対策事業」を通じたハード面での支援を行い、スリランカの防災対応能力の強化に貢献していきます。

で豊富な労働力とその潜在的な市場規模などから、近年、投資先・市場としても注目されていますが、電力、運輸、上水道などの基本インフラの不足が課題です。また、サイクロン、洪水、地震といった自然災害にも脆弱で、いまだに人口の約3割に当たる5,000万人以上が貧困層であるなど、貧困削減も大きな課題です。

これらの課題に対し、JICAは持続可能な経済成長の実現と貧困からの脱却を目指して、経済成長の加速と社会の脆弱性克服のための支援を行っています。

経済成長への支援としては、電力や運輸などのインフラ整備への協力を継続的に実施し、首都ダッカの慢性的な交通渋滞改善のための都市鉄道整備、ダッカーチッタゴン間の運輸インフラ整備、発電所の整備などを支援しています。2013年度には「航空保安設備整備計画」の無償資金協力贈与契約を締結し、空の安全性向上にも取り組んでいます。

社会の脆弱性克服の観点からは、サイクロン、地震、洪水など自然災害への対応力強化を支援しているほか、基礎教育や母子保健の改善にも継続的に取り組んでいます。また、開発の遅れている農村部におけるインフラ整備や公務員の人材育成、地方行政、汚職対策などのガバナンス強化も支援しています。

● ネパール

ネパールは中国とインドの二大国に挟まれた内陸国で、

南アジアのなかでも最貧国の一つです。北部は標高8,000m級のヒマラヤ山脈、南部は標高60m前後の平野部を含み、地形・気候とも多岐にわたっています。

1996年からマオイスト(共産党毛沢東主義派)が武装闘争を開始し、10年に及び内戦状態にありましたが、2006年11月の包括和平合意以降は和平プロセスが進んでいます。2013年11月には新憲法の制定を目指す第2次制憲議会選挙が行われ、新政権が発足しました。新政権下では経済サミットなどの経済会議の開催が相次ぎ、農業、水力発電、観光業など開発ポテンシャルが大きい産業のさらなる発展が打ち出されています。他方で、インフラが脆弱であることや、貧困問題に加え、ジェンダーや民族などに基づく格差是正も課題です。

JICAは「持続的かつ均衡の取れた経済成長の実現」を目指し、インフラ整備、民主化支援、農村部の貧困削減に取り組んでいます。インフラ整備としては、1996年から建設を支援してきた全長約160kmの、日本の対ネパール支援の象徴ともいえるシンズリ道路が2015年3月に完成を予定しています【→ 下事例を参照ください】。そのほか、水力発電所建設のために円借款を供与しています。

また、民主化支援や貧困削減の基盤づくりの観点から、法整備、行政・司法能力の強化、農業・教育・保健分野などでの支援を行っています。

事例 ▶ ネパール シンズリ道路建設計画

20年をかけ160キロの道が完成。その道の先に咲く笑顔

JICAはネパールの幹線道路の建設を通して、国の経済活性化や沿線の人々の生計向上に貢献しています。

2015年3月、全線開通予定

ネパールは、中国とインドに挟まれた内陸国です。首都カトマンズは国の中央に位置し、インドとの国境沿いに位置するタライ平野からの農産物や、インドからの輸入品を運び込むため、「道」が経済を支える最も重要なインフラです。

しかし、これまではカトマンズとタライ平野を結ぶ物流の大半を1本の幹線道路に頼っており、雨季には土砂災害で通行止めになりやすく、物資輸送がストップすることも多くありました。この問題を解消すべく、日本の無償資金協力で建設されたのがシンズリ道路です。

道の距離は160キロ、東京から静岡までの距離に相当します。1995年に開始された本事業は、集中豪雨による地すべりや洪水による破損、マオイストの活動による治安悪化・政局不安による工事中断など、数々のトラブルを乗り越え、2015年3月に全線開通を迎えます。

シンズリ道路の建設は、約117万人ともいわれる沿線の人々の生活にも明るい変化をもたらしました。例えば、これまで歩いて運んでいた野菜、果物、牛乳などをトラックで出荷することで、腐らせずに運べるようになり収入向上につながりました。また、救急車が村まで来られ



急勾配の山をつづら折りに走るシンズリ道路(第2工区)。ネパールと同様に山の多い日本の技術が生かされています【写真提供：日本工営株式会社】

るようになり安心して生活ができるようになった、バス通学ができるようになり学校に通える生徒が増えた、などの住民の喜びの声も聞こえてきます。

今後は、この道の先、周辺に住む人たちの生活がさらに多くの笑顔であふれるよう、彼らの収入向上につながる農産物の生産に関する新たなプロジェクトも予定されています。

中南米



メキシコ：経済成長に伴い、製造業を支える裾野産業の重要性が高まっている【写真：今村健志朗】

部長インタビュー

日本の官民の強みを生かした 協力を進めた1年

高野 剛 中南米部長



2013年度は、重点としている各分野において、日本の官と民の技術力と強みを生かした協力が進んだ1年だったといえます。2014年6月には、FIFAワールドカップがブラジルで開催され、日本国民の関心が同国をはじめ中南米に向きました。安倍首相が日本の首相として10年ぶりに同地域を歴訪し、日本との経済関係の強化を打ち出したことも踏まえ、JICAは引き続き地域の発展と日本との関係強化に貢献していきます。

2013年度は、特に省エネルギー・再生可能エネルギー分野で協力が進みました。中米・カリブ地域での地熱発電や水力発電等の再生可能エネルギー開発事業や省エネ関連事業を対象とする、米州開発銀行との協調融資の枠組みについて、現地の膨大な需要に応える形で上限額を10億ドルに増額し、対象国も拡大しました。11月には、同枠組みの下、コスタリカと複数の地熱発電所を建設する協力協定書に署名し、グアテマラやニカラグアなどでも地熱発電開発の調査を準備中です。また南米のエクアドルやペルーでも同分野での協力を検討しています。

中南米は地震や津波、洪水、土砂災害などの自然災害が多く、JICAはこれまで多くの防災支援を実施してきました。2013年度はペルーとの間で、被災時の資金需要に迅速に対応するための「災害復旧スタンバイ借款契約」を締結、エルサルバドルとも案件形成中です。チリとJICAが協力して第三国への支援を進める三角協力により、中南

米域内の防災人材育成にも取り組んでいきます。

中南米では、経済成長に伴う中産階級の台頭や自動車社会の到来、都市部への人口集中に、インフラ整備が追いついていないのが実情です。これに対して、交通渋滞や大気汚染をはじめとする都市問題の軽減・解消への寄与に取り組んでおり、今後は日本の都市交通やスマートシティなどの技術を活用していく予定です。また産業面では、ブラジルやメキシコへの日本企業の進出に呼応し、メキシコでは製造業の裾野産業の企業振興や人材育成を行っており、南米にも同様に展開していきます。

こうした取り組みに欠かせないのは、日本の民間企業や地方自治体との連携だといえます。2013年度は、進行中や計画中の分野について、相手国の政策責任者を日本に積極的に招へいしました。日本の先進的な制度や技術等を実際に視察してもらい、日本側の関係者と広く交流できたのは大きな成果でした。

中米・カリブ

地域の課題克服を目指し効果的な開発協力を推進

メキシコ、中米とカリブ諸国^{*1}からなる中米・カリブ地域は、言語・文化などの共通点がある一方で、国の規模・社会経済状況の違いから多様なニーズが存在しています。

JICAは、各国の置かれている状況と、地域単位で共通する開発課題の克服に取り組む広域協力・域内協力の動きとを考慮しながら、①「中進国のわな^{*2}」からの脱出を支援する経済基盤整備、②地球規模課題への取り組み、③人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援の3つを重点課題として、地域の安定した発展を支援しています。

援助の柱

経済基盤整備、地球規模課題、格差是正に取り組む

中米地域では、1970年代後半から10年余り続いた紛争が社会・経済発展に大きな影響を与えました。その後、紛争が終結し、1990年代に和平プロセスが進んだ結果、近年は民主主義が定着し、ほとんどの国で安定的な経済成長が見られます。また、カリブ地域では、主に観光業と米国在住の移民からの海外送金によって、一定の経済成長が持続しています。

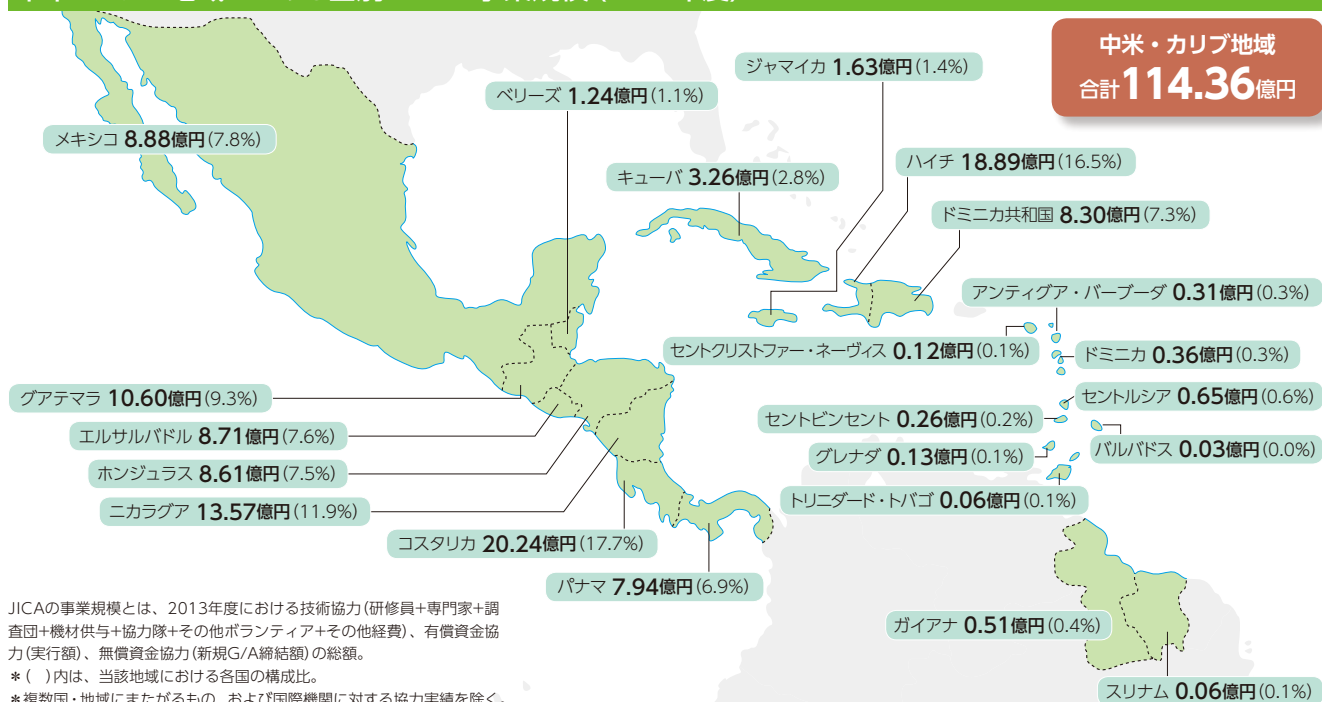
他方、一次産品の輸出や海外送金に依存している脆弱な経済構造を持つ国も少なくなく、近年では、欧米の国際金融危機の影響や、ベネズエラが主導するエネルギー協力機構であるペトロカリベの援助体制の揺らぎから、経済の見通しが不透明になる国も現れています。また、

毎年ハリケーンなどの自然災害に見舞われるなど、多くの課題を抱えています。

地域に共通する課題の克服と地域の発展に向けては、中米統合機構(SICA)やカリブ共同体(CARICOM：カリコム)などの地域機関を通じた域内協力の動きが活発化しています。JICAは、このような広域協力・域内協力の枠組みや動向を考慮し、米州開発銀行(IDB)などの国際機関や他援助国との連携を推進しながら、各国ごとの

^{*1} グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、キューバ
^{*2} 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

中米・カリブ地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



課題や地球規模の課題への支援に加え、共通する開発課題への地域単位での支援に取り組んでいます。

2014年は日・カリコム事務レベル協議開始後20年が経過した年であるとともに、日本とジャマイカおよびトリニダード・トバゴとの国交樹立50周年にもあたります。これを記念し、日本政府は2014年を日・カリブ交流年と定めています。JICAは重点分野である「防災・環境」と「水産」について、日本とカリブ諸国の交流促進のための調査、事業を推進していきます。

また、メキシコと日本の両国により域内各国を支援する「日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム」(JMPP)が10周年を迎え、2014年2月にメキシコで記念式典・シンポジウムが開催されました。メキシコ同様にJICAと共にパートナーシップ・プログラムを実施しているブラジル、チリ、南南協力を支援する国際機関などから多くの関係者が集まり、三角協力・南南協力に関する成果、教訓などが共有されました。JICAは、引き続きパートナー国と一体となって三角協力をより効果的に実施すべく支援していきます。

重点課題と取り組み

● 「中進国のわな」からの脱出を支援する 経済基盤整備

中米地域では、内戦の影響、自然災害による社会経済

インフラ整備の立ち遅れや急速に進む都市化への対応の遅れが、経済成長の阻害要因になっています。JICAは、インフラ整備や生産性向上など、ハード・ソフト両面での経済基盤整備に寄与するため、日本企業のビジネス機会創造を通じた各国とのWin-Winな関係にも配慮した支援を推進しています。

パナマでは、都市交通の渋滞解消とそれに伴う大気汚染の緩和を通じた気候変動対策に貢献するとともに、橋梁整備に関する協力準備調査を実施しています。加えて、2014年2月、JICAとパナマ政府との間で、下水処理に関連する技術協力の覚書に署名しました。プロジェクトは、優れた下水管理・運営技術を持つ横浜市の協力を得て実施される予定で、日本の官民の技術の導入を通じて、パナマの水ビジネスへの日本企業の海外展開の足がかりとなることが期待されています。また、近年外国投資の促進を図っているキューバでは、ニーズが高く、日本に技術的な比較優位性のある医療機器を含む保健医療分野での官民連携による協力を推進しています。2013年11月にキューバ関係者を日本に招へいたのに合わせて、キューバでの事業に関心のある日本企業・団体を対象に「キューバ官民連携セミナー」を開催し、キューバの投資環境、医療事情等に関する情報を提供しました。キューバ関係者は、日本の医療機器関係者などへの訪問・意見交換も行い、日本の医療制度、技術・サービスの海外展開戦略、最新医療技術について理解を深めました。

事例 中米・カリブ地域 再生可能エネルギーおよび省エネルギー分野向け協調融資スキーム

米州開発銀行と連携した再生可能エネルギー・省エネ推進

化石燃料に対する依存度が高く、多くの国で燃料輸入が国際収支を圧迫している中米・カリブ地域。JICAは、米州開発銀行(IDB)と協力し、再生可能・省エネルギー事業を推進しています。

目標額の増額と対象を拡大

JICAは、2011年1月に米州開発銀行(IDB)との間で再生可能エネルギー・省エネルギー分野での協調融資促進や共同調査等、連携協力を包括的に強化する覚書に署名し、2012年3月、同行と「再生可能エネルギーおよび省エネルギー分野向け協調融資スキーム(CORE*)」の実施枠組みを締結しました。

2013年はCORE適用第1号として、10月にニカラグア政府との間で円借款「持続可能な電化及び再生可能エネルギー促進事業」の貸付契約に調印しまし

た。この事業では小水力発電による地方電化とともに、街灯などにナトリウム灯や発光ダイオード(LED)等を導入する省エネルギーを促進します。

また、11月にはコスタリカ政府およびコスタリカ電力公社(ICE)との間で「グアナカステ地熱開発セクターローン」に関する協力協定書に調印。今後複数の地熱発電所建設を実施します。

このほか、2013年度に3回目となる省エネに関するIDB連携研修を実施しました。各国の政策・事業担当者に日本の省エネルギー技術を紹介しつつ、人材育



コスタリカ・グアナカステ県での噴気試験の様子。日本の地熱技術活用が期待される

成に取り組んでいます。

2014年3月、IDBとCOREの目標額を10億ドルに増額する覚書に署名し、さらに対象を、カリブ開発銀行、東カリブ諸国、および円借款卒業移行国に拡大しました。今後も、COREの活用を図りつつ、IDBと連携して当該地域の気候変動・エネルギー分野の課題に貢献します。

* COREfinancing for Renewable energy and Energy efficiency

● 地球規模課題への取り組み

気候変動対策(再生可能エネルギー、環境保全・改善、防災)

JICAは、IDBとの協調融資による再生可能エネルギーや省エネルギー分野への支援などの緩和策【→ P.44事例を参照ください】や、防災能力向上のような適応策といった気候変動対策にも積極的に取り組んでいます。

例えばエルサルバドルでは、円借款「サンミゲル市バイパス建設事業」において、これまで技術協力を通して移転してきた公共インフラの災害に関するリスク診断手法を適用し、自然災害により強いインフラ整備を行う予定です。さらに、災害発生後、復旧事業に必要な資金を速やかに貸し付ける円借款「災害復旧スタンドバイ借款」を供与し、災害対応力のさらなる向上に貢献します。

また、環境保全分野では、コスタリカにおいて、技術協力「バラ・デル・コロラド野生生物保護区住民参加型管理プロジェクト」の成果を踏まえ、技術協力「参加型生物多様性保全推進プロジェクト」を実施中です。プロジェクトでは、コスタリカでの取り組みを中米各国に発信・共有すべく、実績や経験の体系的な整理・検証などを行っています。

● 人間の安全保障の視点を踏まえた 格差是正支援

中米・カリブ地域には、一定の経済発展を達成しつつも、基礎教育や保健医療サービス、安全な水などを享受できない貧困状態に置かれている人々が依然多くいます。

JICAは、格差の大きいこの地域におけるインクルーシブ(包摂的)な開発を目指し、政府・地域社会・住民の能力を高めることを念頭に、事業を計画・実施しています。

グアテマラでは、貧困層の割合が高い西部地域3県で技術協力「母とこどもの健康プロジェクト」を実施しています。プロジェクトでは、保健医療施設での女性と乳児に対する質の高い保健医療サービスの提供を目的として、保健所・病院間のレファラル体制の強化や准看護師の研修に取り組んでいます。また、妊娠中・出産後の母親と子どもに関する個人情報や栄養摂取量に関するデータを集約・管理するデータベースが構築され、新生児死亡の原因分析が進められています。今後はデータベースを活用し、妊産婦の栄養改善に向けた研修やコミュニティでの啓発活動の充実に取り組んでいきます。

2010年の大震災から4年がたち、復興から開発の段階へと着実に移行しているハイチでは、基礎的な保健医療サービス向上のための協力を開始しています。無償資金協力「レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画」による給水システムの復旧整備、無償資金協力「南東県ジャクメル病院整備計画」による県病院建設、さらには国連児童基金と連携したコレラ対策強化支援、モロッコにおける第三国研修では母子保健分野の人材育成にも取り組んでいます。これらの協力を通じて、中米・カリブ地域で最も基礎保健指標値が低いハイチの保健医療サービスの改善と充実を目指しています。

事例 ▶ ドミニカ共和国 日本ドミニカ友好医学教育センターを通じた長年の協力

中米5カ国に広がる医学教育支援の成果

JICAがドミニカ共和国で長年続けてきた医学教育支援の成果が、同国での第三国研修を通して中米5カ国に広がり、各国の医療サービスの向上に貢献しています。

臨床重視の研修プログラム

ドミニカ共和国の1995年の保健指標は、乳児死亡率37(出生1,000対)、5歳未満死亡率45(出生1,000対)、妊産婦死亡率110(対10万)と中米・カリブ諸国でもグアテマラ、ニカラグアに次ぐ低いレベルでした。

状況の改善に向け、JICAは、1999年から無償資金協力による日本ドミニカ友好医学教育センター(CEMADOJA)の建設と、画像診断・公衆衛生分野での技術移転と同センターの運営能力強化を目的とした技術協力「医学教育プロジェク

ト」を実施しました。同国内の放射線分野の研修医や放射線技師に対し、高度な画像診断設備を活用した臨床重視の研修プログラムが実施され、CEMADOJAは研修機関として高い評価を得るようになりました。

2005年からは、中米5カ国(ホンジュラス、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア)を対象に第三国研修「中米カリブ地域対象画像診断技術向上研修」を実施し、CEMADOJAの医師、放射線技師が講師となってMRI、CT等の診断を指導しました。



画像診断の様子

ドミニカ共和国で実践的な技術を習得した中米5カ国の研修員は、自国で研修成果を生かした活動を展開しています。例えば、グアテマラではCEMADOJAの研修医養成プログラムが国内の教育・研究カリキュラムに取り入れられるなど、CEMADOJAは中米・カリブ地域の医療サービスの質の向上に貢献しています。

南米

多様なパートナーと連携しながら効果的な支援を展開

豊富な資源、肥沃な大地を有する南米地域は、近年の資源や食料の需要増大と価格の高騰などを追い風に堅調な経済成長を遂げ、多くの国の所得水準が上昇しています。一方で、各国内ではいまだに所得などの格差が大きく、成長の陰で貧困生活を強いられる人々が多くいます。

JICAは開発のパートナーとしてこれらの国々と域内外への支援を展開し、各国の持続的な経済成長を支えつつ、国ごとに優先される課題の解決に向けた支援を行っています。また、防災や災害発生時の迅速な対応のための支援、地球環境に多大な影響をもたらすアマゾン川流域等の森林保全など、地球規模の課題解決にも力を注いでいます。

経済基盤整備、格差是正、地球規模課題を支援の軸とし、日系人や民間企業、大学など多様なパートナーと連携しながら、域内外の国々への支援を進めています。

援助の柱

経済基盤整備、格差是正、地球規模課題に取り組む

南米地域では「経済基盤整備」「格差是正」「地球規模課題」の3点を援助の柱として支援を実施しています。

①経済基盤整備について

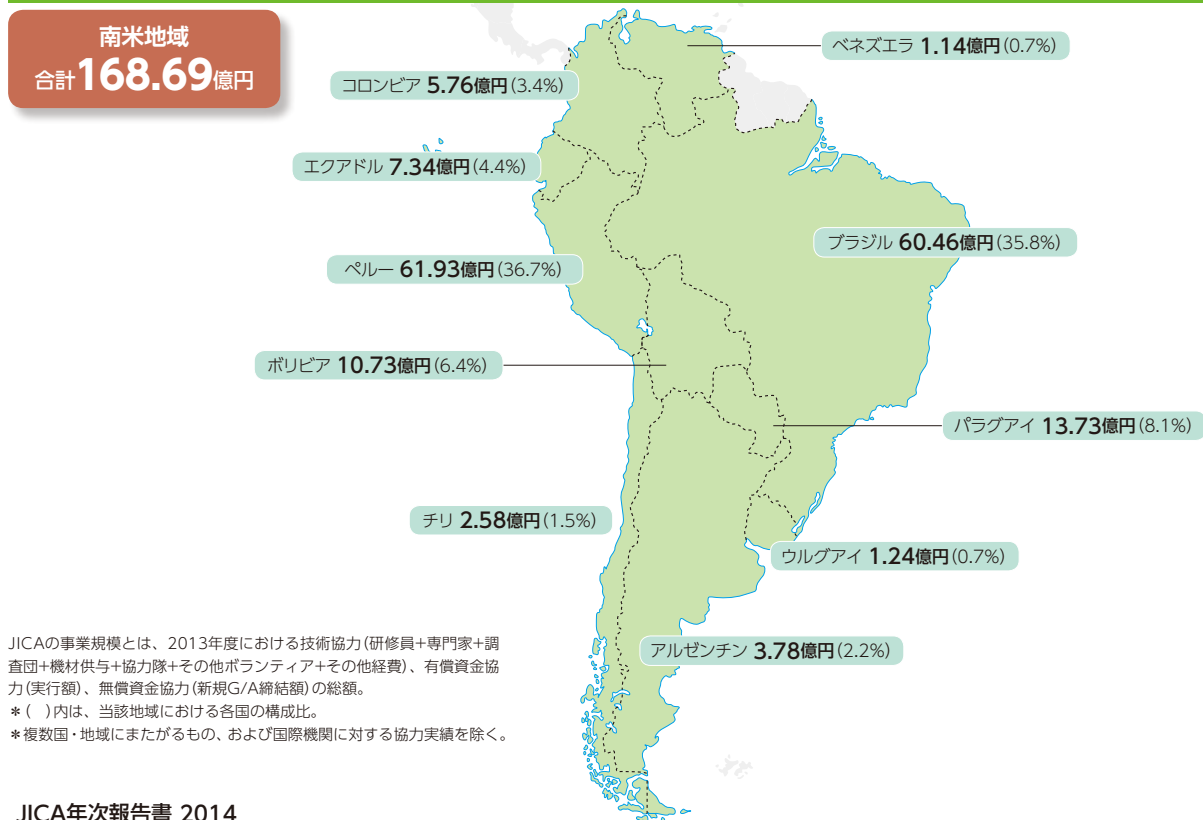
人口約4億人の南米地域は、市場として高いポテンシャルを有しています。しかし多くの国の経済は、一次産品の生産と輸出に大きく依存しているため、世界経済や市場の動向に著しく左右されてきました。インフラ整備や

産業育成、貿易振興、投資環境整備なども立ち遅れています。また、民間による経済活動を促進する基盤としての行政能力の向上や治安の安定、経済成長に伴い深刻化している都市環境問題への対応が急務となっています。

②格差是正について

南米地域には世界的に見ても大きな格差を抱える国々が多数存在しており、堅調な経済成長の陰には、引き続き地域内、国内の経済的格差から生まれる社会不安が存

南米地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



在しています。このような状況下、経済成長と合わせて格差是正と地域の安定に向けた取り組みを進めています。

③地球規模課題について

食料の安全保障や資源、エネルギーなどの確保の観点からも、災害対応や気候変動対策などの地球規模課題への取り組みが重要な課題となっています。

南米には160万人を超える日系人が存在し、また多くの食料や資源をこの地域から輸入している日本にとって、南米地域との関係は今後ますます重要となっていきます。

重点課題と取り組み

● 持続的経済成長に向けた基盤整備

南米地域は天然資源が豊富で、民間投資を中心に近年順調な経済成長を遂げています。JICAは持続的な経済成長に向け、各国の経済基盤整備に取り組んでいます。

ペルーでは、世界遺産マチュピチュへの玄関口クスコ市に「地方上下水道整備事業」(円借款)により支援したサン・ヘロニモ下水処理場が2013年に完成しました。近年、治安改善による観光客の増大や人口の増加で同市の下水排水量は増大していました。これまでは30年以上前に建設された旧下水処理場が利用されていましたが、処理容量の4倍を超える下水が流入し、十分に処理されないままクスコ市を流れるワタナイ川に放流されていました。新たな下水処理場の完成により、放流される処理水は排水基準を満たすようになり、人々は下流で川魚漁や河川水を利用した灌漑農業をできるようになります。

パラグアイでは、国内の道路の80%以上が未舗装です。雨季に通行不能になることも多く、主要産業の農畜産物の販路が寸断されるなど、経済活動に支障をきたしています。JICAは、農畜産物の生産拠点と輸出港をつなぐ道路を整備する「東部輸出回廊整備事業」への円借款を供与するなど、安定した経済成長に向けた支援を行っています。

中南米地域では地域統合の進展や経済のグローバル化により域内外の貿易が活発化している反面、組織犯罪による不正薬物・銃器・知的財産侵害物品などの取締り強化の必要性が高まっています。JICAは、アルゼンチンと共に「税関リスクマネジメント」(第三国研修)を実施し、中南米地域内12カ国の税関職員を対象に、不正商品取締りや税関相互支援協定などに関する研修を行うとともに、日本の大型X線検査装置や新型の爆発物探知装置などの最新技術を紹介しています。



円借款により完成したクスコ市の下水処理場(ペルー)

● 貧困削減と格差是正

急速な経済成長の裏では格差が拡大しており、南米地域各国は貧困対策と格差の是正を重点政策として位置づけています。

エクアドルの山岳地域に位置するチンボラソ県は、農業所得の低さ、教育や医療などの基礎インフラやサービスの未整備に加え、森林破壊や土壌侵食が進行するなどの複合的で深刻な貧困問題を抱えています。JICAは「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」(技術協力)を通じて、県内4地区30集落を対象に、参加型開発に対する住民の理解・協力の推進、関連行政機関の連携・調整による実施体制の強化などを支援しています。農民グループの組織化やプロジェクト関係機関に対する持続的総合農村開発のための研修などを実施することで、住民の主体性の形成と自助努力による生活の改善や収入の向上、行政が推進する参加型開発への住民の理解・協力を促進し、対象地域住民の生計向上と生活環境を改善することを目指しています。

ボリビアは域内の他国に比べ妊産婦死亡率、乳幼児死亡率が非常に高い国です。行政上の首都があるラパス県は、都市部では保健医療施設へのアクセスが比較的容易な一方、農村部では保健医療サービスの利用率が低く、母子保健の状況が他県と比べて劣悪な環境にあります。JICAは「ラパス県農村部母子保健に焦点をあてた地域保健ネットワーク強化プロジェクト」(技術協力)を実施し、過去のプロジェクトで開発したFORSAモデル(住民参加型保健活動の手法)を活用しながら、保健施設利用の増加と母子保健サービスの質の向上に取り組んでいます。FORSAモデルは、2013年にボリビア政府が推進している保健政策「多文化コミュニティ家族保健政策(SAFCI)」の推奨モデルとして採用されるなど、プロジェクト対象地のみならず広くボリビアの保健政策強化に貢献しています。

コロンビアでは、政府と武装勢力との長年にわたる戦闘により、450万人以上(2012年末時点)に上る世界最



JICAプロジェクトによる住民参加型の保健活動の様子(ボリビア)

大規模の国内避難民が発生しました。JICAは2008年度から2013年度にかけ、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の下でさまざまな協力を行い、国内避難民、地雷被災者などの社会復帰や、被害者と加害者、受け入れコミュニティとの共生・和解の促進に貢献しました。紛争で土地を奪われた被害者もあり、コロンビア政府は土地返還を効率的に進めるための土地情報システムの開発を進めています。同システムには高度な情報セキュリティ管理が必要とされるため、コロンビア政府は、平和構築分野の支援実績があり、情報分野で世界的にも高水準の技術を有する日本に協力を要請しました。JICAが実施する「土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト」(技術協力)により、土地返還請求者の資産・個人情報厳重に管理され、政府が進める土地返還プロセスが円滑かつ安全に実施されることが期待されています。

● 地球規模課題への取り組み

JICAは多くの国で地球規模課題の解決に向けた支援に取り組んでいます。南米地域は比較的技術レベルが高い国も多いことから、大学をはじめとする日本の研究機関との共同研究協力事業も推進しています。

ブラジルでは世界最大の森林地域であるアマゾン熱帯雨林の森林破壊の阻止と炭素排出抑制が課題となっており、JICAは「アマゾンの森林における炭素動態の広域評価」(地球規模課題対応国際科学技術協力: SATREPS)を実施しています。東京大学とブラジルの国立アマゾン研究所、国立宇宙研究所を中心としたチームが、森林のタイプごとに計算した炭素蓄積量データと、衛星画像等のリモートセンシング情報を活用し、アマゾン全体の炭素蓄積量を計算する手法を研究しています。森林に蓄積された炭素量を高精度に、効率的に算定する方法の確立は、REDD+ (森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガス排出削減)の制度設計上の課題となっており、両国の科

学技術を結集した協力が、REDD+の制度構築に向けた国際的な議論に貢献することが期待されています【→ P.83事例を参照ください】。

チリは日本と同じ地震・津波多発国であり、2010年にはマグニチュード8.8、2014年4月にはマグニチュード8.2の大地震を経験しました。チリ沖で発生する津波は、太平洋を挟んで位置する日本にも大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、日本も2011年に東日本大震災に見舞われており、その実態と教訓を国際的に共有し、津波防災の強化に貢献することが期待されています。このため、JICAはチリとの共同研究事業「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」(SATREPS)を支援しています。本事業は、両国の経験に基づいた津波被害推定技術や高精度の津波警報手法の開発、また防災教育手法の開発などを行っており、これらを通じてチリ、日本、その他の国において、津波に強い地域と住民とするための知見や技術を開発することを目指しています。本事業の副次的な効果として、チリで防災に携わる多様な人々の連携が強化されるといった状況も生まれています。

ペルーもまた、地震・津波による災害に見舞われやすい国であり、2007年のリマ南部イカ州での大震災では、約30億ドルの経済損失が生じました。ペルー沖で発生するエルニーニョ/ラニーニャ現象に伴う自然災害も多発しており、ペルー政府にとって災害対応は喫緊の課題です。JICAはペルーの防災分野に対し、40年以上にわたり支援を行ってきました。現在は「地震・津波減災技術の向上プロジェクト」(SATREPS)や「広域防災システム整備計画」(無償資金協力)などのほか、2014年3月には災害発生時に発生する緊急の資金ニーズに応え、迅速な復旧を支援する「災害復旧スタンドバイ借款」(円借款)契約を中南米地域で初めて調印しました。JICAは今後も多様なスキームを活用しながら、ペルーの災害リスク管理支援に機動的に取り組んでいきます。

● 官民一体で関係強化

比較的所得水準が高い国々では、政府や外国からの援助が経済全体に与える影響は相対的に小さくなり、民間の経済活動が開発の牽引役となることが期待されます。

南米地域では、鉱物分野、エネルギー分野等、多くの日本企業が進出しており、その数は年々増加しています。こうした民間の経済活動が進めば、その国の経済開発が促進されるとともに、日本との関係強化にもつながります。

JICAは、日本の民間企業の技術・製品が南米地域の社会経済開発に役立つ機会を模索するとともに、現地に根

づく日系社会やJICAとのパートナーシップを促進することを目的に、「中南米民間連携調査団」をブラジル、ペルー、パラグアイに派遣しています【→ P.116事例を参照ください】。調査団には合計20社以上の本邦民間企業・組

織が参加し、先方政府や現地企業、日系団体と協議を行いました。その結果、JICAの民間連携スキームの活用や、現地日系社会との具体的な事業計画の検討を始めた企業も出てきています。

事例 ブラジル 交番制度普及への取り組み

住民の信頼を獲得したKOBANを全国へ

ブラジルでは1980年代、警察のイメージは芳しくなく、市民から不信感を持たれていました。警察の威圧的な態度や、任務の過程での市民への暴力などが多数発生していたためです。1997年、サンパウロ州警察はこれまでのイメージを払しょくし、市民と警察の関係を改善することを目指し、日本型の地域警察制度の導入を決定しました。

住民と連携した犯罪予防に重点

地域警察制度は、日本以外にも米国、カナダ、英国などで導入されていますが、サンパウロ州警察が独自に研究した結果、住民との連携による犯罪予防に重点を置き、徒歩や自転車でのパトロールや、巡回連絡の実施を特徴とする日本の交番制度をモデルとすることになりました。

サンパウロ州警察はブラジル政府を通じてJICAに技術協力を要請し、JICAは2000年から短期専門家派遣や課題別研修等の技術協力に着手しました。この協力で日本の交番制度を初めて視察したブラジル人警察官が、その有効性をサンパウロ州警察幹部に報告した結果、本格的な技術協力が開始されました。

第1期の技術協力プロジェクト「地域警察活動プロジェクト」は2005年から3年間にわたり実施されました。日本の警察官が専門家としてサンパウロ州警察に派遣され、現地の警察官と一緒に地域を

歩いてパトロールの技術指導を行うなどの活動を行い、プロジェクトで設置したモデル交番54カ所を拠点に地域警察活動の普及を行いました。

同時に、サンパウロ州警察内に地域警察の普及員が73名養成され、同州の警察官500名以上が州内の研修に参加するなど、サンパウロ州警察における地域警察の概念定着を支援しました。

住民に親しまれる交番へ

第2期のプロジェクト「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」は、2008年から同じく3年間、サンパウロ州を含め合計12州に対し地域警察活動の普及・展開を図りました。日本の警察官によるセミナーを9つの州で行い、複数の州の警察学校で「地域警察」のカリキュラムが設置されるなど、一層の広がりを見せています。

現地の交番には、市民が立ち寄りやす



サンパウロ州の交番で現地警察官を指導する日本人専門家【写真：久野真一】

いよう図書室やパソコンを設置したり、フットサル教室を開いたりする所もあり、住民と警察官との距離を縮め、両者の信頼関係の構築に一役買っています。日本語の読み方のまま、KOBANと呼ばれ、親しまれている交番もあります。

2007年にサンパウロ州警察により行われた住民意識調査では、55%が交番の活動を「大変良い」または「良い」と回答するなど、地域住民からの信頼を獲得しています。また、同州サンパウロ市のある地区では、1998年には年間600件あった殺人事件が2011年には同3件に減った、という効果も表れています。

2013年度、フェーズ3の実施を決定

ブラジル政府とサンパウロ州は、地域警察活動のさらなる質の向上と、全国への普及・展開を目標として、第3期の技術協力プロジェクト「地域警察活動普及プロジェクト」を要請し、2014年3月に実施が決定しました。日本の交番制度が「KOBAN」としてブラジル全国に広まり、治安向上に貢献することが期待されます。



住民の声に耳を傾ける現地警察官【写真：久野真一】



タンザニア：日本の無償資金協力によって建設されたダルエスサラームの魚市場（1999年～2000年実施）【写真：久野真一】

部長インタビュー

TICADの目標達成に向けて 次の5年間を見据える

乾 英二 アフリカ部長



2013年に横浜で開かれた第5回アフリカ開発会議(TICAD V)には、アフリカの51カ国が参加しました。そこで採択された「横浜行動計画2013-2017」には、アフリカ開発の方向性として「強固で持続的な経済成長」「包摂的で強靱な社会開発」「平和と安定」の3本柱と、6つのアクションプランが掲げられています。JICAはその実現を目指し、具体的な案件を国別、地域別に形成し、支援を展開しています。

経済開発の目玉は、五大成長回廊の開発です。アフリカの多くの国は内陸国のため、物資の輸送に多大なコストがかかっています。市場での競争力を高めるには、基本インフラの開発にあわせ、域内での輸出入にかかるさまざまな規制の共通化等を促進することが必要で、そうした物流改善に向けた環境づくりも含む総合的な回廊開発を実施しています。

具体的には、現在、回廊沿いに物流拠点を持つ10カ所で、海外投資を呼び込むために必要なインフラ、制度、人材育成についての戦略的マスタープランの策定を進めています。国により進捗のスピードは違いますが、東部や南部では具体的なプロジェクトがスタートしています。また、2014年度からは、こうした産業人材育成の中核となるセンター10カ所の始動や、3万人の育成にも取り組みます。産業分野の支援の一環として、アフリカと日本の産業界の絆となる人材1,000人を育成する「ABEイニシアティブ(African Business Education Initiative for Youth)」も実施していきます。

また、アフリカ地域では、農業は経済の基盤であり、インクルーシブな社会をつくるためのベースだといえます。JICAが推進してきた、コメの生産高を10年間で倍増する「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」、小農が市場志向型農業を实践し収入向上を目指す「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)」は、TICAD Vで高く評価され、引き続き推進していくことが決まりました。

教育においては、コミュニティが一体となって教育環境を改善する「みんなの学校」アプローチと、質の高い理数科教育の提供を目指す「中等理数科教育強化計画(SMASE)」プロジェクトを柱に事業展開していきます。

アフリカ開発の大きな課題は、2000年代後半から上向いている経済成長をどのように維持していくかです。資源開発で得た資金を社会開発に還元する仕組みづくりと、社会開発と経済開発をバランスよく行うことがより重要になっていくと考えています。

アフリカ

Hand in Hand with a More Dynamic Africa^{*1}

2013年6月、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が横浜で開催されました。2014年はODA60周年、2013年はTICAD I開催から20年の節目の年でした。この20年、アフリカは「貧困と紛争の大陸」から「希望の大陸」へと大きく変わり、毎年5%を超える経済成長を続けています。先進国、新興国共にアフリカの可能性に注目しており、TICAD V以降は日本国内のアフリカへの関心も大きく高まりました。JICAは、日本と世界各地のパートナーと共に、アフリカの持続的な成長と貧困削減への支援を推進します。

援助の柱

ダイナミックに成長するアフリカの 官民一体による支援の推進とインクルーシブな開発

● アフリカの独立、TICAD20年と アフリカ支援の変遷

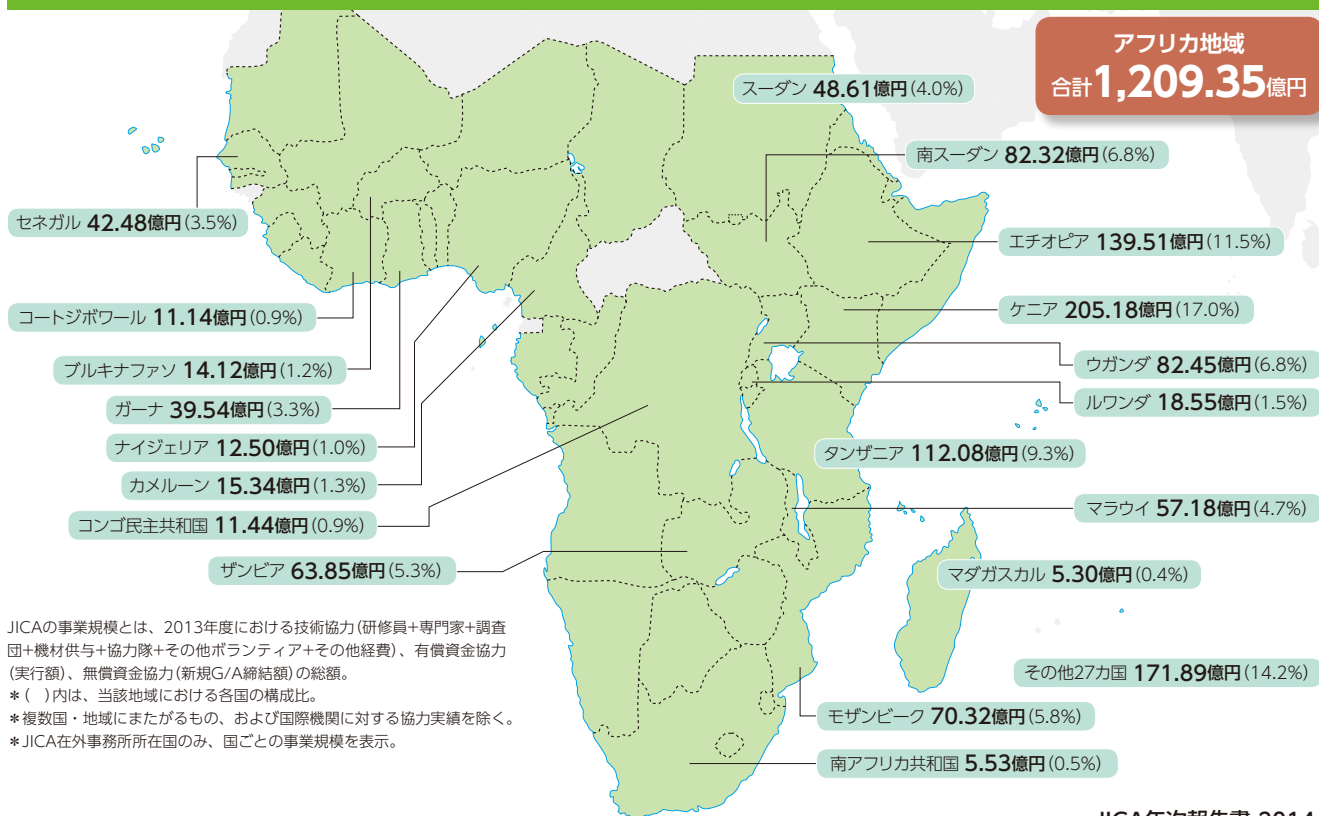
第二次世界大戦後、1951年のリビア独立を皮切りにアフリカ各国の独立が相次ぎ、1960年には17カ国が独立を達成し「アフリカの年」と呼ばれました。わが国は、独立直後のアフリカの国づくりを支援するため、1966年のケニアを皮切りに、アフリカ大陸への青年海外協力隊の派遣、技術協力を開始しました。また、1970年代からはケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学(無償資金協力、技術協力)、ガーナの野口英世記念医学研究所(同)、コンゴ民主共和国のマタディ橋建設(円借款)、タンザニ

アのキリマンジャロ州開発(円借款、技術協力)、エジプトのスエズ運河拡張(円借款)などの事業を展開しました。しかし、1980年代以降、アフリカ経済は低迷を続け、先進国と国際機関が構造調整支援と債務救済措置を続けて実施したものの、経済は回復せず、アフリカに対する援助は行き詰まりの様相を見せていました。1989年に冷戦が終結すると、国際社会のアフリカへの関心は急速に薄れていきました。

このようななか、国際社会のアフリカ開発に対する関心を高めるべく、1993年、日本政府は国連と共にTICAD I

^{*1} TICAD Vのテーマ

アフリカ地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



JICAの事業規模とは、2013年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
^{*}()内は、当該地域における各国の構成比。
^{*}複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
^{*}JICA在外事務所所在国のみ、国ごとの事業規模を表示。



1983年に円借款により建設された、コンゴ川に架かる唯一の吊り橋。現在、橋の維持管理能力向上に向けた支援を実施中【写真：久野真一】

を開催しました。現在は、欧州連合(EU)、中国、米国も同様の首脳級会合を開催していますが、TICADはこれらに先駆けたものです。国際社会における反響は大きく、5年ごとのTICAD開催が定着しました。

TICADは、日本とアフリカ各国のみならず、国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行を共催者として、国際社会、民間セクター、市民社会にも広く開かれたアフリカ開発に関するフォーラムです。また、議論の結果を政治的メッセージとして発表するだけでなく、具体的な「行動計画」をまとめるとともにその実施状況をフォローアップしています。

JICAのアフリカ支援も、TICADでの議論・合意と、日本政府のコミットメントを踏まえて実施することとなりました。1990年代には、TICAD I・IIの結果を受け、教育・保健医療・水供給分野を中心に、ベーシックヒューマンニーズの充足、人間開発、貧困対策を中心とした支援を行いました。2000年代に入ると、経済の回復基調を背景にアフリカ各国から成長支援の要望が強くなり、TICAD III、IVを受け、広域インフラ開発、農業開発を支援の重点としています。また、スーダン、コンゴ民主共和国、リベリア、シエラレオネなどでの紛争終結を受け、平和構築・復興支援を開始しました。

● TICAD V開催から1年間の進捗

TICAD Vで日本政府は、今後5年間で、ODA約1.4兆円を含む最大約3.2兆円の官民の取り組み、インフラ整備への約6,500億円の公的支援などの実施を表明しました。2014年5月にカメルーンで開催されたTICAD V第1回閣僚会合にて、岸田外務大臣は、2013年の1年間

でのODAの実施状況を3,425億円、上記公約(5年間でODA約1.4兆円)の約25%に当たる順調な実施状況と報告しました。

JICAは、TICAD Vの重点課題となった「ダイナミックに成長するアフリカと、官民一体によるアフリカ支援の推進」を具体化すべく、以下のような取り組みに力を入れています。

重点課題と取り組み

● 産業人材育成：ABEイニシアティブ

安倍総理大臣は、TICAD Vでのスピーチにて、今後5年間で1,000人のアフリカの若者を日本に招へいし、日本の大学への留学と日本企業インターン経験の機会を提供する「African Business Education Initiative for Youth」(ABEイニシアティブ)の実施を発表、ABEイニシアティブの実施の大半をJICAが担当することになりました。受入大学への説明・募集、対象国での学生の募集・選考などの準備を経て、2014年秋より約150名のアフリカ人留学生を迎えることができました。2017年度中までに合計で900人のアフリカ人留学生を受け入れます。

ABEイニシアティブは、アフリカから留学生を受け入れるとともに、留学生と日本企業との交流を推進し、日本とアフリカのビジネス・パートナーシップ発展の基礎を築くことが大きな目的です。このため、JICAは日本企業に対しても、国内外での説明会の開催、関心企業の登録などを行っています。

今後、続々と来日するアフリカ人留学生が、大学院(修士課程)での学業とともに、日本企業でのインターンシップや交流プログラムを通じ、日本とアフリカの貿易、投資、ビジネスの水先案内人として活躍することが期待されています。

● 回廊開発、戦略的マスタープラン

広域インフラ開発は、2008年のTICAD IVにて重点項目として合意され、JICAは約4,000億円の支援を実施しました。TICAD Vでは、約6,500億円の公的支援(前出)とともに、広域インフラ開発をさらに効果的に進めるために、アフリカ域内の交通の要衝である回廊開発と、回廊開発の具体的な青写真を作成する「戦略的マスタープラン」策定を、重点的に推進する旨表明されました。

この対象地域として、ケニアからウガンダ、ルワンダ、南スーダンなどを結ぶ東部アフリカの「北部回廊」【➔ P.53 事例を参照ください】、モザンビーク北部からマラウイ、ザ

ンビアなどをつなぐ南部アフリカの「ナカラ回廊」、コートジボワール、ガーナ、トーゴなどのギニア湾岸諸国とブルキナファソなどの内陸国を結ぶ「西部アフリカ成長リング」の3カ所がこれまでに決定しています※2。上流計画策定から優先度の高い事業の実現まで日本企業とも意見交換をしつつ、迅速かつ効果的に展開していくこととしています。

● 自給自足から儲かる農業への転換： SHEPアプローチ

アフリカの農業は、広大な大地と高いポテンシャルを有していますが、依然として伝統的な農法による自給自足的な農業が広く営まれています。このため、自給自足的な農業から市場指向型農業への転換による農業所得の向上が試みられています。

JICAがケニアで支援している「小規模園芸農民組織強化プロジェクト」(SHEP)は、小規模農民を対象にマーケットで売れる作物の選択や栽培の技術手法を指導するプロジェクトです。ケニアでは、SHEPの指導を受けた農家の所得が2年間で2倍になるなど目覚ましい成果を



ケニア「小規模園芸農民組織強化プロジェクト」(SHEP)

上げています。TICAD Vで安倍総理は、このSHEPアプローチを10カ国で展開することを表明しました。

2014年5月と11月に、JICAはアフリカから農業開発担当の行政官を神戸に招いて「アフリカ地域市場指向型農業振興」研修コースを実施し、日本における農産物の市場流通システムや農業普及・営農指導体制などの先進事例を学習しつつ、SHEPアプローチの各国での導入可

※2 2014年5月末現在

事例 ケニアへの投資促進・物流改善支援

東アフリカ市場への物流主要ルートとゲートウェイの開発支援

東アフリカ最大の国際貿易港であるケニアのモンバサ港は、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジなどの内陸国へつながる北部回廊※の玄関口として重要な交易拠点です。長年のJICAの支援により、同港周辺の物流機能はさらに拡大し、港の南岸に自由貿易港・経済特区を設置する構想も実現に向け動き出しています。

40年にわたるインフラ整備に貢献

対ケニア円借款第1号となった1973年の「モンバサ空港拡張事業」に始まり、ディーゼル発電プラントの建設など、JICAは40年来、モンバサ市のインフラ整備事業を支援してきました。

2007年からは、近年の経済発展に伴い急増している貨物取扱量に対応するため、円借款「モンバサ港開発事業」を実施。大規模コンテナ船が接岸可能で、クレーンなどの荷役機械を整備した新たなコンテナターミナルが2016年2月に完工予定です。

2012年開始の円借款「モンバサ港周辺道路開発事業」では、新コンテナターミナルから、北部回廊に接続する道路、そしてモンバサ港の南岸へ通じるパイパスの整備を進めています。この道路の整

備を受けて、自由貿易港を併設した経済特区(SEZ)を南岸地域に整備するというケニア政府の構想が一気に現実のものとなり始めました。

物流を改善し、海外投資を呼び込む

2014年1月から実施している開発調査「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」では、港の南岸にあたるドンゴ・クンドゥ地区(約12km)を中心に、ビジネス・ハブとしてのビジョン・コンセプトから、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画の策定、運営体制にかかる調査、検討を行っています。今後は港湾全体の開発計画を策定する技術協力も実施予定であり、さらには、モンバサ市全体の都市開発計画の策定支援についても検討を進めています。



北部回廊の様子



飛行機上から見える白く輝く新コンテナターミナル

こうしたモンバサ港、モンバサ市、北部回廊整備への戦略的支援が、日本を含む海外投資の呼び込みと東アフリカ地域全体の経済発展に貢献するものと期待されています。

※ ケニアのモンバサ港からナイロビを経て、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダン等へ分岐する道路と鉄道の回廊

能性を議論・検討し、SHEPアプローチ展開対象国の特定を進めています。

● 日本アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム、日米グローバル協力

TICAD Vで採択された「横浜宣言2013」では、分野横断的なアプローチとして、ジェンダー・エンパワーメントの重要性が合意されました。日本政府は「日本アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」の実施を表明し、2014年1月、JICAはアフリカ7カ国から14人の女性起業家と担当行政官を東京に招いて、第1回の交流プログラムを開催しました。

期間中、TICAD Vのホストである横浜市と共に、「ア



日本アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムの参加者。カラフルな民族衣装に身を包んだアフリカ女性のパワーがみえざる

フリカの輝く女性とともに成長を」をテーマに公開シンポジウムを開催しました。林文子横浜市長、キャロライン・ケネディ駐日米国大使が基調講演を行ったほか、アフリカ、日本、米国の女性起業家によるパネルディスカッションが行われました。

このプログラムは、2014年4月のオバマ米国大統領来日の際に発表された「日米のグローバル及び地域協力」の一環としても位置づけられ、8月に米国で開催されたアフリカ女性企業家プログラムにおいて、JICAは「カイゼン」のワークショップを実施しました。2015年度以降も、日本とアフリカ、さらには米国の女性起業家にとって学びのある取り組みの展開が計画されています。

● 平和と安定

開発や経済成長の前提となるのが平和と安定です。アフリカでは、1990年代に内戦や紛争が頻発しましたが、2000年代に入って多くの内戦や紛争が解決に向かいました。

一方、近年、北アフリカからサハラ砂漠南縁のサヘル地域^{※3}においては、イスラム過激派などのテロ集団と治

※3 サハラ砂漠の南辺、おおよそ北緯20度から12度の間に位置する地域とされ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ジブチ、スーダン、セネガル、チャド、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、モーリタニアなどが含まれる。

事例 アフリカでのジェンダー平等に向けた取り組み

より女性が輝く社会を実現するために

JICAは、ジェンダーの視点を組み込んだ協力をアフリカの各国で展開しています。

農村女性のエンパワーメント

アフリカの農村の生活において女性は非常に重要な役割を担っています。しかし依然として女性は市場や社会サービス・ネットワークへのアクセスに制約があり、技術の習得や融資へのアクセスが限定的であるため農業での収益向上を図ることが困難な状況に置かれてしまうことが多々あります。また、低い就学率、不十分な母子保健サービスなど、基本的な生活基盤においても課題が残ります。

JICAは、持続可能な経済成長のためには、女性はその能力を最大限に発揮できる環境を整え、男女の経済活動への平等な参画を促進していくことが大切である、という考えの下、アフリカ各国で女性のエンパワーメントに取り組んでいます。例えば女性にも軽く押せる除草機などの農機の導入や、意思決定プロセスへ

の女性の参画促進、収入向上のための技術習得機会の提供など、ジェンダーに配慮したプロジェクトを設計し、実施しています。また、女性の就学率の向上、女性が担う水汲み労働を軽減するための水場の設置、母子保健システムの強化なども行っています。

貧困女性のエンパワーメントの場 ナイジェリアで女性センターを活性化

ナイジェリアでは、1980年代後半から、村落部の女性対象の識字・職業訓練の場として女性開発センター（WDC）が全国700カ所に設置されました。JICAはこのWDCに注目し、「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト」の下、2007年から北部のカノ州で運営モデル事業を開始。識字、裁縫、料理、染色、石鹸作りなどのコー



ナイジェリアの女性開発センターで赤ちゃんをおぶって編み物の授業を受ける女性。育児をしながらも学べる環境が整いつつある

スの質の向上などを図りました。

スキルを身につけた女性たちは、経済的な利益を得られるようになり、女性が経済活動に携わることへの男性やコミュニティの理解、社会的ネットワークの構築というエンパワーメントにつながりました。2011年から開始したフェーズ2では、WDC活性化の成果を全国レベルへ広めることを目指しています。

安機関との争いが続いており、同地域の安定化が新たな課題となっています。このような背景を踏まえ、2014年2月から3月にかけて、西アフリカ8カ国の裁判所、検察、警察の幹部25人を日本に招いた「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI^{*4})の協力で実施し、テロなどの国境を越えた組織犯罪への地域としての対応などについての研修を行いました。JICAは、このような支援をはじめとする短期的対応に加え、テロの温床となる食料、貧困問題への対処といった中長期的対応を組み合わせた事業を展開しています。

サヘル地域に位置するマリでは、2012年3月に発生した軍事クーデターのため、新たな協力が停止されましたが、2013年7月の大統領選挙以降、国内の治安状況も安定傾向にあるなか、JICAは2013年10月に研修事業を再開しました。そして2014年5月、マリの復興と開発に向けた重点課題を整理し、今後の対マリ協力の方向性について対話を強化することを目的として、「マリODAセミナー」を実施し、同国政府幹部行政官10名を日本に招待するなど、本格的協力再開に向けた取り組みを進めています。

他方、1991年に政権が崩壊して以来、長きにわたって無政府状態が続いていたソマリアでは、2012年11月に21年ぶりに統一政府が樹立され、国づくりに向けた国際社会の支援が進んでいます。日本政府は2013年4月に二国間援助を再開することを決定しました。JICAは今後、治安対策や基礎的サービスサービスの向上、国内産



ケニアでの第三国研修中にケニア公共放送のスタジオを見学する南スーダン国営テレビ・ラジオ局の研修員(南スーダン「TV・ラジオ組織能力強化プロジェクト」)

業の活性化などを中心に日本での研修を再開するとともに、現在ケニアなどで行われている第三国研修の拡充を図っていく予定です。

このほかにも、半世紀近い内戦を経て2011年7月に独立したばかりの南スーダンでは、2013年12月から大統領派と前副大統領派による政府内の対立と戦闘が激化し、JICA関係者も一時退避を余儀なくされました。こうした厳しい状況下でも、JICAはケニアなどの周辺国や日本での研修を通じて、国づくりを平和裏に進めていくうえで重要なメディアの能力強化などに取り組んでいます。今後も南スーダンでの事業を継続し、同国の安定と発展を支援していきます。

^{*4} 国連と日本政府との協定に基づいて設立された国連の地域研修所。アジア太平洋地域をはじめとする各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努め、これまで世界4,900人以上の刑事司法人材に対して研修を実施。

事例 コンゴ民主共和国 国家警察民主化研修

国民が安心して暮らせる国へ

コンゴ民主共和国では、90年代から続く紛争の影響により、国内の治安維持が国家の最優先課題となっています。JICAは国際機関と連携し、これまで2万人の警察官の育成に貢献してきました。

他援助機関からも高い評価

コンゴ民主共和国の国家警察は、複数の反政府武装勢力の統合を経て現在に至っており、国民生活を守るはずの警察官には、多くの元反政府武装勢力がいるほか、警察官として満足な研修を受けたことがない人も多く、住民保護や人権意識に欠けるという問題がありました。

JICAは2004年より国家警察への協力を開始し、2005年からは国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC^{*})と共同で現職警官の再研修を実施してきました。

2011～2013年度は、新規警察官と元武装勢力から統合された警察官約2,500人に対し6カ月の長期基礎研修をMONUSCO、国連開発計画(UNDP)と共同で実施したほか、将来的に国家警察が自ら研修を実施できるよう、86人を対象に教官研修を行いました。研修では憲法や刑法などの基礎的な法律、人権尊重、性暴力、児童保護について教えるとともに、暴動鎮圧や逮捕術の技術指導を行っており、総合的な内容は、修了証が他ドナーの研修参加条件とされるなど、



国連警察(UNPOL)等との協力で作成された講習テキストを確認するJICA担当者【写真：久野真一】

政府や国際社会から高い評価を受けています。

国の治安維持機関である国家警察の能力強化は、同国における平和構築のみならず、大湖地域ひいてはアフリカ全体の平和と安定に貢献しています。

^{*} 2010年からは国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)

中東



ヨルダン：Baqaa難民キャンプには、UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）の運営する学校がある。シニア海外ボランティア（美術教育）がブーメラン作りを教える【写真：久野真一】

欧州

部長インタビュー



「国際情勢に即応した支援」 「新たな支援制度の活用」 「日本の技術の活用」をキーワードに

山中 晋一 中東・欧州部長

中東・欧州部では、中東欧から中東、北アフリカまでの約30カ国を対象としています。政情不安が続く国々を含むこれら地域の安定は、日本にとってエネルギー、そして通商路の確保の観点から極めて重要です。JICAは、「国際情勢に即応した支援」「新たな支援制度の活用」「日本の技術の活用」の3つをキーワードに、地域・国によって異なる特性、開発ニーズに即した柔軟な支援を展開しています。

「国際情勢に即応した支援」では、政治的・経済的困難に直面しているウクライナに対し、国際開発金融機関と協調した経済改革のための緊急財政支援に加え、首都キエフの下水処理場の改修を支援する予定です。

また、北アフリカでは、「アラブの春」のきっかけとなった、地域格差の是正と若年層の雇用創出を念頭に支援を進めています。シリア難民支援では、難民を受け入れている周辺国の難民キャンプやコミュニティに対する保健、教育、水分野等の協力に加え、隣国ヨルダンに対し財政支援を行いました。

「新たな支援制度の活用」については、主にパレスチナと湾岸諸国を対象に進めています。

2013年度、パレスチナ自治政府、潤沢な資金を擁するイスラム開発銀行と連携して信託基金を設立し、アジアのイスラム諸国がパレスチナ支援に参加する仕組みをつくりました。今後この制度を活用し、エネルギー等の分野での協

力拡大を目指します。

湾岸のODA卒業国に対しては、安倍総理が2013年度の中東歴訪時に表明した「コストシェア技術協力」を早期に案件化していくことが、2014年度の課題です。

「日本の技術の活用」については、トルコで2013年度、円借款で建設したボスポラス海峡横断地下鉄が開通しました。交通渋滞や大気汚染の緩和へ貢献するとともに、わが国の高い技術力を示すことができ、トルコへの日本の協力を象徴する案件となりました。

エジプトをはじめとした北アフリカやイラク、西バルカン地域等でも、引き続き膨大なインフラ需要があり、治安面などのリスクを勘案しつつ、日本の技術の普及や日本企業のビジネス展開を念頭に、運輸、エネルギー、上下水道等の分野での支援を検討しています。

2014年度も3つのキーワードを軸に、JICAの強みを生かした協力を拡大していきます。

中東

人々に直接届く“Inclusive Development”を通じた地域の安定化に向けて

豊富な天然資源を有し、高い経済成長率や人口増加率を背景に膨大な開発ニーズを抱える中東地域は、日本にとって、国民生活や経済活動に欠かせないエネルギー資源の安定的確保先であり、また、日本企業にとって、アジアの次に狙うべき海外進出のフロンティアとも呼べる地域です。

一方、世界の重要な交易路の一部をなす中東地域の政治・社会・経済の不安定化は、相互依存関係の上に成り立つ国際社会の脅威であり、日本としても、国際社会と協調し中東地域の平和と安定に貢献していくことが必要です。

また、北アフリカ諸国は中東の一員でありながらアフリカ大陸の一部として開発をリードできる立場にあります。北アフリカ諸国によるサブサハラ支援を後押しすることで、開発援助への関与を通じたキャパシティ向上が期待できるとともに、TICADプロセス^{*1}にも大きく貢献することになります。

援助の柱

中東の政変後の安定化に向けた支援、人間の安全保障・平和構築の推進、日本企業の海外進出支援、TICADの目標達成への貢献

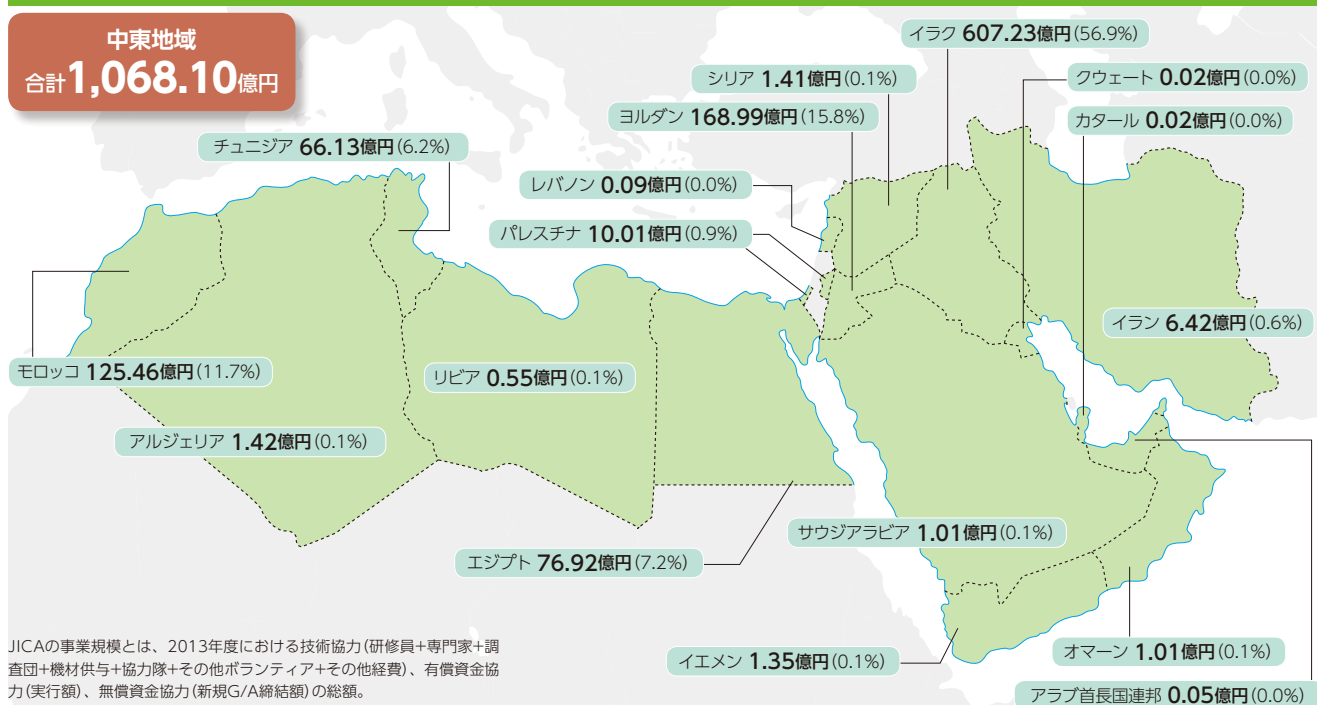
● 中東の政変後の安定化に向けた支援

2011年の中東の政変の背景となった地方・都市間格差、若者の雇用問題の解決を目指し、JICAは、日本政府が表明した対北アフリカ・中東支援の重点分野①「公正な政治・行政運営」の確立支援、②「雇用促進・産業育成」支援、③「人づくり」支援を中心に、“Inclusive and Dynamic Development”（すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発）を念頭に置いた協力を実施しています。

2011年2月の革命以降、JICAはエジプトの国づくりの指針となる「国家開発計画」の策定を支援しています。2013年7月の政治的混乱を受けて一時中断していますが、2014年夏に3年間の技術協力プロジェクトを開始しました。また、雇用促進・産業育成支援の分野では、モロッコに投資促進の専門家を派遣のうえ、民間セク

^{*1} TICAD（アフリカ開発会議）は、日本と国連等との共催により、1993年の第1回会合以降、5年ごとに開催され、アフリカ諸国への支援に関する日本の継続的コミットメントを表す一定の「プロセス」として確立するに至っています。

中東地域における国別のJICA事業規模（2013年度）



JICAの事業規模とは、2013年度における技術協力（研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費）、有償資金協力（実行額）、無償資金協力（新規G/A締結額）の総額。

*（ ）内は、当該地域における各国の構成比。

* 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

ター開発についてのニーズ調査を行い、日本の知見を生かした技術協力の実施に向けて検討を進めています。さらに、エジプト日本科学技術大学の設立支援やチュニジアのボルジュ・セドリヤ・テクノパークなどを通じ、科学技術振興に資する人材育成面での支援も進めています。

一方、2011年の政変は、エジプトやチュニジアにとどまらず、多くの国で内乱や政権の崩壊を招きました。JICAは、政変直後の治安悪化のためイエメン、リビアに対する支援を中断していましたが、2012年には技術協力を再開しました。イエメンでは新たな国づくり支援として、選挙管理研修をはじめとする人材育成を実施しました。また、リビアに対しては、内戦の犠牲となった負傷者支援のため、2012年に開始した「義手・義足マネジメント」研修に加え、2013年には経済・産業開発に関する本邦研修も実施しました。

● 人間の安全保障・平和構築の推進

中東和平の鍵を握るパレスチナでは、将来的なパレスチナ国家建設を支援するため、日本政府が打ち出した「平和と繁栄の回廊」構想の実現に向け、核となるジェリコ

農産加工団地開発に対する協力などを実施しています。加えて、2011年からは日本が仲介者として東南アジア諸国と協力しながら、アジアにおける成長の経験をパレスチナの開発に生かすという新しい取り組みが始まっています。その一環として、2013年には、パレスチナ支援のより一層の拡大を目指し、イスラム開発銀行と協力して信託基金を設立しました。信託基金の活用により、東南アジア諸国が支援プロジェクトに対する協力を実施することが容易となり、パートナーの拡大によるパレスチナ支援の質的・量的向上が期待されます。

現在も内戦が続くシリアについては、難民の流入が続く周辺国(ヨルダン、トルコ)のホストコミュニティへの保健・教育・水分野の支援に加え、2014年3月には難民支援の一環として、ヨルダンにマクロ経済支援のための円借款を供与しました【→ P.70事例を参照ください】。シリア国内向けには水、保健医療、農業などの人道ニーズに応える事業を他国援助機関と連携しながら実施しています。

また、イラク戦争開戦から10年以上が経過したイラクでは、経済・社会インフラの破壊により電力や水が不足し、いまだ多くの国民が劣悪な環境下での生活を余儀

事例 チュニジア 観光プロモーション能力強化プロジェクト

南部地域の観光開発を後押し

JICAは、魅力的な観光資源を有しながら地中海沿岸部に比べて外国人観光客が少ない、チュニジア南部の2県の観光開発を支援しています。

観光セクターは、チュニジアの基幹産業の一つで、2011年1月の革命までは年間約700万人の外国人観光客がチュニジアを訪れていました。革命後、一時的に観光客数は落ち込みましたが、2013年には革命前の90%まで回復してきています。

2012年に開始した本プロジェクトは、特にチュニジア南部のトズール県とケビリ県を対象にしています。この地域は、

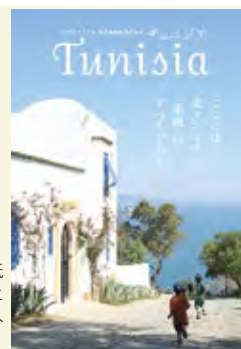
サハラ砂漠や北アフリカ最大の塩湖、山岳オアシスなど恵まれた観光資源を有していますが、地中海沿岸のリゾートに比べて観光開発は遅れており、観光業の経済効果も限定的な状況です。

プロジェクトでは、行政機関を含む観光業関連組織の連携を通じたマーケティング・プロモーション能力の向上と、日本人観光客の誘致支援を通じて、この地域の観光開発を進めることを目的としています。

日本に学ぶ「おもてなし」の心

2013年9月に、関係者を日本に招へいし研修を行いました。旅行業に関する知識の習得や、日本の旅行者へのプレゼンテーションのほか、「おもてなし」の心、お客さま第一で考える

パンフレット表紙はまさに“チュニジアン・ブルーへの誘い”



気持ちの重要性を体感してもらうプログラムを組みました。日本人観光客を受け入れる際の心構えや、観光資源の見せ方等、観光客の満足度を高める工夫について、研修参加者は大いに感銘を受け、移動中にも帰国後の取り組みについて熱い議論が交わされました。

帰国後、研修成果は観光関係者に広く共有され、プロジェクト効果の波及に大きなインパクトがありました。

また、2014年4月にはパンフレットもダウンロードできるチュニジア国家観光局の日本語ウェブサイト*が開設されました。皆さまも、いつか実際にチュニジアを訪ねていただければと思います。

* <http://gotunisia.jp/>



食事処で「おもてなし」を体感

なくされています。一方、世界有数の石油埋蔵量を誇り、高い経済成長が続くなか、インフラニーズは膨大です。こうしたニーズに対応するためには、内外の民間企業の活躍を促す環境整備も重要な課題です。イラクの多様な復興ニーズに応えるために、JICAは①経済成長基盤の強化、②民間セクターの活性化、③生活の質の向上、④ガバナンスの強化を重点とした協力を行っています。

2013年度は、円借款「港湾セクター復興事業II」の調印を行ったほか、日本やヨルダン等の近隣国での研修を通じた人材育成を実施しました。また、2014年には港湾セクター復興事業やサマーワ橋梁・道路建設事業の完工が予定されており、これまでの協力がさらなる社会・経済発展につながる事が期待されます。

● 日本企業の海外進出支援

中東地域は石油資源の供給元として重要なパートナーであり、インフラビジネスの市場としても魅力のある地域です。しかし、日本と歴史的につながりが深くビジネスノウハウの蓄積がある東南アジアと比べ、中東地域では、商習慣の違いや、欧州との長く深い経済関係が既に構築されているというハードルがあります。このような中東地域において、JICAはエジプト初のSTEP（本邦技術活用条件）案件である「カイロ地下鉄4号第一期線整備事業」を実施し、それまで欧州企業が主として受注していた地下鉄建設への日本企業参画の突破口を開きました。また、治安上、日本企業が進出しにくいイラクでも、

JICAは2011年にバグダッドに事務所を開設。イラク政府と密な関係を構築し、日本企業の活躍の場を増やすべく努力しています。イラクでは、民間セクター開発が重要な開発課題でもあることから、日本企業等の進出を促進するためのビジネス環境改善に向けた支援も検討しています。

一方、ODA卒業国となった湾岸諸国にも技術協力を拡充しています。2013年には、湾岸5カ国を対象にニーズ調査を実施し、コストシェア技術協力（相手国政府が経費の大部分を負担）による研修員受入や専門家派遣の準備を進めています。

● TICADの目標達成への貢献

JICAは、過去の技術協力を通じて育成した人材や組織を効果的に活用すべく、北アフリカ諸国（エジプト、チュニジア、モロッコ）の実施するサブサハラ・アフリカ地域諸国への南南協力をサポートしています。モロッコでは国際協力庁と覚書を締結し、同庁の能力強化に向けた協力を実施しています。2013年は、エジプト、チュニジア、モロッコの3カ国で計21件のアフリカ向け研修を実施しました。また、2013年12月にはモロッコと「基礎教育セクター支援事業」を対象とする円借款貸付契約に調印しました。同国の教育の質・アクセス・ガバナンスの改善を通じて、アフリカ開発会議（TICAD）の目標達成に貢献していきます。

事例 ▶ パレスチナ JICA研修参加者へのフォローアップ支援

太陽光発電で人々に光を

JICAは、パレスチナへの太陽光発電の導入に奮闘する帰国研修員の提案を受けて、フォローアップ協力を実施しました。

日本での研修成果を生かして

JICAには過去の研修参加者（帰国研修員）の帰国後の取り組み等を支援する“フォローアップ協力”というメニューがあります【▶ P.136を参照ください】。パレスチナ・ガザ地区の帰国研修員であるナジャール・オサマさん（写真）らが提案した、病院のICUユニットへの太陽光発電装置の設置事業も、フォローアップ協力を利用した支援です。これにより、停電時の電力の一部補完が可能になりました。

イスラエルとの紛争や、パレスチナ内部の政治的混乱などの複雑な課題を数多

く抱えるパレスチナ自治区。その一部である、ガザ地区の難民キャンプで幼少時代を過ごしたオサマさん。彼が勤務するエネルギー天然資源庁では再生可能エネルギーの積極的な導入を検討しています。電力の多くをイスラエルに依存し、停電も頻繁に起こるため、自力でのエネルギー供給が喫緊の課題だからです。

JICAの「太陽光発電導入研修」に参加した彼は、日照時間の長いガザにとって、太陽光発電が停電時の電力供給に貢献できる最適な発電方法であることを学びました。「(政治的な影響から)自分の仕事



太陽光発電の導入に奮闘するオサマさん

が理解してもらえないことは多い。しかし私は、日本で太陽光発電の技術や制度、そしてあきらめないという気持ちを学ぶことができた」。帰国後、その学びを同僚たちと共有、太陽光発電の導入に向けて奮闘しています。

彼の国づくりに対する奮闘を、JICAはこれからも支援していきます。

欧州

より水準の高い、安定した地域・経済発展を目指して

欧州地域の国々の多くは欧州連合(EU)に加盟し、未加盟国もEU加盟を志向した経済・社会開発に取り組んでいます。JICAは、民族紛争を経験した西バルカン地域諸国への安定した国づくりへの支援も含め、EUとの関係や将来の援助卒業を念頭に置きながら、①環境保全、②平和の定着、③産業振興を重点として、JICAの知見と日本の得意分野を生かした協力を行っています。

援助の柱

環境保全、平和の定着、産業振興

● 環境保全

EU加盟を目指す国は、排気ガス規制や再生可能エネルギーの活用など、自国の環境基準をEU基準に適合させていく必要があり、JICAの支援もそのサポートを念頭に置いています。

セルビアへの円借款「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業」では、発電所からの二酸化硫黄(SO₂)や煤塵の排出量の削減により、環境の改善とEU環境基準の達成が期待されます。

また、ボスニア・ヘルツェゴビナとルーマニアでも火力発電所の環境対策に対する円借款を供与し、コソボ、アルバニアでは廃棄物分野、マケドニアでは森林保全分野への技術協力を行うなど、欧州地域では環境分野への

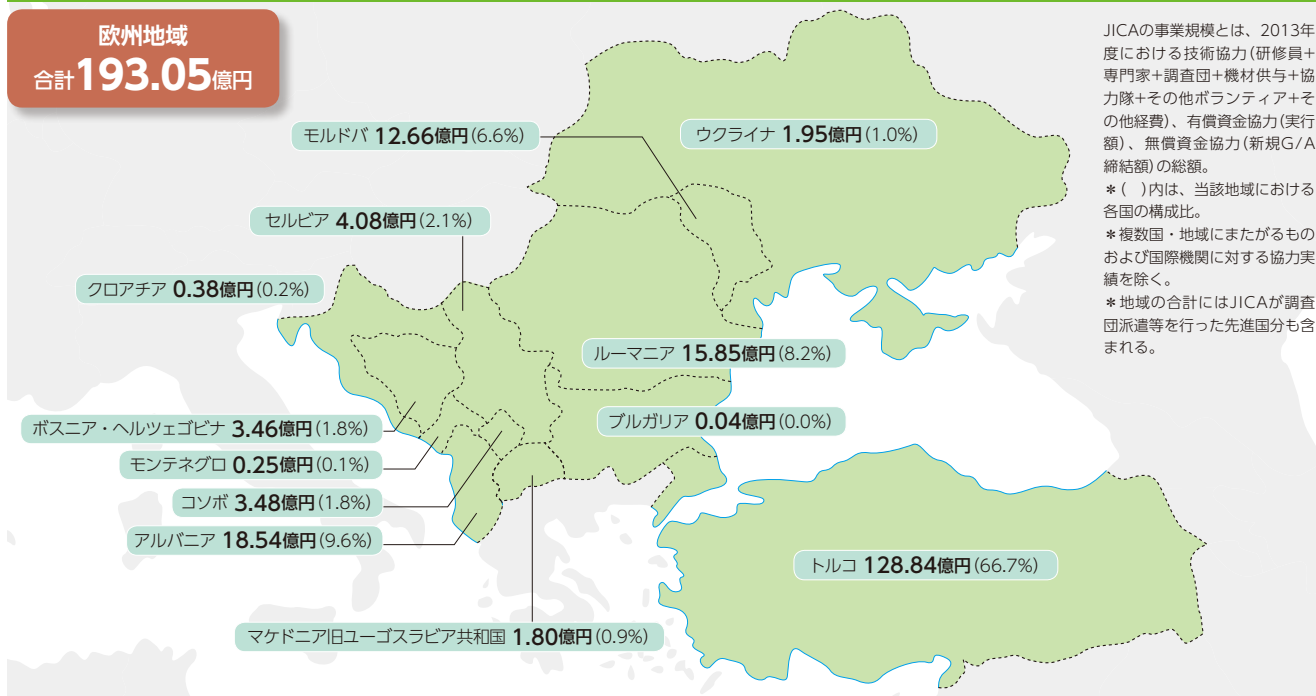
協力が大きな柱となっています。

● 平和の定着

西バルカン諸国は、1990年代の民族紛争や内戦から復興したものの、高い失業率や潜在的な民族対立などいまだ多くの問題を抱えています。多民族が共存可能な安定した社会の構築が重要なテーマであり、これを国際社会が支えていく必要があります。

JICAは、主にボスニア・ヘルツェゴビナを対象に、民族融和を進め社会を安定化するための支援を行っています。技術協力プロジェクト「IT教育近代化フェーズ2」では、全国の高校に情報科の民族共修カリキュラムを導入することを通じ、異なる民族の生徒が共に学び、交流

欧州地域における国別のJICA事業規模 (2013年度)



する環境を整え、着実な信頼醸成を図っています【→ P.75 事例を参照ください】。

● 産業振興

西バルカン諸国とモルドバ、ウクライナは、EUへの有望な輸出拠点となることが期待されています。特に、西バルカン諸国は一人当たりGNIが比較的高く、域内人口も5,000万人超の巨大市場であり、中欧自由貿易協定(CEFTA)を締結しているために域内の関税がゼロとなっています。このような状況を踏まえ、JICAは観光振興、中小企業振興など経済活動の活性化を支援しており、技術協力プロジェクト「西バルカン地域における中小企業メンターサービス構築・普及促進」では、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援機関のサービスの向上に取り組んでいます。モルドバとウクライナに関しても、研修員受入等を通じて国内産業の強化と輸出産業の育成を支援しています。

トルコグローバル・パートナーとしての関係強化

近年経済発展の著しいトルコは、アジア・中東およびヨーロッパをつなぐ結節点に位置しており、欧米および中東、コーカサス、中央アジアとバランスの取れた外交

を展開するなど周辺地域に対し大きな政治的影響力を持っています。JICAは、このようなトルコと互恵的なグローバル・パートナーとしての関係を強化するため、円借款と技術協力を通じて支援してきました。

具体的には、トルコの持続的経済発展を支援するためのビジネス・投資環境の改善や、発展を阻害するリスクを最小限に抑えるための防災・災害対策能力の向上に資する事業を推進しています。特に防災分野については、災害リスク管理、地震・津波災害軽減、防災教育に関する3件の技術協力を進めるとともに、トルコ政府がブルサ県に設立したトルコ初の防災館の運営能力強化のための研修を2013年度に開始しました。

2013年度はトルコ国際協力庁(TIKA)と共同で、アフガニスタンや中央アジア諸国向けの家畜飼育技術に関する技術協力を開始し、開発パートナーとしての連携強化にも取り組んでいます。

2013年10月には、1999年から円借款により支援してきた、ボスポラス海峡を海底トンネルで結ぶ地下鉄が、日本とトルコの友好の象徴として遂に開通しました。今後、両国のパートナーシップのさらなる強化が期待されます【→ 下事例を参照ください】。

事例 トルコ ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業

トルコの心臓、イスタンブールに渡す海峡地下鉄道

トルコの大都市イスタンブールを欧州とアジアに分断するボスポラス海峡に、2013年10月、従来の橋梁やフェリーに加えて海峡横断地下鉄が円借款で開通。今後利用が増えるにつれて交通渋滞の改善が期待されます。

日本の最新技術を導入

人口約1,300万人を擁するイスタンブールでは、近年の自動車の増加により、欧州側とアジア側を結ぶボスポラス海峡上の交通渋滞が課題となっていました。海峡の二つの橋梁は設計容量を大きく上回る交通量があり、排気ガスによる大気汚染も深刻でした。

この海峡横断地下鉄開通により、フェリーで30分近くかかった海峡間の移動が約4分へと大幅に短縮されました。今後1日150万人を運ぶ市民の足となる見込みです。

また建設には耐震強度設計や工事中的



開通した列車の様子



開通式典にて、テープカットを終え談笑する安倍首相とエルドアン首相

海峡汚染の最小限化など、日本の優れた最新の技術が採用され、沈埋函^{ちんまいかん}としては世界最深のプロジェクトとなりました。

2013年10月には、トルコ建国90周年の記念日に合わせて開通式典が開催されました。この歴史的な事業を祝福するため日本からは安倍首相が出席し、トルコのエルドアン首相と共に、両国の強力

なパートナーシップを再確認しました。

19世紀以来続く日本とトルコの友好関係は、近年さらに深まっています。この事業にとどまらず、防災など日本の技術を生かした協力が今後ますます求められています。

※ 陸上で建造したブロックを沈めてつなげ、海底トンネルを作る工法。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

国際社会が協力して取り組まなければならない開発課題

MDGsの達成状況

2000年9月、国連ミレニアム・サミットがニューヨークで開催され、21世紀の国際社会の目標となるミレニアム宣言が採択されました。宣言では、平和と安全、開発と貧困、環境、人権、弱者の保護などの課題を挙げ、国連の役割に明確な方向性が提示されています。この宣言と、1990年代に行われた主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、共通の枠組みとしてまとめたものが「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」です。MDGsは2015年までに達成すべき8つの目標を掲げています。

MDGsが形成されて以降、多くの国で貧困削減や基本的なニーズの充足において目覚ましい進展が見られましたが、達成度は目標、国・地域によりさまざま、サブサハラ・アフリカを中心に、紛争国や脆弱国で遅れが目立ちます。目標別では、「貧困人口比率の半減」「初中等教育における男女格差の解消(ジェンダー平等)」「安全な水へのアクセス」は達成の見込みですが、「飢餓人口の半減」「初等教育の完全普及」「妊産婦死亡率の削減」は達成困難と見られています。

MDGs達成に向けたJICAの貢献

グローバル化と相互依存が深まるなか、国を単位とするのではなく、人間一人ひとりの安全・安定に注目する安全保障に主軸を置いた支援がさらに重要になってきて

います。JICAは人間の安全保障の実現を使命の一つに掲げ、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を目指して、MDGsの達成にも貢献しています。

● 貧困層支援・格差是正

開発途上国において極度の貧困状態にある人口は2015年で約16億人と予測され、サブサハラ・アフリカと南アジアに集中しているといわれています。特に、貧困層の多くは農村部に住み、生計を農業に依存する世帯が多いことから、農村の振興が重要です。

貧困層に対するインクルーシブ(包摂的)な支援として、JICAは2010年より、ブータンでも特に貧困層の多い東部の6県で、高い標高に合った果物や野菜の栽培方法を研究し、農家を指導してきました。共同出荷による販売を通じて現金収入を得られるようになった農家や、都市部から戻り農家を継ぐ若者が増えるなどの効果が出ています。ミャンマーでは、7州で道路、電力、給水など緊急性の高い生活基盤インフラを新設・改修し、地方部の住民の生活向上と貧困削減を支援しています。干ばつ被害の多いエチオピアでは、2012年より天候保険の導入支援を開始しました。降雨量が一定値を下回ると保険加入農家に保険金が支払われる仕組みで、不規則な天候のリスクに対するレジリエンス(強靱性)を高めるのが狙いです。

● 初等教育の完全普及

アジアのなかでも初等教育の目標達成が遅れている国の一つ、バングラデシュでは、JICAは教育の質の改善に

MDGsの達成状況

目標/ターゲット	アフリカ		アジア				オセアニア	ラテンアメリカ・カリブ	中央アジア・コーカサス
	北	サブサハラ	東	東南	南	西			
目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅									
極度の貧困の半減									
極度の飢餓の半減									
目標2：普遍的初等教育の達成									
初等教育の完全普及									
目標3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上									
女兒初等教育就学率									
目標4：乳幼児死亡率の削減									
5歳以下児死亡率2/3									
目標5：妊産婦の健康の改善									
妊産婦死亡率3/4									
目標6：HIV/エイズ、マラリアおよびその他の疾病の蔓延防止									
HIV/AIDS蔓延の防止									
目標7：持続可能な環境の確保									
安全な飲料水のない人口半減									
衛生設備のない人口半減									

■ 2015年までに目標達成可能な目標 ■ 現状のままでは2015年までの達成が困難 ■ 進展なしまたは悪化 ■ データ不十分
出所：国連開発計画 (UNDP), The Millennium Development Goals Report 2013

8つのMDGs

ロゴ作成：NPO法人「ほっとけない 世界のまずしさ」



極度の貧困と飢餓の撲滅

ジェンダーの平等の推進と
女性の地位向上

妊産婦の健康の改善



持続可能な環境の確保



普遍的初等教育の達成



乳幼児死亡率の削減

HIV/エイズ、マラリアおよび
その他の疾病の蔓延防止開発のためのグローバル・
パートナーシップの推進

取り組んできました。同国政府が策定した第3次初等教育開発計画に対して他の9つの援助機関と協力して財政支援を行う一方、2004年からは初等理数科教育強化のための支援を続けており、協力対象校の修了率が全国平均を上回るなど成果が表れています。

● 初中等教育における男女格差の解消

ジェンダー平等の推進の観点では、JICAは教育分野での男女格差の解消に貢献してきました。特に女性の成人識字率が低い南アジアでは、女性を主な対象とした識字教育支援により女性の就学機会を広げることが重要です。JICAは、パキスタンでノンフォーマル教育支援を通じた識字教育行政の改善に協力してきましたが、女子学生の途中退学問題に対応するため、実生活に役立つことが学べるようカリキュラムを作成するなどの工夫をしています。

● 母子保健状況の改善

母子保健は貧困層において改善が遅れています。JICAは、ブルンジにおいて妊産婦・周産期の死亡削減のため、医療従事者への研修内容を見直し、妊産婦の死亡事例の検証を強化しました。2013年からは産科・新生児ケアを中心としたサービスの向上に力を入れています。また、母子保健関連指標の地域間格差が目立つフィリピンでは、2州を対象に母子保健サービスの強化に取り組んだ結果、妊産婦死亡率や医師・助産師の立ち会いによる出産割合が大幅に改善される成果が確認され、これを他地域にも広げるべく協力を展開しています。こうした支援に加えて、今後JICAは、すべての人々が健康増進や予防、治療、リハビリに関する保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられることが必要という考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指していきます。

● 安全な水や衛生へのアクセス向上

安全な水へのアクセス改善は、全世界では2010年に目標を達成しましたが、サブサハラ・アフリカの大半の国は達成が困難とされており、基礎的な衛生施設(トイレ)へのアクセスは最も進捗が遅れている目標の一つです。JICAは、セネガルでも衛生へのアクセス状況の悪い3州を対象に衛生啓発に携わる教員や村落啓発員、トイレ建設工の育成とモデルトイレの建設を支援しました。

既に目標を達成したアジアでも、都市部への人口集中に伴い給水サービスの質には課題も残されており、例えばフィリピンのセブ都市圏では正確な給水状況を把握するための遠隔監視制御装置の導入を支援しました。今後は横浜市との連携により装置の運用指導も行う予定です。

ポスト2015年開発アジェンダ構築への貢献

MDGsの達成期限まであと1年、国際社会では2015年以降の開発枠組み(ポスト2015年開発アジェンダ)について活発に議論されています。現行MDGsで未達成の課題については引き続き対応が必要です。特に、MDGsから取り残された人々を重視する立場から、国内の格差に配慮するインクルーシブな視点が一層重要になります。

また、目覚ましい経済成長を遂げた国々の多くがMDGsの達成率も高いことから、経済成長が貧困削減に対して重要な意味を持つことが再認識された一方で、自然災害や食料価格の高騰、金融危機、感染症といったグローバルな課題が、MDGsの順調な達成を阻害する大きなリスクとして顕在化してきました。こうしたダウンスайдリスクへの対応は今後重要な視点であり、リスクへの対応能力としてレジリエンスを築くことが新たな開発枠組みの形成においても重視されるべきです。なかでも、自然災害へのレジリエンスの強化として重要な防災分野の取り組みは、日本の経験と知見を生かした協力として世界から注目されています。

増え続ける世界人口は、食料や資源への需要増を招き、一方ではその経済活動により排出される温室効果ガスや廃棄物が環境への負荷を強めることが懸念されます。環境の持続可能性はMDGsにも含まれていますが、ますます重要な課題となっています。

ポスト2015年開発アジェンダでは、MDGsで未達成の課題への取り組みを進めるとともに、新たな課題に対して、世界各国共通の目標を設定することが求められます。JICAは人間の安全保障の実現を掲げ、これまで取り組んできたインクルーシブやレジリエンスの視点を重視した協力を一層進めることで、新しい開発枠組みの構築に貢献していきます。

社会基盤・平和構築



フィリピン：日本の支援により建設されたミンダナオ島のコンテナ埠頭。貨物取扱量が増え、周辺の物流の活発化に寄与している

部長インタビュー

持続可能な成長、強靱な社会、すべての人々が恩恵を受ける開発を目指して

中村 明 社会基盤・平和構築部長



社会基盤・平和構築部は、国家の基盤となる都市・地域開発や運輸交通、情報通信分野の公共インフラ整備のほか、平和構築、ジェンダー平等、貧困削減等の分野横断的課題に幅広く取り組んでいます。「持続可能な成長」「強靱な社会の形成」、そして「すべての人々が恩恵を受ける開発」を目指して、総合的かつ戦略的なアプローチを強化しています。

持続的な成長に寄与するため、成長の基盤となる都市・地域開発や運輸交通、情報通信分野の協力を行っています。

第5回アフリカ開発会議でも「広域インフラ開発」が重点項目とされたとおり、グローバル化する世界においては、国をまたぐ地域単位でのインフラ開発を考えていくことがますます重要となっています。2013年度は南部アフリカ地域の経済開発を目的とするナカラ経済回廊地域の開発戦略策定調査を実施し、西アフリカでも、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)地域の交通ネットワークを強化する回廊整備の取り組みを開始しています。アフリカに限らず、日本政府のインフラシステム輸出戦略に基づき、マスタープランづくりから運営・維持管理までを一つのシステムとして考え、人材育成、制度づくりも含めた総合的な支援に力を入れています。

民間セクターとの連携では、ミャンマーのヤンゴン都市圏開発計画策定に取り組み、成果を民間企業等にも広く活用してもらうため、セミナーを開催しました。

運輸交通分野では、ベトナムの全国運輸交通マスタープラン策定を支援し、ノイバイ国際空港において円借款による旅客ターミナルビルの建設支援と運用面の技術協力を組み合わせることにより、効果の最大化を図っています。

また、フィリピンを襲った台風30号に対しては、被災地の復興を迅速かつシームレスに支援するため、緊急援助の段階から復興のための専門家チームを派遣し、“Build Back Better”をスローガンとして支援活動を行っています。

持続的な成長への支援とともに重要なのが、平和構築の取り組みです。2013年度はフィリピンのミンダナオで包括和平合意が成立しました。JICAは2002年以来、開発を通じて和平プロセスを支援しており、経験とネットワークを生かして、今後も新自治政府の円滑な設立と平和の定着に貢献していきます。さらに、分野横断的な課題であるジェンダー平等、貧困削減は、国際社会の議論と過去の事業から得られた知見を体系化し、JICAが支援を検討する際にこれらに配慮して取り組んでいます。

ジェンダーと開発

ジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確に



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。世界を見ると、女性が社会・政治・経済的に不利な立場に置かれていることが多く、国連のミレニアム開発目標(MDGs)にも「ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられています。

JICAは、すべての政策・事業において、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

● 課題の概要

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野での「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」※を達成するための手段を指します。

ジェンダー関係が不平等な社会では、一見、「中立的」な開発政策や施策、事業であっても男女それぞれに異なる影響を及ぼす可能性があります。そのため、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じる課題やニーズを踏まえ、ジェンダー平等の視点を組み込んでいくことが必要です。そのプロセスを意味するのが「ジェンダー主流化」であり、こうしたプロセスを通じて地域の女性のエンパワーメントとジェンダー平等の達成を目指すものです。

一般に、社会における固定的な男性と女性の役割や責任は、その地域の人々の価値観、文化、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策や制度、組織などもその影響を受けています。また、先進国・途上国を問わず、現代社会の社会通念や社会システムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いために、男性優位の社会・文化のなかで形成されてきた「ジェンダー」には、その関係性のなかに権力の不平等が内包されていることが特徴です。そこで、こうした男女間に存在する差異や力関係を踏まえ、相手国の政策や各種制度がジェンダー平等なものとなるよう、女性省などのナショナル・マシーナリー（ジェンダー平等を目指す国の機関・機構・組織）を支援することが重要になります。

また、多くの場合、統計やデータ、各種指標が男女別集計されていないことも、地域社会における男女が置かれた状況の違いやそれによる課題・ニーズを把握する

うえで障害となっています。対象となる地域社会への理解が不足したまま政策・施策の策定や制度構築を行うと、かえってジェンダー格差を拡大したり、女性に負のインパクトを招いたりします。そのため、各種計画・事業に必要な基礎データを地域、性別、年齢、民族、宗教別に収集し、総合的に分析すると同時に、その結果を政策・制度に反映できる人材を育成するような取り組みも重要です。

ジェンダー平等を進めるには、女性のエンパワーメントの推進も重要です。同時に地域の男性や意思決定者、社会への影響力の大きい人々（行政官、教育者、政治家、宗教リーダーなど）の意識と行動の変革に向けた取り組みも不可欠です。

● JICAの取り組み

JICAは、長年にわたり、ジェンダーの視点を組み入れた援助を実施するために、基本方針や重点課題の検討を重ねるとともに、組織的にジェンダー主流化を推進する体制を構築してきました。

実際の援助でも、ジェンダー平等な政策・制度の構築や実施促進のための組織能力強化に向けた支援をカンボジアやナイジェリア【➡ P.54事例を参照ください】、ネパールなどで行っています。また、女性のエンパワーメントを推進するため、さまざまな国で女子教育や母子保健、女性の起業家支援など、多岐にわたる支援を行っています。

※ OECD開発援助委員会(DAC)の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることを目指してはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることを目指すものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性が共に考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である」(OECD「DAC Guidelines on Gender Equality」P.12 Boxより)。

さらに、その他多様な分野においても、事業を通じて達成すべき成果や活動のなかにジェンダー平等の視点を反映した事業を実施してきています。

ケニアでの小規模園芸農家への支援では、女性が農業生産活動に果たす役割に着目し、各種活動に女性の参加を確保し、男女双方へのジェンダー啓発活動を行いました。その結果、農家の夫婦関係が、経営者と労働者という関係性から、対等な経営パートナーへと変容が促され、農家所得の向上という事業成果に貢献したことが確認されました。アフガニスタンやミャンマー、スーダンなど紛争影響地域における事業では、男性配偶者を紛争中に失った女性を優先的な雇用対象としたり、女性を対象と

した職業訓練を実施したりするなど、女性の生計向上にも積極的に取り組んでいます。

近年の課題に、人身取引(トラフィッキング)をはじめとする女性に対する暴力があります。人身取引は、被害者(女性と子どもが多いが、成人男性も含まれる)に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、人道的な観点からも、迅速かつ確実な対応が求められています。JICAは人身取引対策に関わる組織や人材の能力強化を支援するため、2009年からタイでプロジェクトを開始し、2012年からはタイでの経験を踏まえ、周辺国でも体制を強化するため、ミャンマー、ベトナムでも事業を開始しました。

事例 ニカラグア 家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト

社会リスクから女性や青少年を守る

ニカラグアでは性暴力、虐待、児童労働など、女性や青少年が直面する社会問題が顕在化しています。JICAは、女性や青少年の社会リスクの低減に向けて、行政能力の強化を支援しています。



家族省が運営するコミュニティ施設で笑顔を見せる女の子たち

ジェンダーと女性の人権の視点に立った行政サービス

中米のニカラグアでは、近年犯罪件数が増加傾向にあり、治安の悪化が社会問題となっています。家庭内暴力や性的虐待、薬物中毒、児童労働などの社会リスクも増加傾向にあり、人々の安全な暮らしを大きく脅かしています。

これら被害者の多くは、さまざまな社会リスクに対して特に脆弱な存在である女性や子どもです。ニカラグア女性の約

3割が、身体的または性的暴力を受けた経験があるとの報告や、性的暴力については8割以上が家族や親せき、隣人などの身近な人間によるものであること、またその被害者の8割は18歳未満の女児であるという調査結果もあります。ニカラグアでは、一番安全であるべき家庭が、女性や女児にとって最も危険な場所になり得ることを示しています。

こうした状況のなか、子どもや青少年の保護や福祉サービスの提供を担う家

族・青年・子ども省(以下、家族省)は、関係省庁や市民社会との連携やコミュニティ人材との協働を通じ、効果的に行政サービスを提供していくことを目指しています。

例えば虐待やネグレクトなどにより子どもや青少年の人権・尊厳が侵害される場合には、迅速かつ適切に被害者を保護すると同時に、問題を抱えている子どもや青少年の家族に対しても、家族関係の改善に向けた研修やカウンセリングなどを行うことが重要です。また、薬物や児童虐待、女性に対する暴力など地域に潜む社会リスクについて住民の理解を促進するための活動や、リスク回避に向けた啓発活動などの予防活動も推進しています。

JICAは、人間の安全保障やインクルーシブな開発の観点からも、家族省が、特に可視化されにくい女児や女性の社会リスクの現状やニーズを踏まえ、ジェンダーと女性の人権の視点に立って行政サービス(業務)を実施していくことができるよう、行政能力の向上を支援しています。

女児や女性被害者が、行政への相談過程で性差別的な対応を受けるなどの二次被害を受けたり、必要な支援を受けられないといった状況に遭遇したりすることがないよう、住民からの相談を直接受け付ける立場にある家族省支所の行政官を対象として研修を実施するとともに、他機関との連携強化に向けた活動や、住民の人権意識の向上に向けた取り組みを支援しています。

貧困削減

貧困層の持つ潜在的な能力・可能性の拡大を支援



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国全体における貧困人口は、アジアの経済発展などもあって、1990年の47%から2010年には20.6%に減少しています。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も人口の約半数が貧困状況にあります。また、近年の食料価格の高騰や金融危機の影響などにより、貧困に転落する人口の増加が懸念されています。

JICAは、JICAのビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を進めるため、4つのミッションの一つとして「公正な成長と貧困削減」を掲げ、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援しています。

● 課題の概要

貧困は、日本がODAの理念として掲げる「人間の安全保障」の観点からも、看過できない課題です。1日1.25ドル未満で生活する貧困層の数は、世界で12億人と推定されています。

また、自然災害や環境破壊などによって伝統的な生計手段を続けていくことが困難になり、貧困に転落しやすい脆弱な人々があります。病気や失業、教育の低さ、社会的差別といった問題は、それぞれが影響し合います。ひとたびその悪循環に陥ってしまうと、貧困から脱却するのは困難になります。これは「窮乏化のわな」と呼ばれ、貧困削減に取り組む際の大きな課題となっています。貧困や脆弱性を放置しておくことは、貧富の格差の拡大や生活資源の争奪を助長して社会を不安定化させる要因に

なります。

近年では貧困は、安定的・持続的な生計を確保できること(①経済的能力)に加え、健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること(②人的能力)、人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること(③保護能力)、人間としての尊厳や自らの文化や習慣が尊重され、社会に参加できること(④政治的能力、⑤社会・文化的能力)の、5つの能力が欠如した状態であるとの考え方が主流になってきています。

● JICAの取り組み

JICAは公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、5つの能力を強化し、能力を発揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却



条件付所得移転(Conditional Cash Transfer)の受給世帯の生計について調査(ホンジュラス)

することを旨とします。具体的には、①貧困層を直接的な支援の対象とする「貧困対策」、②さまざまな分野の事業を実施する際、貧困層が便益を受けることを確実にするための工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取り組みを実施しています。

このため、どこにどのような貧困層がいるのか(ターゲティング)といった情報を整備し、貧困削減に有効なノウハウを集積しています。また、収入の不安定な暮らしを送る貧困層が、毎月安定して医療、教育、食料など

に支出できるよう、貯蓄サービスや少額からの資金の貸し付けを提供するマイクロファイナンスや条件付所得移転(政府が個人や世帯に、現金やそれに準じるものを直接支給することで所得の再分配を行う所得移転に、受給資格要件や義務等の条件を付した給付方法)、貧困層への短期雇用を創出できる労働集約工法など、近年注目されている新しい手法について、事業の実施や研修などを行っています。

事例 コンポーネント型のマイクロファイナンス案件調査

より有効にマイクロファイナンスを技術協力に取り入れるために

JICAのマイクロファイナンス関連案件で、件数として最も大きな割合を占めるのが、技術協力案件の活動のなかでマイクロファイナンスを組み入れたケース(コンポーネント型のマイクロファイナンス)です。このコンポーネント型のマイクロファイナンスの効果を高めるための現地調査を行いました。

コンポーネント型のマイクロファイナンスとは

JICAは、金融アクセスの改善を通じて貧困削減に貢献するため、技術協力や資金協力などを通じてマイクロファイナンスに取り組んでいます。その一つに、コンポーネント型のマイクロファイナンスを実施した技術協力案件があります。

多くのケースでは、農村・都市スラムなどでの生計向上事業や農業生産事業において、プロジェクトの目的を実現する手段の一つとして、住民参加によるリボ

ルビングファンドが採用されてきました。これは、プロジェクトからの収入の一部や住民の拠出・貯蓄を原資として、住民組合内で貸し出し・回収を行うものです。

これらの活動は伝統的な地域共同体にしばしば見られる「助け合い活動」の一環であり、生計の安定や所得向上のために、最貧層を含む貧困層が金融サービスを利用する重要な第一歩として考えられています。

このようなマイクロファイナンス導入の手法は途上国政府やドナーにより行わ

れてきましたが、具体的な成果を出している例は限定的で、持続性や返済率の低さが指摘されてきました。他方、近年の国際開発の潮流において、マイクロファイナンスや公式な金融へのアクセスの重要性が再認識されつつあるなか、技術協力案件におけるマイクロファイナンスの効果的な活用に対するニーズは高まりつつあります。

教訓を抽出

これを受けて、コンポーネント型のマイクロファイナンスの現状と効果、課題を整理し、今後より有効にマイクロファイナンス活動を取り入れるための方策に関する案件調査を実施しました。調査は、アジアやアフリカでの7つの技術協力案件を対象とし、農業開発、環境保全、復興・コミュニティ開発案件が含まれています。

調査の結果、貸し付けを受けることで、事業投資を行い収入源が多様化・拡大したり、貯蓄をした場合には、不安定な収入や急な出費にも対応できるようになるなどの効果が確認されました。マイクロファイナンス活動が、技術協力案件の目的である、農民の生計向上や森林保全の促進、コミュニティ再建の達成を後押ししたことが認められました。

一方で、持続性や金融としての管理体制の観点での課題も明らかになりました。そして、既存のマイクロファイナンス機関との連携の必要性、融資に先立ち貯蓄を行うことの重要性等の教訓が抽出されました。これらの教訓を生かし、より有効なコンポーネント型のマイクロファイナンスを実施していきます。



住民組織によるマイクロファイナンス活動で用いた帳簿(ガーナ)

平和構築

紛争が終結しても、紛争状態に逆戻りする国が多い。
平和構築は、復興と同時に、紛争の再発を防ぐ支援



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

紛争の多くは、開発途上国のなかでも特に貧しい国や地域で起きている国内紛争です。そこでは兵士だけでなく、一般市民や子どもが被害者や加害者になることも多く、紛争終結後も人々の生活に多大な影響を与えます。

JICAは平和の促進と紛争の発生・再発の予防に貢献するために、紛争の要因となる貧富の格差や機会不平等などの解決につながる社会資本や経済の復興と、国の統治機能の回復、治安強化などの支援に力を注いでいます。

● 課題の概要

近年、世界で勃発している紛争のほとんどが開発途上国での国内紛争です。なかでも多くが経済的に貧しい国や地域で発生し、犠牲となる市民の数が増えるとともに、兵士と市民の明確な境界線がなくなり、一般市民や子どもが加害者となる紛争も増えてきました。

武力を伴う紛争は人々の生活の礎であるインフラを破壊するだけでなく、社会の絆を裂き、相互不信や憎しみを増長させます。それまで築き上げてきたさまざまなものを破壊し、その後の再建の道に負の遺産を残します。

平和構築支援では「軍事」「政治」「社会／経済」の3つの枠組みで行う包括的な取り組みが必要です。紛争を予防、

事例 フィリピン ミンダナオ包括和平合意——新自治政府設立への支援

行政の能力強化と地域の安定的な発展に向けて

2014年3月の包括和平合意により、40年に及びミンダナオ紛争が終結しました。JICAは2002年以來の支援経験を土台に、新しい自治政府の設立を支援しています。

平和の恩恵を実感できるように

2014年3月27日、フィリピンのアキノ大統領とモロ・イスラム解放戦線(MILF)のムラド議長の立ち会いの下、フィリピン政府・MILF双方の和平交渉団長によるミンダナオ包括和平合意文書への署名が行われました。

この包括和平合意は、新たな自治政府である「バンサモロ政府」が2016年に発足すること、またその基本的な枠組みを定めるものです。

日本政府は、2002年以來、和平交渉のプロセスに積極的に貢献し、JICAもフィリピン・ミンダナオ国際監視団(IMT)の社会経済開発部門への職員派遣に加え、和平後を見据えた開発の担い手育成、コミュニティ開発、和平関係者の意見交換の場づくり等を通じて、ミンダ



マラカニアン宮殿で行われた包括和平合意署名式

ナオ紛争影響地域への支援に取り組んできました。

包括和平合意が成立したことにより、今後、新自治政府発足に向けた移行プロセスが始まります。JICAはこれまでの経験・ネットワークを生かし、バンサモロ地域が発展し人々の暮らしが安定するために、新しい「バンサモロ政府」のあり方について現地の人々と共に考えながら、生計向上や中長期的な地域開発のための

支援に取り組む予定です。

実施中の「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」では、新政府の中核人材育成、組織体制構築、地域開発計画の策定といったまさに新たに政府をつくるための支援を行っています。JICAは、行政サービスが滞ることなく新政府へ移行されることを目指しており、ミンダナオの住民が和平合意の恩恵を実感できるように支援を加速化していきます。

解決し、平和を定着させるためには、軍事的な手段や予防外交などの政治的な手段とともに、紛争の要因となる貧富の格差の是正や機会の不平等などを改善するための開発援助が重要となります。

● JICAの取り組み

JICAは、平和の促進と、紛争の発生・再発の予防に貢献できるように取り組んでいます。紛争中とその直後に人々が直面するさまざまな困難を緩和し、その後の中長期にわたる安定的な発展を目的とした協力を展開しています。

具体的には、①社会資本の復興に対する支援、②経済活動の復興に対する支援、③国家の統治機能の回復に対する支援、④治安強化に対する支援を重点課題に掲げています。

近年力を入れている取り組みとして、紛争直後の段階では、住民が平和の恩恵を実感できること(いわゆる「平

和の配当)」を目指して、迅速に行政サービスを再構築するための支援を行っています。これは、紛争中に滞っていた教育、保健などの基礎的な行政機能を迅速に回復することで、和平合意の締結などで高まった住民の期待に応え、同時に行政への信頼回復も目指す意味があります。行政の体制が十分でない地域の場合は、コミュニティに直接支援するなど柔軟な対応を取っています。現在、ウガンダ、コートジボワール、スーダンなどで実績を積み重ねています。

JICAは、このような事業を通じて得られた知見を活用し、国際会議や日本国内の学会での発表、他の援助機関との経験共有ワークショップなどを通じた意見交換を行い、さらに効果的な事業実施に努めています。加えて、JICAは、平和構築に携わる専門家の人材育成も行っており、経験の蓄積・発信とともに、平和構築分野での支援実施体制の強化も進めていきます。

事例 ヨルダン シリア難民・ホストコミュニティ支援

包括的な支援で、難民を受け入れる人々を支える

2011年から続くシリアでの内戦から逃れ、ヨルダンには多くのシリア難民が流入しています。JICAはさまざまな援助手法を駆使して、人口の10%にも相当するシリア難民を受け入れているヨルダン政府と国民を支えています。

ヨルダンの人口は約630万人(2012年)。他方、ヨルダンに避難しているシリア難民は、国連高等難民弁務官事務所(UNHCR)によると、約59万人(2014年4月時点)で、UNHCRに難民申請をしていないシリア人を含めると100万人を優に超すともいわれています。

マクロ経済支援の円借款も

8割以上のシリア難民は、ヨルダン人が暮らす普通のコミュニティで生活を

送っています。急増した難民の影響で、以前から脆弱な社会インフラの下で暮らしていたヨルダンの人々の生活も厳しさを増しています。給水事情の悪化、ゴミの不法投棄の増加により、シリア難民と地元のヨルダン人の間の緊張が高まっているともいわれ、シリア難民を受け入れているさまざまなコミュニティ(いわゆる「ホストコミュニティ」)への支援が急務となっています。

このような状況に対し、JICAは、難民キャンプに対する緊急物資支援、青年海外協力隊員派遣といった難民への直接的な支援に加え、ヨルダンに対する重層的かつ包括的な支援を行うことで、紛争の影響を最小限にとどめる取り組みを行っています。

2012年には、ヨルダン国内の貧困地域において職業訓練や高等教育、保健医療などの改善を支援するため、約122億円の円借款を供与。さ



難民キャンプの子どもたち



ホストコミュニティにおける上下水道サービスの現状調査で、配水管の状態を確認する調査団

らに、2013年には、大量に流入しているシリア難民によって厳しい財政状況に陥っているヨルダン政府を支えるため、120億円の円借款を供与しました。

また、給水状況の悪化するヨルダン北部(シリア難民が多く滞在する地域)に対しては、約25億円の無償資金協力でインフラ整備を支援するとともに、上下水道の整備計画立案といった技術面でのサポートを行い、住民に直接裨益する事業も実施しています。

都市・地域開発 / 運輸交通 / 情報通信 (ICT)

人々の希望をかなえるインフラ



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

インフラは国や地域の経済的成長を支え、富の再配分を通じて、個人の生活の質を高め、その持続的な向上を確保するものです。グローバル時代においては、開発途上国もグローバルなインフラネットワークに組み込まれ、道路の拡幅、港湾や空港の拡張、情報通信網の整備などが必要となりますが、都市化の進展やモータリゼーション、工業化などによって、より大規模なインフラの構築も課題となってくるなど、その整備ニーズは莫大です。

JICAでは、このような成長の度合いによっても異なるインフラニーズに応えるべく、適切な社会システムや制度の検討を含めた都市・地域開発計画を策定し、その計画に基づく運輸交通インフラや情報通信ネットワークなどの整備と、それらを維持管理・運営する組織の強化や人材の育成に協力しています。

都市・地域開発

● 課題の概要

世界の人口は、約70億人に達したといわれています。特に、開発途上国の都市人口は1970年の約6.8億人から、2010年に約26.0億人に増加し、2030年には世界の都市人口の約80%が開発途上国に集中すると予測されています。

都市の成長は、国の経済発展を支えるうえで欠かせません。しかし、開発途上国の都市では、職業機会を求め、急速に流入する人口を受け入れる住宅やインフラ、雇用制度の整備などが追いつかず、多くの人々が、劣悪な居住環境、不安定な収入での生活を強いられています。また、都市部の人口増に伴い、交通渋滞や廃棄物の増加、緑地の減少による環境汚染、治安の悪化など、都市問題は年々複雑・深刻化しています。

● JICAの取り組み

日本も、戦後、世界的に類を見ないペースで都市化が進み、さまざまな都市問題を経験しています。問題に対応するため、都市開発に必要な基準を定めながらインフラ整備や宅地開発を進め、公害克服と生産性向上を両立する新たな技術開発にも注力してきました。

また、地震や台風などの自然災害のリスクを軽減するため、早くから防災、復旧対策の整備が進められました。

JICAは、こうした日本の経験、技術を生かして、開発途上国の持続可能な都市・地域開発のため、主に6点の



都市計画マスタープラン策定過程におけるパブリックミーティングの様子(ケニア)

支援を展開しています。

1. 経済活動に寄与する基幹インフラ整備
2. 良好な居住空間の実現
3. 低炭素都市の実現
4. 災害に強い都市の実現
5. 良好な都市経営の実現
6. 都市復興の実現

すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発

JICAは、相互に絡み合った開発途上国の都市が抱える課題に迅速に対応し、中長期的な視野に立って、経済成長と貧困削減の好循環を生みだしていく持続可能な都市の構築を支援します。「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな都市開発」をビジョンとして、あらゆる人々が参画できる開発プロセスを重視した支援に取り組んで

います。

開発の構想策定から人材育成までの総合的な支援

開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるためには、開発計画の策定、計画に沿った開発の具体化、導入された施設などの運営・維持管理にわたって、さまざまな段階での支援が必要です。将来的に、こうしたプロセスを自立的に実行するためには、都市・地域開発計画の実施の担い手となる機関の組織、スタッフの能力向上、必要な法制度改善などを合わせて行わなくてはなりません。

JICAは、技術協力、資金協力、本邦研修など、複数の支援メニューを総動員し、包括的に都市・地域開発を支援しています。

運輸交通

● 課題の概要

開発途上国では、道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備が遅れているために経済発展が進まず、貧困の大きな要因となっています。持続的な発展・成長と貧困対策のためには、人や物の移手段である運輸交通インフラの整備が不可欠です。

運輸交通インフラの整備に対する需要は世界的に高く、老朽化した施設の維持管理や改修、更新のニーズも急増しています。運輸交通インフラの整備には多大な資金を要するため、財源確保が大きな課題です。限られた公的資金で必要なすべてのインフラを整備することは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源を確保し、運

事例 モンゴル ウランバートル市の都市整備支援

都市計画策定から実施能力向上まで一貫した都市開発事業

モンゴルの首都ウランバートルは急激に人口が増加しており、無秩序な拡大(スプロール)や社会インフラ施設の不足などさまざまな問題を抱えています。JICAは、持続可能な都市整備に向けて、都市計画策定から都市開発事業の実施まで一貫した支援を行ってきています。

急激に進む人口増加

モンゴルの首都ウランバートルは、1992年の社会主義体制崩壊以来、市場経済に向けて急速な改革を経験し、都市の成り立ちにも大きな変化を引き起こしました。1997年の人口移動の自由化と、1999年、2003年に起きた深刻な雪害により放牧を営むことができなくなった遊牧民の流入に伴い、1998年に65万人であった人口が2012年には130万人を突破し、急激に人口が増加しています。現在、同市の人口増加率は3%程度で推移しています。

人口増加の多くは地方からの流入であり、遊牧民が移動式住居(ゲル)を建て、都市の無秩序な拡大(スプロール)が進んでいます。この人口増加に対して、公共の住宅供給を担う住宅金融公社の実施能力不足もあって住宅供給は需要を満たしておらず、同市の人口の6割は、都市基盤施設が整備されていないゲル地区に居住していると推定されます。

また、同地区における暖房用の石炭使用による大気汚染などの環境問題や排水による汚染など、新たな都市問題も発生しています。

持続可能な都市整備を促進

そこでJICAでは、「ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査」(2007～2009年)を実施し、環境保全をベースとしたバランスある土地利用のあり方、都市計画行政のための法制度などを織り込んだ都市マスタープランを策定、その後、都市開発省とウランバートル市役所による内容調整の末、2013年2月に都市マスタープランが国会で承認されることとなりました。

さらに、このマスタープランの実現を後押しすべく、わが国の地方自治体との協働の下、「都市開発実施能力向上プロジェクト」(2010～2013年)を実施。土地区画整理や都市管理に向けた制度設計などの整備や、行政組織の構築・都市開発事業実施に関する人材育成を行いました。その結果、住環境整備に資する都市再開発法が2014年の国会で承認される予定です。

JICAは都市の将来構造づくり(マスタープラン策定)から、実現のための法制度整備や組織構築までの一貫した都市開発事業により、持続可能な都市整備の促進に貢献しています。



ウランバートルでは、遊牧民の流入により無秩序な拡大が進んでおり、基礎インフラの整った再開発が求められている

事例 ODAを通じてインフラ輸出を支援

高度道路交通システム (ITS) の海外展開に向けた取り組み

開発途上国の多くの大都市で問題となっている交通渋滞の緩和策の一つとして、高度道路交通システム (Intelligent Transport System: ITS) を導入して既存の道路のキャパシティを有効活用する方策が注目されています。JICAは、日本のITS技術の海外展開をサポートするとともに、ITSの導入を通じた途上国における都市交通問題の解決に取り組んでいます。



ベトナム・ハノイの高速道路に、無償資金協力で供与した交通管制システムを設置

交通問題の解決に向けて

ITSとは、情報通信技術を駆使して、交通データを処理し、情報をドライバーなどに提供することでその行動を変え、渋滞や交通事故などの交通問題解決に貢献する一連のシステムです。

特にASEANや南アジア諸国などでは、経済成長と有料高速道路の整備の進展に伴い、ITS技術に対する関心は高いといえます。欧米、韓国等のメーカーが積極的に営業活動を展開しており、自動料金収受システム (ETC) などはアジアでも普及し始めています。日本企業もITS輸出に取り組んでおり、これまでシンガポールにおける電子道路課金制度や、タイでの信号システムの受注などの実績があります。

JICAは都市交通分野において、道路や軌道交通などの整備支援と並んで、国土交通省等との連携の下、専門家派遣や

研修員受入などを通じて相手国政府の人材育成や日本の技術の紹介を行うとともに、都市交通マスタープラン作成等、将来の交通体系として目指すべき姿の策定に関する協力を実施しています。

このなかで交通信号制御や交通管制・情報提供などのITS関連のわが国技術の導入支援も行っています。

前述のタイにおける信号機ビジネスの展開は、JICAが2001年に実施したタイのチェンマイの交通計画策定支援調査で行った、交差点改良と信号機設置に関する社会実験が同国において認められ、ビジネスにつながった官民連携の好例として挙げられます。

技術協力と資金協力を組み合わせて

開発途上国で普及しているITSの問題点として、初期コストを抑えることを重視し、長期的な方向性を定めることなく

導入されたために、将来の拡張性が損なわれがちであることが挙げられます。

JICAでは、ベトナムにおいて、まず技術協力プロジェクトを通じてITS技術基準の確立を支援し、先方政府が適切な技術方針に基づいてITSを導入・運用できるよう協力しました。また、無償資金協力により、高速道路にわが国のITSを導入。日本方式の長所を紹介することにより、その後に続く同分野への日本方式の本格参入の礎ができました。

2014年3月には、日本企業3社が円借款「南北高速道路建設事業 (ホーチミンゾーンザイ間)」の自動料金収受システム (ETC) や交通管制・道路交通情報に関するシステム一式を共同受注しています。

日本の産学官の知見を集約

国内においては、2011年にJICAは産学官のメンバーから構成されるITS研究会を設置して、わが国ITS技術の海外展開に向けて情報交換を促進しました。研究会はその後、JICAが実施するITS関係調査に助言を与える国内支援委員会へ受け継がれました。

2013年にITSの関係者が一堂に会するITS世界会議が東京で開催されたのに合わせ、JICAは同年、産学官の密接な連携の下、アフリカとアジアを対象としたITS技術研修コースを立ち上げました。その国の現状を踏まえたシステムの全体像を描き、将来、ITS導入を担うことのできる人材を育成しています。

以上のようにJICAは技術協力、円借款、無償資金協力の3スキームを通じてわが国のITS技術の海外展開をサポートするとともに、ITSに関する産学官の知見を集約して途上国における都市交通問題解決のソリューションを提供するべく活動を行っています。



ITS課題別研修の研修員によるレポート発表。民間企業も交えて意見交換を行った



ミャンマー鉄道安全性・サービス向上プロジェクトにて軌道の間隔の測定方法を指導する

輸交通サービスを無駄なく持続的に提供していくことが求められています。

さらに、公共交通機関の導入や交通手段の転換を通じて、渋滞解消や物流効率化によるCO₂削減、大気汚染物質の抑制など、相手国の環境社会配慮に対する取り組みを支援していくことも必要です。

● JICAの取り組み

JICAの協力は、人や物を迅速、円滑、安全に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の所得向上や生活環境の改善に貢献することを目指しています。

開発途上で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に道路や橋を整備するだけでは十分ではありません。効率的な運輸交通システムの計画策定が必要なほか、運輸交通インフラを適切に維持管理・運営する人材の育成、組織の強化、組織を支える社会・制度の仕組みも構築しなければなりません。JICAは、女性や子ども、障害者、マイノリティーグループなどを含む利用者や周辺住民など受益者に焦点を当て、“何のために、誰のために”を考え、住民参加による協力の実施やNGOとの連携なども積極的に進めています。

また、運輸交通分野の協力では、物流・人流の国際化や国境をまたぐ地域経済圏の発展を促進するための「国際交通」、人々の移動の可能性を公平に確保し国土の調和ある発展に対応する「全国交通」、都市の持続的な発展と生活水準の向上に対応する「都市交通」、開発から取り残されてしまいがちな地方の生活水準を向上させるための「地方交通」など、複眼的な視野が必要です。このように、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

を、JICAは目指しています。

日本再興戦略・インフラシステム輸出戦略などが国政策への貢献

日本政府は、2013年6月に「日本再興戦略」を閣議決定し、このなかでODAを戦略的に活用して「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施するとしています。これを受けて、JICAでは道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラ整備において、途上国の開発ニーズに対応しつつ、わが国の優れた技術・制度等の「日本方式」の普及にも配慮しています。具体的には、これまでの交通インフラ整備に関するハード・ソフト面での支援で培った相手国政府との協力関係を基に、日本企業の海外展開にも貢献しています【→ P.61、73事例を参照ください】。

情報通信 (ICT)

● 課題の概要

先進国では情報通信技術 (ICT) が著しい発展を遂げています。ICTは、中央省庁の業務のコンピューター化 (電子政府化)、インターネットを利用した教育 (e-ラーニング)、電子商取引 (e-コマース) など、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ICTは、国の経済社会構造を効率化し、生産性の向上、生活の質的向上、省エネルギー化など、あらゆる活動の改善を下支えする潜在的能力を持っており、現代社会はICTなくして成り立たないと言っても過言ではありません。

しかし、多くの開発途上国ではICTの普及が遅れており、先進国とのICT格差 (デジタル・デバイド) が生まれ、

また、途上国内においても通信が可能なところ(情報へのアクセスが可能なところ)とそうでないところの情報格差が、そのまま経済格差となり、格差がますます拡大していくという構図が発生しています。

● JICAの取り組み

日本政府は、ICTは持続的成長を実現するための方策であるという認識に立ち、新ODA中期政策(2005年2月)において、持続的成長および貧困削減へのアプローチとして、「ICTの制度整備」「インフラ整備」「人材育成」を挙げています。同様に、JICAもデジタル・デバイドの是正があらゆる協力の有効化・効率化に必要と考えており、開発途上国におけるICT利用を促進することに貢献しています。

社会・経済開発につながるICT政策

JICAは、開発途上国のICT化の推進に向け、5つのメニューを提供しています。

- ①ICT政策策定能力向上：電気通信に関する国家戦略、関連産業育成、情報セキュリティ対策を含む利用者保護など、ICT政策の策定を支援するアドバイザーを派遣しています。
- ②ICTインフラ整備：基幹通信網や地方の通信基盤整備のための将来計画の作成や、維持管理体制強化への支援などを実施しています。
- ③ICT利用による援助効果・効率の向上：政府行政部門へのICTの導入や教育、医療、商業などあらゆる分野の協力でICTを活用することにより、事業の効果・効率の向上につなげています。
- ④ICT人材の育成：ICTを広く普及させるために、技術者、政策担当者などの能力向上を目標とした人材育成プロジェクトを実施しています。ICT分野の支援のなかで大きな比重を占めるものです。
- ⑤放送：電波障害や干渉に強く、安定的な受信を可能とする地上デジタル放送日本方式の普及などの協力を行っています。

事例 ボスニア・ヘルツェゴビナ IT教育近代化プロジェクト

IT教育の共通化を通じて民族融和を

1990年代の民族紛争の傷跡がまだに残るボスニア・ヘルツェゴビナ。JICAは、民族融和に向けた教育統合への第一歩として、高校の情報教育の共通化を支援しています。

共通カリキュラムを全国の高校へ

民族紛争終結後19年を経たボスニア・ヘルツェゴビナでは、紛争当事者だったムスリム(ボシュニャック)、セルビア人、クロアチア人が依然として、別々のカリキュラム、教科書を使って教育を続けています。

同国を支援する国際社会は、「こうし

た教育の分断は、将来の紛争再燃の火種となりかねない」として2002年、欧州安全保障協力機構(OSCE)を中心に教育統合に取り組み始めました。翌2003年には初・中等教育枠組法が採択され、民族間で教育内容についての対立が起こりにくい核の部分から統合を進める「共通コア・カリキュラム」の導入も決定され

ました。しかし、いずれの民族も統合には消極的で、なかなか目に見えた成果が表れませんでした。

バルカン地方における平和の定着

を支援の柱とするJICAは、OSCEの呼びかけに応え、まず2006年から2007年まで、ムスリムとクロアチア人が別々のカリキュラムで学んでいたモスタル高校において、日本の「情報」教科書を基に共通のカリキュラムを策定、両民族の生徒たちが一緒に学べる統合授業を試行しました。

その後、2008年から2010年までの2年間は、この試みを全国の主要普通科高校18校(パイロット校)に拡大(「IT教育近代化プロジェクト」)。2010年から2014年までのフェーズ2では、このカリキュラムを国内の全普通科高校(計54校)に導入するとともに、関係教育機関から同カリキュラムの正式承認を得るための支援を展開しています。

こうした支援を通じて、初めて3民族の教員が協働する場が提供され、民族間の交流が深まっています。さらには、「歴史」や「地理」など、民族ごとに教育内容に大きな隔たりがあった教科でも共通の枠組みづくりが模索されるなど、本案件が教育統合の「触媒」として機能し始めており、近い将来の教育「完全統合」が期待されています。



新しいカリキュラムに基づき、供与されたパソコンを使いながら学習する生徒たち

人間開発



カンボジア：教員を目指す学生が体育の授業について指導を受けている【写真：久野真一】

部長インタビュー

人々の命と尊厳を守るため、 ダイナミックな事業展開を目指す

戸田 隆夫 人間開発部長



2013年度には、教育、保健医療および社会保障に深く関係する日本政府の重要な政策が相次いで発表されました。JICAは、人間の安全保障の理念を掲げ、すべての人々が主役となり、かつ、すべての人々がその恩恵を受ける開発(Inclusive and Dynamic Development)の実現を目指していますが、さらに、これらの新しい政策枠組みに則し、迅速でダイナミックな事業展開を試みています。

保健医療分野では、2013年5月、日本政府の国際保健外交戦略で、「すべての人が必要なときに負担可能な費用で保健サービスを受けられる」ことを目指す、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進が掲げられました。

JICAは、途上国、国際機関、学識者などと密接に連携し、UHCの重要性を国際社会に訴えつつ、UHC実現に貢献する具体的な事業を形成しています。従来の保健サービスの充実に加え、途上国の政府予算配分の仕組みなどまで立ち入った協力を進めています。ケニアでは、技術協力による保健行政能力向上支援と、財政的な支援を組み合わせた協力を2014年度中に開始予定であり、ミャンマーでも、UHC実現に向けた貢献を検討中です。

教育分野では、例えば、2013年12月の国家安全保障戦略の「途上国の人材育成」、「交流の強化」に資し、また同年6月の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で表明された「ABEイニシアティブ(African Business Education Initiative

for Youth)」の事業化を進めました。アフリカの若者が日本の大学院で学び、日本企業でインターンを経験するもので、高度人材の育成と産学相互のネットワークを強化し、日本の民間企業の活力を生かしたアフリカの成長と、地方の活性化にも資するプログラムです。2014年9月に第1陣が来日予定です。JICAは、日本の強みである科学技術分野の協力と、初中等教育の質の改善に重点を置き、グローバルに事業を展開する方針です。

社会保障に関しては、高齢化問題への取り組みを始めました。高齢化問題は、ASEAN諸国その他の途上国でも深刻な問題となっていきます。課題先進国の日本の経験と教訓を生かしつつ、JICAは、日本の経験や他の途上国の経験を共に学びあう機会を提供するなどの貢献をしてきました。さらに、障害者に対する支援を継続するとともに、すべての開発過程において障害者の視点を取り入れるべく、意識啓発に資する活動を強化していきます。

教育 / 社会保障 / 保健医療

一人でも多くの人に、少しでも多くの機会を提供するために



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国では、人々が自由と尊厳を持って創造的かつ安定した生活を送れるように、人々の選択肢を広げることが重要な課題です。とりわけ、教育を受け、健康で長生きし、人間らしい生活水準を保つことは大きな目標となっています。JICAは、すべての人の自由と可能性の実現を目指す「人間の安全保障」の理念に基づき、人類が将来繁栄するための重要な目標として宣言されたミレニアム開発目標(MDGs)の達成への貢献に力を入れ、多くの開発途上国で「教育」「保健医療」「社会保障」の分野での協力を展開しています。

教育

● 課題の概要

教育は、すべての開発の礎です。教育により知識や技能を獲得することで、人は自らの人生の可能性を切り開き、豊かなものとしていくことができます。人々が能力を高めることが、社会全体の貧困削減や経済的な成長、科学技術の発展などを促進します。世界の安定と平和には、宗教や民族を超えた相互理解の促進が不可欠であり、この点でも教育が重要な役割を担っています。

開発途上国の初等教育就学率に改善^{*1}が見られますが、小学校に入学しても4人に1人^{*2}は卒業できずに退学しています。また、全世界で、初中等教育就学率の男女格差解消の目標(MDGs目標3)を達成した国の割合は、2011年時点で初等教育60%、中等教育38%にとどまっています^{*3}。教育の質については、2億5,000万人以上の子どもが基礎的な読み書き計算ができないといった、学習上の課題が指摘されています^{*4}。加えて、良質な中等教育の拡充が喫緊の課題となっています。

こうした状況に対しわが国では、2013年12月に閣議決定された国家安全保障戦略のなかで、MDGsの達成に向け教育の取り組みを強化していくことが示されています。また、2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の横浜行動計画において、基礎教育、ポスト基礎教育への支援が表明されました。

初等・中等教育の普及が進むなか、MDGs以降も見据えて、開発途上国では高等教育への関心が近年急速に高まっています。知識やイノベーションの創造(研究)、社会経済開発を牽引する人材の育成(教育)、経済や社会のグローバル化に伴い複雑化する開発課題の解決や産業界・社会への還元(社会貢献)などを通じて、高等教育機

関が各国の知識基盤、社会づくりで中核的な役割を果たすことが期待されています。

また、アジアと日本の大学間の人的・組織的なネットワークの強化は、双方の高等教育機関の国際化を促進させるだけでなく、域内の産業界が求める高度人材の育成を通じたアジアの経済成長支援につなげることができ、結果として日本の社会経済を活性化させるという観点からも重視されてきました。最近では、安定的な経済成長を遂げるアフリカ地域について、日本の産業界からも注目が集まっており、高等教育機関の果たす役割に期待が寄せられています。日本国内では、2013年4月の第7回産業競争力会議や同年5月の教育再生実行会議第3次提言において、グローバル人材育成の具体的な方針が示されており、この動きを考慮した高等教育支援を進める必要があります。さらに今、同年9月の国連総会における安倍総理演説で言及された女性の活躍・社会進出や、障害者など社会的弱者の社会参加の推進の観点から、高等教育においても、女性・社会的弱者の就学機会の拡大への取り組みが重要になると考えられます。

● JICAの取り組み

1. 基礎教育

基礎教育とは、「読み・書き・計算」といった、人が生きていくために必要不可欠な基本的な知識や技能を教える教育のことで、初等・中等教育のほか、就学前教育やノンフォーマル教育(識字教育など)を含みます。

※1 開発途上国の初等教育の純就学率は82%(1999年)から90%(2011年)へと改善したが、依然5,700万人(2011年)の子どもが学校に通えていない(出所: UNESCO(2014), EFA Global Monitoring Report)。

※2 開発途上国の最終学年残存率(入学した学生が最終学年に達する割合)は71%(1999年)から73%(2011年)とほとんど改善していない(出所: UNESCO(2014))。

※3 データ入手可能な国のなかでの比率(出所: UNESCO(2014))。

※4 出所: UNESCO(2014)

開発途上国が、基礎教育分野で抱える課題はさまざまですが、JICAは、初等・中等教育の量的拡大と質の向上に取り組んでいます。

基礎教育支援の重点地域であるサブサハラ・アフリカの国々に対しては、2008年5月に開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜行動計画に沿って、2013年までの5年間で、①500校以上の小・中学校の建設^{*5}、②約23万人の理数科教員に対する研修の実施【→ 下事例を参照ください】、③住民参画型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万8,000校に拡大させるなどの大きな成果を上げてきました。2013年6月に開催されたTICAD Vの横浜行動計画のなかでは、2,000万人の子どもの教育の質の向上に貢献することが表明されました。今後、理数科教員に対する研修に加えて、国の学力試験改善の能力強化にも着手する予定です。

ミャンマーでは、初等教育全科目のカリキュラム・教科書改訂、教員研修、アセスメントまでを一体的に支援する新しい形の協力の着手を予定しています。こうしたカリキュラム、アセスメントといった新しい領域への協力を拡大しており、学習産業との連携も視野に取り組んでいく予定です。

女性の教育機会が限られている南西アジアでは、ノンフォーマル教育(パキスタン)、識字教育(アフガニスタン)を通じて女子教育、女性の能力強化に取り組んでいます。

ポスト2015を見据えて、JICAは、公平性と包摂性を重視し、質の高い教育に貢献できるよう、積極的に取り組んでいきます。

2. 高等教育

JICAは、日本の大学の協力を得ながら、開発途上国・地域の高等教育分野を牽引する中核的な拠点大学、特に産業の振興・高度化に深く関連する工科大・学部を主な対象とし、教員の能力向上、キャンパスや教育研究資機材の整備、大学運営体制強化、産学地連携促進、大学間ネットワーク構築などを通じ、教育・研究能力の向上を支援しています。加えて、教育の質を保証する制度の構築支援も開始しています。

アジア地域では、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)への支援を中核に置きつつ、各国の拠点大学への協力を実施しています。日本の大学の正規課程への大規模な留学生事業も円借款を活用して行っており、マレーシア、インドネシア等に加え、モンゴルでも開始しました。

中東・アフリカ地域では、同地域における日本式の工学教育の拠点大学としてエジプト日本科学技術大学(E-JUST)への支援を通じ、産業界での実践力を有する高度人材の育成を目指しています。さらに、2013年6

^{*5} わが国の支援全体としては、1,000校、5,500教室の建設を約束。

事例 ザンビア 授業実践能力強化プロジェクト(STEPS)

日本発の「授業研究」により授業の改善へ

ザンビアでは、基礎教育へのアクセスは改善したものの、教育の質について依然大きな課題を抱えています。JICAは、「授業研究」の普及を通して、授業の質の改善を進めています。

包括的な支援プログラムを展開

ザンビアでは、経済発展に伴う国民の生活レベルの向上や基礎教育へのアクセス拡大により、多くの子どもが小学校に

入学できるようになりました。しかし、生徒を受け入れるための教室や教材の確保、教員の育成、生徒の学力の向上が大きな課題となっています。

このような状況のなか、ザンビア政府は学校教育の質と生徒の学力の向上を重要課題ととらえ、既存の現職教員研修システムを利用した継続的な授業改善が実現できるよう、日本へ協力を要請しました。

JICAは、2005年より授業研究を校内研修に取り入れた「理科研究授業支援プロジェクト」を開始し、その成果を受け、

2008年から対象地域を3州に拡大(フェーズ2)。さらに2011年からは「授業実践能力強化プロジェクト(STEPS)」を実施し、全国10州の教員に対して授業研究を通じた授業実践能力の強化を図り、継続的な授業の質の改善を目指しています。

STEPSに加え、貧困削減支援戦略無償の供与、教育政策アドバイザーや青年海外協力隊の派遣も行っており、ザンビアの教育の質の向上に向けた包括的な教育セクター支援プログラムを展開しています。

これら協カスキームの相乗効果により、教員の継続的な能力開発・資質向上のみならず、政策レベルへの提言(教育セクタープールファンドを効果的に活用するための助言)や基礎教育カリキュラム改訂への技術的支援にも取り組み、協力効果の拡大を目指しています。



授業研究および教材研究の手法について学ぶ教育行政官

月のTICAD Vで打ち出された「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」(ABEイニシアティブ)の下、アフリカ諸国向けの人材育成支援として、4年間で900名を日本の大学の修士課程に受け入れ、日本企業でインターンを経験させるプログラムを実施します。2014年9月に最初のグループが来日予定です。また、アフリカ連合(AU)による域内の高等教育レベルの向上を目指す汎アフリカ大学構想についても、長年にわたるジョモ・ケニヤッタ農工大学との連携関係を通じて支援していきます。

社会保障

● 課題の概要

近年、開発途上国においても、産業化や都市化による家族や地域社会のつながりの希薄化が進むとともに、東南アジアのいくつかの国々では急速に人口の高齢化が進展しています。また、目覚ましい経済成長を遂げた国・地域がある一方で、そこから取り残されている人も多く、富の偏在化や格差の拡大が社会の不安定化につながっています。経済成長とともに安定した社会を構築していくためには、医療保障や所得保障の充実を図り、社会全体でさまざまなリスクに備え、安心して安全な社会を築いていくことが重要です。

また、障害者を含む社会的弱者の自立支援は、社会・経済活動への参加を促し、インクルーシブかつ持続可能な成長、活力ある国づくりにつながります。障害者の社会参加を制限している、社会・文化・経済・政治的あるいは物理的障壁を除去することが大きな課題になっています。日本においても、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました。さらに、日本政府が2014年1月に批准した「障害者の権利条約」では、国際協力に障害者の参加を確保することを規定しています。

さらに、開発途上国では、経済発展に伴い労働災害や職業病が増加している一方で、労働安全衛生、労働基準などの法制度や実施・監督体制の整備が不十分なために、労働に起因する被害を受けても、十分な補償が得られず、貧困状態に陥るリスクを抱えた労働者が大勢います。「アラブの春」の原因の一つになったといわれているように、失業の増加や若年層の雇用の問題は、社会の安定にとって大きなリスクとなる可能性があります。

このようななか、社会保障の構築や再構築が重要な開発課題となっています。

● JICAの取り組み

JICAは、日本の社会保障の知見や経験を生かし、「社会保険・社会福祉」「障害と開発」「労働・雇用」の3分野

事例 ルワンダ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト

共に働き、共に生きるために

1990年代初めに内戦があったルワンダでは、元戦闘員の武装解除が進められるなか、障害のある人の社会復帰が大きな課題となっていました。JICAは2005年から元戦闘員をはじめとする障害者に就労の機会を提供し、社会参加と共生を実現することを目指しています。

2,500人を超える障害者が訓練を修了

プロジェクトでは、ルワンダ政府の動員解除・社会復帰委員会とJICAが協力し、障害を持つ元戦闘員をはじめとする障害者に、縫製、電気、配管工事などの技能訓練を行ったほか、就労の場を増やすための協同組合の設立や運営方法に関する指導も行いました。同時に、スロープの設置やトイレの改善などにより、施設のバリアフリー化を進め、障害者が参加しやすい訓練環境を整備しました。

このような取り組みの結果、先行プロジェクトと合わせて2,500人を超える障害者が訓練を修了し、そのほとんどが、

訓練で得た知識・技能を生かした経済活動を行っています。内戦時には敵同士だった元戦闘員と一緒に協同組合を設立する事例もあり、歴史的・文化的に多様な背景を持つ人々の相互理解が促進されています。さらに、訓練を受けた障害者が、技能を地域の人々とも共有し、地域社会に貢献することによって、地域の人々の障害者に対する認識に大きな変化も表れ始めています。

このプロジェクトを通じて、障害者が技能を取得することは、障害者の社会参加とともに人々の障

害に対する意識の変容も促すこと、また、多様な背景を持つ人々が共に活動を行うことは、紛争後の復興プロセスにおける和解・相互理解の一步となることが確認されました。今後はこれらの教訓を、他の国・地域における支援にも生かしていきます。



元訓練生が立ち上げた電気工事組合はメンバー9名のうち4名が障害者。携帯電話の修理等を行っている

を中心に、社会保障の充実に取り組んでいます。

1. 社会保険・社会福祉

医療保障、所得保障(年金など)の社会保険制度の整備、高齢者などに対する福祉、介護サービスの強化を支援しています。これらの分野では、自国の制度の構築のために日本の知見から学びたいというニーズが高く、関係省庁の中核人材を日本に招き、日本の制度整備や運営に関して情報提供や意見交換を行っています。近年は、東南アジア地域の中進国を中心に、高齢化対策に関する日本の経験に強い関心が示されています。2013年度は、マレーシア、ベトナムで日本の経験を共有するセミナーを開催するとともに、インドネシアにおいて、社会保障制度を強化する技術協力を新たに開始しました。

2. 障害と開発

JICAは障害者を開発の担い手としてとらえています。「障害の有無にかかわらず、すべての人が住みやすい国をつくる」という願いの実現に向け、障害者が主体的に社会に参画できるような支援を重視しています。障害者を受益者・実施者に含めて事業を進めていくメインストリーミング、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワーメント、バリアフリー環境の整備などに力を注いでいます【→ P.113事例を参照ください】。

3. 労働・雇用

JICAは、労働安全衛生改善や労働基準監督強化を通じて、すべての人が安心して働くことができる環境づくりを支援しています。また、就労支援のための公的雇用サービスを強化するとともに、職業訓練分野の協力を通じて、若年層の失業問題の緩和に取り組んでいます。職業訓練分野の協力のなかには、紛争国復興支援や社会的弱者の生計向上を目的としているものもあります【→ P.79事例を参照ください】。

保健医療

● 課題の概要

開発途上国では、適切な保健医療サービスを受けられずに多くの人々が命を失っています。保健分野では、世界保健機関(WHO)をはじめ国際機関、各国ドナー、民間の基金が支援を行っていますが、2015年までのMDGs達成は困難といわれています。JICAは、2013年5月に日本政府が発表した「国際保健外交戦略」などの政策を踏まえ、国際機関、各国ドナーなどと協調しながら、MDGs

の達成に向けた取り組みを加速させるとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage: UHC)^{*6}を推進するべく、次のような視点で「保健システム強化」「母子保健」「感染症対策」の課題に取り組んでいます。

● JICAの取り組み

1. 保健システム強化

保健システム強化とは、保健医療サービスを人々に提供するための基盤の整備(行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握とその有効活用、財政管理と財源の確保)、行政やサービス提供の現場でそれら基盤を動かす保健人材の管理・育成を強化するための取り組みです。母子保健や感染症対策など基本的な保健医療サービスへのアクセスの確保と、医療費負担による家計破綻の防止の双方を通じてUHCを実現するためにも、保健システムの強化が不可欠です。

JICAはさまざまな角度から対象国の保健システム強化を支援しています。アフリカ地域では、地方保健行政の活動計画立案や医療施設の運営管理に日本型経営手法(カイゼン)を応用した支援を実施しています。セネガルではJICAが開発した研修モデルや管理ツールの他ドナーによる拡大普及、タンザニアでは病院における患者待ち時間の短縮や過剰在庫の削減、ケニアでは支援対象地域における予防接種や専門職による出産ケアなどの基礎的保健サービスの拡大など、具体的な成果を上げています。また、中南米地域ではボリビア、グアテマラ、ホンジュラスなどで、コミュニティや一次医療施設を中心とする保健サービス提供のモデル構築に取り組み、国家保健政策に反映させるなど協力成果の制度化も目指しています。

一部の国ではよりインパクトの大きな支援に向けて、資金協力と技術協力を組みあわせた支援プログラムの形成に取り組んでいます。例えば、ケニアでは保健財政分野のアドバイザー専門家を保健省に派遣し、世界銀行などと協調してUHC推進を目指しており、ミャンマーではUHCの実現を念頭に、地方での保健医療サービスの展開と保健政策づくりに取り組んでいます。インドネシア、タイなどの東南アジア諸国とは、医療保障制度の整備に関する政策対話型の技術協力を展開しています。

2. 母子保健の向上

妊娠・出産で命を落とす年間28万人の妊産婦や、5歳未満で亡くなる年間660万人の子どものうち99%が開

*6 「すべての人が、健康増進・予防・治療・機能回復にかかる基礎的な保健サービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

発途上国の人々です。妊産婦と子どもの健康は開発途上国において最も深刻な問題となっています。

JICAは、2011年度に課題別指針「母子保健」を作成し、包括的な母子継続ケアの普及と持続のための保健システム強化を多くの国で支援しています。具体的には、母子保健サービス展開に向けた保健省の政策・事業管理能力の強化、地方行政能力の強化、保健医療施設の機能強化、助産師などの保健人材の能力強化、コミュニティの意識向上と体制強化、サービス実施に関わる病院や保健所などの関係者間の連携体制の強化に着目し、その仕組み・能力の強化を目指しています。

2013年度には、妊産婦の安全なお産と新生児ケアの実施体制を強化するため、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ブルンジ、ジブチ、シエラレオネなどで母子保健改善のための技術協力を開始しました。カンボジアでは、母子保健に関わる人材育成と行政の拠点、また中央病院として1995年に無償資金協力で設立された国立母子保健センターが、技術的に難易度の高い妊産婦や分娩を扱うニーズが高まってきた状況などを受けて、施設機能の拡張を無償資金協力で行うことが決定されました。

また、妊産婦や乳児の低栄養は健康に大きな影響を与えていることから、世界的に、官民のアクターが連携し効果的な対策を進めようというSUN (Scaling Up Nutrition)の推進や、食料の安全確保のなかでも栄養対策を重視する流れがあります。JICAはジンバブエやグアテマラで栄養行政強化や人材育成のための保健医療協力を新たに開始するとともに、SUNのネットワークに

参加し、栄養改善に関する取り組みを母子保健プログラムへ統合していくことを推進しています。

3. 感染症対策

エイズ・結核・マラリアだけでも毎年数百万人の命を奪う感染症は、主に貧困層を苦しめ、経済・社会発展を大きく阻害する要因となっています。しかも、経済活動や運輸・交通の発達により世界に拡大する恐れがあるだけに、世界全体で取り組むべき課題です。

JICAは、保健システム強化を通じた横断的なアプローチと個別の感染症に応じた協力を実施しています。日本政府が資金拠出を行っている「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」などの関連機関や国連児童基金(UNICEF)などの国際機関と協力・協調しながら、主に国家戦略計画の策定、保健情報の収集・分析、予防・検査・治療サービス提供能力の強化、サービスへのアクセス改善などを目的とした技術協力や、ポリオや麻疹ワクチンなどの供与のための資金協力を実施しています。

技術協力については、2013年度、アフガニスタン、ミャンマー、ガーナ、ザンビア、ソロモン、ベトナムなどにおける技術協力プロジェクトや、複数の国々を対象とした行政能力や診断技術の強化のための本邦研修などを実施しました。また、日本の感染症研究分野の知見を活用し、「地球規模課題対応国際科学技術協力」により、エイズ、結核、デング熱などの分野でアジアやアフリカの研究機関との共同研究を進めました【→ P.115事例を参照ください】。

事例 ヨルダン 南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト

地域住民のリプロダクティブヘルスへの意識向上に取り組む

JICAは、保守的なイスラム社会で暮らす女性が夫とも相談しながら子どもの数を決めることが可能となるよう、「女性のエンパワメント」を通じた家族計画を推進しています。

男性や宗教指導者も巻き込んだ啓発活動

伝統社会が息づくヨルダン南部は、全国平均を上回る出生率や避妊実行率の低さなど、女性のリプロダクティブヘルス(RH)に関する課題を抱えていました。

JICAは1997年から同分野への協力を始め、2006年に開始した本協力では対象地域を4県の76村落に拡大し、RHサービス向上と家族計画の受容促進に重点を置いて取り組みました。村落診療所の整

備や地域で活動する保健指導員などの人材育成を行い、男性や宗教指導者を巻き込んだ啓発活動も展開しました。先行した協力も合わせ、保健指導員が行った女性に対する家庭訪問は、延べ1万2,897件に上りました。

その結果、南部4県では避妊実行率が44.0% (2007年)から50.4% (2011年)に有意に上昇。長年の協力成果を踏まえた政策提言にも結び付け、村のボランティアとして始めた保健指導員は政府に



村落保健指導員に対する血圧測定の指導

よって正規の職種として認められるに至りました。

協力開始当初から中心的な役割を果たしてきた佐藤都喜子JICA国際協力専門員の貢献は、2013年9月の国連総会における安倍首相の演説でも取り上げられ、女性に裨益する開発協力の好事例として全世界に向けて紹介されています。

地球環境



ブラジル：「地球の肺」と呼ばれる、アマゾンの熱帯雨林【写真：久野真一】

部長インタビュー

防災・気候変動対策・水分野の 2015年の新たな枠組みに向けて

不破 雅実 地球環境部長



2015年は国際社会にとって大きな節目になります。第3回国連防災世界会議が仙台で開催されるのをはじめ、ミレニアム開発目標(MDGs)以降の枠組み、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)での新たな目標と枠組み決定が控えています。2015年に照準を合わせた取り組みを進めています。

防災分野では、2013年の国連防災閣僚会議で、防災への投資の重要性と開発プロジェクトに防災の視点を組み込むことを提案しました。また、同分野で特筆すべきこととして、防災への投資が経済成長などの開発にもたらす影響を数値化し、定量評価で示したモデル「DR²AD」を開発し、『世界防災白書2013』にその検証結果などが掲載されました。2014年度はこのモデルを使って、防災投資効果について国際社会と共に検証を進める予定です。

気候変動対策では、2013年に開催されたCOP19での合意を受け、気候変動の悪影響による災害等に脆弱な国々に対し、予防・軽減を含んだ総合的な災害リスク管理の支援を強化する方針です。また、東アジア地域*との協力強化の一環としてタイの国際気候変動研修センターへの協力を開始し、ASEAN地域の気候変動対策担当者の人材を育成しています。

環境管理分野では、第5回アフリカ開発会議の重点目標である「アフリカ諸国の廃棄物管理の促進」について調査を実施し、その結果を踏まえ

て、ナイジェリアで行政の廃棄物管理に関する総合的な能力向上を目指す協力を計画しています。

自然環境保全の分野では、植林などにより温室効果ガス排出を抑える地球温暖化緩和策「REDD+」の支援として、日本の衛星情報を活用した森林インベントリー（炭素蓄積量の計測）の構築など、情報整備への協力を11カ国で実施しています。保護区管理など国境を越えた課題に対処するため、中・南部アフリカ諸国への技術協力も展開しています。

水・衛生分野では、2015年のMDGsの達成に向けて、2013年度も安全な水へのアクセスを中心に協力を展開しました。この分野のトップドナーとして、JICAは2010年までの10年間に約5,000万人の給水に貢献しており、特にアジアの主要都市の水道は、わが国ODA60年の貢献の成果といえます。今後も、廃棄物管理分野とともに、上下水道分野での地方自治体の経験とノウハウ、民間企業の持つ技術の海外展開を支援していきます。

* 東アジア首脳会議(EAS)の参加国を含む地域(ASEAN10カ国、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ロシア、米国)。

自然環境保全 / 環境管理 / 水と衛生 / 防災 / 気候変動対策

貧困と環境破壊の悪循環を断つために



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

開発途上国では、人々の生活基盤である環境の破壊が進み、ますます貧困が深刻化していくという悪循環が起きています。私たちはかけがえのない自然環境を刻々と失いつつあり、環境と調和の取れた持続可能な社会と開発を実現する必要に迫られています。人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて、JICAは、「自然環境保全」「環境管理」「水と衛生」「防災」「気候変動対策」の5つの課題に取り組んでいます。

自然環境保全

● 課題の概要

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林や湿地の減少、沿岸生態系の劣化、土壌劣化、生物種の絶滅など自然環境の破壊が急速に進んでいます。森林は、伐採、インフラなど大規模な開発、農地などへの転用により、毎年、日本の国土面積の3分の1に当たる約1,300万haが減少し、また過剰伐採による森林の劣化も進んでいます。海洋では、過剰漁獲、観光開発などによってサンゴ礁の19%がこれまでに失われ、海洋漁業資源は80%が

最大限または過剰に利用されていると推計されています。

自然環境は、食料や衣服、医薬品など、私たちの生活に欠かせないさまざまな資源や機能(防災など)を提供しており、生態系サービスの劣化や崩壊は人類の生存基盤の根幹を揺るがす問題につながります。

地球上で失われつつある森林や湿地などの自然環境を保全し、生態系と人間活動の調和が取れた社会づくりに貢献することが国際社会の一員として求められています。

● JICAの取り組み

JICAでは、2000年から2013年にかけて1,781万haの

事例 温室効果ガス排出削減に向けた国際共同研究

森林からの温室効果ガス排出メカニズム解明への貢献

JICAの熱帯林からの温室効果ガス排出に関する研究は、開発途上国の森林管理能力の強化と、国際的な森林減少・劣化抑制などの枠組み(REDD+)の推進に貢献しています。

森林管理能力の強化

熱帯林の減少・劣化による炭素(CO₂)排出量は、人為的な排出量の約20%に上ると見積もられています。国際的な森林減少・劣化抑制のための枠組み(森林減少・劣化の抑制などによる温室効果ガス排出削減: REDD+)に貢献するため、ブラジル・アマゾンでは、国立アマゾン研究所と共に空白域だった中央アマゾン地域に約1,200カ所の調査プロットを設置し、森林ごとの炭素動態を解明するとともに、高度なりもーとセンシング技術

を有する国立宇宙研究所と共同で、衛星データを利用した広域な森林の炭素動態の評価技術の開発に取り組みました(「ブラジル・アマゾンの森林における炭素動態の広域評価プロジェクト」)。

これにより、森林減少・劣化の防止によって得られる炭素排出削減量の計測精度の向上などに貢献しました。

また、インドネシアの低湿地に広範に存在する熱帯泥炭は「地球の火薬庫」とも呼ばれ炭素を多量に蓄積していますが、水路建設などの開発、農家による火入れ、



ブラジル・アマゾンでの森林炭素量の調査

農地開拓などが原因の泥炭火災が生じ、大気中に炭素が放出されています。JICAは、北海道大学を研究代表者として、インドネシアの泥炭・森林における火災と炭素管理を行う仕組み(モデル)を構築(「インドネシア泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」)。熱帯泥炭の炭素排出量を世界で初めて測定し、排出抑制に科学的な根拠を与え、国際的な制度化にも貢献しました。

保全対象地域(森林保全1,212万ha、その他生態系保全569万ha)において、森林情報の整備、管理計画の立案や地域住民の生活改善などの活動を行うとともに、森林再生のために305万haの植林を行いました。これらの活動は60万人の行政官や住民の能力向上に貢献しました。

他方、開発に伴う土地利用の転換、人口増加による自然資源の利用圧力の増加は、開発途上国では引き続き大きな課題です。これらに対応するため、JICAは「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことを目指し、次の3つの戦略課題を掲げて協力を実施しています。

1. 持続可能な森林管理を通じた気候変動対策

森林には木材資源を供給する機能だけでなく、水を蓄え安定供給する機能、土壌の栄養分を保持する機能、二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスを吸収・蓄積する機能、洪水や土砂崩れといった自然災害を防止する機能などがあります。JICAは、「森林減少・劣化の抑制による排出削減等」(REDD+)の開発途上国での体制整備への支援等を通じ、CO₂吸収源となる森林の適切な管理を支援しています。また、災害多発地域や水源など重要流域において、森林の多面的な機能を活用した防災や流域管理への支援を行っています【→ P.83事例を参照ください】。

2. 脆弱なコミュニティの生計向上のための持続的な自然資源利用

開発途上国では、多くの人々が地域の自然資源を日々の生活のために利用しています。しかし、自然の回復力を超えた過剰な利用によって、自らの生活基盤である自然環境を壊してしまう例も少なくありません。資源の利用と管理をめぐって行政と住民に軋轢が生じることもあるため、地域住民の視点に立ち、行政とも連携したうえで、住民主体の自然資源の管理を行うことが課題です。

JICAは、サブサハラ・アフリカに代表される乾燥地・半乾燥地など脆弱な地域での森林や土壌の適切な保全のため、周辺コミュニティの持続的な自然資源利用や生計向上活動を促進しています。相手国政府の体制が脆弱な場合には、国際機関やNGOなどとの連携を積極的に推進しています。

3. 保護区および周辺のバッファゾーン(緩衝地帯)管理を通じた生物多様性保全

自然資源の過剰利用、乱獲や外来種の侵入、気候変動などにより、2万種を超える野生生物が絶滅の危機に瀕していると推計されています。

JICAは、国立公園などの重要な保護区および周辺のバッファゾーン(緩衝地帯)において管理計画策定、調査・モニタリング、行政官や研究者の能力向上、エコツーリズムの導入、環境教育など多様な支援を行っています。

また、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知ターゲット」(陸域17%、海域10%以上を保護区として保全する等)を踏まえ、目標達成に向けた開発途上国の取り組みを、技術移転や人材育成などにより支援しています。

環境管理

● 課題の概要

多くの開発途上国では、経済発展や人口増加、都市化に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題が深刻化しています。生物のみならず人類の生活や健康を脅かし、健全な経済発展を阻害する要因にもなっています。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取り組みは生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れであり、回復に向けてより多大な費用が必要となります。近年、温室効果ガスの増加やPM2.5による大気汚染、国際河川の汚染問題など、国境を越えての公害問題が顕在化しています。

2012年6月にブラジル、リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(通称、リオ+20)」では、国際社会全体による環境問題の取り組みが不可欠であることが改めて確認されました。さらに、今後の環境と調和した発展に向けて「グリーン経済の推進」の重要性、先進国による途上国支援の強化についても合意されました。また、2013年10月には、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球的規模の水銀汚染の防止を目指した「水銀に関する水俣条約」が締結されました。

環境問題は、複数の要因が重層的に関係することが多く、短期間で解決を図ることが困難という特徴があります。また、インフラ整備といった直接的な投資に比べて、成果が見えにくい環境対策への対応が遅れることも少なくありません。特に国家財政の厳しい途上国では、こうした傾向が強く見られます。

● JICAの取り組み

JICAは開発途上国の発展状況やその地域にあわせた多様な支援を実施しています。なかでも予防を重視し、環境対策に向けた制度づくりなど、環境問題への対応能力の強化を重点としています。また、環境管理を行う組織や個人の能力強化が不可欠との認識から、環境管理能

力の開発(キャパシティ・ディベロップメント)を重視しています。具体的な取り組みは以下のとおりです。

1. 水環境

河川・湖沼・海洋の水質汚濁防止のための政策提言能力の向上支援、またそれら政策を実施するため、水質監視能力や管理計画の立案能力向上に向けた支援を行っています。また、下水道施設整備など、生活廃水や産業廃水を処理し、衛生環境を改善するために必要となる計画の立案と施設の整備、持続的かつ効果的な施設の運営・管理に向けた支援も実施しています。

2. 大気環境

大気質の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、大気汚染防止の施策を支援しています。大気汚染物質を除去する施設整備や、PM2.5など新たな汚染物質測定に向けた支援にも取り組んでいます。

3. 廃棄物管理

廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分にわたる行政サービス能力や、管理計画の立案、政策提言能力の向上など、廃棄物管理のための施策を支援しています。

特に最近では、廃棄物の減量・再利用・リサイクルの推進(3Rの推進)を通じて循環型社会の形成に向けた支援を強化しており、廃電気・電子製品(Electrical and Electric Waste: E-waste)のリサイクル制度の構築と

いった支援も行っています。

4. その他新たな分野での取り組み

環境に対する負荷が大きく、かつ人間に対する影響も心配される化学物質対策や、都市計画から環境対策を考慮に入れた「環境未来都市」の実現に向けた支援、国を超えた地域での環境管理に焦点を当てた環境対策支援など、より高度な環境管理や新たなニーズに応えるための取り組みも行っています【→ 下事例を参照ください】。

これら多様なニーズに応えるために、環境行政のノウハウを持つ日本の地方自治体との連携や、環境管理改善技術を持つ民間企業との連携など、日本のあらゆる知識・経験・技術を総動員した支援や、その効果を可視化するような評価方法を取り入れるなど、より効果的な支援に向けた新たな試みにも力を入れています。

水と衛生

● 課題の概要

水は、人間が生きていくうえで不可欠な資源です。飲料水、食料生産、生計を確保する経済活動に必要なものとして、直接・間接的に人間の生存を支えています。

しかし、人間が利用可能な水資源には限りがあります。地球は「水の惑星」と呼ばれますが、地球上の全水量のうち比較的容易に利用できる河川水や湖沼水はわずか0.01%です。

事例 マレーシア (科学技術) アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト

2025年の低炭素社会に向けたシナリオづくりを支援

JICAは、大規模な工業開発が進められているマレーシア・ジョホール州イスカンダル開発地域をモデルとした、低炭素社会化のシナリオづくりに関する研究を支援しています。

温室効果ガス排出量の4割削減が目標

マレー半島の南端に位置し、クアラルンプール地域に次ぐ第二の経済都市圏であるジョホール州イスカンダル開発地域。JICAは、ここをモデルとした低炭素社会化のシナリオづくり、低炭素社会ビジョンの定量化、実現に向けた施策ロードマップの策定に加え、都市大気汚染問題や廃棄物管理等の問題の同時解決に向けた統合的環境計画手法の確立を目的としたプロジェクトを、2011年から5年間の予定で実施しています。

2014年3月、日本側研究チームとマレーシア側関係者(大学、行政機関等)が共同で作成した実行計画「マレーシア・イスカンダル開発地域における2025年に向けた低炭素社会ブループリント」がイスカンダル地域開発庁の公式な計画文書として承認されました。実行計画は、イスカンダル地域の温室効果ガス排出量を現状のまま推移した場合と比較して、2025年に40%削減することを目標としたもので(マレーシア全体で計画している削減量の約1割に相当)、交通システ



マレーシア・イスカンダル開発地域 完成イメージ図
©2014 Iskandar Regional Development Authority

ム、建築(グリーンビルディング)、エネルギーシステムなど、12の方策で構成されています。

地域レベル(日本の県レベルに相当)の実際的な低炭素社会計画の策定は、ASEAN諸国で初めての例であり、類似の課題を抱えている地域が多いアジア諸国において、低炭素都市づくりのモデルケースとなることが期待されています。

一方、人口増加が続く開発途上国では水需要も増え続けています。限りある水資源を、国民の生存と国の経済発展、環境の保全のためにいかに配分するかという極めて困難な課題に直面しています。

安全な飲料水は人々が生きていくためには必要不可欠であるにもかかわらず、世界ではいまだに約7.5億人の人々が安全な飲料水を入手することができず、下痢症による5歳未満児の死亡者数は年間76万人にも及んでいます(2013年推計、世界保健機関(WHO))。また、長時間の水汲みにより女性の就労や子どもたちが教育を受ける時間が失われています。安全な飲料水を安定的に確保することは、健康、教育、就労、貧困問題等多数の問題の解決の鍵になっているといえます。

また、水と密接に関連しているのが衛生の問題です。下痢症の多くは、不衛生な水の飲用だけでなく、糞便から排出される病原菌が水、食べ物、人の指などを介して人の口に入ることにより発症します。そのため、糞便を生活環境から隔離することと、衛生施設(トイレ)の整備が非常に重要となります。加えて排便後の手洗い、給水施設の周りを清潔に保つといった衛生的な行動により病原菌の感染経路を遮断できます。このように疾病の削減には給水と衛生を同時に改善していくことが極めて重要です。

日本は戦後の経済成長のなかで、洪水や渇水を克服しながら、上下水道を着実に整備し、衛生的な社会をつくりあげてきました。その一方で、直接または間接的に多く

の水を輸入する大量消費国であり、開発途上国の水・衛生問題の解決に携わることは日本の責務であるといえます。

● JICAの取り組み

1. 水資源の管理と効率的な水利用

増大する水需要に対し利用可能な水資源量が限られているなか、水資源の「適正な管理」が重要です。セクター間の水配分を調整し、同時に環境の保全を図ることを怠ると無秩序な水利用が進み、「アラル海の悲劇」のような環境破壊が繰り返される恐れもあります。さらには気候変動の影響により、洪水や干ばつの頻発も予想されています。JICAは統合水資源管理の観点から、気候変動が水資源に及ぼす影響を評価しつつ、各国の水資源管理計画の策定への協力を進めます。

限られた水資源を適正に管理するためには、水利用の効率化が極めて重要です。節水農業の促進、排水や下水処理水の再利用などがこれにあたります。JICAは、日本の経験・技術を生かせる上水道における漏水の削減を中心に、効率的な水利用に向けた協力を積極的に進めていきます。

2. 安全な水と衛生施設へのアクセス改善

「安全な水と基礎的な衛生施設(トイレ)へのアクセス」は、ミレニアム開発目標(MDGs)に掲げられ、国際社会における主要開発目標の一つです。2010年7月の国連総会でも「基本的人権」とであると宣言されています。

事例 エチオピア 地下水開発・水供給訓練計画

安全な水の確保に向け人材育成を推進

2013年8月、設立時からJICAが支援を行ってきたエチオピア水技術センターEWTEC^{※1}が、国立の水技術学校EWTI^{※2}として承認され、名実共に水セクターの中心的な機関としての地位を確立しました。これは15年にわたる日本の協力とエチオピア関係機関の自助努力による大きな成果の一つといえます。

周辺諸国向けの研修コースも

エチオピアでは村落の給水率が32%と、サブサハラ・アフリカの平均給水率60%を大きく下回っています。そのため、安全な井戸水の確保は重要な課題です。

EWTECでは主に地下水開発に関する各種研修コースを実施しており、基礎から応用まで、レベルに応じて技術者の育成を幅広く行っています。

その歴史を振り返ると、日本人専門家が中心となって常設研修コースの設立・実施支援等を行っていたフェーズ1(1998

～2005年)から、フェーズ2(2005～2008年)で徐々に研修コースの実施・運営をカウンターパートへ移行し、フェーズ3(2009～2013年)で大部分の研修コースをエチオピア側で実施し、コース改善のための評価をできるまでに至るといふ、段階的な成長を遂げてきました。

これまで国内で通算3,500名を超える研修生を受け入れ、今や全国で卒業生が活躍しています。周辺のアフリカ諸国(18カ国)の技術者を対象とした国際



地下水モデルコースの野外実習。水理地質図を広げて実際の地形観察をする研修参加者たち

コースの研修も実施し、広くアフリカにおける地下水技術者育成に貢献してきました。

今後は新組織EWTIとしてエチオピアの水セクターのさらなる発展へ寄与するべく、引き続き重要な役割を担っていくことが期待されます。

※1 Ethiopian Water Technology Center

※2 Ethiopian Water Technology Institute

しかし、世界ではいまだ7.68億人が安全な水にアクセスできないほか、トイレにアクセスできない人々は25億人に上ります(2011年、WHO)。

JICAは国際社会の一員として、これらのアクセス改善に積極的に取り組んでいます。具体的には、都市部と村落部の双方で、資金協力による給水施設の整備と技術協力による運営・維持管理体制の強化を同時に進めています【→ P.24事例を参照ください】。都市給水では、水道事業体の経営改善にも取り組み、膨大な施設整備ニーズに対して民間資金も動員できるようにしています。

また、取り組みが遅れていた衛生施設へのアクセス改善では、サブサハラ・アフリカを中心に衛生施設の設置・衛生教育などの協力を徐々に拡大していきます。

防災

● 課題の概要

洪水、気象災害、地震、火山噴火など、世界ではさまざまな災害が発生していますが、この30年ほどで災害数や被害が増加しています。特に開発途上国は、社会基盤の整備が遅れているうえに、都市部への人口集中が重なり、さらには気候変動の影響も受け、災害に対して脆弱です。自然災害は尊い人命を奪うだけでなく、経済的・社会的な被害も生じ、開発途上国の貧困に拍車をかけてしまいます。

● JICAの取り組み

1. 取り組み方針

JICAは効果的な防災対策を実施するために「予防→災害発生直後の緊急対応→復旧・復興→さらなる予防活動の促進」という災害マネジメントサイクルに基づいて、継続的な支援を行っています。復旧・復興段階においては、災害発生以前と同じ状態に復旧するのではなく、災害を契機により強靱な社会となるような復興を行う“Build Back Better”の考えの下、「より災害に強い社会」の構築を目指しています。また、リスク評価により被害を事前に想定し、予防への投資を大きくすることで、将来の災害による直接的・間接的(社会的)被害を軽減し、応急対応などに必要な費用を小さくしていくことを目指します【→ P.35、40、88、125、下事例を参照ください】。

【戦略目標1：防災体制の確立と強化】

災害に強い国や地域づくりに向け、①防災に関する基本法を整備し、組織体制を確立する、②防災計画や建築基準等の整備を通して中央・地方の防災行政機能強化を行う、③官民学連携や防災関係組織間の連携を通して防災に関連する人材・組織の強化と研究の促進を行う、の3点を通して防災への取り組みの土台づくりを支援します。

【戦略目標2：自然災害リスクの的確な把握と共通理解の促進】

災害対策を検討するうえで最も基本的な情報である災害リスクを的確に把握するために、リスク評価・分析、

事例 タイ 防災能力向上プロジェクト

防災行政能力向上と地方・コミュニティの災害対応能力向上に向けて

JICAはタイで行政機関とコミュニティの防災能力向上、学校での防災教育の普及を目指した技術協力を実施しました。

組織を超えた連携体制を構築

JICAは、タイで、防災行政機関である内務省防災軽減局(DDPM)と学校防災教育に取り組む教育省(MOE)の両機関と共に、防災を担当する中央政府と地方自治体、コミュニティの能力向上、学校における防災教育の普及を目的とする技術協力プロジェクトを実施しました。

2008年までのフェーズ1では、中央レベルの能力強化と関係機関との連携強化を図るとともに、自然災害マネジメントEラーニング教材やタイ初の「防災白書」の作成を支援しました。また、3県をモデル県として、県レベルとコミュニ

ティレベルのハザードマップの作成支援、コミュニティ防災(CBDRM)の能力強化、学校防災教育手法の導入を行いました。

さらに、2010年からのフェーズ2では、災害防止軽減計画と具体的なアクションプランの作成とともに、人材育成のためのカリキュラム作成やそれに基づいた図上訓練研修の実施、全国の学校に対し防災教育ガイドラインや教材を配布するなどの活動を行っています。

プロジェクトには複数の組織や部署が関わっていますが、5つのタスクフォースを設置することで、部署、組織を超えた連携体制が構築されています。今後は



CBDRMファシリテーター研修における避難訓練演習

プロジェクトの成果を踏まえ、タイ側でタスクフォースの枠組みを活用しながら、組織間連携の強化とモデル県での成果の全国普及に取り組んでいきます。

ハザード・リスクマップの作成、防災投資の経済分析、気候変動影響の評価等を行います。また、コミュニティ防災、防災教育活動等を通じてすべての関係者間での災害リスクの共通理解化を促進します。

【戦略目標3：持続的開発のためのリスク削減対策の実施】

災害による人命、社会的・経済的・環境的資産への被害を軽減するために、平常時からの準備(予防策)を行います。構造物・非構造物対策を織り交ぜ、各セクターにおける災害リスク軽減策、災害弱者・貧困層等に配慮した施策を行い、また治水事業などのハザード抑止策、土地利用などのリスク回避策など、バランスの取れたリスク削減対策を実施しています。

【戦略目標4：迅速かつ効果的な備えとレスポンス】

自然災害発生の直前・直後に効果的な対応を行うために、早期予警報の発出とその情報に基づく迅速な警戒・避難が実施されるよう、技術官庁や中央・地方政府、住民に対する支援を行うほか、万一被災した場合に被災者・被災地を早急に救援できるような体制を取ります。

【戦略目標5：より災害に強い社会へのシームレスな復旧と復興】

災害後の復旧・復興の段階に防災の視点を組み込み、復旧・復興事業を通してより災害に強い社会の実現を目指します。また、災害に対する緊急対応から復旧・復興までを切れ目なく(シームレスに)実施することで、災害後の支援の付加価値をより一層高めていきます。

2. 防災の主流化に向けて

防災の主流化とは、一般的に①政府が防災を政策の優先課題とすること、②すべての開発政策・計画に防災の視点を導入すること、③防災投資を増大させること、といわれています。

JICAはこれまでも他分野(セクター)において防災の視点を考慮した事業を実施していますが、今後はあらゆるセクターの開発事業に防災の視点を織り込むべく、事業実施前の段階から防災に配慮するための制度構築を検討しています。

また、JICAでは、わが国のこれまでの防災対策が人命のみならず、経済被害の軽減にも効果を発揮しているという経験の下、災害による被害を未然に防ぐための事前投資は社会・経済開発に必要な不可欠であると考えられています。JICAは、その事前投資が国・地域の安定的な成長に寄与することを数値的に証明するモデルを開発しており、シミュレーションの結果、防災投資の有無によって災害発生後の経済成長に差が生じることを示すことができました。

気候変動対策

● 課題の概要

気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。公正な経済成長や

事例 フィリピン 洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川) 協力準備調査

治水計画の策定から事業実施までを支援

台風などによる洪水被害が頻発するフィリピンにおいて、JICAは治水計画の作成から事業実施を一連で支援することで、洪水被害の軽減を目指します。

洪水リスクを評価し、河川境界を設定

2011年12月、フィリピンのミンダナオ島北部を直撃した熱帯暴風雨センドン



河川沿いに資産が集中するカガヤン・デ・オロ市

により、死者1,000人を超える甚大な被害が生じました。同地域を流れるカガヤン・デ・オロ川の下流に位置するカガヤン・デ・オロ市(人口約60万人)では、従来の洪水対策が十分でなく、河川沿いの都市中心部に壊滅的な被害がもたらされました。

JICAは、フィリピン政府により作成された洪水対策マスタープラン・優先事業のフィージビリティ調査結果の見直しと、洪水対策事業の円借款としての案件形成を目的

とする協力準備調査を実施しました。

調査では、航空レーザ測量により流域の微地形を面的に測量し、河川のはん濫により流下する水の挙動を解析しました。この結果に基づき、洪水発生時の住民の避難の可否に着目した指標を用いて洪水リスクレベルを評価し、“危険な土地には住まない”という基本コンセプトで、フィリピン政府として初めてとなる河川境界の設定を支援しました。

今後、堤防および洪水擁壁の建設、橋梁の改良、避難道路のかさ上げ等の事業が実施される予定です。また、洪水ハザードマップと避難計画の作成、設定された河川境界に基づく河川区域内の土地利用規制などの非構造物対策に関する技術支援が行われる予定です。

貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組んでいくべき重要な課題です。近年、気温や海水面の上昇などに伴う沿岸低地の浸水、干ばつ、集中豪雨、洪水などの異常気象や自然災害の増加、食料生産や水資源の減少など、気候変動の影響を受けていると考えられる現象が各地で報告されており、今後さらに深刻化すると予測されています。

● JICAの取り組み

1. 温室効果ガス削減への取り組みを支援

近年、開発途上国からの温室効果ガスの排出量が増加しています。気候変動がもたらす悪影響を最小限に抑えるには、先進国だけでなく、開発途上国を含めた温室効果ガスの排出削減の取り組み、「緩和策」の実施が不可欠です。

貧困削減など解決すべき課題が山積する開発途上国にとって、温室効果ガスの削減と、生計向上や経済開発といった開発便益を両立させるアプローチが重要となってきます。

JICAは、再生可能エネルギーの導入、省エネの促進、都市公共交通システムの整備、廃棄物管理、森林管理や植林支援などの分野で協力を実施しているほか、国家温室効果ガスインベントリの作成、省エネ法の整備、低炭素型の都市づくりなど、政策策定や戦略づくりを幅広く支援しています。

2. 気候変動の悪影響から途上国の人々を守るために

気候変動の悪影響を最も受けやすいのは開発途上国の貧困層であり、人間の安全保障の観点からの取り組みが非常に重要です。

JICAは、風水害に対する防災、護岸や堤防整備、飲料水供給施設の整備、水資源の適正管理、生態系保全、灌漑農業の推進、乾燥耐性に優れた農作物の導入・品種改良など、その国のニーズに応じた「適応策・防災」支援を展開しています。また、気象観測や気候変動予測、影響評価などに基づいた、地域や国ごとの適応策の立案、実施支援も進めています。

3. 気候変動対策と持続可能な開発の両立を目指して

現在、先進国だけでなく途上国も協力して温室効果ガス削減に取り組む新しい国際枠組みの構築が進められています。途上国が気候変動対策を行いながら発展するために、先進国の適切な支援がより重要になっています。

JICAは、これまでの持続可能な開発への支援の経験を土台に、国際的な議論を踏まえ、政府機関だけでなく、地方自治体や民間事業者など内外の関係機関との連携を図りながら、政策レベルから具体的な事業実施への支援、研究、人材育成などさまざまな切り口から、開発途上国における気候変動対策の支援に取り組んでいます【➡ 下事例を参照ください】。

事例 タイにおける気候変動対策の取り組み

都市レベルでの気候変動対策とASEAN地域の人材育成

タイの首都バンコクの温室効果ガスの排出量は、他国の大都市より高いレベルにあり、洪水対策など気候変動適応策の推進も課題となっています。タイにおけるJICAの気候変動対策の取り組みを紹介します。

持続的な都市開発に向けて

JICAは、2013年3月から、バンコク首都圏庁(BMA)と、エネルギー、都市交通、

廃棄物・排水管理、都市緑化、気候変動適応策の5分野を対象とした気候変動マスタープランを策定するための協力を実施しています(「バンコク都気候変動マスタープラン(2013年-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト」)。

BMAの各関連部局と連携しながら、国の政策とも整合した、実現可能な行動計画を策定すると同時に、さまざまな組織との連携等を通じ、実施能力の向上を目指しています。また、環境未来都市である横浜市の協力により、本邦研修や専門家派遣を通じ

て、持続的な都市開発のための各分野での実践的な知見・経験を移転しています。

また、タイ温室効果ガス管理機構(TGO)と共に、ASEAN諸国の中央政府・地方自治体、民間企業等の気候変動対策を推進する人材を育成するため、気候変動国際研修センター(CITC)を設立し、国際研修を実施するための協力も2013年6月から開始しています(「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」)。

日本政府が提唱している「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」の推進のためにも重要なプロジェクトと位置づけられており、研究機関や地方自治体等のさまざまな知見・経験を共有していくことが期待されています。



CITC ASEANワークショップで研修プログラムについての意見交換を実施

農村開発



ミャンマー：農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクトサイト周辺の田園風景【写真：久野真一】

部長インタビュー

TICAD Vで高い評価を受けた アフリカでの事業展開

北中 真人 農村開発部長



農業・農村開発は、60年前に国際協力がスタートした当初から、日本が重視してきた分野です。かつては東南アジアの国々を中心に、灌漑施設の整備や稲作技術の指導などを行っていました。そして今、活動の舞台はアジアからアフリカへと広がり、農村振興に向けた新たな事業展開に結びついています。2013年度は、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で示された支援方針に基づいた協力を重点的に取り組みました。

アフリカでの活動の柱は大きく二つあります。一つは、JICAが国際機関も巻き込み、リードしているイニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」を通じた、サブサハラ・アフリカの農業生産性の向上です。2018年までの10年間でコメ生産を倍増することを目指していますが、2012年現在で48%増の2,070万トン達成するなど順調に進捗しています。

もう一つは、女性農民の能力向上も視野に入れた「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)」です。市場の動向を見ながら野菜を計画的に生産し、収入の向上を図ろうとするもので、ケニアでは2010年のプロジェクト開始時から売り上げが2倍に伸びるなど成功を収めています。TICAD Vではこの取り組みが評価され、SHEPをアフリカの他の国々へ展開してほしいとの声があがりました。現在は研修員を日本に招くなど、実現に向けた準備を進めているところです。

一方、JICAが長く支援をしてきたアジアに目を向けると、インドネシアやタイ、マレーシアなどは順調に経済発展を遂げており、農業の需要も、飢えを満たすという段階から、安全で安心な質の高い食の実現へとシフトしています。現在は、生産者から消費者に安全で質の高い農産物を届けるバリューチェーンの構築を、日本の民間企業のノウハウを生かしながら支援してこうとしています。

地球上の人口は、2050年に90億人を超え、今の倍の食料が必要になると推計されています。食料の安全保障という視点は、ますます重要な世界的課題になってくるはずで、そうした意味でも今後は、人口増加を意識した形でタンパク源として「養殖」をとらえ直すなど、漁業にも注目していきたいと思っています。農村開発部では地球規模の人口増加を念頭に、今後の農業・農村開発の協力を考えていきます。

農業・農村開発 / 水産

世界の食料不安と貧困問題に取り組む



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

2008年に急激に上昇した食料価格は、2011年、2012年と計3回のピークを迎え、その後も高止まりしています。価格高騰は、開発途上国の食料安全保障を脅かします。特に、都市部貧困層や自家消費分すら賄えない零細農漁民に大きな打撃を与えます。

JICAは、農村部と都市部双方の住民への食料・栄養の確保支援を通じて、ミレニアム開発目標(MDGs)の「極度の貧困と飢餓の撲滅」に貢献するため、農業・農村開発、水産の課題に対する協力を展開しています。

農業・農村開発

● 課題の概要

グローバル化の急速な進展、気候変動、食料価格と原油価格の高騰、バイオ燃料の需要拡大、所得の向上に伴う食料に対する嗜好の変化、民間セクターの参入拡大、世界的な農地争奪、紛争後の復興など、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化しています。多くの開発途上国では農業従事者が人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住しており、こうした変化による影響を最も受けることになります。

食料供給の安定

国連食糧農業機関(FAO)の推計によると、開発途上国の栄養不足人口は、2010~2012年において8億5,200万人と見込まれ、依然高い水準となっています。MDGsの目標の一つ「2015年までに世界の栄養不足人口半減」

の達成は容易ではない状況です。

国民に安定的に必要な量の食料を供給すること(食料安全保障)は、国家の経済と社会の安定の基礎となる重要な政策課題です。しかし、多くの途上国では政府の計画策定・実施能力の不足、農業インフラの未整備、生産技術の低さ、流通面の未整備などから国民の食料安全保障が脅かされています。

この結果、国民の健康悪化、食料輸入による貴重な外貨の流出、農村部から都市部への出稼ぎや離農者による都市部の貧困問題の悪化につながっており、国の経済・社会の不安定要因の一つとなっています。

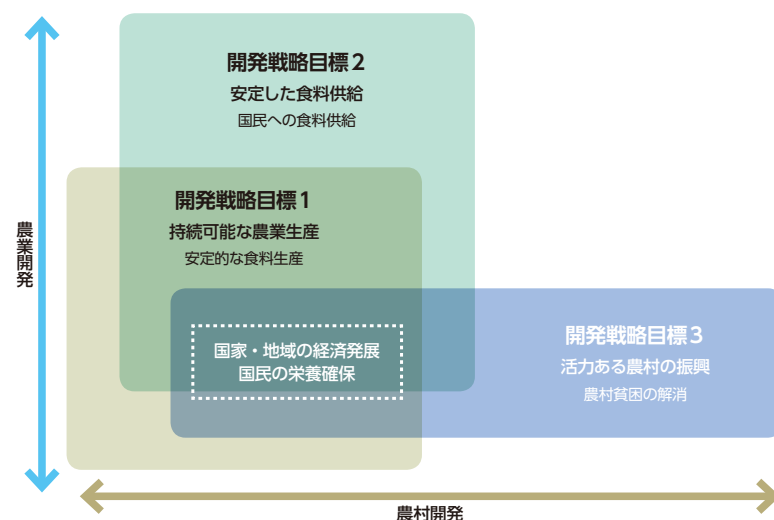
農村貧困の削減

2012年の世界銀行の報告によると、開発途上国における最貧困層(1日1.25ドル未満の生活)は、割合としては低下しているとはいえ、2008年の12億9,000万人に対し、2015年でもなお約10億人が最貧困状態にとどまるとしています。地域的には貧困人口はサブサハラ・アフリカや南アジアに集中しています。一方、南米や東南アジアなど、主要穀物の自給に一定の目途がつき、都市部の中間層が伸びている地域では、都市と農村の経済的格差が大きくなり、その是正が課題となっています。

農業が牽引する成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門が牽引する成長の少なくとも2倍に達するという報告があります。また、サブサハラ・アフリカなどの所得水準の低い国では、GDPにおける農業分野の割合が高く、多くの場合、農業が経済成長の源泉として期待されています。

農業が牽引する成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門が牽引する成長の少なくとも2倍に達するという報告があります。また、サブサハラ・アフリカなどの所得水準の低い国では、GDPにおける農業分野の割合が高く、多くの場合、農業が経済成長の源泉として期待されています。

農業・農村開発の協力目標と視点・目的



● JICAの取り組み

農業・農村開発の協力は、農村部と都市部双方の住民への食料供給の安定と農村貧困の削減、それらを通じた国や地域の経済発展を目的としており、MDGs目標1の達成に貢献するものです。

このため、JICAでは具体的な協力目標として、次の3点に取り組んでいます。

1. 持続可能な農業生産

近年の食料供給に関するリスクは、天候不順による不作やこれらを契機とした投機などの短期的要因と、新興国の人口増と需要構造の変化、土地や水といった生産資源の制約、気候変動に対する脆弱性、バイオ燃料需要拡大と食料の競合などの長期的要因が複雑に絡み合うなかで発生しています。対処にあたっては、地域ごとに異なる状況を踏まえ、それぞれの原因に即した対応を検討する必要があります。JICAは持続可能な農業生産を目指しています。

持続可能な農業生産に向けたアプローチとして、対象国の農業セクター全体の特徴に即した農業政策の立案を支援しています。この政策に基づき、灌漑施設などの生産基盤の整備・維持・保全・管理、種子・肥料などの農

業生産資材の確保と利用の改善、穀物や家畜などの生産技術の確立と普及、組織強化などの農業経営の改善、生産から加工・流通・販売を含めたバリューチェーン全体を視野に入れた協力に取り組んでいます【→ P.93事例を参照ください】。

また、持続的な土地利用の促進、民間セクターの参入促進、食料生産と競合しない第二世代バイオマスエネルギーの開発、備蓄体制・農業統計・天候保険の活用など、気候変動に対する強靱性強化への支援も行っています【→ 下事例を参照ください】。例えば、ミャンマーでは、農家の生産性・収益性の向上のために、円借款による灌漑整備を行うとともに、灌漑農業振興のための政策・制度の整備、灌漑用水を利用した主要作物の生産技術の改善、農業機械・農業資材の適切な導入と運用、民間セクターとの連携促進に関する包括的な協力を実施するべく準備中です。

さらには、途上国の国民の所得の向上に伴って、高付加価値の農産物、畜産製品の需要の拡大、食料の品質や安全への関心の高まりなどがあり、これらへの対応も期待されています。

事例 エチオピア 農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト

より干ばつに強い農村地域の生計確保のために

2011年、「アフリカの角」地域を襲った干ばつは住民に対して深刻な影響を与えました。同地域では、「干ばつ危機」と「人道支援」のいたちごっこが繰り返されてきましたが、JICAはコミュニティの対応能力強化を通じて、干ばつ危機の終えんに向けた支援を展開しています。

農村地域のレジリエンス（強靱性）向上へ

プロジェクトでは、JICAとして初めての取り組みとなる天候インデックス保険

の導入を試行しています。干ばつ対策を目的としたこの保険は、降雨量が一定の値を下回ると自動的に保険加入農家へ保険金が支払われる仕組みとなっています。



農家の天候保険の登録手続き

本事業を通じた2013年の加入農家数は対象地区農家世帯数の1割弱に当たる約1,300世帯に上りました。天候インデックス保険の導入によって不規則な降雨に対するリスクヘッジを行い、農家がより積極的な営農に取り組み、地域全体の農業生産が向上することが期待されます。

一方、牧畜民への支援と

しては、地域に新たに2カ所の家畜市場を建設し、2013年10月より本格的に運営を開始しました。家畜市場建設の目的は、干ばつ時に牧畜民が水や飼料不足により家畜を失う前に、販売する機会を確保することです。

牧畜民は現金を得て、日々の生活に必要な穀物を購入して干ばつを乗り越え、さらに干ばつが過ぎ去った後には、家畜の群を回復するための元手となる新たな家畜を購入できます。このように干ばつを耐え抜き、早期回復につながる機会を得ることにより、人々のレジリエンスが向上します。

また、市場の整備により、首都や近隣の都市部からも購入業者が家畜市場に集まるようになりました。牧畜民にとって家畜の販路が拡大すれば、買い叩かれることが少なくなり、より有利に家畜取引を行い、多くの現金を手にすることができると期待されています。

2. 安定した食料供給

国民への安定した食料供給のためには、持続可能な生産を前提として、国際的な食料安全保障を視野に入れた国全体の食料需給政策の策定と、輸入体制の整備、援助食料の適正な利用などを図る必要があります。

アフリカは、世界でも栄養不足に苦しむ人々の割合が最も高く（2011年時点で栄養不足人口の割合が35%）、食料増産の必要性が極めて高い地域です。コメはアフリカで消費量が急増していることに加え、今後の持続可能な生産増が期待でき、アフリカの食料不足の解消の鍵となるものと考えられています。

JICAは2008年に「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」イニシアティブを他ドナーと共に立ち上げました。食料安全保障に貢献するべく、10年後の2018年までにアフリカのコメ生産を1,400万トンから2,800万トンに倍増する目標の達成に向けて、CARD参加国（23カ国）の国家稲作振興戦略の策定を支援し、各国の戦略に沿ってコメの増産支援を行っています。CARD第1ブ



アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）関連プロジェクトにおける稲の収穫の様子（マダガスカル）

ループ12カ国では、1,400万トン（基準年）から2,070万トン（2012年）と48%の増産を達成しました。

3. 活力ある農村の振興

貧困問題に向けた農村開発では、農業生産の拡大や食料の安定した供給を基盤として、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の

事例 パレスチナ ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト

パレスチナに儲かる農業を！

JICAはパレスチナのヨルダン渓谷地域で、中小規模の農家が市場のニーズを踏まえて、より儲かる農業を実践できるように協力を実施しています。

EVAP普及パッケージの導入

パレスチナのヨルダン渓谷地域では、農業が地域の基幹産業です。しかし、多くの中小規模農家は、技術レベルの低さ、水資源の不足、肥料や農薬が十分に手に入らないといった課題を抱えています。

JICAはこれまで、一貫してこの地域のポテンシャルの把握と課題の解決に向けて協力を実施してきました。その実績を基に開始された「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト（EVAP）」は、中小規模農家が市場のニーズを踏まえた農業生産を行い、収益性の向上を実現できるよう、技術の普及に関するサービスの改善を主眼としています。

プロジェクトでは、普及員による農家への一連の働きかけをEVAP普及パッケージとして導入しました。具体的には、

現況把握とマーケティング研修の実施、そして、農家グループと普及員、農業ビジネス関係者を集めた「ビジネスフォーラム」の開催によりネットワーク形成を行います。その後、農家グループが営農計画を作成します。

さらに、付加価値を高めるための新しい技術を農家に実践してもらい、技術ごとに収支記録などの実証的データを積み重ねながら、ビジネスフォーラムや日々の農家とのコミュニケーションを通じて新しい技術を普及しています。

また、活動への女性の参加を促し、農家自身による男女の労働分担の状況分析を行い、営農分野での労働負荷の軽減、女性の意思決定への参画も促しています。

2年間の協力により、目に見える成果が表れてきています。例えば、土壌伝染



パレスチナ産スイカの収穫を喜ぶ地元農家と普及員、JICA専門家

性病害により一度は生産が途絶えた国産スイカが、20年ぶりに市場に出回るようになりました。EVAPでは接ぎ木技術の有効性が実証されたことから普及が進み、政府が主導して苗木の購入を補助する取り組みも始まりました。また、質の良い有機堆肥の製造技術が確立し、今後農家グループによる販売も拡大する見込みです。

農業省関係者は一連の活動を高く評価し、EVAPの普及パッケージをパレスチナ全土で展開していく意向を示しています。

振興を目指すことが重要です。このためには、生産性向上だけでなく、食料の流通販売の改善、農産品加工業の振興、輸出促進策の強化、農外所得の向上などの農家経営の改善が必要です。

さらに、地方行政機能の強化、生活道路や飲料水確保など、農村生活インフラの整備、農村生活環境の改善、住民の保健・教育水準の向上、参加型農村開発、ジェンダーなど、多様な分野での支援を組み合わせることが必要となります。

JICAでは、農村振興の取り組みとして、地方行政機関が農村住民の参加を得ながら開発計画を策定していく仕組みづくりの支援や、農村コミュニティが収入向上や生活改善の取り組みを行うための実施体制の構築、農産物の加工・流通と販売の改善などを通じた農家の生計向上を支援しています【→ P.39事例を参照ください】。また、紛争後支援対象国は農業・農村開発が重要な場合が多く、優先的に取り組んでいます。

例えば、ネパールでは、無償資金協力により首都カトマンズと南部地域を結ぶ幹線道路が建設されており、沿線地域では都市部のマーケットへのアクセスが向上しています【→ P.41事例を参照ください】。このような日本のハード面の支援との相乗効果を生み出し、農村住民の生計向上を目指すため、園芸作物の栽培・集荷システムの導入や、農家と民間業者との結びつきの強化を支援しています。さらに園芸作物を栽培する農家に対し、適切な支援を行えるよう行政機関の体制強化にも取り組んでいます。これらの技術協力により、農家はマーケット情報に基づいた園芸作物の栽培・販売が可能となり、ひいては農村振興につながるものと期待されます。

水産

● 課題の概要

海や河川、湖沼の恵みである魚介類は、開発途上国の人々にとって比較的安価に入手できる貴重な食料です。FAOの統計によると、開発途上国で摂取される動物性タンパク質の約20%は水産物に依存しています。水産業は、土地や安定した収入源を持たない人々にとって、食料確保や生活の安定のための重要な手段となっています。特に貧困層や女性にとっては容易に代替し難い生計手段でもあります。また、世界の水産物輸出での開発途上国の割合は金額で50%以上、重量で60%以上を占めており(2010年)、開発途上国の経済にとって水産業は重要な位置づけにあるといえます。

世界の水産物の生産量は、1億4,800万トン(2010年)

ですが、1990年代以降、海面漁業の生産量は頭打ちになっており、海洋水産資源の利用はほぼ満限に達しています。近年は、漁業生産量の停滞を補完する形で養殖業の生産量が増大し、全生産量の4割を占めるまでに至っています。

開発途上国でも、過剰な漁獲や環境破壊による水産資源の減少は深刻な問題となっていますが、漁民に資源を管理するという考え方が十分に浸透していないこと、生活難から目の前の利益を優先してしまうなどの傾向があるため、漁業活動を適切に管理することは容易ではありません。水産資源の管理と保全を図り、持続可能な水産業を振興していくことが大きな課題となっています。

● JICAの取り組み

開発途上国の重要な産業である水産業は、資源管理の不備や環境の悪化による水産資源の減少に加え、沿岸域の漁村における慢性的な貧困などの社会問題を有しています。支援の対象を漁民とする漁業開発だけではなく、漁村に住む漁村住民全体に広げ、生計向上を目指す「漁村開発」の視点が必要です。

水産協力は、①国民への食料の安定供給、②良質な栄養分の供給による栄養不良の解消、③貧困層への生計手段提供による貧困削減の3つを目的とし、前提となる水産資源の保全や管理と、水産資源の持続的利用に基づく漁村開発を進めていくことが重要です。JICAは、具体的な協力目標として、次の3点に取り組んでいます。

1. 活力ある漁村の振興

慢性的な漁村の貧困問題の解決に向けた漁村振興として、持続的な漁業への正しい理解や適正な技術の選択により、世帯収入の安定化を図る地道な支援とともに、農業など他の産業振興、教育、保健医療などの社会開発を含めた包括的な取り組みが必要です。

JICAは、漁業収入の増加・安定化につながる水揚げや流通施設の建設、漁民組織の強化による生産活動の効率化および経費の削減などを支援しています。また、零細漁村の女性グループによる水産加工から販売までの活動を支援し、生活の改善に必要な組織の能力強化にも取り組んでいます。

2. 安定した食料供給(水産資源の有効活用)

開発途上国では、急激な人口増加に伴い、食料不足という重大な課題に直面しており、水産資源の収奪に一層の圧力を及ぼしています。資源を守りつつ、水産物需給のギャップを解消するためには、「獲る漁業」から「育て

る漁業]への転換が必要となります。このため、JICAでは、養殖振興にも力を入れています。村落部における養殖振興では、行政機関の支援が限定的となることから、優秀な民間養殖家を普及活動に取り込んだ農民間研修アプローチを応用するなど効率的な養殖振興手法の開発にも取り組んでいます。また、研究者、技術者、普及員などの人材育成を一体的に進めています。

水産物は、常温で保存できないため、流通インフラの整備が遅れている開発途上国では、変質や腐敗によって廃棄される比率が高いことが問題です。JICAは、水揚げ場や魚市場などの流通施設の整備、塩干品や燻製などの簡易加工、冷凍加工などの技術向上により、水産物の鮮度と品質改善を支援し、水産資源の有効活用を促進しています【➡ 下事例を参照ください】。

3. 水産資源の保全管理

水産資源は、秩序ある漁業活動により資源利用度を適正なレベルに抑えれば、自律的に回復する再生産可能な資源です。JICAでは、行政主導によるトップダウン式の資源管理が有効に機能しなかったという教訓を受け、漁民と行政が協調して適切な資源利用を図る共同資源管理を推進しています。そのために、参加型アプローチによる漁民や地域住民の意識・能力向上にも取り組んでいます。

水産資源管理や漁場環境保全の観点から、行政の漁業管理制度などの策定や運用能力の向上支援、科学的なデータの蓄積や国境を越えた広域的な取り組みも重要視しています。また、沿岸零細漁民の参加を得ながら、漁業資源を育む藻場などの重要生態系の再生・保全にも取り組んでいます。

事例 セネガル 持続可能な漁業振興プログラム

獲る漁業から守る漁業へ ～日本の経験を生かした水産資源の管理～

JICAは日本の経験に基づいた“資源に優しい”水産資源管理とバリューチェーンの開発で持続的な漁業の確立を目指します。

長年にわたる零細漁民への支援

セネガルでは全就業人口の約17%（約60万人）が水産業に従事し、国民が摂取する動物性タンパクの約70%を水産物が占めるなど、水産業は同国の経済や雇用、国民の栄養摂取、食料安全保障のうえで重要な位置を占めています。しかし漁獲の約90%は零細漁民によるものであり、産業としては非常に脆弱です。

日本は、1976年から40年近く、水揚げ場や市場等のインフラ整備、技術協力プロジェクトや研修の実施、青年海外協力隊の派遣等により、ハード・ソフトの両面から支援を行ってきました。今では、セネガルの水産業は輸出総額の約13%（約400億円）にまで成長し、西アフリカ沿岸で獲れるタコはセネガルからも日本に輸出されています。しかし近年、漁獲物の小型化など、水揚げ量は減少傾向にあり、さらには漁獲後損失、食品衛生や鮮度の維持等、課題は流通全体に及んでいます。

1990年代後半以降、JICAは水産資源管理に向けた技術協力を進めてきました。「漁民リーダー育成・零細漁業組織強化プロジェクト」（2009～2013年）では、日本で古くから経験のある水産資源の共同管理アプローチに基づき、漁民主体の

資源管理を支援しました。マダコやチョフ等を対象に、禁漁期の設定や漁具・漁法の工夫を行い、獲り過ぎない、小さな魚は獲らないといった資源に優しい漁業を推進することで、漁民の資源管理に対する意識が高まりました。

2014年に開始した「バリューチェー

ン開発による水産資源共同管理促進計画」では、水揚げ場の整備を行い、水産資源管理に取り組む漁民の水産物を対象に衛生状態や鮮度の改善を図るとともに、漁獲後損失の低減や高付加価値化による歩留まりや販売価格の向上、流通経路の構築等に取り組めます。バリューチェーン構築により、獲る量を少なくしても漁民の収入が確保される漁業を推進し、水産資源の管理を進めていきます。



日本が支援した水揚げ場で魚の加工品を作る女性とJICA専門家【写真：今村健志朗】

産業開発・公共政策



ヨルダン：日本の協力により建設された電力研修センターでは、国内のみならず、周辺国の技術者向けの第三国研修も行っている【写真：久野真一】

部長インタビュー

民間主導のダイナミックな経済発展をバックアップ

植嶋 卓巳 産業開発・公共政策部長



途上国の開発において、民間企業の成長発展を支援して市場を広げ、経済成長につなげることが重要なテーマになっており、民間セクターが果たす役割は極めて大きくなっています。産業開発・公共政策部では、民間セクター、資源・エネルギー、ガバナンスの3つのグループが連携し、一体となってビジネス環境整備に向けた支援を包括的に進めています。

ビジネス環境整備に向け、ガバナンス分野では法整備、税制、金融・証券、通関等の基本的な制度の整備を支援しています。資源・エネルギー分野では、途上国で活動する企業に電力を供給するための支援や鉱物資源開発の支援を行い、そのうえで、民間企業の成長発展を資金面、経営面、技術面からサポートします。このような支援により途上国のさまざまな規模の企業が成長発展し、日本企業にとっても有望な市場に成長するというWin-Winの状況を、3つのグループが連携して作り出すことを目指しています。

2013年度、重点的に取り組んできた地域はアフリカとミャンマーです。

アフリカの急成長を支えているのは豊富な資源ですが、資源のみに頼らない、強い経済基盤をつくるために、資源分野以外の民間企業活動の支援はもちろんのこと、一村一品運動の支援などを通じて、産業構造の多角化を支援しています。ミャンマーでは、実体経済を支える金融機関がまだIT化されておらず、紙台帳による手作業

が主流です。投資を呼び込むには、まずは金融インフラの近代化、システム化が必要であるため、無償資金協力でミャンマー中央銀行に日本銀行と同じシステムを導入し、さらに業務をマニュアル化するための技術協力を進める方針です。

加えて、2013年度の注目すべき活動としては、「資源の絆」プログラムを開始したことが挙げられます。資源分野に関わる途上国の行政官や研究者を計画的に育成するものです。10年間で200人の学生を日本の大学院に受け入れ、学位取得を支援します。資源を有する開発途上国の多くに、日本に理解の深い人材が育つことが期待されます。

ODAの歴史は、国主導の経済発展から、民間主導の経済発展の時代へと変わってきました。途上国に流れる資金も、民間資金が公的資金を大きく上回っています。民間部門が健全に成長できる環境を整えるため、産業開発・公共政策部が果たすべき役割はますます大きくなっていくと考えています。

民間セクター開発/ 資源・エネルギー/ガバナンス

開発途上国の持続的な成長と民主的で公正な社会の実現へ



※MDGsの8つの目標のうち、該当するものを表しています。

JICAは、貿易・投資促進、中小企業振興、地場産業振興/地域経済活性化、観光開発など経済発展のエンジンとなる民間セクターの開発に資する支援や、電力安定供給、鉱業開発、再生可能エネルギー開発、省エネルギー促進など開発途上国の産業基盤を整えるための支援に幅広く取り組んでいます。また、国の根幹を支える法・司法制度の整備、行政の効率化や透明化、地方政府の行政能力向上、財政・金融の強化などの協力を通じてガバナンスの強化を図り、開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っています。

民間セクター開発

開発途上国の経済成長の原動力となるのが民間セクターです。中小零細規模を含むさまざまな分野の民間企業がダイナミックに成長発展し、より高い付加価値を生み出すことで、強靱で包摂的な経済成長が実現することが期待されます。

2013年に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で採択された「横浜宣言2013」では「民間セクター主導の成長の促進」が大きく掲げられ、日本政府の支援策としても「経済成長の促進(民間セクター、貿易投資)」が表明されています。

また、近年、世界経済における開発途上国の比重の高まりを受け、製造業をはじめとする日本企業が市場や製造拠点として開発途上国において積極的な事業展開を行っています。JICAは、これら日本企業との連携を一層強化することを通じて、より効果的な開発支援を実現すると同時に、相手国とわが国の互惠的経済関係の強化にも資することを重視しています。

● 課題の概要とJICAの取り組み

JICAは民間企業が円滑に事業を実施できるよう、開発途上国の政策・制度の整備、人材の育成などを通じたビジネス環境改善を支援しています。広義の「ビジネス環境」には、インフラ、教育なども含まれますが、JICAは、よりビジネス活動に直結した「貿易・投資促進」、「中小企業振興・産業人材育成」、「地域の経済・産業振興」を民間セクター開発分野としています。

1. 貿易・投資促進

経済のグローバル化のメリットを享受することを特に念頭に置いている分野が貿易・投資促進分野です。

(1) 投資促進

2012年の直接投資のうち、58.5%が新興国・開発途上国に流入しており、開発途上国は投資先としての存在感を年々増しています。

海外投資を考える企業が各国の条件を比較して進出先の検討を行うなか、経済開発の原動力として先進国企業からの直接投資を活用したい開発途上国側には、投資手続きの簡素化・投資阻害要因の解決といった「投資環境の改善」と投資情報の積極的発信などの「投資促進機能の強化」が求められます。JICAは、外国投資と開発途上国の開発を結びつけるため、アジア、アフリカ諸国を中心に投資促進アドバイザーを派遣しているほか、今後は関連する法制度整備への技術協力にも積極的に取り組む方針です。また、開発途上国政府の政策・制度の改革・改善を目的とした円借款事業である「開発政策借款」を通じた投資環境改善も行っています。

(2) 貿易促進

新興国・開発途上国の輸出入額が世界全体の貿易総額に占める割合は、2012年には輸出額の40.6%、輸入額の38.8%に達しており、開発途上国の経済開発のために貿易は重要な役割を果たしています。

貿易促進のためには、税関手続きなどの貿易関連手続きの簡素化や円滑化、開発途上国企業による海外市場へのアクセスの向上が必要となります。

JICAはベトナムやミャンマーで税関近代化などによる貿易手続きの円滑化に向けた支援を実施しています。ま

た、海外市場へのアクセス向上については、インドネシア輸出振興庁の機能改善などを支援中です。

(3) ビジネス環境整備

貿易・投資を包含する「産業振興政策」、ビジネスを実施するうえでの基盤となる法や制度に対する支援を実施しています。ビジネスの知的基盤である「知的財産制度」や「基準認証制度」(標準化、認証、計量標準)に加え、近年は企業法、競争法、税制度、金融関連法制など経済活動に直接影響を及ぼす法制度の整備や運用についてもガバナンス協力の一環として支援を行っています。また、「経済特区/工業団地整備」などもビジネス環境整備に向けた支援として実施しています。

「産業振興政策」は開発途上国の国家開発計画の重要な柱であり、JICAは各国が置かれた多様な状況に応じて開発途上国による産業政策の立案を支援しています。一例として、エチオピアにおいては同国首相をはじめとする関係者との「産業政策対話」を行うことにより、産業政策の策定プロセスを支援しています。

開発途上国におけるビジネスが活性化するのに併せ、特許や商標をはじめとする知的財産権の保護が重要となります。JICAはインドネシア、ベトナム、ミャンマーで知的財産保護についての事業を実施中です。また、実体経済を支える金融システムが未整備なミャンマーや不良債権の問題が顕在化しつつあるベトナムなどに対し、2013年度から中央銀行に対する協力を開始しました。

昨今、注目を集めているのが「経済特区/工業団地整備」です。経済インフラの集中的な整備や入居企業への優遇措置、各種サービスの提供により、外国企業からの投資先としての魅力を高めることを目的とした取り組みです。2013年度はミャンマー・ティラワ経済特区の周辺インフラ整備に円借款を供与したほか、ケニアの玄関口であるモンバサにおける経済特区開発計画の策定支援を開始しました【→ P.53、104事例を参照ください】。

2. 中小企業振興・産業人材育成

中小企業振興分野におけるJICAの支援は、主に「中小企業振興のための政策制度・体制の整備」と「企業競争力の向上」を目標としています。

(1) 政策制度・体制の整備

途上国において中小企業振興に必要な政策や制度は多岐にわたるため、効果的な政策の実施には、中小企業振興の基本理念と、それを実現するための実施体制の構築・強化が必要です。

2013年度はカンボジアの中小企業振興政策の策定支援、ミャンマーの中小企業振興を担当する行政官への研修などを実施しました。

(2) 企業競争力の向上

企業の競争力を高めるためには、企業内の経営資源、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に対する支援が考えられます。中小企業へのこれらの支援は、公的機関や民

事例 メキシコ 自動車産業基盤強化プロジェクト

日系自動車企業とタッグを組みメキシコ企業を育成

メキシコは日本の自動車産業の戦略拠点となりつつあります。メキシコの産業振興と日系自動車企業の競争力強化のWin-Win関係を目指したカイゼン協力を実施しています。

自動車部品企業のカイゼン支援

メキシコは北米への輸出を重視した生産拠点として2013年にはタイを上回る世界第8位、約300万台の自動車を生産しました。日本の自動車産業にとってもメキシコは戦略拠点となっており、既に進出している日産、ホンダ、マツダを合わせた日系企業の生産台数は2012年の80万台から2015年には150万台超に達すると見込まれているほか、日系の自動車関連企業も相次ぎ進出しています。

日系の自動車関連企業にとっては、品質・コスト・納期面の要求を満たす部品

調達が重要課題であり、対応可能なメキシコの自動車部品企業の台頭が期待されています。

JICAは2012年にメキシコ政府、日系部品企業と共にメキシコの部品企業の育成プロジェクトを開始しました。2014年3月までに15社のカイゼン活動を通じた生産性向上の取り組みを支援し、着実な成果を上げています。

メキシコの産業振興と日系自動車企業の競争力強化のWin-Win関係の実現のためにメキシコ企業へのカイゼン支援を展開します。



メキシコ部品企業へのカイゼン指導
【写真: 今村健志朗】

間の組織から行われることが多いため、JICAの支援の多くはこれら支援機関による中小企業支援機能の強化を指しています。

2013年度はタイの地方部での中小企業支援サービスの強化と定着に向けた支援を行いました。

(3) 産業人材の育成

経営資源のうち、「ヒト」すなわち産業人材の育成は、日本のノウハウを生かした企業競争力向上のための取り組みとして重視しています。企業活動に必要な経営・生産管理、生産技術などのノウハウの獲得・向上を目的に、人材育成を行う行政機関や教育機関などへの協力を各国で展開しています。

これらの協力の成果は、途上国の産業振興に資するとともに、現地に展開する日本企業の活動にも貢献することとなり、途上国と日本の相互の利益につながっていくことも期待されます【→ P.98事例を参照ください】。

例えばインドでは、製造業の持続的発展を目指して、日本のものづくりの真髄を伝え、同国の製造業の変革を担うリーダーの育成を支援する協力を実施しています。

日本が最も得意とする分野の一つである「カイゼン」(品質・生産性向上)活動の普及にも力を入れています。とりわけアフリカでは、TICAD Vを踏まえて取り組みを強化しており、2013年度はエチオピア、ガーナ、ケニアに加え、新たにタンザニア、ザンビアへの協力を開始し、これら協力の相互連携も推進しています。

(4) 日本人材開発センター

JICAは、途上国の産業人材育成の拠点として、アジア諸国に日本人材開発センター(日本センター)を設置しています。ベトナム、ラオス、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、キルギス、カンボジア、ウクライナに加え、2013年度には新たにミャンマーに開設しました。

日本センターは、ビジネス研修を事業の柱に、日本の経営・生産管理手法に通じた人材の育成に取り組んできました。近年では、受講生の同窓会が活発に活動し、現地産業人材のネットワーク化を進めつつあります。長年培ってきたビジネス研修のノウハウやネットワークを生かし、現地の日系企業への支援や連携にも取り組んでいます。日系企業の進出が進んでいる国では、自社の現地社員を研修に派遣する例も増加しています。

3. 地域の経済・産業振興

開発途上国の経済成長が進むにつれて、国内の地域間格差が大きな課題となる国が増えてきています。

JICAは途上国の地域の人々が広く経済成長の恩恵を受けられるよう、地域の特性・資源を有効に活用した、地域に裨益する産業振興を支援しています。

具体的には、ケニア、マラウイ、キルギス、エルサルバドルなど多くの国で、農産加工品や手工芸品を生産する小規模な企業や組合などに対し、担当省庁や地域の担当行政官が中心となって、必要な技術や支援を提供でき

事例 キルギス 一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト

地域資源を活用した住民主体のビジネスを振興

JICAは、住民による地域資源を活用した商品の開発・生産・販売を通じた地域経済・産業の振興に協力しています。商品は、海外にも輸出され、女性を中心とする生産者の生活・意識に変化をもたらしています。

世界へ販路を拡大

JICAがキルギスで2006年から支援してきた、一村一品アプローチ*に基づくコミュニティ組織の活性化や小規模ビジネス振興の取り組みが実を結びつつあります。ここ数年、生産者と生産者組合は、地域資源を活用した商品(羊毛を用いた手工芸品、ジャムや蜂蜜などの食品、せっけんといった生活用品など)の開発、品質向上、販路拡大に本格的に取り組んできました。

「無印良品」を展開する株式会社良品計画との連携で、2011年から全世界でク

リスマスギフトとしてキルギスの羊毛製品が販売されたことは、活動に大きな弾みをつけました。生産者たちには、「売れるものを作る」という意識が高まっています。多くはビジネスに携わった経験がほとんどなかった女性ですが、今では現金収入を得るようになってきました。

さらに、これまでできなかった村の外での活動への参加、自らが生産した商品が評価されることによる喜び、家庭内での地位の高まりなどが、生産者にとってかけがえのないやりがいにつながっています。



羊毛を原料とした手工芸品作りに参加する女性たち



地域資源を活用して生産された商品

* 地域の特産物を生かして国内外に通用する商品を作り上げ、住民による地域活性化を目指す取り組み。

る体制づくりに協力しています。企業や組合に対して、基本的なビジネス知識(会計など)や、地域資源の発掘・活用、品質・生産性の向上、食品衛生、包装・デザイン、マーケティング・販売などさまざまな指導・助言を行い、魅力ある商品の生産に貢献しています【→ P.99事例を参照ください】。

パレスチナやチュニジアの観光分野への協力では、地域の持つ資源の特性を生かした地元裨益する観光商品の開発や、観光客向けの効果的な広告・宣伝などに官民で協働・連携して取り組むための支援を行っています【→ P.58事例を参照ください】。ヨルダンやエチオピアでは、対象地域の観光を促進するにあたり、自然や文化、生活様式などを含めた観光資源を、地域住民と共に持続可能な方法で一体的に保存・展示・活用していく考え方を取り入れ、そのための官民関係者の能力向上や連携強化なども支援しています。

資源・エネルギー

資源・エネルギーは、開発途上国にとってのリスクであり、チャンスでもあります。安価で安定した資源・エネルギーの確保は開発途上国の産業高度化の鍵を握り、資源を保有する開発途上国ではその利用と管理のあり方が、当該国の成長発展の道筋を大きく左右します。また、わが国を含む国際社会全体にとっても、資源・エネルギーの適切な供給は、経済成長、地球環境、安全保障にも関わる重要課題です。JICAは、「地球環境に優しい資源エネルギーの安定的かつ安価な供給への貢献」を念頭に、資源・エネルギーの課題に取り組んでいます。

● 課題の概要とJICAの取り組み

1. エネルギー

途上国のエネルギー利用は、今後も大幅に増加すると見込まれており、同時に気候変動の要因となり得る化石燃料の利用が大きなシェアを占めることは避けられないと予測されています。また、途上国では、電化率の向上が依然大きな課題ですが、電力供給の改善には、多大な投資が必要です。国際エネルギー機関(IEA)は非OECD諸国における2035年までの電力セクターへの必要投資額を10兆ドルと試算しています。

このような状況の下、低廉かつ低炭素なエネルギーを安定的に確保することは、途上国にとって社会経済の安定と持続的成長のため非常に重要な開発課題です。しかし、多くの国ではそれに必要な技術・ノウハウ、資金が不足しているうえに、政策立案や実施を担う人材も不足し

ています。豊富な資金に加え、技術と蓄積された経験・ノウハウを有する先進諸国の協力は不可欠となっています。

上記のような開発途上国における電力エネルギー分野の課題に対し、JICAは“3L”ポリシー(Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk)を掲げ、以下のような支援を展開しています。

(1) 本邦技術を活用したナショナルグリッドの 増強・拡張

わが国の優れた技術力の活用を通じて、開発途上国の国家基幹電力系統(ナショナルグリッド)の強化、整備に関するプロジェクトの推進にJICAは長年注力してきました。近年では、民主化と経済成長が急速に進み、電力設備改善に向けた膨大な支援ニーズがあるミャンマーに対し、基幹電力系統の青写真づくり(電力マスタープランの策定)を支援しながら、老朽化した電力設備のリハビリ、送配電系統の強化、地方部の配電網の改善などの支援を展開しています。また、インドネシアにおける高効率石炭火力発電の導入促進支援、南アジア、中央アジアなどにおける高効率火力発電への資金協力、スリランカ、トルコなどでの揚水式水力発電導入への技術協力、さらにはサブサハラ・アフリカ諸国の送配電網強化など、各国の一次エネルギー賦存状況を勘案しながら、資金協力や技術協力を通して、各国電力設備の骨格づくりを支援し続けています。

(2) 低炭素電源の導入促進

再生可能エネルギーであり、安定したベースロード電源である地熱発電においては、日本は世界有数の高い技術を有しています。地熱開発の地下ポテンシャルの評価から地熱発電所建設まで、日本の高度な技術を最大限活用し、インドネシアや、ケニアをはじめとするアフリカ・リフトバレー(大地溝帯地域)諸国、さらには中南米において地熱発電開発を展開しています【→ P.44、101事例を参照ください】。地熱発電については、低炭素電源導入の重要な取り組みとして、今後も技術面、インフラ面双方で、総合的に支援を展開、強化していきます。また、島嶼国など一次エネルギーの制約の多い地域では、マイクログリッド(小さな電力系統)の整備と同時に太陽光や小水力を活用するなど、無償資金協力や技術協力を通じた低炭素電源の導入も行っています【→ P.29事例を参照ください】。

(3) エネルギー効率利用の推進

一方、エネルギー需要側の効率的な利用促進(省エネ)にも、ベトナム、バングラデシュなどで取り組んでいます。また、途上国における送配電などの電力流通設備の増強に向けた資金協力や維持管理能力の強化に向けた技

術協力を実施し、電力ロス率の低減を通じたエネルギー効率化にも貢献しています。

2. 資源

資源ポテンシャルの高い開発途上国では、鉱物資源開発は他産業の育成・開発と比べ短期的に結果が得られるほか、鉱山開発にとどまらず、インフラ整備、地域振興などに伴い、社会、経済に非常に大きな影響を与えます。わが国をはじめとした鉱物資源輸入国にとっても、多くの国で鉱山開発が進展し、多様なチャンネルから持続的かつ安定的に鉱物資源が確保されるようになることは、途上国のみならず世界経済の持続的発展にも不可欠です。

一方で、中国をはじめ新興国の経済成長に伴い世界的に鉱物資源需要が高まっており、資源獲得競争の激化や資源メジャーによる寡占化、資源価格の高騰が続いています。これを受け、資源ポテンシャルの高い開発途上国では鉱業振興に強い意欲を持つ国が多くなっています。鉱物資源の探査から操業につなげるには、多くの資金と高い技術を要しますが、大半の開発途上国ではこれらが不足しており、外国企業の参入を必要としています。

しかし、開発途上国の政府の多くは鉱業振興や企業活動の管理の知見に乏しく、法制度や体制・基礎的な地質情報・インフラの未整備などの課題があります。加えて、政治的・社会的なリスク、治安・紛争リスク、鉱石輸出・

操業においてさまざまな規制を課す「資源ナショナリズム」と呼ばれる状況の高まりなど、開発途上国人材の積極的育成と雇用の促進が必須の課題となっています。

JICAは開発途上国の鉱業発展における上記の課題への支援とわが国の資源確保の両面を念頭に、開発途上国との互惠(Win-Win)関係の構築に資する協力を進めています。また、わが国では、経済産業省を中心として、JICA、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)などが有機的・体系的な連携体制(海外鉱物資源確保ワンストップ体制)を取っており、このなかでJICAは、特に開発途上国政府部門にターゲットを絞った技術支援や人材育成を展開しています。

短期間で効果が期待できる協力分野としては、民間投資の呼び込みに必要となるソフト・ハード両面で開発途上国政府の体制整備・周辺インフラ支援に取り組んでいます。また、中長期的には、行政機能の強化、人材育成を支援するとともに、日本国内の大学との連携による本邦長期研修によってわが国との人的ネットワークの構築を推進しています。

具体的には以下の4分野を重点分野としています。

(1) 周辺インフラ・地域開発

鉱山開発に不可欠な道路、鉄道、港湾、電力、水などの周辺インフラの整備、周辺コミュニティの開発支援。

事例 地熱開発支援の拡大

人材育成と資金の両面で後押し

優れた特徴を持つ再生可能エネルギー、地熱発電。開発に多額な費用と高度技術を要するため、JICAは開発途上国の地熱開発に向けた協力を拡充しています。

地熱発電は、地中から取り出した蒸気でタービンを回して電力を得るクリーンな再生可能エネルギーです。発電コストが長期的には安い、二酸化炭素排出量が非常に少ない、天候や日夜による出力の変動がないなど、優れた特徴があり、地熱資源を有する開発途上国の開発ニーズが高まっています。

しかし、地熱発電で必要となる蒸気開発が高度な技術と多額の費用を要する一方、成功率が低く(試掘の成功率は50%以下)、開発の障害となっています。これまで多くの途上国が蒸気開発を民間に任せましたが、そのリスクは民間が負えるレベルを超え、開発が停滞してい

る国も少なくありません。そうしたなか、ケニアなど、政府自らが開発を行う国が増えているものの、資金確保に加え、人材育成が大きな課題となっています。

日本の地熱開発は1919年に始まり、蒸気開発技術は世界トップクラスです。JICAは、開発リスクの低減につながる人材育成と日本の科学技術の活用を重視し、アフリカ、中南米、インドネシアに日本人技術者を派遣して調査・指導を行うほか、技術者への本邦研修も実施しています。プラント建設においては円借款による資金協力も行っています。

今後、JICAは産学の協力を得つつ、地熱開発協力を拡充し、途上国の地熱開



ケニア人技術者とJICAの調査団員(「地熱開発のための能力向上プロジェクト」)

発を後押しします。蒸気開発が進み、わが国のインフラシステム輸出(タービンは世界シェア7割)につながることも期待されます。

(2) 鉱業開発戦略・法制度の整備

鉱業振興、適切な鉱物資源管理に向け必要とされる法制度、政策、実施体制、基礎情報整理など政府としての計画・方針策定などを支援。

(3) 鉱物資源管理

民間投資を呼び込み、持続的な鉱業開発・資源管理を実現するための行政機能強化。具体的には探鉱活動に必要な基礎情報の提供や管理体制整備に関する支援。

(4) 鉱山保安・環境対策

南部アフリカの銅ベルトや南米での環境対策など、鉱山保安行政、鉱山環境行政への支援。

ガバナンス

ガバナンスは、政府や行政における取り組みのみを指すのではなく、国民や民間セクターも含めて社会が運営される仕組み全体に関わる課題であり、開発途上国の成長発展の基盤となるものです。JICAは、自由、市場経済、法の支配といった普遍的価値の共有を通じた開発途上国の民主的な成長発展を支援する観点から、法・司法、行財政分野において、さまざまな能力開発の協力を行っています。

● 課題の概要とJICAの取り組み

1. 法・司法制度整備

JICAは1996年以降、市場経済化に向けた法制度の構築・改善が必要とされている国や紛争終結国の法・司法制度の再構築・人材育成に対する支援を実施しています。

2013年度の新たな取り組みとして、ミャンマーにおいて11月に「法整備支援プロジェクト」を開始しました。カウンターパートであるミャンマー連邦法務長官府、最高裁判所等を対象に、ミャンマーの市場経済化に向け喫緊の立法課題である商事仲裁法、知的財産権法、倒産法、会社法などに関するワークショップを実施しました。また、法律家育成制度の改善に寄与するため、日本の法曹人材育成制度、刑罰理論などに関するワークショップを実施しました。

基本法の整備を中心に実施してきた法制度整備協力ですが、日本政府の方針を踏まえ、民間セクター開発に直結する法制度整備支援にも力を入れ始めています。具体的には、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュにおいて、ビジネス環境の整備を促進するための関連法制度調査を、法律事務所などに委託して実施しました。国ごとにビジネス関連法制度の課題分析や改善策の検討を行い、各国政府に対し課題の改善を提言するセミナーを開

催したほか、ミャンマーへの投資・進出に関心のある民間企業向けに、調査結果を報告し、法制度を紹介するセミナーを東京で開催しました。

他方、アフリカでは、TICAD Vのイニシアティブを受け、紛争に伴う人権侵害や犯罪の不処罰などが問題となっている仏語圏アフリカにおける刑事司法に関する基礎情報収集調査を実施し、新たに地域別研修を立ち上げ、2014年2月にコートジボワールなど仏語圏アフリカ8カ国25名を対象に第1回研修を実施しました。

そのほか、モンゴルでは2013年4月から「調停制度強化プロジェクトフェーズ2」を立ち上げ、前フェーズの成果を踏まえて、全国での調停制度導入を支援し、2014年2月から実際に全国の一審裁判所で調停が開始されました。ネパールでは2013年9月に「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」を開始し、裁判所における事件管理の改善や調停制度の導入を支援しています。また、ベトナムでは2013年11月に成立した改正憲法を踏まえた法改正や司法手続改善などに向けた支援を実施し、カンボジア、ラオスなどに対しても、引き続き体系的で一貫した法令の起草、運用のための支援を継続しています。

2. 民主的制度の整備

JICAは、公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強化、権力の監視機能となるメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2013年度には、新たにベトナムで、国会事務局の能力向上を目指すプロジェクトを開始し、2014年2月に新憲法施行を支援するためのセミナーを実施しました。また、南スーダンの国営放送局の公共放送局化に向けた支援を実施したほか、ネパール、チュニジアなどに対し、メディアの報道能力向上などに関する支援を、イエメン、モルディブなどに対し、選挙管理委員会の選挙運営能力向上などに関する支援を実施しました。

3. 公共安全分野

公共安全の分野では、交番に代表される「市民のための警察」に向けた体制整備や人材育成の支援(インドネシア、東ティモール、ブラジルなど)【→ P.49事例を参照ください】や、指紋採取や鑑識など科学捜査能力向上のための支援(フィリピンなど)を実施しました。これに加え、2013年12月には、北アフリカ3カ国(チュニジア、モロッコ、アルジェリア)に対し、テロ対策能力強化のための無償資金協力(機材供与)の可能性について調査を実

施するとともに、2014年3月には、チュニジア、モロッコの治安当局関係者を日本に招へいし、日本のテロ対策について紹介しました。また、国際テロ事件対策、国際捜査、薬物犯罪取り締まりなどをテーマとした本邦研修を複数国を対象に実施しています。

4. 行政・公共財政管理・金融

行政・公共財政管理・金融は国を形づくる重要な仕組みです。支援にあたっては、当該国の政治経済的な背景にも十分に関心を払い、中長期的な視点で当該国の改革プロセスを俯瞰することが重要です。また、関与にあたっては、短期的に成果を求めるのではなく、中長期的に対処していくことが求められます。そうしたなかで、JICAの協力は一歩ずつ着実に歩みを進めています。

(1) 行政

行政分野では、公共セクターのサービス改善(バングラデシュ、ガーナ)、住民に裨益する公共サービス事業の提供を目指す自治体の計画策定能力の強化(ブータン、タンザニア、ホンジュラス、グアテマラ、ドミニカ共和国など)に取り組んできました。バングラデシュの案件では、総合品質管理(Total Quality Management: TQM)の考え方を取り入れた公務員のサービス改善に取り組んでおり、TQMは全国規模の運動に広がりつつあります。

(2) 公共財政管理

公共財政管理(Public Financial Management: PFM)には、予算計画、予算編成、歳入計画、国庫管理、会計・調達、内部統制・監査、財務報告、外部監査のほか、国や地方レベルの財政の説明責任や透明性などを確保していくために必要な要素が含まれており、当該国の開発計画から公共セクターのマネジメントのあり方に関

連する重要な開発イシューといえます。

2012年度に策定した公共財政管理に関する課題別指針、ポジションペーパーを基に、2013年度には『ハンドブック：途上国の公共財政管理を見る目』『ハンドブック：技術協力のパイロット事業におけるファイナンシャル・プランニング』『公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための留意事項』を完成させるなど、当該分野での取り組みが進化する方向にあります【→ 下事例を参照ください】。

JICAは税務行政や税関行政分野に対する支援に継続的に取り組んでいます。税関行政分野では、2014年4月にベトナムの通関電算化システムの導入を実現し、同様の支援をミャンマーでも開始しています。アフリカ地域では東部・西部・南部の各サブリージョンで国境通過を円滑にするためのワン・ストップ・ボーダー・ポスの取り組みが進んでいます。加えて、現在では財務省人材育成(スリランカ)、業績予算(インドネシア)、公共投資(ラオス、バングラデシュ、マラウイ)、内部監査(モンゴル、タンザニアなど)、官民連携(PPP)(モンゴルなど)など支援対象の幅が広がりを見せています。

(3) 金融

金融分野は、民間セクター開発を支える重要なソフトインフラであり、近年、協力実績が増えつつあります。ベトナムでは日本の経験を活用して、銀行の不良債権処理やそれに関連する国営企業の改革に取り組んでいます。民主化が進むミャンマーでは、中央銀行を対象に資金・証券決済システムの近代化に向けた支援や、インターバンク市場の育成や証券取引の整備に関する支援に取り組んでいます【→ P.135事例を参照ください】。また、2014年度にはモンゴルの資本市場の整備に向けた協力が開始されます。

事例 公共財政管理支援への取り組み

事業実施のための視点や手法をまとめたハンドブックが完成

2013年度、JICAはこれまでの公共財政管理分野での経験を基に、『途上国の公共財政管理を見る目』『技術協力のパイロット事業におけるファイナンシャル・プランニング』の2種類のハンドブックを完成させました。

『ハンドブック：途上国の公共財政管理を見る目』では、途上国とJICAそれぞれにとって公共財政管理が持つ意味を丁寧に解説しています。また、途上国の公共財政管理をどのように見るべきかについて、これまでの事業経験を踏まえ、公

共財政管理全体と、その構成要素である予算計画、予算編成、国庫管理、会計・調達、財務報告、監査などを機能ごとに解説しています。

『ハンドブック：技術協力のパイロット事業におけるファイナンシャル・プラ

ンニング』では技術協力下で実施するパイロット事業の財政面での持続性の問題を取り上げ、技術協力におけるファイナンシャル・プランニングのあり方、手法をまとめています。

タンザニアとモンゴルで実施している内部監査に関する各技術協力プロジェクトのフェーズ2では、このファイナンシャル・プランニングの考え方が取り入れられています。

民間連携

経済成長を支える新しいパートナーシップ

開発途上国の社会開発やインフラ開発のニーズに開発途上国の政府予算やODA支援のみで対応することは困難です。実際、途上国への資金の流れは、民間資金が大きな割合を占め、企業の貿易・投資も拡大し、官民連携(Public-Private Partnership: PPP)によるインフラ事業や、BOP/インクルーシブ・ビジネスが広がっています。

その結果、途上国での民間ビジネスが、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果発現・持続にも貢献しています。日本企業を持つ優秀な技術や事業アイデアも途上国の課題解決に資するものが多く存在します。

JICAでは、民間セクターの活動と積極的に連携し、効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、さまざまな支援メニューを提供しています。

● 海外投融資

— 民間企業などとのパートナーシップによる

途上国の経済社会開発支援

JICAの有償資金協力のうち、途上国における日本企業等による民間事業に対し投融資を行うのが海外投融資です。海外投融資は、PPPインフラ事業、BOPビジネス、中小企業の海外展開などで、途上国で開発効果の高い事業を行う民間企業を「融資」と「出資」の形態で支えるもの

です。また、民間企業が持つ技術・ノウハウの動員、地方自治体との連携などを図るとともに、JICAの技術協力等との連携により開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。

2013年度は、海外投融資の本格再開後、インドネシアで初めての海外投融資案件となる「インドネシア国産業人材育成事業」の融資契約を締結したほか、2014年4月にはミャンマー初の経済特別区開発事業に対する合併事業契約を締結しました【→ 下事例を参照ください】。

● 協力準備調査(PPPインフラ事業)

— 官民協働による途上国のインフラ事業への取り組み

近年、途上国においても、官民の適切な役割・リスク分担の下、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民連携(PPP)形態でのインフラ事業に取り組む仕組みが普及しています。JICAも、海外投融資や円借款による支援を想定したPPPインフラ事業を形成するための調査制度を提供しています。

本制度は、官民連携により上流段階で優良PPPインフラ案件を発掘・形成するものであり、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、健康・医療戦略等の施策にも沿って、日本企業から事業提案を募り、優れた提案を行っ

事例 ▶ ミャンマー 海外投融資 ティラワ経済特別区(Class A区域) 開発事業

ミャンマー初の経済特別区(SEZ)の開発を支援

2014年4月23日、JICAは、海外投融資再開後初のミャンマーで実施される事業であり、ミャンマー初の経済特別区(SEZ)開発事業である同事業に対する合併事業契約を締結しました。本事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊のティラワSEZにおいて、早期開発区域である約400haを対象に、工業団地開発・販売・運営事業を行うために必要な資金をJICAが支援するもので、MJティラワ・デベロップメント社に出資を行います。

テイン・セイン政権発足後、ミャンマーでは民主化・市場経済化に向けた急速な進展が見られます。ミャンマー政府は、海外直接投資の誘致を重視しており、投資関連の法制の改訂やSEZ開発などに力を入れています。なかでもヤンゴン都市

圏に位置するティラワSEZは、豊富な労働力と市場へのアクセスなどが利点で、ミャンマー政府は優先的かつ早期に開発を推進する意向を表明しています。

日本企業のミャンマーに対する関心も高く、とりわけ同国の市場獲得を巡って世界各国の企業と厳しい競争を繰り広げています。その一方で、ミャンマーへの投資には関心があるものの、電力などのインフラ不足や経済関連の法制の未整備などに不安を持つ企業が多くあり、投資環境の改善が大きな課題となっています。



ティラワ経済特別区(SEZ) 完成予想図

ミャンマーにとって初の大規模SEZ開発となる本事業では、ハード、ソフト両面でミャンマー政府からさまざまな協力を得ながら進めることが不可欠です。JICAには、出資を通じた資金面での協力に加え、投資家の一員として事業に参加することで、ミャンマー政府との調整を円滑に進めることなどが役割として期待されています。

た民間企業に必要な調査の実施を委託することにより、事業計画の策定を支援しています。

2013年度は2回の公募で11件を採択しました。具体的には広域インフラや電力案件に加え、スマートシステム技術の活用、気候変動対策に貢献する風力発電事業、地域住民の医療ニーズに応える病院案件等の新たな分野の事業や、地方自治体と連携した水道改善事業等、日本企業の優秀な技術・サービスの国際展開が期待されます。

一方、東南アジア等のPPPインフラ事業は、事業の採算性確保の難しさ、適切な官民役割・リスク分担の認識不足(政府支援の不足)、関連施設整備遅延などによる完工リスク等の課題が多いことも事実です。JICAでは、上流段階の優良案件の発掘・形成を支援するとともに、相手国へのPPP制度の啓発、政策・制度支援、実施能力強化支援など、PPP事業の事業化に向けた包括的な取り組みを推進しています【→ P.23事例を参照ください】。

● 協力準備調査(BOPビジネス連携促進)

一 企業のビジネス原理を活用した途上国支援の 新たなアプローチ

BOPビジネスは、年間所得3,000ドル未満(購買力平価ベース)の低所得階層(BOP層)を消費者、雇用者あるいはビジネスパートナーとして、新規市場開拓を目指すとともに、途上国の開発課題の解決にビジネスを通じて貢献し得るビジネスモデルとして注目を集めています。

JICAはBOPビジネスの優れた提案を行った民間企業等に、JICA事業との連携を含むビジネスモデル構築や事業計画立案の調査を委託しています。2013年度は計2回の公募で21案件を採択しました。この調査制度を活用した後、事業立ち上げに結び付いた事例は2013年度末時点では7件に上っており、JICA事業との連携事例もさまざまな形で実現しています【→ 下事例を参照ください】。

またJICAでは、①BOPビジネス調査案件のレビューや教訓の抽出、②BOPビジネスを通じた開発効果の測定・評価手法や指標の検討・提案、③BOPビジネス立ち上げ段階の資金調達の課題に応えるためのファイナンス手法やJICA支援のあり方の検討・提案を行う調査を実施し、制度運用の改善やJICA支援の検討に活用するため、公開セミナーを通じた報告・共有を行いました。調査報告書はJICAウェブサイトで公開しています【→ [JICAウェブサイト](#) → 事業・プロジェクト → 民間連携 → 調査報告書】。

● 民間技術普及促進事業

一 途上国の開発に貢献する「日本方式」の普及を後押し

日本政府が掲げる日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略などの政策では、先進的で高い競争力を持つ「日本方式」の普及が重要課題として位置づけられています。途上国の課題解決と「日本方式」の普及の両立を後押しする取り組みとして、JICAは2013年度に新たな民間提案型事業として「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を開始しました。

本事業は、途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促し、途上国開発への活用の可能性を検討することを目的としています。民間企業などから事業提案を募り、採択事業に対して最大2,000万円を上限にJICAが費用を負担し、提案法人が研修やセミナーなどを実施します。

2013年8月の第1回公募では71件の応募があり、14件を採択しました。提案内容は個別の製品や技術の海外展開を図る事業にとどまらず、郵便事業、栄養士資格といったわが国の制度や、交通管制、防災情報管理といった複合的なシステムの国際展開を図る事業など、多岐にわたりました。

事例 ウガンダ BOPビジネス連携促進 SARAYA100万人の手洗いプロジェクト

手洗いプロジェクトから地産地消ビジネスへ

サラヤ株式会社(本社:大阪)は、2010年から手洗いプロジェクトをウガンダで開始しました。これは、安全な水が十分ではない同国で、医療機関でも徹底されていない手洗いを、自社のアルコール手指消毒剤の販売を通じて実施したものです。

消毒剤の本格導入のため2012年1月からは、協力準備調査(BOPビジネス連携促進)制度を活用して、ウガンダのモ

デル病院での啓発活動や製品の受入調査、現地で採取した原料から製造・販売する事業のビジネスモデル構築、事業計画策定に取り組んできました。

啓発活動のモデル病院の一つでは、青年海外協力隊員が5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)活動を実施しており、さらに同社のパイロット事業の実施においても、青年海外協力隊員との連携を通じ



患者の検査前に消毒液で衛生管理を行う看護師(ウガンダ)

た感染症対策を推進する啓発・普及活動が実現しました。

中小企業海外展開支援

日本の技術、世界を変える

● 中小企業の海外展開支援・促進

近年、中小企業の海外展開の取り組みが活発になるなか、2012年3月、日本政府により「中小企業海外展開支援大綱」が改訂されました。オールジャパンでの中小企業の海外展開への支援体制にJICAもメンバーとして加わり、2012年度からJICA全体での中小企業海外展開支援事業の取り組みを強化し、これまで100社以上の企業に支援しています。

2013年度は2012年度に引き続き、JICAは外務省から調査事業（ニーズ調査、案件化調査）の事務支援業務を受託し、調査事業を行いました。2012年度補正予算および2013年度当初予算では、現地での製品・技術の活用可能性を確認した中小企業が、試行的に製品・技術を実証する事業も行いました。

また、2013年度は、企業との接点を持つ機会を増やすため、全国で約90回のセミナーを実施し、5,000名以上の参加を得ました。さらに、中小企業との連携を強化するため、2014年1月から中小企業海外展開支援事業を国内事業部に集約し、従来行っている国内での途上国政府関係者等への研修事業や、地方自治体、NGO、大学などとの連携事業と有機的な連携を推進しています。

今後も、各地域のJICA拠点の役割強化を図り、全国の中小企業からの相談に対応できる体制を整えていく予定です。

● 外務省委託事業によるニーズ調査・案件化調査 — 企業の製品・技術を活用したODA案件の可能性を検討

2013年度のニーズ調査は11件の応募に対し2件採択し（競争率5.5倍）、案件化調査は234件の応募に対し49件採択しました（同4.8倍）。受託した企業は、海外事業の情報収集や相手国政府機関との関係構築を図りながら、自社の製品・技術が途上国の課題の解決に貢献できる可能性を有しているかについて検討しました。

一部の受託企業は、委託事業による調査にとどまらず、途上国におけるビジネス展開に事業を移行しつつあります。調査後1年が経過した企業のうち、3割弱の企業が現地での新しい雇用創出、2割の企業が現地での人材育成を実現し、既に途上国への開発効果が表れています。また、約3割の企業が新たな取引を開始し、約2割が現地事務所等を開設、約1割が現地生産を始めています【→ P.107グラフを参照ください】。

事例 ベトナム 新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査

新生児黄疸の早期発見と死亡率の低下を目指して

新生児の黄疸診断を行う機器を製造する埼玉県川口市の中小企業が、ベトナムのホアビン省で調査を実施しました。

現地製造拠点確立へ試験製造開始

黄疸は、血液中のビリルビンが増えることで起きる症状で、未治療の場合、神経障害や脳への後遺症が現れ、最悪の場合には死に至ることもあります。

今回の調査で日本側が提案した製品は、川口市の株式会社アペレが開発した、黄疸の原因である血中総ビリルビン値を簡易な操作で測定できる安価な測定機器。ベトナムでは都市部と地方の農村部の医療格差が課題であり、黄疸診断に関しても例外ではありません。本製品を黄疸診断機器が普及していない農村部へ持ち込



新生児黄疸を診断するための測定器【写真提供：株式会社アペレ】



現地の病院で試行するため、医師、看護師に測定器の使用方を研修する様子

み、診断を行うことで、黄疸の早期発見が可能となり、新生児死亡率の低下にも貢献します。

調査では、JICAが長年の協力を通じて構築したベトナム政府とのつながりを活用し、保健省や現地の病院との関係を構築するとともに、ベトナムの新生児黄疸治療の現状を確認しました。また、保

健省から複数の医療施設の紹介を受け、本製品のデモンストレーションを行い、現地の医師や看護師に製品の魅力をアピールしました。

現在、当企業は自己資金で現地での製造拠点を確立するため、試験製造を開始し、海外展開に向けた第一歩を踏み出しています。

具体的な事例としては、ベトナムで調査を行った企業が自己資金により現地での製造拠点を確立するため、試験製造を開始した例【→ P.106事例を参照ください】や、パラオのコロール州リサイクルセンターからプラスチック油化装置を受注し、島嶼国における燃料不足、廃棄物処理に関わる課題に貢献している企業の例などがあります。

● 普及・実証事業

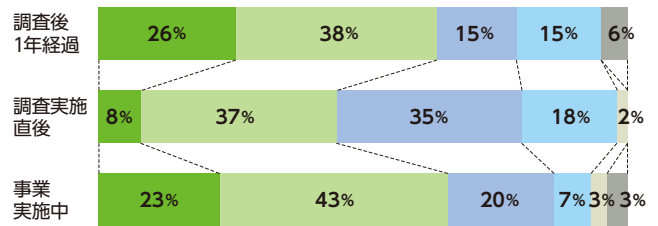
普及・実証事業は、中小企業の提案に基づき、途上国の社会経済の課題解決に活用し得る中小企業の製品・技術の当該国での現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法(ODA事業、ビジネス展開)を検討するものです。2012年度補正予算から事業を開始し、2014年4月現在、37事業を実施しています。

例えば、本事業を通じて安全な飲み水へのアクセスが課題になっている地域に日本の中小企業の浄水システムが導入された結果、安全な飲み水が地域住民に届けられるようになったなど、本事業は途上国の課題解決に貢献しています。

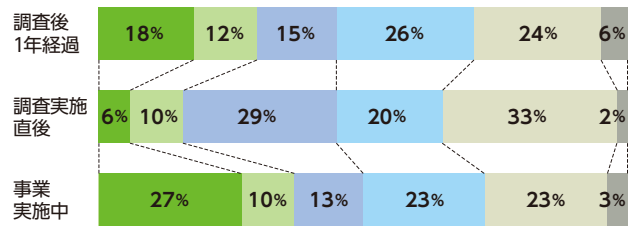
さらに、ビジネス展開の芽が出ている案件もあります。本事業を通じて自社の事業計画が明確になり、自己資金で工場を設立した企業や、技術の有効性が認められ、相手国政府が発注する公共工事の受注者の提携先になるなど、実績が表れ始めています。

JICA事業実施後のビジネス展開状況

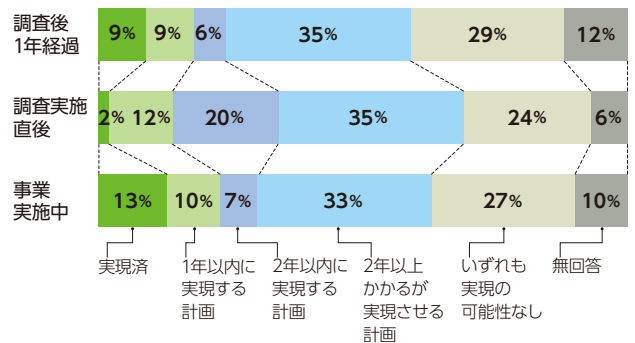
現地における新たな取引先の確保



現地事務所/駐在員事務所の開設



現地生産の開始



※ 四捨五入の関係上、総数が100%にならない場合もあります。
 出典：「ODAを活用した中小企業海外展開事業アンケート」結果 (JICA実施)

事例 インド 国営製鉄所及び石炭火力発電所において耐熱カメラを使った炉内見える化で省エネ普及・実証事業 停電解消と省エネを中小企業が支援

JICAの普及・実証事業で、東京都江東区の共同企業体が、1,200℃を超える熱にも対応可能な耐熱カメラを活用し、インドの工業炉等のエネルギー効率化を目指します。

インドの基幹産業である電力産業と鉄鋼産業は、エネルギー多消費産業であることに加え、大量の温室効果ガス(GHG)

を排出しています。そのため、両産業の発電効率・エネルギー効率を上げ、安定した電力の供給とともに、GHG排出量の低減が求められています。

本事業では、インドの製鉄所の炉内と石炭火力発電所のボイラー内に、耐熱カメラを導入。高温対応技術を装備したこのカメラによって、炉やボイラーの稼働を休止せずに内部の状況を目視で確認することができ、適切なメンテナンスが可能となります。その結果、発電効率とエネルギー

効率が改善され、安定した電力の供給とGHG排出量の削減に貢献します。

本事業では、東京の株式会社セキュリティージャパンとオガワ精機株式会社との共同企業体が、耐熱カメラを設計、製造、導入し、運用方法の技術指導を行うとともに、エネルギーの効率・効果の検証を行っています。

インドは、近年、急激な経済発展を続けるなかで、慢性的な電力供給不足に陥っており、停電が頻発している状況にあることから、本製品が普及することによりその解消にもつながります。

将来的には、インド国内の工業炉や火力発電所に耐熱カメラを導入することも検討されており、同事業は、普及に大変有効な事業として注目されています。



耐熱カメラをボイラー内に設置
 【写真提供：株式会社セキュリティージャパン】

ボランティア

「世界も、自分も、変えるシゴト」 市民が主役の国際協力

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済、社会の開発や復興のために協力しようとする市民(ボランティア)の活動を支援するものです。日本の国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されているだけでなく、日本社会でもグローバルな視点を持った貴重な存在として期待されています。

● 青年海外協力隊

原則として開発途上国で2年間活動します。「現地の人々と共に」という言葉に集約されているように、相手国の人々と共に生活し、働き、彼らの言葉を話し、相互理解を図りながら、彼らの自助努力を高めることに配慮して協力活動を展開します。

応募できる年齢は20歳から39歳までで、協力分野は計画行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9部門、職種は約200種類と多岐にわたります。2013年度は全体で1,081人を派遣し、これまでの累計派遣人数は、3万8,980人、88カ国に及んでいます。



ウガンダに派遣されている青年海外協力隊員(インストラクター)。配属先の中学校で、生徒にパソコンの操作指導をしている。生徒の興味深そうな表情も印象的

● シニア海外ボランティア

応募できる年齢は40歳から69歳までで、近年、退職後の「第二の人生」をより有意義なものにしたいと応募する方が増えています。長年培った専門分野の知識、技術など、実績のある確かな経験を開発途上国で存分に生かし

事例 民間連携ボランティア制度の活用

タイ・ベトナムで外食産業を通じた地域活性化に企業人材が貢献

名古屋に本社を置く飲食店企業が、海外展開の中心となる人材を育成するためにJICAの「民間連携ボランティア制度」を活用してタイとベトナムに各1名の社員を1年間派遣しました。2名の隊員は、企業で培ったスキルを生かし、レストラン経営など外食産業に関する支援活動を行いました。

飲食店企業の株式会社サガミチェーンから派遣された2名の隊員のうちタイに派遣された本間隊員は、テパアート町で歴史ある市場を観光地にする活動に取り

組みました。観光パンフレットの翻訳や和食の紹介など、できると思ったことには積極的に取り組みました。特に、日本語パンフレットの作成や市場の従業員に

日本語の指導を行ったことで、日本人への販売の機会を創出するなど、大きな成果を残すことができました。

また、現地で和食の指導も熱心に行い、タイと日本の料理に関する考え方を双方向で学びながら奮闘しました。本間さんは、「ボランティア経験を通じて、自分が何かの強い意志を持っ

てこそ、周りに影響を与え得るということに気づかされた。また、その時の状況に応じて柔軟性を持つことの重要性を学んだ」と話します。

現在、本間さんは所属企業が運営するタイのチェーン店の責任者として活躍しています。今後の目標については、「海外に居るからこそ見える視点を企業側にも積極的に伝え、企業のさらなる発展を促し、途上国と日本の双方で雇用の創出や経済活動の発展、貧困の削減に寄与したい」と語っています。

このようにJICAの民間連携ボランティア事業は、途上国に飛び込み、国際貢献を行うとともに、グローバルな人材としての資質を磨く制度として、注目を浴びています。本制度は2012年度に設立され、2013年度末までに14名が派遣され、47社が社員を派遣する合意書を締結しています。



現地の子どもたちに日本語の指導を行う本間隊員

たいという強い意欲を持って協力活動を行っています。

協力分野は主に農林水産、エネルギー、保健・医療、人的資源(教育・文化・スポーツ等)など9分野にわたります。2013年度は268人を派遣しました。現在までの派遣国は71カ国、累計派遣者数は5,406人に上ります。

このほか、中南米の日系人社会に貢献するための日系社会青年ボランティア、日系シニア・ボランティアや、派遣期間が1年未満の短期ボランティアも派遣しています。



ミクロネシア短期大学(ポンペイ校)に派遣されているシニア海外ボランティア(農産物加工)。農産物の衛生的な加工・保存方法を開発し、一般市民に普及する活動を行っている【写真：東海林美紀】

● 帰国後の進路

現在、日本国内の地域社会、行政、教育、企業活動などさまざまな場面で、多様な文化や社会を受け入れ、対話し、行動する人材として、帰国後のJICAボランティアに期待が高まっています。その表れとして、JICAボランティア経験者の採用枠や受験時の優遇措置などを導入する地方自治体や教育委員会が増えてきており、2013年度に実施を確認されているものは58団体に上ります。

このように、JICAでは各ボランティアが派遣国で培っ

た経験を、帰国後の社会で生かしてもらうための支援体制を用意しています。また、帰国後に子育て支援や地域の活性化など、日本社会の抱える課題に取り組むJICAボランティア経験者も多く、ボランティア事業は、開発途上国への貢献のみならず、「日本も元気にする」事業である点も広報していくこととしています。

事例 東日本大震災復興支援に関する復興庁・JICA・JOCAによる連携支援

青年海外協力隊員の経験が震災復興に大きく寄与

甚大な被害をもたらした東日本大震災。復興の大きな課題であるマンパワー不足に対応するため、震災直後から被災地でボランティア活動を行ってきた青年海外協力隊経験者に多くの期待が寄せられました。復興庁、JICA、公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)の協力の下、協力隊経験者は「復興庁市町村応援職員」として土木・建築、教育などおのおのの専門性を生かし、復興の現場で活躍しています。

コミュニケーション力や調整力を発揮

青年海外協力隊の経験者には、隊員として派遣国の地域住民と寝食を共にし、言語や習慣が異なる環境のなかで同じ目線に立って活動を行ってきた経験があります。この経験から得られたコミュニケーション力や調整力が、震災復興に大きく貢献しました。その結果、復興の課題となっていたマンパワー不足への対応に、青年海外協力隊経験者への期待が寄せられたのです。

こうした期待に応えるため、2013年1月31日、復興庁、JICAに加え、青年

海外協力隊経験者で組織されるJOCAが連携協定を締結しました。各県の復興局に被災地の自治体のニーズを調査する調整員を配置すると同時に、青年海外協力隊経験者に対し広く応募を募り、復興庁が任期付きで「復興庁市町村応援職員」として採用しました。

2013年1月17日、最初の調整員として青年海外協力隊経験者1

名が宮城復興局に着任し、さらに2013年3月1日から宮城県の女川町と気仙沼市に3名が配属されて復興庁市町村応援職員の派遣が開始されました。

2014年3月31日現在、各県の復興局に2名ずつの調整員に加え、福島県15名、宮城県25名、岩手県34名、計80名が復興に携わっています。



助産師としてラオスに派遣された経験を生かし、被災地で母子の健康状態を観察しています

市民参加協力

国際協力を日本の文化に

市民による国際協力への取り組みは、NGOなど市民団体による活動のほか、JICAが実施するボランティアや技術協力などのODA事業への参加など、さまざまな形で実施されています。JICAは、市民団体の発意や個人のボランティア精神に基づき実施される活動と国際協力への理解の促進のための活動を「市民参加協力事業」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。

市民による国際協力の意義は、開発途上国の課題に応えるアプローチが多様化し、協力効果が高まることや、途上国の現状の理解と国際協力が日本社会に広く浸透していくこと、またそのことを通じて日本の地域の活性化が進むことです。市民参加協力を通じて、国際協力が日本の文化の一つになることが期待されています。

市民参加協力事業は、個人や団体の意志や発意を重視するとともに、すべての国民に参加の機会があることを特長としています。市民参加協力のうち、ボランティア事業については「ボランティア事業」【▶ P.108】を、草の根技術協力事業とNGO支援事業については「NGO等との連携」【▶ P.112】もご参照ください。

● 全国の国内機関を拠点に

JICAには全国に14の国内機関があります。国内機関の多くは訪問プログラムを用意し、国際協力への理解の促進、参加の機会を提供する活動を行っています。また、全国の地方自治体の国際交流協会などに配置しているJICA国際協力推進員は、JICAの窓口として地域と連携しながら国際協力に関する各種イベントやセミナー、相談に対応しています。

東京都市ヶ谷にある「JICA地球ひろば」や愛知県名古屋市にある「なごや地球ひろば」では、「見て、聞いて、触って」体験できる展示を行っています。また、国際協力の経験を持つ「地球案内人」がその展示をわかりやすく説明するので、開発途上国の現状や地球規模の課題を来場者が体感しながら学ぶことができます。この体感型の学べる場を修学旅行に活用する学校も増えています。「地球ひろば」には、各国の料理などが味わえるカフェもあり、フェアトレード商品も販売しているなど、子どもから学生、大人までが楽しく学べる場となっています。セミナーや報告会などの貸し出しスペースも併設され、市民による国際協力の活動や成果を発信・共有する場として活用されています。2013年度、「JICA地球ひろば」は107万



なごや地球ひろば

人、「なごや地球ひろば」は34万人の入館者数(累計)を突破しました【▶ コラムを参照ください】。

● 国際協力の理解のために ― 開発教育支援事業

JICAは国内外に国際協力の現場を持つ強みを生かして、開発途上国の現状への理解を深め、国民の協力活動を含めた国際協力の活動を知ってもらうことを目的に、NGOや地方自治体、学校関係者と連携し、開発教育支援事業を実施しています。

児童・生徒向けには、学校の授業に青年海外協力隊経験者等を派遣する「国際協力出前講座」(毎年約2,000回実施)や、国際協力に関する作文のコンクール「国際協力

JICA地球ひろばへの来館者、100万人突破

「JICA地球ひろば」は「市民による国際協力」を推進する拠点として2006年4月に開設されました。国際協力について知識や理解を深める場、さまざまな団体の情報発信や交流、研修の場として、多くの方々に活用いただいています。開設から約7年半を経た2013年10月には、来館者数100万人を突破。授業の一環として訪れた群馬県立桐生女子高等学校の1年生を迎えて、緒方貞子特別顧問も出席の下、記念セレモニーを開催しました。





国際協力出前講座

中学生・高校生エッセイコンテスト(中学生、高校生合わせて、毎年約7万人が応募)を実施しています。

教員向けには、「教師海外研修」を実施しており、実際に途上国の教育現場を視察し、帰国後の授業実践に活用するための機会を年間約20コース約170名に提供しています。2014年3月には、教師海外研修からの帰国後も積極的に開発教育を実践している教員へのフォローアップとして、25名を対象に「実践共有会」を初めて開催しました。また、開発教育の手法や事例を学ぶための「開発教育指導者研修」や教材の作成も行っています【→コラムを参照ください】。

● グローバル人材育成に向けて

JICAでは、学校教育における開発教育の位置づけを高めるとともに教育行政関係者の理解を得るため、文部科学省や地方自治体の教育委員会との連携、学習指導要領と開発教育の関連づけ等にも取り組んでいます。2011年12月から2014年3月まで、JICA地球ひろばは文部科学省国立教育政策研究所(NIER)との共同プロジェクトとして、「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」を実施しました。他国の教育課程と国際教育の動向調査や比較分析を行い、将来の日本の教育課程と国際教育のあり方について示唆を得ることを目的としたも



「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」の報告セミナー

のです。調査の結果として、次期学習指導要領の改訂に向けて文部科学省が検討している「21世紀型能力」の構成要素である基礎力、思考力、実践力のうち、開発教育または国際理解教育は思考力と実践力の習得に有効であるという結論が得られました。

また、内閣官房長官が議長を務めるグローバル人材育成推進会議によって2012年6月に提唱された「グローバル人材育成戦略」を踏まえた活動として、大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため、「大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム」を実施しています。2013年度は44名を対象に、ベトナムとラオスでの国際協力フィールド調査演習や日本での事前・事後研修を行いました。

● 学校現場での開発教育実践／推進のために

教員による開発教育の実践のためには教育委員会など教育行政関係者の理解を得ることも重要であるため、指導主事等を対象とした「教育行政担当者コース」を実施しています。また、地方自治体の総合教育センターとの連携も進めており、JICA事業や開発途上国に関する理解を促進するため、地方自治体の実施する教員研修においてJICA関係者が講演することもあります。2013年度には、埼玉県、群馬県に加え、新潟県総合教育センターでも地球ひろば展示品の貸出展示が始まりました。各センターの一般公開や生徒の見学でも好評を得ており、埼玉県の教員初任者研修では参加者全員が本展示を見学しています。

開発教育の可能性 特別支援学校にも

2012年にブータンでのJICA教師海外研修に参加した群馬県立榛名養護学校(当時)の清水香奈教諭(現所属は高崎市立塚沢中学校)は、「みんなちがってみんないい」というテーマで、ブータンを題材とした授業を実践。同取り組みは2013年度JICAグローバル教育コンクールにおいて、生徒自身の意識や行動の変化を促すように授業案が組まれている点などが評価され、JICA地球ひろば所長賞が授与されました。

また、JICA教師海外研修に参加した特別支援教育の教諭たちによって約4年前に特別支援教育チーム“チーム特支”が結成され、研究活動や実践を積み重ねています。



開発教育は“生徒の世界を広げ、心の成長を促す”という清水教諭

NGO等との連携

国際協力の多様な担い手との連携

開発途上国における支援のニーズが多様化するなか、ミレニアム開発目標(MDGs)などの開発課題に対して、「人間の安全保障」の概念に基づいて取り組むためには、日本の「人」「知恵」「技術」を結集した国際協力が必要です。

JICAは、NGO、地方自治体、大学、民間企業など、より多くの人々が国際協力に関心を持ち、開発課題への貢献に参画する機会を得られるよう、支援、連携、対話といった面から「市民参加」を推進してきました。

● 草の根技術協力事業

— 海外での国際協力活動の共同実施

草の根技術協力事業は、国際協力の意志のある日本のNGO、地方自治体、大学、民間企業などの団体が、これまでに培ってきた知見や経験を生かし、開発途上国の地域住民の経済・社会の開発を目的にJICAと共同で行う事業です。特徴は、開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に直接役立つ内容である点です。2013年度は約250件の事業を世界45カ国以上で実施しました。

草の根技術協力事業には、開発途上国で一定程度の活動実績がある団体による「草の根パートナー型」、開発途上国での活動実績が少ない団体による「草の根協力支援型」、地方自治体が主体となり日本の地域社会のノウハウを生かす「地域提案型」の3つの形態があります。

2013年度は、日本政府による政策(日本再生戦略、好循環実現のための経済政策等)を踏まえ、2012年度補正予算による「地域経済活性化特別枠」(地方自治体対象)の制度設計と迅速な事業実施を行いました。

● NGO-JICAジャパンデスク

— 現地での日本のNGO活動を支えるために

開発途上国での日本のNGO等の活動を支援するため、現在20カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置しています。草の根技術協力事業などでの活動に有用な、現地の法律・制度や社会情勢、現地NGOの活動状況などの情報を提供したり、各種の相談に対応しています。

● NGO等の人材育成・組織強化支援

— 市民によるより質の高い国際協力の推進に向けて

国際協力活動を行うNGO等の活動を支援するため、JICAはプロジェクト管理手法の研修、人材育成を通じて団体の組織強化を支援する研修、専門知識を有するアド



ベトナム・ファーマーズ・フィールド・スクール開催風景(草の根協力支援型「ベトナム国ハノイ市農村部における環境保全米の生産・管理能力強化計画」、実施団体：東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻農業環境学研究室)

バイザーの派遣、地域NGO特有の課題等に細やかに対応する研修などの支援プログラムを実施しています。2013年度に実施したプログラムは、以下のとおりです。

- 国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー： 376名参加
- 組織力アップ！NGO人材育成研修： 6名参加
- NGO組織強化のための国内アドバイザー派遣： 10団体に派遣
- NGO活動強化のための海外アドバイザー派遣： 3団体に派遣
- NGO人材育成研修 地域NGO提案型研修：3件実施

● NGO-JICA協議会

— 対等なパートナーシップに基づく連携のために

NGOとJICAが対等なパートナーシップに基づき、より良い連携を進め、相互理解を深めるためには、「対話」が重要です。JICAは、本部、在外事務所、国内機関で、それぞれの地域や課題についてNGOと意見や情報を交換しています。また、年4回「NGO-JICA協議会」を開催し、双方の関心事項や連携促進に関する協議や、情報共有を行っています。

● 世界の人びとのためのJICA基金

— 寄附を通じた国際協力

JICAは「世界の人びとのためのJICA基金」を設置し、寄附を通じて、市民や法人・団体の方々に国際協力へ参加していただいています。寄附金は、開発途上国で活動するNGOなどの市民団体による事業に活用して、現地の人々の貧困削減、医療や教育の向上、環境問題の解決のために役立てています。2013年度は、8事業に対し本基金を活用しました。

事例 草の根技術協力事業

住民による震災復興・地域防災の学びを、モデルとして世界の都市へ

インドネシア バンダ・アチェ市と宮城県東松島市における地域資源活用による住民主体での相互復興推進プログラム

インドネシアのアチェ州では2004年に起きたスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害からの復興を進めています。JICAは、東日本大震災の被災地である宮城県東松島市によるアチェ州の州都バンダ・アチェ市への支援と双方の復興に協力しています。

宮城県東松島市は、東日本大震災後に始まったバンダ・アチェ市との友好関係を強化し、復興を支え合おうと、2013年3月から1年間、アチェ市からの研修員2名を受け入れました。この研修を通じて復興を進めるうえでの新たな課題が見えてきたアチェ市と、復興4年目を迎えた東松島市は、共通の課題に取り組み、両地域における津波被害からの復興を推進するため、2013年12月からJICAの草の根技術協力事業の下、協力を開始しています。

両市は、人材交流・意見交換により防災・環境に配慮したまちづくり、コミュニティビジネス、行政機能に関する総合的なモデルをつくり、市民への普及を計画しています。2014年度はアチェ市の

沿岸部集落の津波避難ビルを公共の場として活性化することで、住民による地域防災と地域発展に向けた活動を行います。

本事業を通じた学びを相互復興・地域防災のモデルとすることで、両市は世界の都市との協力関係を広げていけるのではないかと期待を膨らませています。

提案自治体担当者の声

東松島市役所 川口貴史さん

東松島市はこれまで積極的に市民協働による種々の活動に取り組んできました。東日本大震災の際も、地域住民の共助が有効に機能しました。バンダ・アチェでもこの市民協働モデルによって、いろいろな課題が解決できればと考えています。この事業による交流を通じ、互いの問題



津波避難ビルに隣接するナマズの養殖池を見ながら、市民の生活基盤と防災まちづくりについて議論しています

点に気づき、足りない部分を補い合いながら、両市が将来的に良く発展していければ素晴らしいと思います。

現地協力機関担当者の声

バンダ・アチェ市役所 パルマコペさん

本事業の大きな目的は、文化や背景の違いを超えて東松島とバンダ・アチェが協力関係を築いていくことです。知識と経験を互いに学び合うことで、持続可能な発展を実現するための効果的なアプローチを見いだしていきたいです。

西宮市のNPOが日本の経験をコスタリカの障害者自立生活センターに技術移転

コスタリカ コスタリカ自立生活推進プロジェクト

コスタリカには介助を必要とする障害者に対する介助制度がないため、自立することができない障害者が多く存在します。JICAは、ベレセドン郡に住む障害者が介助者を利用して自立生活ができるよう支援を行っています。

コスタリカでは1996年に障害者の機会均等法が制定されましたが、現実の障害者の生活は自立とはほど遠いものでした。JICAは、5年間の地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクトを通じて、障害当事者の社会参加を促進し、2011年には全国初の障害者自立生



3日間の全国集会を終えてみんなで町をパレード。最後に一人ひとりがアピールしています

活センターが設立されました。

2012年4月から開始した草の根技術協力事業では、兵庫県西宮市のNPO メインストリーム協会が蓄積してきた経験を同センターに技術移転し、現地の障害者が介助者を利用して地域で自立生活を送る体制づくりに取り組んでいます。

NPOスタッフの声

プロジェクトマネージャー 井上武史さん

日本のような障害者の介助制度をコスタリカでつくるには困難も多く、思うように進まないこともあります。しかし、プロジェクトの2年目が終了し、コスタリカのみならずラテンアメリカ初の自立生活センターは、この町で根を下ろし、

地域の障害者の問題解決の窓口として存在感を示しています。障害者からの相談やカウンセリング、役所や店舗のバリアフリーチェック、バスの運転手への接遇研修など、さまざまな活動をしています。

現地スタッフの声

ベレセドン自立生活センターリーダー ルイスエルナンさん

2014年2月にコスタリカの首都で3日間の障害者全国集会を行いました。これはわが国では初めてのもので、全国から介助者を必要とする障害者が集まりました。関係者を含めると総勢70名ほどの集会で、参加者には何年も家から出たことがなかった人や初めてバスに乗る人もいました。私たちにも初めての経験で大変なことばかりでしたが、参加者の満足そうな顔を見ると本当にやって良かったと感じました。この集会を実施できたことが私たち自身も成長させてくれました。

地球規模課題に対応する 科学技術協力

共に「知」を創造する国際協力

地球温暖化、食料問題、自然災害、感染症といった地球規模の課題は、年々複雑化していますが、経済・社会基盤の脆弱な開発途上国への影響は特に深刻なものとなっています。これらの課題は一国や一地域だけで対応することは難しく、国際社会が共同して取り組むことが求められているとともに、課題の複雑化・高度化への対応として、従来の協力に加え、科学技術によるイノベーションが課題解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

このような背景の下、JICAは2008年度から科学技術の活用を主眼とした協力^{*1}を開始しました。日本の科学技術をベースに、日本と開発途上国の研究機関が共同研究を行うことによって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで地球規模課題の解決を目指します。

● 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS^{*2})

1. 概要

環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症など、地球規模課題の解決を視野に、これらの諸課題の解決につながる新たな知見の獲得と成果の将来的な社会実装(具体的な研究成果の社会還元)を目指し、開発途上国の社会的ニーズを基に日本の研究機関と開発途上国の研究機関が協力して、技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進します。

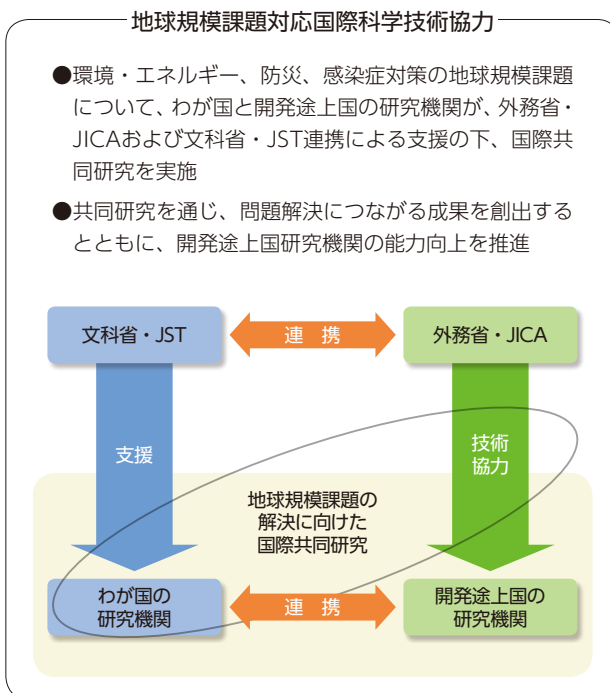
2. 目的

- ① 科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得と全地球的な課題解決への寄与
- ② 地球規模課題の解決に資する持続的活動体制の構築
- ③ 開発途上国の人材育成および自立的研究開発能力の向上

3. 実施体制

SATREPSは外務省/JICAと文部科学省/独立行政法人科学技術振興機構(JST)の4者が連携して実施しています。まずは日本の研究機関からJSTに提出された研究提案と、開発途上国の日本政府に対する要請内容とが合

SATREPS実施体制



致(マッチング)した案件について、科学技術とODAの観点から選考を行います。採択された案件は、JICA技術協力プロジェクトの枠組みによって、日本の研究機関と相手国の研究機関が国際共同研究を実施します。

JICAは相手国内で必要な活動経費等(日本側研究者の派遣、相手国研究員の受け入れ、機材供与、現地活動費等)について支援し、他方、JSTは、相手国以外の日本国内や第三国で必要となる研究経費等を支援します。

4. 対象分野

研究対象は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4分野です。各分野における具体的な研究領域は、毎年見直しています。

● 2013年度の取り組み

1. 案件の選定

2012年9月から11月に実施した、日本側研究機関を

^{*1} 当初、科学技術協力には、技術協力プロジェクト型の「地球規模課題対応国際科学技術協力」と個別専門家派遣型の「科学技術研究員派遣」の2事業がありましたが、「科学技術研究員派遣」は2012年度案件をもって事業終了となりました。

^{*2} サトレップス。Science and Technology Research Partnership for Sustainable Developmentの略称。

対象とした2013年度向けSATREPS研究提案の募集と、開発途上国を対象とした要望調査では、それぞれ98件、109件の提案と要請があり、マッチング案件91件のなかから最終的に10件が採択案件として選定されました。

採択案件の内訳は、分野別では、環境・エネルギー分野4件(環境領域3件、低炭素領域1件)、生物資源分野1件、防災分野2件、感染症分野3件^{※3}。地域別では、アジア地域7件(東南アジア4件、東アジア1件、南アジア2件)、中南米地域2件、アフリカ地域1件でした。

2. 実施状況

新たに10件が加わり、2008年の事業開始以来の採択案件は計77件、実施準備中を含む実施国としては、3カ国が新規の共同研究相手国となり、計39カ国となりま

した。

採択案件の内訳は、分野別では、環境・エネルギー分野32件、生物資源分野17件、防災分野14件、感染症分野14件。地域別では、アジア地域42件(東南アジア・大洋州32件、東アジア1件、南アジア9件)、中南米地域13件、アフリカ地域17件、中東・欧州地域5件となり、全体に占める割合はアジア地域が54.5%で最も多く、次いでアフリカ地域が22.0%となっています。

他方、2013年度には、11案件についてSATREPSの共同研究期間が終了しましたが、環境・エネルギー、生物資源、感染症などの各分野で多くの成果を上げるとともに、社会実装への取り組みが進められています。

※3 感染症分野3件のうち1件は、複数の分野にまたがる境界領域としても採択。

事例 ザンビア 結核及びトリパノソーマ症の診断法と治療薬開発プロジェクト

結核・アフリカ眠り病を早期診断する格安キットの開発に成功

北海道大学とザンビア大学は、SATREPSによる4年間の共同研究の結果、結核やアフリカ眠り病の迅速な診断法の開発に成功しました。

短時間・低コストで診断できるキット

近年、結核、新型インフルエンザウイルス感染症、エボラ出血熱などの新興・再興感染症が世界各地で発生し、人々を不安に陥れています。なかでも結核は人類の3分の1が感染し、アジア、アフリカ諸国を中心に年間約140万人の死者を出しており、ザンビアでも最も深刻な感染症の一つになっています。

また、アフリカ眠り病(トリパノソーマ症)はサハラ以南のアフリカに見られる疾病で、年間の死者は約5万人と推定されています。マラリアと誤診され、適切な治療がなされずに死に至るケース

も多く、早期診断と適切な治療が不可欠となっています。

長年にわたってザンビアで研究活動を続けてきた北海道大学の人獣共通感染症リサーチセンターが日本側研究代表機関となり、ザンビア大学医学部付属教育病院、ザンビア大学獣医学部と共同研究を行いました。

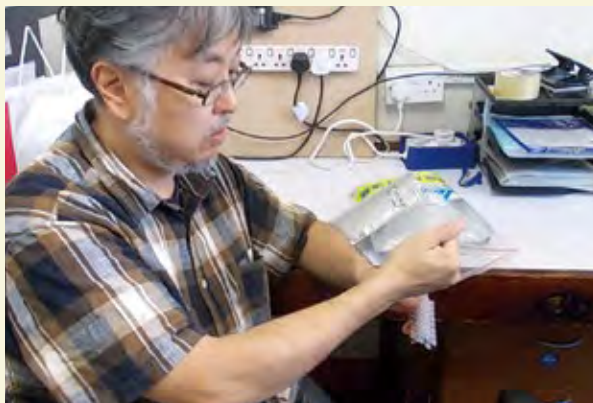
日本で開発された診断技術をベースとしたザンビアでの4年間にわたる共同研究の結果、結核とトリパノソーマ症を迅速に診断するキットの開発に成功しました。この開発により、検査コストは従来の約10分の1の約100円、約1カ月かかっていた検査時間は約60分と、低コ

スト・短時間で正確な診断を行うことが可能となりました。

しかも、このキットに使用される試薬はすべて乾燥しているため、低温流通体系(コールドチェーン)が完備されていない地方の診療所や検査室でも使用することができます。

早期診断が可能となることは、適切な早期治療・感染拡大防止につながり、今後、他の開発途上国・地域への展開も含め、感染症による死者数や患者数の減少に貢献することが期待されています。

また、この共同研究では、ザンビア人研究者に診断技術が移転されるとともに、ザンビア国内で確実に診断できる体制が整備されるなど、人材育成と研究体制強化の面でも大きな成果がありました。



迅速診断キットの開発を行う日本人研究者



結核検査室におけるザンビア人スタッフとの検査風景

移住者・日系人支援

高齢者福祉、人材育成を中心に移住者・日系人の支援と連携の強化

● 移住先国の環境の変化と課題

現在、北米・中南米を中心に全世界で319万人を超える移住者・日系人が生活しています。これらの人々は政治、経済、教育、文化など、さまざまな分野で活躍し、移住先国の発展に寄与するとともに、日本との「懸け橋」、「パートナー」となって二国間の連携強化、関係緊密化に重要な役割を果たしています。

JICAは、戦後の国の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るため、移住投融资事業(土地購入・営農資金などの貸付)や入植地事業(土地の造成・分譲)、基盤整備事業(農業生産、生活環境、医療衛生、教育)を行ってきました。

しかし、時の流れとともに新たな移住希望者が大きく減少し、移住先国での日系社会の成熟や世代交代などの変化に伴い、移住者一世の高齢化、日本への出稼ぎにより日系社会の一部では空洞化・脆弱化などの状況が生じています。また日本国内に在留する日系人は、子弟の日本語の能力不足による不就学という教育問題にも直面しています。

そのような現状を踏まえ、JICAは、移住者・日系人

に対して高齢者福祉や人材育成を中心に支援を行っています。さらに、ODAと民間のビジネス活動の連携を推進するなか、中南米地域で活躍している日系人や日系人が経営する企業をパートナーとして、日本の民間セクターと連携した協力構築のあり方を模索しています。

● 主な事業と取り組み

移住者・日系人への支援のため、JICAでは次のような事業を行っています。

1. 知識普及

2002年に横浜市に開館した海外移住資料館では、海外移住の歴史や日系社会の現状などに関する資料の常設展示や企画展の実施、ウェブサイトによる情報提供を行っています。一般の人々、特に次代を担う日本の若い世代に、海外移住の歴史や移住者とその子孫である日系人への理解を深めてもらうことを目的としています。

2. 移住先国での支援

① 医療衛生対策

パラグアイ、ボリビアにある5つの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院の運営、同国の巡回診療を助成

事例 ブラジル/ペルー 中南米地域における日系社会との繋がりを活用した民間セクター連携情報収集・確認調査

JICA調査団が結ぶ日系人が経営する企業と日本企業との民間パートナーシップ

JICAは、2013年7月15日から28日まで、第2回中南米民間連携調査団をブラジルとペルーに派遣しました。

JICAは、中南米の地域支援戦略において民間連携を重点事項として位置づけています。しかし、中南米地域とは距離が離れていることもあり、日本の企業の関心が他地域と比べて限られているのが現状です。

他方で、新興国として存在感を高めているブラジルを含めた多くの中南米諸国は、戦前、戦後の移住者を中心に日系社会を築いている国が多く、日本人への信頼感や親近感も非常に高いものがあります。

これらの国では、歴史的な関係を生かしながら、現地の日系人や日系人が経営する企業と日本企業とのビジネス連携への可能性を秘めています。特に約160万

人の日系人がいるブラジルでは、その可能性が最も高いと考えています。

日系社会の有効性を確認

両国での調査では、先方政府機関との意見交換や現地企業の視察などとともに、日本企業の視察や日系関係者との協議を行いました。ペルーでは、ペルー日系人協会のサポートを受け、リマで民間連携セミナーを開催し、100名を超える日系人、ペルー政府関係者、民間企業等が集まり、情報収集や意見交換が進められました。

ブラジルでは世界最大の日系社会がある都市サンパウロで開かれた「日本祭り」(主催：ブラジル日本都道府県人会連合



調査団員(右)に対し、歓迎の言葉をかけるペルー日系人協会の山城会長(左)

会)でJICAブースを設け、来場者に日本の技術を紹介しました。

これを機に、具体的な事業計画の検討を開始した企業も出ています。現地日系社会のネットワークの強さと有効性を確認できた貴重な機会となりました。

中南米の民間連携事業は、長年築いてきた日系社会とのネットワークをさらに強化し、高い技術力を持つ日本企業の進出を支援することで、当該諸国の経済・社会開発への貢献を目指しています。

しました。また高齢者福祉・医療の要望が高いドミニカ共和国、ブラジル、ボリビアでは医療保険加入、介護、健康診断やデイサービス等に係る事業を助成しました。

②教育文化対策

日本語教育対策として、現地日系日本語教師を養成・確保するため、教師合同研修会、教師への謝金、現地日本語教師の第三国研修、ブラジル日本語センターの日本語調査研究などを助成しました。

③施設などの整備

2013年度は、パラグアイにおける地域開発事業を行うための基礎調査実施に関する経費を助成しました。

3. 移住者子弟の人材育成

①日系社会次世代育成研修

北米、中南米諸国の日系団体が運営する日本語学校に通う日系人子弟を日本に招き、公立中学校への体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深める機会を提供しています。2013年度は49人を受け入れました。

②日系社会リーダー育成事業

日本の大学院に留学する日系人に対する側面的な支援として、滞在費、学費などを支給しています。2013年度の新規支援の対象者は7人でした。

4. 日系社会と地域社会への支援

中南米地域の日系社会で、移住者や日系人の人々と共

に生活し、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する青年やシニアのボランティア(日系社会ボランティア)を派遣しています。2008年度には新たな支援策として、日本国内の国公立学校の教員をブラジルの現地政府公認校へ派遣する「現職教員特別参加制度(日系)」を創設し、2013年度は7人の教員を長期(1年9カ月)派遣しました。帰国後は、その経験を生かし、日本国内での日系人子弟に対してより適切に対応できる人材として、活躍が期待されています。

さらに、大学、地方自治体、公益法人などの提案により、中南米諸国から日系研修員を受け入れて、各国の国づくりと、国を超えた交流の促進を図っています。2013年度は112人を受け入れました。

5. 日系社会と民間セクターとの連携事業

JICAは、中南米の国際協力において、日本企業と日系人が経営する企業との民間ビジネスのパートナーシップを強化しています。2013年度は2回目となる中南米民間連携調査団をブラジルとペルーに派遣しました。

その結果、JICA民間連携事業である案件化調査や中小企業連携促進基礎調査、民間連携ボランティア、日系研修を活用する参加企業も出てきています。

6. 事業資金の貸付

移住者や日系団体への貸付は2005年度に終了し、現在は回収のみ実施しています。

事例 JICA九州 日系研修「地域活性化」コースとフォローアップ調査

日系社会の地域・ビジネスのリーダーを育成するための取り組み

JICA九州では、2007年度から2013年度まで計6回の日系研修「地域活性化」コースで、合計29名の研修員を受け入れてきました。2014年にはブラジルにフォローアップ調査団を派遣し、帰国研修員に助言などを行いました。

中小企業支援に軸足を置いたコースへ

研修プログラムは、北九州市による環境問題の解決や産業振興、大分県での一村一品運動などの視察から、「起業家育成」や「CS経営」、「ブレイクスルー思考」などの講義に至るまで、研修員が帰国後、日系社会のリーダーとして地域活性化に取り組むためのヒントを得られる幅広い内容となっています。

初回コース実施後は、実施団体である財団法人北九州国際技術協力協会のコースリーダーと帰国研修員のネットワークが維持・拡大され、電子メールでの活動状況の報告や相談等も行われてきました。

現地の日系社会を活性化していくため

には、日系団体の存在価値を見だし、地域住民が一体となって実践することが重要です。その重要性を再認識した研修員を、帰国後いかにフォローアップしていくかが課題となってきました。

他方、民間企業と連携した開発課題への取り組みが注目されるなか、日系研修についても、日本の中小企業の優れた技術や経営手法を学び、日系ビジネスリーダーを育成するコースへのニーズが高まってきました。それを受け、2014年度から新たに「中小企業振興」コースとして発展させることになり、具体的な研修プログラムを策定するためには現地ニーズを確認する必要がありました。



大分の女性リーダーから一村一品運動について説明を受ける日系研修員

このような経緯から、帰国研修員に対するフォローアップを主目的に、2014年3月にフォローアップ調査団をブラジルに派遣し、これまで実施してきた本邦研修の成果を現場レベルで確認し、帰国研修員への助言を行いました。

加えて、各訪問地では一般向けのセミナーを開催して研修成果の普及・拡大、広報を行うとともに、中小企業支援に軸足を置いた研修に改善していくためのニーズを確認しました。

人材養成・確保

将来の国際協力を担う人材を育て、必要な人材を確保する

今日の国際協力の現場では、援助ニーズは日々ダイナミックに変化し、ますます高度化、多様化しています。JICA事業ではこのようなニーズに的確に対応できるプロフェッショナルな人材が常に求められていますが、その確保は難しさを増しているのが現状です。JICAでは、これらの課題に迅速に対応するため、人材養成・人材確保事業として、さまざまな取り組みを行っています。

2013年度の実績

名称	実績(2014年3月現在)
国際キャリア総合情報サイト	
PARTNER	国際協力人材登録者 9,746名
人材養成	
1. ジュニア専門員	新規5名 継続16名
2. 専門家養成個人研修	全6コース 13名
3. 公募型インターンシップ	40名
4. 研修	
(1) 専門家等赴任前研修	年10回 322名
(2) 能力強化研修	全20コース 330名
(3) UNHCR連携安全管理研修	全2コース 60名
(4) その他	事務所員赴任前研修、 ナショナルスタッフ研修等
人材確保	
1. 国際協力専門員	81名
2. 特別囑託	新規16名 継続16名

● 将来に向けた人材の養成

1. ジュニア専門員 — JICA 専門家を目指して

人材不足が懸念される分野での中長期的な人材育成を念頭に、2012年度から新制度に改編しました。一定の実務経験に基づく専門性を有し、将来のJICA専門家等を目指す若手人材を対象に公募を行い、合格者は主にJICA本部での人材養成研修を通じて国際協力を実地で学びます。なお、制度改編後は年1回の募集でしたが、2014年度は年2回の募集を行い養成人数の増加を図ります。

2. 専門家養成個人研修 — 新たな開発課題への対応

高度化・多様化する開発途上国の新たな開発課題に対応するため、JICA事業に関わる人材が国際機関や海外の大学などで実施される短期研修の機会を活用し、世界の研究者、実務者と意見を戦わせ最新の潮流について学びながら、さらなる専門性の強化を図ります。2013年度は13名が気候変動対策、マイクロファイナンス、水・衛生分野などの研修コースに参加しました。

3. 公募型インターンシップ

— JICA 専門家など将来の国際協力人材の裾野を拡大

将来、国際協力の分野で活躍することを志望し、この分野に関連した研究を行っている大学院生や若手医師を



カンボジア母子保健プロジェクトでインターンを実施した医師(左端)

対象に、国内外のJICA機関で1~4カ月の実習を行います。今後はインターンシップの対象者や研修現場を拡充し、より多くの人に参加してもらえるよう検討していきます。

● 即戦力となる人材の育成

1. 専門家等赴任前研修

— オリエンテーションと派遣直前のスキルアップ

専門家が赴任した直後から効果的な協力ができるよう、JICAの協力量針、業務内容、最新の援助動向、効果的な技術移転手法などについての研修を行います。

2. JICA アカデミー — 常設の職員研修

新たな課題や事業などへの対応力を向上させるため、JICA職員全般の業務知識の研修の場として、通称「JICA アカデミー」を開始しました。

3. 能力強化研修

— 即戦力人材の能力アップを図る公募型短期集中研修

特定の専門分野での技能や知識、語学力を有し、将来、専門家等として開発途上国への派遣が予定される人を対象に公募し、援助動向に関する知識や実践的なスキルを身につける機会を提供しています。環境社会配慮、平和構築・復興支援(事業評価)などのほか、最近の援助ニーズや動向を踏まえ、2013年度は「インパクト評価(保健分野協力において取り組むために)」、「生態系サービスを有効利用した生物多様性保全」、「農業・農村開発とジェンダー」の3コースを新たに実施しました。

4. 安全管理研修

— UNHCRと連携して実施する安全管理面に特化した研修

平和構築支援・復興支援分野のみならず安全配慮が特に求められる業務に従事する人を対象に、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) e-Centreと連携し、JICA、UNHCR、NGO、国際機関、政府機関の職員等を対象

に実施します。

● 人材の確保

JICAは、途上国での業務経験が豊富で、直ちに国際協

力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門員や、特別嘱託の確保に努めています。特に、国際協力専門員は、それぞれの専門分野における卓越した知見を活用してJICA事業の質の向上に貢献しています。

開発途上国支援の量・幅・質の拡大を目指して 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」

■ PARTNERとは

「PARTNER」は、JICAが企画・運営する「国際協力人材キャリア総合情報サイト」です。PARTNERでは、開発途上国支援での活躍を目指す方々に、キャリア形成の参考となる情報や求人情報を幅広く提供しています。この求人情報は、JICAのみならず、国際機関や政府関係機関、NPO/NGO、開発コンサルタント、さらに、近年では海外進出を目指すわが国の企業からも寄せられています。他方、1万人近くの人材がこのPARTNERにおいて人材登録を行っており、これまでも数多くの団体・企業が、PARTNERに登録されている人材にアプローチし、海外の開発の現場における「即戦力」や「次代のリーダー」をリクルートしています。海外での飛躍を目指す人材と、そのような人材の獲得を目指す団体・企業が一堂に会する場——それがPARTNERです。

海外展開企業の人材確保への支援

海外展開を目指す企業には、途上国での事業実施に関するノウハウや人的ネットワーク不足といった課題を抱えているところもあります。こうした背景を踏まえ、JICAでは、企業の海外展開や人材確保を支援するために、PARTNERの団体登録基準を見直しました。開発途上国の経済・社会の発展や安定に寄与する海外展開をする企業については、「国際協力団体」としてPARTNERのサイトで求人情報を掲載できるようにしました。

また、PARTNERのサービスを多くの企業に活用してもらうように、民間連携事業に関するJICAの説明会や産業界のイベント等で、PARTNERの登録と利用を呼び掛けています。2013年度の新規国際協力団体登録数133件のうち、企業は57件に増加しました。

キャリア相談サービスの向上

PARTNERでは、人材登録者からキャリア形成に関する各種の相談を受け付けています。2013年度から海外や国内の遠隔地在住の人材向けに、Skypeによるキャリア相談を開始し、また、休日や夜間のキャリア相談を各3回ずつ実施するなど、相談者のニーズに合わせたサービスを提供しています。2013年度はキャリア相談数391件（メール101件、対面255件、Skype35件）と過去最高を達成しました。

また、キャリア相談の質の向上を図るため、2013年7月にキャリア相談業務を担当する職員等を対象に、キャリア・カウンセリング研修を行いました。キャリア相談後のアンケートでは、対面相談（Skypeを含む）96%、メール相談87%が「期待していたアドバイスを得られた、もしくは、ある程度得られた」との高い評価を得ています。

東日本大震災に関する人材確保支援

PARTNERのトップページでは、復興関連活動の求人・支援に関する情報提供を行っており、2013年度は164件の情報（求人75件、支援活動情報89件）を掲載しています。また、復興庁と連携し、同庁の市町村応援職員（宮城県、福島県、岩手県）の求人を掲載するとともに、PARTNERのコラムやセミナー、イベントで震災復興支援関連の求人広報に関する協力を行いました。

また、JICAでは年3回、「国際協力人材セミナー」を開催しています。これはPARTNERの登録者が対象で、2013年度は名古屋、東京、仙台で開催しました。12月に仙台で行ったセミナーでは、宮城県庁、NGO/NPOの代表者と共に「国際協力現場経験と震災復興支援活動の接点」と題したパネルディスカッションを行い、国際協力と復興支援の経験は親和性があり、相互に役立つことを発信しました。



PARTNER 検索
http://partner.jica.go.jp

個人・団体の交流の場として進化

2013年度は3,205件の求人情報、1,531件の研修・セミナー情報（JICA案件を含む）を掲載し、年間のトップページアクセス件数は85万8,139件*に上りました。また、2014年3月末時点で、国際協力人材登録数9,746名、国際協力団体登録数864団体と前年度に比べて大幅に増加しています。

PARTNERのサイト上には、2013年度新規コンテンツとして「分析！データでわかるPARTNER」をリリースし、登録団体の活動分野や、登録人材の業務経験・語学力といった、PARTNERを通じた人材・団体の交流を促す情報を提供しています。

また、新規コンテンツ「PARTNER活用方法紹介コーナー」では、個人や団体の用途に合わせて利用できるように、活用のヒントを紹介しています。そこでは人材登録者のプロフィールを専門分野や語学力といったキーワードで検索し、個別に求人機会のオファー等のメールを送ることができます。2013年度は202団体の利用があり、897件のオファーメールが登録者に送られました。

PARTNERに求人掲載後（JICA以外の案件）の採用成立割合は、68.7%（アンケート回収率32.0%）と結果が出ており、個人と団体間の交流の場として、より積極的に活用されるようになってきました。

PARTNERは2013年10月でサービス開始10周年を迎えました。今後は提供するサービスの量、幅、質すべての拡充に向けて、たゆまぬ強化を進めていきます。

* Page view（閲覧回数）の件数。Page visit（訪問者数）は39万9,247件。

災害緊急援助

被災者の苦痛を軽減するために

● JICAの災害緊急援助体制

JICAでは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣と、緊急援助物資の供与の二つがあります。

国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の4種類があり、外務大臣が派遣を決定し(自衛隊部隊については外務大臣と防衛大臣が協議)、JICAが派遣の実務を担います。他方、緊急援助物資の供与は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、JICAが実施を決定する活動です。

● 国際緊急援助隊事務局の業務と今後の挑戦

海外被災地に対する人的、物的援助の実務を担うのが、JICAの国際緊急援助隊 (JDR) 事務局です。JDR事務局は、国際緊急援助隊救助チームや医療チームの派遣が決定されると、隊員の選考、航空機の手配、携行資機材の選定など派遣の準備を行うほか、すべての国際緊急援助隊員が現地で円滑に活動できるよう、事務局員をはじめとする職員をチームの業務調整員として派遣します。

チームが災害現場で高い能力を発揮するためには、平時における準備が大切です。災害の有無にかかわらず、年間を通してさまざまな訓練、研修を行うことで、実際に派遣されたときに、より多くの人を迅速に助けられる

よう、研さんを積んでいます。

このほか、平時に実施していることには、緊急援助物資の備蓄、国際連携の強化や、チーム体制・資機材の見直しなどがあります。まず、緊急援助物資を被災地へ迅速、確実、かつ大量に供与するには、事前に物資を調達し、少しでも災害現場に近いところに適切に備蓄しておく必要があります。輸送の便などを考え、世界各地の倉庫に備蓄していますが、時には災害の性質や輸送手段の制約から、被災国や近隣国で現地調達するなど、臨機応変に対応しています。

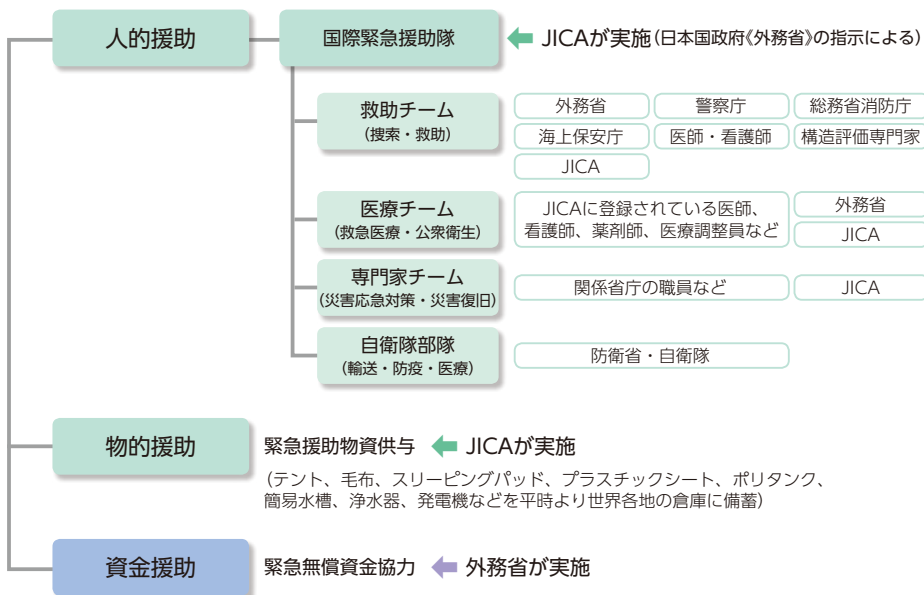
国際連携に関しては、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) をはじめとした国際機関等との関係強化を図っています。また、昨今では世界保健機関 (WHO) が海外医療チーム検討会 (FMTs) ワーキンググループを立ち上げ、その議論にJDR事務局も参加しています。世界には官民合わせて多種多様の医療チームが存在します。災害発生時、被災地のニーズに即した能力を持つ医療チームが活動できるためにはどうするべきか、国際緊急援助隊の医療活動はどうあるべきか、国際的な潮流について情報収集するとともに、他国の関係者と協調して検討を進めています。

チーム体制や資機材の見直しに関しては、被災地での超急性期 (発災直後) における対応強化のため、医療チームに手術機能、病棟機能および透析機能を備えるための体制整備を着実に進めています。

これらすべての平時の活動は、大規模な災害が発生しようとしているとき、または発生した際、必要な行動が迅速に取れる体制づくりにつながっています。

近年、自然災害が世界中で増加する傾向にあり、自然災害への対応経験が多い日本による国際緊急援助の重要性は高まるばかりです。JICAでは国際緊急援助隊の派遣と同時並行し、復興支援に向けたニーズ調査やプロジェクト形成を行うなど、発災直後の対応にとどまらず、切れ目のない (シームレスな) 支援を行うことにも努めています。

日本の国際緊急援助体制



2013年度緊急援助実績 (2013年4月～2014年3月 計22件)

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	概算額・派遣人数	供与物資
1	2013年 5月	ケニア	洪水	物資供与	約1,600万円	浄水剤、工具キット、医薬品・医療資機材
2	5月	マーシャル	干ばつ	物資供与	約800万円	水、食料
3	5月	ジンバブエ	暴風雨	物資供与	約1,200万円	テント、毛布
4	8月	ミャンマー	洪水	物資供与	約1,300万円	毛布、スリーピングパッド
5	8月	スーダン	洪水	物資供与	約1,600万円	スリーピングパッド、テント、浄水器、簡易水槽、発電機
6	9月	ニジェール	洪水	物資供与	約1,600万円	毛布、ポリタンク、蚊帳
7	10月	カンボジア	洪水	物資供与	約3,200万円	ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機
8	10月	カメルーン	洪水	物資供与	約1,000万円	テント
9	10月	フィリピン	地震	物資供与	約3,800万円	テント、プラスチックシート
10	11月	フィリピン	台風	医療チーム	81名	
11	11月	フィリピン	台風	UNDACメンバー	2名	
12	11月	フィリピン	台風	物資供与	約6,000万円	テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、浄水器、発電機
13	11月	フィリピン	台風	専門家チーム	17名	
14	11月	フィリピン	台風	専門家チーム	5名	
15	11月	フィリピン	台風	自衛隊チーム	1,119名	
16	11月	パラオ	台風	物資供与	約200万円	プラスチックシート、スリーピングパッド
17	11月	南スーダン	洪水	物資供与	約1,800万円	テント、蚊帳、毛布、ポリタンク、浄水剤
18	2014年 1月	トンガ	サイクロン	物資供与	約1,300万円	ポリタンク、簡易水槽
19	2月	ボリビア	洪水	物資供与	約1,900万円	テント
20	2月	ブルンジ	洪水	物資供与	約1,200万円	毛布、プラスチックシート
21	2月	ジンバブエ	水害	物資供与	約1,300万円	毛布、プラスチックシート、テント
22	3月	マレーシア	航空機不明	救助隊	20名	

事例 フィリピンにおける台風被害に対する緊急援助の実施

被災直前・直後から復興へのシームレスな支援を目指して

2013年11月8日にフィリピンを直撃した台風30号(フィリピン名：ヨランダ)は、甚大な被害をもたらし、2014年1月時点で1,600万人以上の人々が被災しました。このような大規模災害に対し、国際緊急援助隊でも医療チームや専門家チームの派遣をはじめ、多くの支援を行いました。

まず初めに、台風がフィリピンを直撃する直前に、国連人道問題調整事務所(UNOCHA)から要請を受け、招集の際の日本の窓口機関であるJICAが国連災害評価調整(UNDAC)チームメンバー(以下UNDACメンバー)を1名被災地に派遣しました。UNDACメンバーは災害直後に被災地に入り、被害の初期評価のほか国際支援の調整等を行い被災国政府の支援をします。今回日本からは被災直後にもう1名UNDACメンバーを派遣し、海外の被災地で初めて複数の日本人メンバーが活動することになりました。

次にJICAが行ったのは、医療チームの派遣です。台風直後にフィリピン政府から要請を受け、11日に国際緊急援助隊・医療チームの第1次隊を派遣しました。チームは最も被害が大きかったレイテ島タクロバン市に活動拠点を構え、3次隊に至るまで約1カ月間被災地での医療支援に当たりました。

今回の派遣では東日本大震災の教訓を生かし、市の中心地だけでなく支援が十

分に行き届かない周辺村落への巡回診療や、他地域の病院での支援も積極的に行いました。また、日本が携行したレントゲンや検査機材は他国の医療チームからも使用を依頼されるなど、広く現場の医療活動に貢献しました。

現地では、医療以外にも多くの支援の必要性がありました。特に、台風と高波により被災地での物資は極端に不足していました。JICAはフィリピン政府からの要請に基づき、現地で必要性が高いとされた、テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、発電機、浄水器、水など6,000万円相当の物資供与を行いました。JICAはこれらを直接被災地に届けるとともに、使用方法の実演・説明なども行いました。

また、パナイ島では台風の影響で座礁した発電バージ船から油が流出する事故が起きました。これに対し、JICAと海上保安庁から成る専門家チームを派遣し、被害調査と油防除についてフィリピン政府に助言や指導を行いました。さらに国



巡回診療中の医師



医療クリニックテント

土交通省、独立行政法人水資源機構、JICAなど複数機関から成る早期復旧のための専門家チームも派遣しています。防災、都市計画の観点から現地調査を行い、フィリピン政府に報告や助言をしました。

JICAは、このように復興へのシームレスな支援も念頭に、多様な緊急支援を実施しましたが、これからもフィリピンの復旧と防災能力強化のために活動を続けていきます。

研究活動

開発実務へのフィードバックと 世界の開発潮流へのインプットを狙うJICA研究所

JICA研究所は、開発援助機関として蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発援助潮流のリード」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパー、ポリシー・ブリーフ、書籍などとして発刊され、ウェブサイトなどを通じて発信されるとともに、国際会議やセミナーなどで共有を図っています。

● 研究活動の基本方針

① 総合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国の諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的な視点から分析します。

② 過去と未来の融合

JICAを含めた世界のあらゆる開発援助機関の経験とこれまでの研究結果を踏まえ、未来の援助活動につなげます。

③ 日本および東アジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発援助を通じて日本が深く関わった東アジア諸国の成長経験を分析し、他の地域の開発援助に生かす方法を探ります。

④ 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発援助機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、研究過程とその成果を広く発信します。

● 研究活動の重点研究領域

① 平和と開発

武力紛争の予防と管理、紛争後の平和構築を迅速かつ有効に進める方法を探るために、過去の経験を比較分析します。

② 成長と貧困削減

日本と東アジア諸国は、成長を実現し貧困を克服した成功例として、国際社会から評価されています。そうした事例を人間・国家・市場・社会という複合的な視点から見つめ、アフリカ諸国の経済発展と比較分析します。

③ 環境と開発／気候変動

地域や地球規模での環境破壊は、開発途上国の人々の

安全保障を脅かす大きな要因です。自然科学分野の知見、援助現場での経験やデータを踏まえ、環境保全策の推進方法や、気候変動による環境変化への適応策の策定を進めます。

④ 援助戦略

人々、組織、社会といった多層にわたる能力の向上を目指す「キャパシティ・ディベロップメント」のアプローチや、「人間の安全保障」[Inclusive and dynamic development] (すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発)の理念などに基づく援助のあるべき姿を、日本の経験と知見を生かしながら研究することで、国際協力のあり方を提言します。

● 研究活動の成果

これらの方針や領域に基づき、2013年度は19の研究プロジェクトが行われ、その成果の発信に努めました。

① 研究成果の発信

2013年度は、16本のワーキング・ペーパーを発行しました。ワーキング・ペーパーは、英語論文として世界の開発援助に関わる人々に向けて発信しています。

また、研究成果を書籍としても取りまとめています。2013年度は、英文書籍が6冊、和文書籍が4冊発刊されました。

そのなかで、海外の出版社から発刊された書籍には、アフリカ開発の未来をテーマとした“AFRICA 2050—Realizing the Continent's Full Potential— (Oxford University Press)”や、同地域の暴力的紛争の要因を「構造」と「プロセス」の視点から分析し、研究成果をまとめた“Preventing Violent Conflict in Africa: Inequalities,



研究成果を基に、アフリカ開発の未来や南南協力について取りまとめた書籍を発刊

Perceptions and Institutions (Palgrave Macmillan)”
などがあります。

JICA研究所が発刊した書籍としては、“*For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa*”や“*Tackling Global Challenges through Triangular Cooperation: Achieving Sustainable Development and Eradicating Poverty through the Green Economy*”などがあり、いずれも、6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)や10月にケニアで開かれた2013年国連南南協力エキスポなどで関係者に紹介されました。

また、和文書籍では、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析した「プロジェクト・ヒストリー」研究の成果をまとめた『アフリカ紛争国スーダンの復興にかける』や、『ぼくらの村からポリオが消えた—中国・山東省発「科学的現場主義」の国際協力—』など、合計4冊の書籍を発刊しました。

このほか、研究プロジェクトの成果は多くの学術誌や書籍の発刊、学会発表につながっており、学識者に広く

共有されています。

②国際機関、研究機関との連携

JICA研究所は、研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関や援助機関とパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。

例えば、コロンビア大学スティグリッツ教授の率いる米国コロンビア大学・政策対話イニシアチブ(Initiative for Policy Dialogue: IPD)とは、3回目の共同研究として産業政策に関する共同研究を開始しました。その成果は、TICAD V期間中に開催したサイドイベントで発表され、アフリカ経済の構造転換に向けた課題等についての議論を喚起しました【→ 下事例を参照ください】。

このほかにも世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関をはじめ、ドイツ開発研究所(DIE)や韓国国際協力団(KOICA)、英国サセックス大学の開発学研究所(IDS)、そして、米国のブルッキングス研究所などの研究者と共同研究を進めています。

※JICA研究所URL <http://jica-ri.jica.go.jp/ja/index.html>

事例 第5回アフリカ開発会議(TICAD V)でサイドイベントを開催

スティグリッツ教授を中心としたIPDとの共同研究成果を発表

2013年6月2日、JICA研究所は米国コロンビア大学・政策対話イニシアチブ(IPD)との共催で、「アフリカ経済の構造転換」をテーマにしたTICAD Vサイドイベントを横浜で開催しました。このイベントは、共同研究の成果の発表を通じて、アフリカの政策決定者に問題を提起することを目的としています。

本サイドイベントでは、田中明彦 JICA理事長による冒頭挨拶の後、コロンビア大学・IPD代表のジョセフ・スティグリッツ教授が、基調講演を行いました。

スティグリッツ教授は、「アフリカが21世紀の課題に取り組むうえで、どのような産業政策が必要か」というテーマに対して、「21世紀に年平均5%の経済成長率を達成してきたアフリカは、この成長を経済面だけではなく、政治、社会、環境面でも持続可能なものとするべき時期に来ている」と指摘しました。

アフリカの持続的な発展のために

続いて行われたパネルディスカッションでは、IPDメンバーでコロンビア大学のアクバル・ノーマン教授、ニュー・スクールの福田パー咲子教授、アフリカ経

済変革センター(ACET)のヤウ・アン ス チーフ・エコノミスト、JICA研究所からは細野昭雄シニア・リサーチ・アドバイザー(SRA)が登場し、加藤宏研究所長がモデレーターを務めて意見を交換しました。

このなかで、ノーマン教授は、アフリカの持続的な発展を実現するには、製造業だけでなく、ほかのセクターも含めた技術政策が優先課題だと述べ、日本を含めた東アジアの成功例が軽視されていることを指摘しました。

また、細野SRAは、多様な経済転換の

成功例として、初期の産業化に成功したバングラデシュの衣料産業や、高度な技術導入によるタイでの自動車業界などを紹介し、知識と能力の集積や、学習による包括的な取り組みの重要性に言及しました。

JICA研究所はこのほかにも、2050年に向けたアフリカの展望と課題を予測する報告書の、中間結果を発表するサイドイベントも開催しました。

JICA研究所は、開発課題の研究成果が実際に将来の開発に生かされる取り組みをこれからも続けていきます。



ジョセフ・スティグリッツ教授

加藤宏JICA研究所長

開発パートナーシップ

世界中の援助機関と協調し、開発効果のスケールアップを目指す

● 近年の課題

日本をはじめ各国ドナーおよび国際機関(以下、ドナー)は、MDGsという枠組みで貧困削減への取り組みを強化し、「モンテレー開発資金国際会議」(2002年)や「ドーハ開発資金国際会議フォローアップ会合」(2008年)では、MDGs達成に必要な開発資金の確保が国際的に確認されてきました。また、援助の質を高めることも求められ、「援助効果向上にかかるパリ宣言」(2005年)によって援助効果の議論が高まり、「アクラ行動計画」(2008年、ガーナ・アクラ)を経て、「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」(2011年、韓国・釜山)でその成果が総括されました。

しかし、すべての人が恩恵を受けられる格差無き成長、紛争・脆弱国支援、気候変動、食料安全保障、「アラブの春」を契機とした雇用、特に若者の雇用創出、防災の取り組みなど、開発課題はグローバル化するとともに多様化しています。また、リーマン・ショック以降、ほぼ横ばいであったOECD/DAC加盟国28カ国の援助額は、2013年実績では1,348億ドルと過去最高額に達したものの、DAC諸国からのODAのみで世界の開発ニーズを充足するには程遠く、他方で、限られた資金をさまざまな開発課題に充てるため、ドナーは開発成果そのものの重視や投下資金に対する開発効果など、説明責任への取り組みがより一層求められています。

特に、途上国への資金流入量ではODAをはるかにしのぐ民間企業や、財団、NGO、市民社会や新興国とのパートナーシップは開発を進めるにおいて不可欠なものとなっています。開発援助に参画するステークホルダーの多様化や援助のあり方がG20など国際会議でも頻繁に取り上げられています。援助を取り巻く世界的な環境の変化を把握し、国際的な議論への発信を強化すること、また他のドナーや開発協力主体と事業連携を進めることは、開発援助を進めるうえでとても重要です。

● 開発課題におけるドナー連携

JICAは従来から欧州や米国、国際開発機関と緊密なパートナーシップを構築しており、開発援助の現場ではこれらドナーと協調融資や技術協力の連携などを実施しています。開発規模が大きい案件や、ドナーごとに得意な分野・技術に特化する場合、また単独では対応が難しい課題に対しては、協調することで、より効果的・効率

的な支援が可能になります。また、日頃から援助の潮流を把握し、そこにJICAの考えを発信しフィードバックを得ることは、現場のニーズを理解し、JICAの援助方針を策定するうえで欠かせません。世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)や、また最近ではイスラム開発銀行(IsDB)などの年次総会に積極的に参画し、ドナー幹部の相互訪問を通じて、開発課題や地域別・国別の援助戦略の共有など包括的な協議を実施しています。

2013年は、ADB総会(5月)【▶ P.125事例を参照ください】、国際通貨基金(IMF)・世銀春季会合(4月)や年次総会(10月)でJICA役員が最近の開発課題に関する多数のセミナーにキーノート・スピーカーやパネリストとして登壇し、JICAの考えや取り組み実績・方針を積極的に発信しました。また、田中明彦理事長は米国や欧州のシンクタンク、国連本部など関係構築を図ると同時に講演会を行い、TICAD(アフリカ開発会議)、2015年以降の国際開発目標(ポスト2015年開発アジェンダ)、特定の人々が疎外されない(インクルーシブである)成長、人間の安全保障などをテーマに、JICAの開発理念に対する理解向上に努めました。

世銀が毎年発行する『世界開発報告書』にも積極的に関わっています。同報告書2013年(雇用)の執筆に際してはJICA研究所が事例研究報告書を共著しました。同報告書2014年(開発におけるリスク管理)についても作成段階から意見交換を行い、複数のバックグラウンド・ペーパーを提供するなど、質の高い議論に貢献しています。

田中理事長は国連開発計画(UNDP)が毎年発行する『人間開発報告書(HDR)』のアドバイザー・パネルのメンバーを務めています。同報告書は国際開発の分野で最も大きな影響力を持つ報告書の一つです。ノーベル賞受賞者など、世界の著名な学者や政治家、開発専門家と共に、翌年の発行に向けた論点の形成に貢献しています。

国連は2008年以来、毎年「南南協力エキスポ(Global South-South Development Expo)」を開催しており、JICAはこのなかで国連南南協力事務所と南南協力局長級会議を共催し、ドナー国・新興国・途上国と共に、南南協力・三角協力に関する知見の共有と途上国の発展に資する同協力の促進を支援しています。JICAの南南協力の実施支援、優良事例や教訓の共有など40年近くの長

きにわたる取り組みが評価され、国連より南南協力賞を受賞しています。

一部のドナーとは戦略的開発パートナーとして連携に向けた定期協議を行っています。世銀、ADB、UNDP、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、欧州連合 (EU) といった国際 (地域) 機関のほか、他先進国の二国間援助機関であるフランス開発庁 (AFD) (アジア・アフリカ・中東開発支援・気候変動対策、持続可能な都市開発)、ドイツ国際協力公社 (GIZ) (アフリカの水分野)、ドイツ復興金融公社開発銀行 (KfW) (環境)、オーストラリア国際開発庁 (AusAID) (アフリカ、大洋州支援) と実施しました。そのほか国際赤十字赤新月社連盟 (IFRC) やアジア財団、アガカーン財団のような非伝統的ドナーとのパートナーシップやアラブ・コーディネーション・グループを通じてアラブ諸国との連携強化も目指し、組織間の共通の関心分野に相互補完的に協力することで、より質の高い支援を実現していきます。

● 新興国とのパートナーシップ

近年、中国、韓国、タイ、インドネシア、ブラジル、

トルコなどの新興国は援助提供国としての姿勢を明らかにしており、これら新興国の動向を抜きに援助の議論はできなくなりつつあります。長くアジア唯一のDACドナーであった日本の経済発展と援助国としての経験を背景に、JICAは新興国との対話を通じ、さまざまな援助アプローチや開発課題への取り組みの共有を進めています。特に、アジアの開発経験をアジアの声として発信していくために、JICAは毎年アジア開発フォーラムの開催をリードしてきました。新興国を含めたアジア諸国と国際機関が一堂に会し、グリーン成長、包摂的成長、防災主流化、ポスト2015開発課題など、アジア開発課題の解決に向けた取り組みや知見を共有しています。

他方、中国については中国商務省・輸出入銀行と、また、韓国については韓国国際協力団 (KOICA) ・輸出入銀行対外経済協力基金 (EDCF) とのパートナーシップを強化しています。また、JICA、中国輸出入銀行、EDCFの3者にタイの周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA) を加えた、アジアの開発金融機関間での4者協議も毎年開催しています。

事例 アジア開発銀行年次総会の機会をとらえて世界へ発信

アジア・大洋州の災害リスク低減に向けた議論をリード

2013年5月2日～5日、インドのデリーでアジア開発銀行 (ADB) の第46回年次総会が開催されました。JICAの小寺清理事は、総会に合わせて2日に開催されたセミナー「アジア・大洋州地域における統合的防災リスク管理の構築と実践に向けて」にパネリストとして参加し、活発な議論をリードしました。

開会挨拶で、ADBのスティーン・グロフ副総裁は「世界で報告されている災害の40%がアジア・大洋州地域で発生している。死者の63%、被害を受けた人の90%、経済損失も48%がアジアに集中している」と述べたうえで、過去40年間に災害の規模、頻度は増加・拡大傾向にあり、経済的損失はGDP成長率を上回ることを強調、アジアの災害リスクの上昇を指摘しました。

さらに、グローバルに影響が広がる近年の災害の特徴にも言及。「2011年の東日本大震災、タイの洪水はともにサプライチェーンを通じて世界に広く影響を及ぼした、いわば複合的な災害であり、対応するには災害の予防、復興の両面で公的な金融に加え、民間金融の役割も重要である」と述べ、NGOやCSO (Civil Society Organization: 市民社会組織)

の役割の重要性を強調しました。

東日本大震災、タイ洪水の教訓から

JICAの小寺理事は、2011年のタイの大洪水を事例に、防災投資のプライオリティーを高めることの難しさと重要性を、日本の1960～70年代の経験を交えつつ説明。そのうえで東日本大震災、タイの洪水などから得られた教訓は、リスクのあることを理解したうえで施策や行動に当たるために必要な①リスク・リテラシーの重要性、②環境変化に対して常に計画を見直す継続的な対応、③防災機能を兼ねる道路や他のインフラにより複合的・重層的に安全性を確保する多重性の3点であることを強調しました。

また、災害復旧には、同種の災害の再来、脆弱性の再現を防ぐためのBuild Back Better (より良い状態への復興) の思想



左から小寺理事、ADBのグロフ副総裁、ADB研究所の河合正弘所長 (モデレーター)、インド国家災害対策局のレディ副議長、JBICの渡辺代表取締役副総裁 (当時)、オックスフォード大学のデビス教授【写真提供：ADB】

が重要であり、大規模災害発生後に世界銀行、ADB、JICAなどが共同で行っている復興ニーズ調査にもこの思想が取り入れられていることを紹介しました。

さらに「1ドルの予防投資が4～7ドルの事後投資に相当するという研究もある。政府のリーダーシップで防災を主流化していくことが重要であり、JICAとしては、新たに創設した『災害復旧スタンドバイ借款』や、同借款の利用時に策定する防災対応能力強化のためのポリシー・マトリックスの策定を通じた支援を行ってきたい」と訴えました。

東日本大震災へのJICAの取り組み

2011年3月からの3年間

2011年3月11日の東日本大震災から3年、JICAは災害直後から現在まで、関連する支援活動を継続して行っています。震災後当初は、避難住民の受け入れ、職員やボランティア経験者の派遣、国際機関の受け入れ、市民による被災地支援の中心的役割を担うNGO活動への協力といった直接的な活動が中心でしたが、現在は情報の共有と発信、復興教訓の取りまとめ、国際会議での発信などにも取り組んでいます。

また、2013年11月8日から9日にかけてフィリピン中部を襲った大型台風30号の被害に対しては、大規模災害からの復興に関する情報収集や確認調査結果の情報提供のほかに、宮城県東松島市の関係者を被災地に派遣し、東日本大震災での経験を生かしたアドバイスをを行いました。

JICAは、東日本大震災をはじめわが国の大災害からの復旧・復興の経験を通じて得られた知見を、開発途上国に対する国際協力に役立てています。

1.

震災復興支援関連

- (1) 帰宅困難者への施設開放、被災者避難受け入れ、防災保有物資と保管場所の提供、義援金の提供
- (2) NGO・地方自治体・大学への職員の派遣と施設貸し出し、被災地学校運営支援への国内協力員の派遣
- (3) 国連人道問題調整事務所(UNOCHA)・国連災害評価調整(UNDAC)チーム・イスラエル医療チームの受け入れ支援
- (4) 東松島市への復興推進員の配置
- (5) 被災地へのJICAボランティア経験者の派遣(復興庁と公益社団法人青年海外協力協会と連携)【→ P.109事例を参照ください】
- (6) 一般社団法人東松島みらいとし機構との連携(インドネシア バンダ・アチェ市からの研修員受入)
- (7) 国内・国外からの応援メッセージの発信
- (8) 海外被災地への教師訪問支援
- (9) 台風30号(フィリピン名:ヨランダ)被災地への東松島市関係者の派遣
- (10) 被災地(東松島市、気仙沼市、多賀城市)提案の草の根技術協力事業(インドネシア、フィリピン、カンボジア)の実施【→ P.113事例を参照ください】

2.

情報共有と発信

- (1) 東日本大震災復興プロセスなどの研修実施
- (2) 「災害に負けない国づくり 日本発 防災・復興支援展」の開催
- (3) 福島県復興支援国際隊員活動紹介写真展の開催
- (4) JICAボランティア候補者への福島の現状と復興の講義
- (5) 海外からの復興支援とJICAの取り組みの学校授業での紹介

3.

復興教訓取りまとめ

- (1) 大規模災害からの復興に関する情報収集・確認調査、防災の主流化プロジェクト研究の実施
- (2) 震災復興における支援アプローチ調査の実施
- (3) 東北地方整備局作成「災害初動期指揮心得」の翻訳

4.

国際会議への対応

- (1) 「世界防災閣僚会議in東北」の政府との共催
- (2) 国際通貨基金(IMF)・世界銀行年次総会閣僚級会合「防災と開発」(仙台市)への協力
- (3) 東日本大震災の教訓共有セミナーの世界銀行との共催
- (4) 国連防災世界会議の準備



カンボジアの小学校。この地域ではJICAの上水道整備により、きれいな水が配水されている【写真：久野真一】

協力の形態 / 運営・管理・評価

協力の形態

技術協力	128
本邦研修	130
有償資金協力	132
無償資金協力	134
フォローアップ	136
JICA-Net	137

運営・管理・評価

事業評価	138
環境社会配慮ガイドライン	139
金融リスク管理	142
海外での安全管理	143
業績評価制度	144
情報公開	145
コンプライアンス	146
広報活動	147
業務改善への取り組み	149
環境への取り組み	150

なんとかしなきゃ! プロジェクト 4年目の取り組み	151
------------------------------------	-----

技術協力

重層的な支援により、開発途上国の課題解決能力向上を目指す

● 多様化するニーズに応じて

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人を介した協力です。開発途上国のニーズは、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、市場経済化、平和構築・復興、環境・気候変動等、多様化してきています。

JICAは、現場の状況に応じたオーダーメイドの協力計画を開発途上国の人々とつくり上げ、日本と開発途上国の知識・経験・技術を生かして、開発途上国の人材育成、組織体制の強化、政策立案・制度構築を重層的に支援しています。

● さまざまなメニューを効果的に組み合わせる

1. 専門家派遣

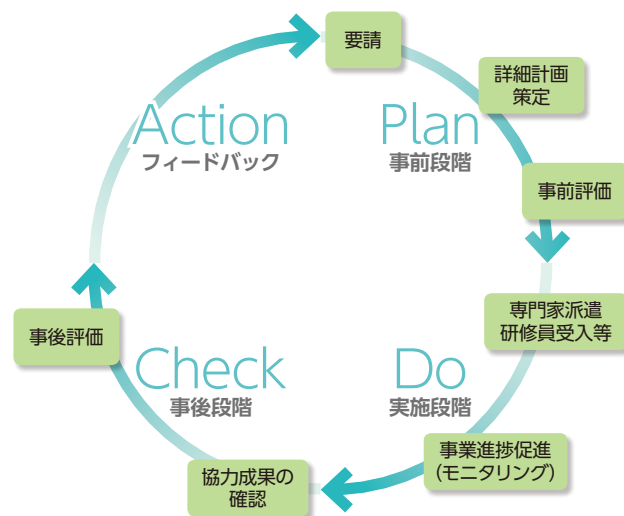
開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者(カウンターパート)に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮して、日本人よりも、第三国(日本と相手国以外の国)からの人材派遣が効率的な場合には、第三国専門家を派遣します。

2. 研修員受入

開発途上国から、当該分野の開発の中核を担う人材を研修員として日本に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行う「本邦研修」(国・課題別研修/青年研修など)、相手国や日本以外の第三国で開催する「在外研修」があります。



内水面養殖普及プロジェクト(ベナン)：内水面での養殖の振興を目的に、ナマズとティラピアを養殖する農家を訪問し、現状を確認する専門家【写真：大家雅貴】



3. 機材供与

専門家などが効果的な協力を実施するにあたって、必要な機材を相手国に供与します。

4. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせる「技術協力プロジェクト」は、技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して、事業計画の立案から実施、モニタリング、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果が得られます【→図を参照ください】。

実施のプロセス

① 案件発掘・形成

相手国政府との協議、JICA在外事務所による情報収集、協力準備調査などにより案件発掘・形成を行います。

② 要請～採択

相手国からの要請に基づき、外務省、関係各省、JICAが採択可否を検討します。採択された案件は日本政府から相手国政府へ通報され、在外公館ベースで協力に関する口上書を交換します。

③ 検討/事前評価

対象案件の内容や予想される協力効果を明確にし、実施の適切性を総合的に検討するため、必要に応じて詳細な計画策定のための調査を実施したうえで、「妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性」の5つの評価項目による事前評価を行います。



カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト(ペルー)：貧困率が高い同地の小規模農家の生計向上を図り、農場で紫とうもろこしの病気をチェックし、アドバイスをする専門家と現地カウンターパート【写真：岡原功祐】

④プロジェクトの実施／事業進捗促進(モニタリング)

プロジェクトの実施や活動内容・必要な措置について、JICAと相手国政府の実施機関との間で合意文書(Record of Discussions: R/D)を締結します。

プロジェクト実施中は、計画段階で策定した計画に基づき、JICAと先方の実施機関の双方が、協力の成果の発現に向けた定期的なモニタリングを通じて事業の進捗を促進し、事業終了時点での協力成果の確認を行います。

⑤フォローアップ／事後評価

通常のプロジェクトは、一定の協力期間を経て終了しますが、必要に応じて補完的な支援を実施します。事後評価はプロジェクトの終了後、数年が経った時点で行い、評価結果は類似プロジェクトの形成・実施のための教訓として活用します。

5. 開発計画調査型技術協力

開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支援するとともに、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行います。

協力終了後は、開発途上国が、次のことを行うことが期待されます。

- ①提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を実施する。

- ②国際機関などからの資金調達により計画(プロジェクト)を実施する。

- ③提言された組織改革、制度改革を行う。

6. 地球規模課題に対応する科学技術協力

日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、地球規模課題、すなわち、一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている環境・エネルギー問題・自然災害(防災)・感染症・食料問題などの課題に対応する新たな技術の開発・応用や、新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力も実施しています。

独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会とJICAとの共同事業として実施しています【→詳細はP.114を参照ください】。



社会福祉行政官育成(ろう者の社会参加促進)プロジェクトフェーズⅡ(ミャンマー)：ろう者の社会参加に必要な手話通訳者を育成する手話指導者のために、指導能力の向上を目的とした講座が開かれている【写真：久野真一】

本邦研修

より効果的・効率的な研修の実現に向けて

● 質の向上を目指す

JICAの国内事業部と国内機関は、在外事務所、地域部、課題部*など、主に開発途上国で事業を実施している部門と密接に連携を取りながら、国内での本邦研修、市民参加協力事業、大学との連携事業などの事業を通じて、開発途上国における開発課題解決への取り組みを支援しています。

国内での主たる事業の一つである本邦研修は、開発途上国からの行政官等の参加と国内のパートナーの協力を得て実施され、参加各国の開発課題の解決に必要な技術や知識を伝えています。

本邦研修では、各研修が参加国の重点開発課題に沿っているかを確認し、原則としてこれに沿っている案件のみを実施するという方針に基づいて研修ラインアップを策定しています。また、研修として取り上げるべき内容については、ほかの協力形態の動向も把握しながら、教育・農業といった課題ごとに検討することで、より効果的で効率的な研修となるような取り組みを継続的に行っています。

また、最適な研修コースを策定するにあたっては、各研修を日本で実施することがふさわしいかどうかという観点からの検討も必要です。そのために日本国内各地域の特性を把握している国内機関の見聞やネットワークを基に、必要な研修を抽出することも始めています。

なお、研修の効果を上げるためには、研修参加者が帰国した後もつながりを維持し、成功事例の共有などの情報交換の場を持つことが重要です。この点を踏まえてJICAは、主に研修参加者を対象としたフェイスブックページの活用などによる、帰国研修員ネットワークの強化を図っています。

● 研修効果の多面性

本邦研修は、参加国の開発課題の解決に貢献することを目標としていますが、そのほかにも多くの効果があることが確認されています。

例えば、累計31万人を超える本邦研修参加者は、日本滞在中に多くの日本人に出会い、日本文化に親しむことで、日本についての理解を深め、親近感を抱いて帰国します。

また、研修の視察プログラムなどを通じて、国内各地域の受け入れ先企業が途上国の情報を得たり、海外展開につながる人脈を形成したり、研修を実施している大学の学生が研修員との交流を通して国際感覚を養ったりと、日本の地域活性化やグローバル人材育成にもプラスの効果을及ぼしています。

このように本邦研修の成果には、開発途上国への貢献

* JICAの組織のうち、社会基盤・平和構築部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、産業開発・公共政策部の計5部の総称。



沖縄県立大原診療所の医師から、へき地診療所の医療体制について説明を受けるマンマーの研修員(課題別研修「地域保健システム強化による感染症対策(A)」)



宮城県東松島市で地元漁師と共に鮭の定置網を引き上げるインドネシア パンダ・アチェ市から来日した研修員(課題別研修「復興プロセスにおける地域づくりの新たな取り組み」)

だけでなく、知日家・親日家の育成、日本国内での地域活性化への貢献、グローバル人材の育成などの要素もあることを認識して、本邦研修の実施を進めています。

● 世界的にユニークな研修事業

技術協力の具体的な実施方法は、それぞれの分野の専門家やボランティア等を開発途上国に派遣して現地で行う方法と、開発途上国の関係者を日本に招いて行う方法の二つに大きく分けられます。「本邦研修」は、日本国内で技術協力を実施するさまざまな研修形態の総称です。

日本国内で実施する研修の意義は、日本の各分野の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりは、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。そのためには日本がこれまで蓄積してきた知識、技能、経験に対する理解が重要となりますが、これには、組織のノウハウや社会制度の背景・変遷を含めて、日本で直接見聞きして経験することで初めて理解できることが少なくありません。

また、日本という異文化に接し、自国の経験や実情を外国である日本から見つめ直すことで、開発途上国の研修員に自国の問題を異なる角度から検討する機会を提供できるのも、本邦研修の特長です。

なかでも、複数の開発途上国から来日した研修員が参加する「課題別研修」では、日本と自国の視点だけでなく、ほかの国の研修員との意見交換から得られる別の視点も加わります。そのため、参加者により複眼的な気づきを促し、極めて重要な示唆や発見を与えるものとなります。

本邦研修は、こうした日本ならではの知識、技能、経験を用いて、開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする技術協力の重要なツールです。

JICAは、全国10カ所の国際センターと3カ所の支部を中心に、毎年約1万人規模の研修員を受け入れています。その大半は途上国政府の関係者ですが、開発途上国のニーズの多様化や日本の協力内容の広がりなども反映して、近年、NGO関係者などの参加も増えています。

研修の実施にあたっては、国や地方自治体のほかに、大学、民間企業、公益法人やNGOなどとも連携し、国内各方面からの協力を得て、開発途上国の課題解決に対応する幅広い分野の研修を展開しています。

JICAの本邦研修は、規模と内容の多様性という点で世界でも極めてユニークな研修事業であり、日本の国際協力の大きな特長の一つとなっています。



研修員が帰国後もJICAや研修関係者とネットワークを維持・強化することを目的に、2013年3月に研修参加者対象のフェイスブックページが開設された

有償資金協力

緩やかな条件の開発資金を供与し、開発途上地域のオーナーシップを支援

開発途上地域の持続的な発展のために

多くの開発途上地域では、電力・ガス、運輸、上下水道などの経済社会基盤の整備が不十分です。また、近年、貧困問題に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、気候変動、紛争・テロ、金融危機などの地球的規模の問題が顕在化しています。このような問題に対処するため、国際社会では「ミレニアム開発目標(MDGs)」などの共通のゴールを設定し、各国がさまざまな施策を打ち出しています。

有償資金協力は、開発途上地域に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を供与し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

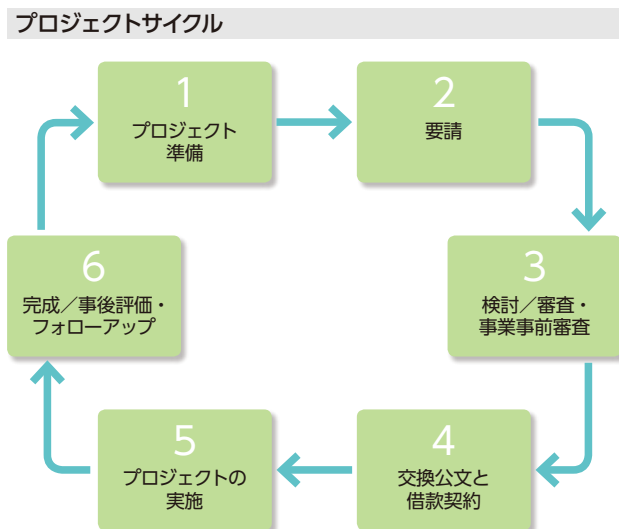
円借款

● 開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

● 円借款の流れ—プロジェクトサイクル—

円借款は、図のとおり大きく6つのステップを踏んで



実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼びます。

● 円借款の種類

1. プロジェクト型借款

① プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。

② エンジニアリング・サービス(Engineering Service: E/S) 借款

プロジェクト実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス(現場の詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成など)を本体業務に先行し融資するものです。プロジェクト借款と同じくフィージビリティ調査(F/S)などが終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となります。

③ 開発金融借款

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに二つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介することによって、その金融機関の能力強化や金融セクターの開発を支援することができます。

④ セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資します。対象セクターの政策、制度改善にもつなげます。

2. ノンプロジェクト型借款

① 開発政策借款

政策改善と制度全般の改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略の実施などを支援するための借款です。近年は、その方向性に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対し

て借款契約を締結し、資金を供与して、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主体となっています。達成の確認では、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で改革を支援します。この借款は、世界銀行など国際開発金融機関と協調して融資するケースが多くあります。

②商品借款

外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は、通常、両政府間であらかじめ合意した商品(工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械など)の輸入のために使用されます。

③セクター・プログラム・ローン

商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するものです。輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)を、あらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けます。

海外投融資

● 開発途上国での民間企業による 開発事業への支援

近年、開発途上国における経済・社会開発において、民間セクターの役割の重要性がますます高まっており、国際機関、欧米ドナー共に、民間セクター向けの支援を

大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業等が開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上などを目的とする業務です。2011年からの試行段階を経て2012年に本格的に再開しました。

● 支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行うことになっており、その対象はODA対象国における、①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「MDGs・貧困削減」、③気候変動等により貧困層が被る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

● リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで再開しました。JICAは部門間の相互牽制体制のほか、管理勘定*を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制およびリスク審査・管理体制を強化しています。

※ 2014年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は13億円、関係会社株式は673億円です。2014年3月期での経常収益は245億円(うち受取配当金244億円)、当期純利益は202億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として、海外投融資事業の資産を継承する形としています。経常収益は海外投融資に関する受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に関する関係会社評価等損、投資有価証券評価等損、借入金支払利息、貸倒引当金繰入、業務委託費等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用(例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等)は管理勘定収支に含めていません。

事例 フィリピン 災害復旧スタンドバイ借款

将来起こり得る災害に備えて

JICAは大規模災害発生時の迅速な復旧を支援し、フィリピンの災害リスク軽減・管理能力を強化するため、同国政府と円借款契約を締結しました。

「災害復旧スタンドバイ借款」第1号

2014年3月、JICAはフィリピン政府との間で500億円を限度とする「災害復旧スタンドバイ借款」の円借款貸付契約に調印しました。これはあらかじめ借款契約を締結し、災害後の復旧の準備をしておくためのものです。本借款は、2013年度に導入された同スキームの第1号供与となりました。

フィリピンは世界でも最も自然災害の多い国の一つです。ほぼ毎年発生する災

害による経済的、人的被害は甚大であり、また、社会基盤への度重なる被害は経済活動に長期的な影響を与えています。直近では、2013年11月に台風ヨランダがレイテ島、サマル島、セブ島、パナイ島、ボホール島、ネグロス島などのビサヤ地域を直撃し、死者6,000人以上という甚大な被害が生じました。

今後は気候変動の影響を受け、より強力な台風の発生や沿岸部の海面上昇による災害規模の深刻化も懸念されており、

災害リスクへの対応はフィリピン政府における喫緊の課題となっています。

フィリピン政府は、こうした状況に対し、①国家災害リスクの軽減・管理計画の策定および自治体の能力強化、②統合的な水資源管理の導入、③災害リスクの軽減・管理に関わる情報マネジメントといった政策を掲げ、災害リスク軽減・管理能力の向上を図っています。

本借款はこのようなフィリピンの「政策アクション」の実施を支援し、大規模災害発生時に生じる復旧段階での一時的な資金ニーズに応え、同国の災害リスク軽減・管理能力を強化するものです。

無償資金協力

開発途上国の将来の生活基盤づくりのための資金協力

● 国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に返済義務を課さない資金協力です。開発途上国のなかでも、所得水準の低い諸国を中心に、病院や橋の建設など社会・経済の基盤づくりや、教育、HIV／エイズ、子どもの健康、環境など、開発途上国の将来の国づくりの基礎となる協力を幅広く行っています。

JICAは、外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除いて、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査(協力準備調査)」、支払い業務などの「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

● 無償資金協力の実施の流れ

① 案件発掘・形成

プロジェクトの内容に関し、JICAは協力準備調査などを通じて相手国政府と協議しながら、相手国の現状、実施の目的、協力規模、実施した場合の管理・運営体制、期待される効果など、さまざまな観点から調査を実施します。また、これらの情報に基づき、必要な経費を積算します。

② 案件審査・実施決定

協力準備調査の実施過程と調査結果について、JICAは、日本政府と情報を共有しながら、プロジェクト実施の妥当性を検証し、協力内容を審査します。

日本政府は、調査の結果を受け、予算を確保するために必要な検討と手続きを行い、最終的に閣議で対象案件

の実施を決定します。

③ 交換公文と贈与契約

閣議決定後、相手国政府と日本政府の間で、プロジェクトの協力の目的や内容についてまとめた文書(交換公文)の署名が行われます。

これを受けてJICAは、相手国政府との間で具体的な贈与内容や条件を定めた「贈与契約」を締結します。

④ プロジェクトの実施

交換公文署名、贈与契約締結後の実施段階では、JICAは施設の建設や資機材の調達が適正に滞りなく行われるように、契約締結から建設の完了、資機材の引き渡しまで、相手国政府やコンサルタントに対して、助言や実施の指導を行います。

⑤ 事後監理

協力終了後は、相手国政府が維持管理を行いますが、機材の故障など、当初予想されなかった問題が生じることがあります。JICAは、必要に応じて資機材の調達、修理班の派遣、応急対策工事などのフォローアップ協力【→詳しくはP.136を参照ください】を実施し、協力の効果が持続するよう支援します。

● 新たな取り組み

1. プログラム型の無償資金協力事業の実施

(復旧・復興等への迅速かつ円滑な対応の促進)

紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズへ迅速かつ柔軟に対応することが求めら

無償資金協力の種類 (JICA実施分)

スキーム名	概要
一般プロジェクト無償	基礎生活分野、教育分野などにおいて実施するプロジェクト(病院や学校、道路の施設建設、公共輸送用車両などの資機材調達など)への支援
コミュニティ開発支援無償	人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援
紛争予防・平和構築無償	紛争終結国などにおける必要な経済・社会基盤の普及のための支援など
防災・災害復興支援無償	防災対策や災害後の復興支援
環境・気候変動対策無償	温暖化対策などに関する政策・計画策定およびプロジェクトへの支援
貧困削減戦略支援無償	貧困削減戦略を実施している国への財政支援
人材育成支援無償	若手行政官の育成に対する支援
水産無償	水産振興を図るための事業に対する支援
一般文化無償	文化の振興などに必要な機材の調達や施設整備の支援
テロ対策等治安無償	テロ・海賊対策など治安対策強化のための支援

れます。JICAは、外務省と共に、スマトラ沖大地震・インド洋津波の被害に対する無償資金協力事業等の教訓などを踏まえ、一つの案件・プログラムの下で複数の調達方式を柔軟に選択できるよう無償資金協力の運用の改善を行いました。

2013年度には、ヨルダン「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」の贈与契約を締結するとともに、フィリピンにおける台風ヨランダ災害の復旧・復興支援に関する案件形成を実施しました【→ 下事例を参照ください】。

2. 追加贈与の導入

JICAは、外務省と共に、為替レートの急激な変動の影響などに迅速かつ適正に対応するための追加贈与の制度を導入し、2013年度にはホンジュラス「デモクラシア橋補修計画」など計9件に適用しました。

追加贈与は、過去に閣議決定された無償資金協力の案件の供与限度額を事後的に増額する制度であり、既に試行的に導入されている予備的経費と共に、資機材の価格の高騰、施工条件と現場の相違、治安悪化・政情不安、自然災害といった途上国における想定外のリスクに柔軟に対応し、無償資金協力事業を受注する日本企業の円滑な事業実施に資するものです。

事例 無償資金協力によるビジネス環境整備

インフラシステムの輸出につながる支援

ミャンマー中央銀行の機能強化を支援

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、当該国におけるインフラ開発は持続的な成長や社会開発に欠かせません。

新興国等のインフラの開発やビジネス環境の整備を強化する取り組みとして、わが国はODA等を活用し、日本の優れた技術・制度・ノウハウなどの国際標準化を進めるとともに、日本企業によるインフラシステムの海外展開を図っています。

この方針に沿って、2012年度に引き続き、2013年度のJICA実施分として最大規模の支援を行ったミャンマーにおい

て、中央銀行の機能強化支援を行っています。

具体的には、金融セクターに対する信頼性を維持・向上させ、非効率な中央銀行の業務を改善するための業務ICT（情報通信技術）システムの整備に関する贈与契約を、2013年10月に締結しました。

本計画により、日本企業や関係機関のICTシステムに関わる高い技術やノウハウを提供することで、中央銀行

業務の効率化、ひいてはミャンマーの金融セクターの近代化が期待されます。



ミャンマー中央銀行の執務スペース——資金決済や証券決済など、業務の多くが紙台帳による手作業

事例 フィリピン 台風ヨランダ災害の復旧・復興支援のための無償資金協力の案件形成

「Build Back Better」被災地をより良い状態に再建するための支援

災害に強い社会の形成を目指して

フィリピンで2013年11月に発生した台風30号（フィリピン名：ヨランダ）は、フィリピン中部のビサヤ地方を中心に横断し、死者6,000名以上、被災家屋100万戸以上、避難民400万人以上といった被害を及ぼしました。

JICAは、国際緊急援助隊医療チームの派遣や緊急物資の供与などを実施するとともに、中長期的な復旧・復興を見据えたニーズ調査も行い、無償資金協力を

よる支援のあり方について検討を進めました。その過程では、災害以前の状態に復旧するだけでなく、被災地をより良い状態に再建する「Build Back Better」の方針をフィリピン政府と共有して、無償資金協力の検討方針にも反映させています。

無償資金協力では、台風ヨランダの被災地域において、災害に強い社会の形成に向けた、医療施設・小学校・地方政府庁舎などの社会インフラや、空港、電力

等の経済インフラ、気象レーダー等の防災インフラなどの早期復旧・復興等を検討しています。

東日本大震災などからの復興経験を踏まえた技術的な助言や、災害に強い地域づくりのための中長期的な復興計画策定支援などを実施する緊急開発調査「台風ヨランダ緊急復旧・復興支援プロジェクト」と連携して、早期の実施を目指しています。

フォローアップ

事業の付加価値を高めるフォローアップ協力

● 案件終了後の支援

JICAの事業は一定の協力期間を経て終了します。JICAは協力終了後も相手国の自助努力で事業の成果が維持・発展しているかを継続的にモニタリングし、必要がある場合には補完的な支援をします。このような支援を「フォローアップ協力」と呼び、二つの種類があります。

1. 施設・機材の問題を解決するフォローアップ協力

JICAの協力で整備・建設された施設や機材が自然災害で被害を受けたり、相手国の経済状況の悪化等による予算不足、維持管理の問題で機能しなくなったりした際に、問題を解決するために実施する協力です。

例えばアフガニスタンでは、わが国は1970年代からテレビ放送事業を支援しており、それをさらに発展させるため、2002年と2003年に無償資金協力でテレビ放送施設と機材を整備し、多言語24時間放送実現に貢献しました。

しかし、稼働開始から10年が経過し、経年劣化により各種機材に不具合が発生し、相手国側の自助努力だけでは緊急な対応は困難であったため、2013年にJICAはフォローアップ協力により機材の更新・修理を支援しました。

機材の更新では技術革新を考慮し、デジタル方式の番組制作機材等を整備したほか、機材の円滑な運用を目的に、実施機関の技師に本邦研修を実施しました。フォローアップ協力によりテレビ放送が安定的に継続できるようになり、アフガニスタンの人々の民生向上に役立っています。

2. 成果をさらに広げるフォローアップ協力

プロジェクトや研修の実施後に、相手国がプロジェクトや研修の目標に沿ってさらに付加価値を生み出せるように支援し、実施した事業の成果を普及・拡大する協力です。例えば2012年に防災行政強化を目的に実施した本邦研修にカザフスタンから参加した研修員は、日本の耐震建築技術やコミュニティ防災の取り組みに感銘を受け、母国で普及させることを目的としたセミナーを企画しました。

同セミナーの開催は2013年8月、フォローアップ協力の支援を通じて実現しました。開催地であるアルマトィ市は、カザフスタンで最大の人口を抱えるなかで、旧ソ連時代に建てられ老朽化した建物が多く、大地震発生の際には甚大な被害が予測されており、建物の耐震化、市民の防災意識向上が喫緊の課題となっていました。セミナーでは、帰国研修員が所属する非常事態省の中央・地方職員、アルマトィ市防災局職員、研究機関等の発表に加え、日本のアジア防災センターからの参加者による



テレビカメラの使用方法の説明を受けるアフガニスタン人技師
【写真提供：ソニー株式会社】

日本の取り組み事例の紹介などを通じて、本邦研修の成果が幅広く共有されました。

● 帰国研修員同窓会への支援

JICAは設立以来、31万人を超える研修員を開発途上国から日本に受け入れてきました。研修参加者は将来の母国の国づくりの担い手となり、日本との懸け橋となる貴重な「人的財産」です。日本の良き理解者である彼らとの友好関係を維持・発展させ、日本で習得した技術や知識を向上させるため、JICAはフォローアップ協力を通じて帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を支援しています。2013年現在、全世界で130団体の同窓会が組織されています。

例えばASEAN諸国では、青年研修事業(旧青年招へい事業)に参加した帰国研修員が各国で帰国青年同窓会を設立しています。その活動はASEAN全域に広がり、1988年にはASEAN帰国青年同窓会交流連絡会(AJAJA-21)が結成されました。交流フォーラムと同窓会代表者会議を毎年開催するなど、ASEAN域内で活発な交流が続けられています。

2014年2月には、インドネシア帰国青年研修員同窓会が、これまで培ったネットワークを駆使し、日本の関係機関や地元銀行などの協力を得て、「ASEAN加盟国の持続的都市づくりと2015年ASEAN共同体形成へ向け」をテーマに国際会議をジャカルタで開催しました。

会議にはASEAN事務局やASEAN日本政府代表部、日本政府観光局、国際交流基金、地元政府からの出席もあり、ASEAN各国代表者を含め9カ国70名が参加し、防災をはじめ多様な分野での日・ASEAN間のさらなる連携強化の重要性を確認するなど、日本とASEANの絆を象徴する会議となりました。

JICA-Net

時間と距離の制約を超えた新しい形の国際協力を実現

JICA-Netとは、JICAが推進する遠隔技術協力事業です。遠隔講義・セミナーの実施、マルチメディア教材の作成・多言語化、テレビ会議など、さまざまな情報通信技術を活用し、時間と距離の制約を超え、JICA事業の効率化と質の向上を図っています。

JICA-Netは、2000年に開催された九州・沖縄サミットで日本政府が提唱した「国際的な情報格差問題に対する包括協力策」を具現化するために設立されました。その後、マルチメディア教材や遠隔講義・セミナーなどコンテンツの蓄積、テレビ会議ネットワークの海外拠点の拡大に伴い、その効果が認知され、利用数も増加しています。

2013年度のテレビ会議システムの利用件数は約7,200件、接続時間は約1万1,600時間に上ります。現在、日本国内では本部を含む18機関に、海外では75カ国、78拠点にテレビ会議システムが設置されています。また、外部機関のネットワークとの相互利用も行っています。特に、世界銀行のGDLN(Global Development Learning Network)とは、施設利用のみでなく共同での遠隔セミナー企画・実施などのコンテンツの利活用にも取り組んでいます。

JICA-Netでは、以下のような手法により、遠隔技術協力の浸透を図っています。

● 遠隔講義・セミナーの実施

JICA事業の効率と効果を高めるツールとしてテレビ会議システムを活用し、日本からの派遣が困難な有識者による遠隔講義や、複数国をつないだ地域ワークショップなどを実施しています。

例えば、中南米地域4カ国(ホンジュラス・ボリビア・ドミニカ共和国・コロンビア)から研修員が参加した地域別研修「教員養成課程における教育改善方法の検討」では、本邦研修終了後一定期間を置いて、再度各国の帰国研修員と研修実施機関をテレビ会議システムで接続し、研修員たちによる活動報告会を実施しました。報告会では、研修員の間で各国の実際の取り組み状況に関する情報交換が行われるなど、研修効果の向上を図ることができました。

このように、JICA-Netの活用によってJICA事業の効率・効果の向上が図られています。

JICA-Net Library

JICA-Netライブラリは、JICAが技術協力用に作成したマルチメディア教材やセミナー資料を収蔵・公開し、JICA事業で活用されることを目的として運営されています。



JICA-Netライブラリを通じて、JICA-Netのデジタル・コンテンツが配信されている

● マルチメディア教材の作成

マルチメディア教材とは、動画、写真、文書などのさまざまな情報を統合しデジタル化したもので、JICA事業に関する知見を開発途上国の人々やJICA関係者と共有するなど、主に技術協力プロジェクト用の学習教材として活用することを目的に作成されています。これまでに開発したマルチメディア教材は、約270件あります。

マルチメディア教材は、日本語版、英語版のみならず、フランス語やスペイン語をはじめ、必要に応じて翻訳版も作成されており、日本の経験や開発途上国への国際協力の好事例などを、国や地域を超えて広く共有・普及するために活用されています。

例えば、徳島県上勝町の「いろどり」事業取材した、地元の資源を利用した地域開発を学ぶための教材「彩(IRODORI)一木の葉の里の元気づくり」は、シンハラ語やペルシャ語を含む7カ国語に翻訳され、さまざまな国と地域で活用されています。

● ウェブサイトを通じた教材の配信

遠隔講義セミナーのシラバス(授業計画)や資料、マルチメディア教材などのデジタルコンテンツは、ウェブ上に蓄積され、世界中のJICA事業の関係者の間で共有し再利用できます。2014年3月現在、約550件がウェブ上に蓄積されており、インターネット経由で世界中から必要なコンテンツを探すことができます。

「JICA-Netライブラリ」ウェブサイト

➔ <http://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html>

事業評価

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルを活用した事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども反映しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行っています。

このようにPDCAサイクルに沿って評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

● JICAの事業評価

1. プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

【→ 図を参照ください】

2. 援助スキーム間で整合性のある手法・視点による評価

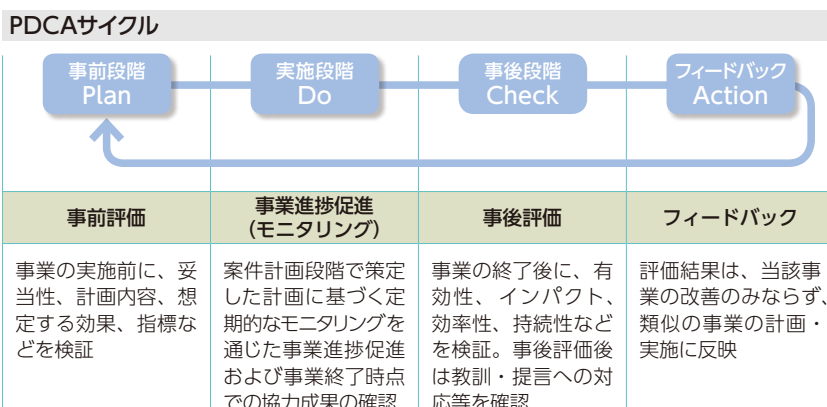
JICAでは、援助スキームの特性を考慮しながら、基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。

PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階のモニタリング・評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」による評価、レーティング制度などの開発により、統一感のある評価結果を公表しています。

DAC評価5項目による評価の視点	
妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と効果の係に着眼し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

3. テーマ別評価による横断的・総合的な評価

JICAでは、地域、課題セクター、援助手法など、ある一定のテーマを設定し、そのテーマに関連したプロ



ジェクトについて、評価結果を総合的に分析・検証する「テーマ別評価」を実施しています。

特定の課題に共通する傾向や問題の抽出、複数の案件を比較して協力の類型による特性やグッド・プラクティスなどを抽出する「総合分析」もこれに含まれ、テーマに関連した提言・教訓を抽出します。さらに、協力プログラムの評価等、評価手法の開発等を目的とした評価も実施しています。

4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を取り入れています。さらに事後評価結果等をJICAウェブサイトで公開することで、透明性を確保するよう取り組んでいます。

また、外部者の視点が事業評価に反映される仕組みとして外部有識者で構成される事業評価外部有識者委員会から、評価の方針や評価体制、手法などに関する助言を得ています。

5. 評価結果の活用と評価の質の確保・向上

JICAの事業評価は、PDCAサイクルの「Action」(評価結果の活用、フィードバック)を通じて「Plan」「Do」の質を高めることも目的としています。そのため、JICAは評価の質の確保、さらなる向上に取り組んでいます。

また、評価対象事業の改善に関する提言、実施中あるいは将来の類似事業に対する教訓に加え、テーマ別評価等の横断的分析・評価を通じて、今後はJICAの協力プログラムや課題別指針などのJICAの協力の基本方針へのフィードバックを行っていきます。

相手国政府に対しても評価結果をフィードバックすることにより、相手国政府の事業、プログラム、開発政策などの上位政策に反映されるように努めています。

環境社会配慮ガイドライン

● 環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。

持続可能な開発を実現するためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それらを回避または最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に係る費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。

現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています*。ガイドラインは、JICAのウェブサイト【→ <http://www.jica.go.jp/environment/index.html>】で閲覧・ダウンロードでき、その英語訳や仏語訳、西語訳、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます。

● ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小限にとどめ、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるように支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下のものが含まれます。

1. 環境社会配慮の確認

JICAは、プロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、そして事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリのいずれかに分類する「スクリーニング」と、プロジェクト実施を意思決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、プロジェクトの実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に

環境カテゴリ分類

カテゴリ A	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
カテゴリ B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリ C	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリ FI	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じてA(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリにプロジェクトを分類します。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューの手続きでは、相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。

特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響について確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するといった透明性の確保にも努めています。

環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目につき相手

* 2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すとともに、必要に応じた支援を行います。

2. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるようにさまざまな支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」などの枠組みのなかで、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業や技術協力によって、相手国等の能力強化も行っています。

さらに日本国側の支援体制強化のために、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、世界銀行やアジア開発銀行

の環境社会配慮担当者との協議や情報交換も実施しています。

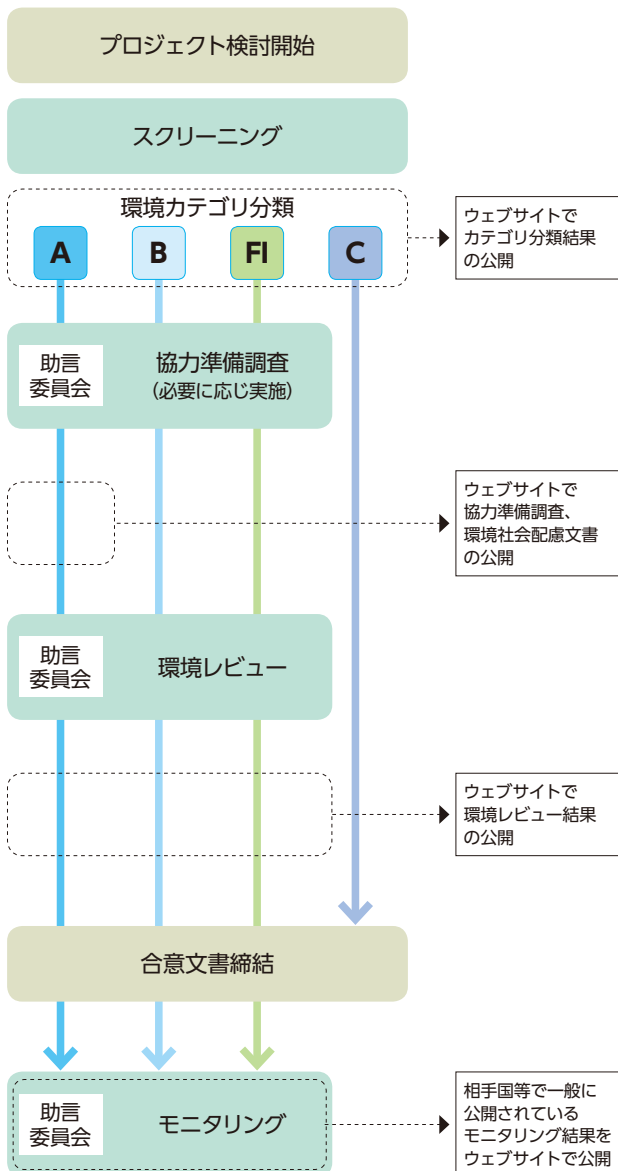
3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。また、必要に応じて、臨時委員を任命しています。

2013年度には、委員全員が参集する「全体会合」を11回開催したのに加え、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討する「ワーキンググループ会合」を25回実施しています。

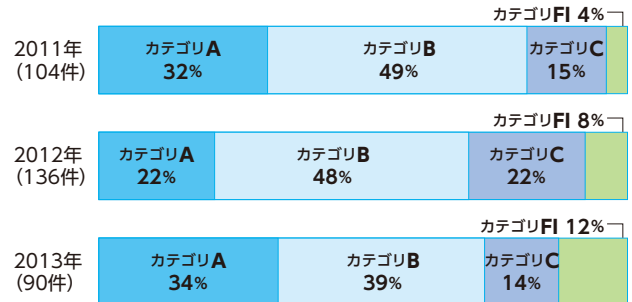
環境社会配慮助言委員会の委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」のなかの「環境社会配慮助言委員会」で公開しています【→ <http://www.jica.go.jp/environment/advice/index.html>】。

環境社会配慮確認の手続き

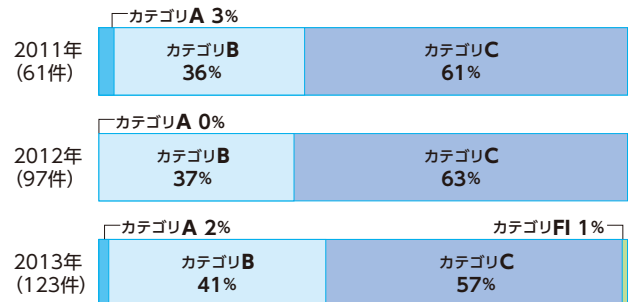


JICA事業のスクリーニング実績と環境カテゴリの割合の推移

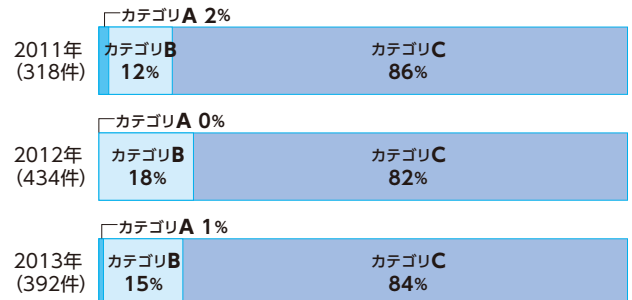
有償資金協力



無償資金協力



技術協力 (技術協力プロジェクトおよび開発計画調査型技術協力)



※ 件数はJICA審査部が審査・スクリーニングを行った要請の数であり、年度内にJICAが採択・承諾した案件の数とは一致しない場合があります。四捨五入の関係上、総数が100%にならない場合もあります。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。異議申立手続は、ガイドライン不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、JICAの事業担当部署から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【➡ <http://www.jica.go.jp/environment/index.html>】のなかの「異議申し立て制度」(和文)と、「Environmental and Social Considerations」【➡ http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/index.html】のなかの「Objection Procedures」(英文)で公開しています。2013年度に異議申立の受領はありませんでした。

5. 情報公開

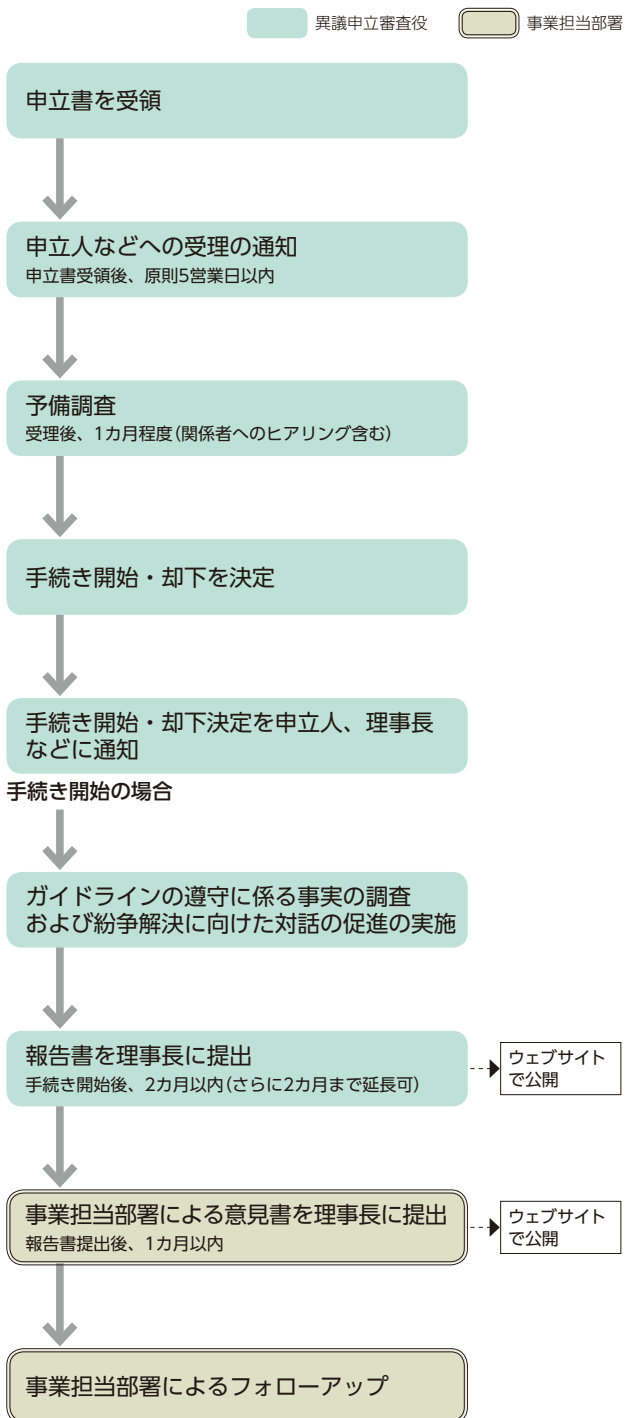
JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、相手国等が主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則った適切な方法で公開しています。例えばカテゴリAのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書をJICAウェブサイトで公開しています。

また、大規模な非自発的住民移転を含むプロジェクトについては、住民移転計画を公開しています。そのほか環境社会配慮助言委員会の結果や、異議申立手続に関する情報をウェブサイトで公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【➡ <http://www.jica.go.jp/environment/index.html>】をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、ほかの国際金融機関が定

異議申立手続



めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティス(優れた取り組み)を参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議などにも参加して世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信して、より良い環境社会配慮の実現に貢献しています。

金融リスク管理

JICAが開発援助の手段としている有償資金協力業務(円借款等)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関とは異なりますが、金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統括的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、JICAの有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統括的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

有償資金協力業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクの把握、分析、管理の状況については以下に示します。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務では、その主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

① 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

信用格付では、債務者の種類に応じて

ソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

② 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、JICAの保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定等を整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行うという体制を取っています。資産自己査定の結果は、JICAの資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

③ 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパブリック等国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

為替リスクについては、JICAは外貨貸付を行っておりませんが、2012年度に制度導入された外貨返済型円借款では、融資先の求めに応じ、円建て融資が外貨建てに変換された場合、為替リスクが発

生じます。このリスクは、通貨スワップを利用することでヘッジします。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

海外での安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、治安維持能力も十分とはいえないことから、多くの一般犯罪が発生しています。また、政情が不安定でクーデターの可能性がある国や、長年、内戦が続いている国もあります。内戦終結後、政情が不安定で治安上多くの問題を抱える、平和構築段階にある国もあります。また、世界各地にはテロの危険性も存在しています。さらに、日本とは異なる交通習慣の下、未整備な交通インフラや未熟な現地運転者による交通事故のリスクが高い国も多くあります。

JICAは、こうした国々で活動を続ける関係者が、安全かつ安心して生活し、活動ができるよう、安全対策と危機管理に力を入れています。関係者の犯罪被害は、5年間連続して減少しており、2013年度の犯罪被害報告件数は前年度より45件少ない1418件でした。防犯意識の向上のための研修の徹底、防犯・通信設備の整備、巡回指導の充実など、継続的な安全対策の実施が、状況改善につながっていると考えられます。

● 関係者への安全対策研修の実施

出発前の専門家やボランティア、随伴家族を含めたほぼ全関係者に対し、安全対策に関する研修を実施しています。研修では、地域ごとの犯罪の特徴に加え住居の選び方、現地の人との接し方、貴重品の保管方法、強盗、カージャック、銃器犯罪への対応などに関し、防犯と有事の対応の観点から具体的・実践的な指導・助言を行います。

また、任地に到着した時点で、JICAの在外事務所等より、最新の現地治安状況や防犯対策について、国別の事情に特化したオリエンテーションが行われます。加えて、JICAの在外事務所等が中心になって、活動中の全JICA関係者向けの安全対策連絡協議会を年1~4回開催しています。協議会では、最新の現地安全情報の提供、被害体験や教訓・情報の関係者間の共有がなされ、同じ環境の下に暮らし仕事する者同士が、日々の工夫や安全対策の具体的なノウハウを交換して安全への意識を高めています。

● 専門的な安全対策アドバイザーの配置

JICAは、現地での安全対策を強化するため、その国の治安や安全管理に詳しい専門人材を「安全対策アドバイザー」として登用、活用しています(全世界で86

名、2013年度)。安全対策アドバイザーは、日々の治安情報の収集・分析とJICA関係者への発信・指導、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の安全対策を実施しています。現地の犯罪傾向を熟知した安全対策アドバイザーは、過去の日本人の犯罪被害の具体例も踏まえた安全指導を行っています。

また、JICA海外拠点のない国でも、現地の治安情報を収集・分析・発信するための人材を配置している場合があります。

● 在外および本部の緊急連絡体制の構築

JICAは、各国で全関係者を網羅した緊急時の連絡体制を構築しています。連絡手段は、固定電話、地上波携帯電話、衛星電話や無線があり、有事の際の迅速な情報伝達・安否確認などを想定した連絡体制の整備は、安全対策の重要な柱です(衛星電話配置状況：87カ国760台)。

また、JICA本部は、海外からの緊急連絡を365日24時間途切れることなく確実に受け付け、対応できるよう、管理職員の輪番制による待機体制を維持しています。

● 安全対策のための調査団派遣

安全上特に懸念がある国に対し、本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の安全状況を確認し、現地調査の結果に基づいて国別の細かな安全対策措置を講じています。一つの国に対しても地域ごとの治安状況を分析して、JICA関係者の活動範囲を決定し、援助ニーズに応えるようにしています(15カ国へ派遣、2013年度)。

一般犯罪の多発している国へは、住居防犯、銃器犯罪対策などの指導のため、本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者に直接安全指導をします(12カ国へ派遣、2013年度)。

交通安全対策については、各種の指導マニュアルを作成してJICA関係者に配布するとともに、各国の交通事故発生状況を定期的に周知し、交通安全意識の醸成に努めています。また、現地からの要望などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しています(4カ国へ派遣、2013年度)。

● 関係者住居の安全確保

JICAの海外拠点では、専門家やボランティアなどの住居のセキュリティチェックを行い、安全性を確認しています。ま

た、必要に応じて防犯設備の設置や警備員の備上、アラーム警備体制の整備にかかる経費をJICAが負担しています。例えば、防犯設備では、塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鉄格子の設置、鍵の付け替え、補助錠の取り付け工事などを実施しています。

● 民間企業等との安全管理情報の共有

海外進出民間企業等との安全管理情報共有の場を設け、JICA安全管理概要の紹介や海外における事業実施、安全対策上の現状・課題に関する意見交換を実施しています。また、外部組織の安全担当者へ、専門家、ボランティア向けの研修への参加機会を提供しています。

● テロ対策

最近の懸念は、テロの可能性のある国・地域の増加と、近年の国際テロ組織による大規模な事件の増加です。これまで、中東・南アジア・アフリカなどで欧米権益などを狙ったテロの発生がありましたが、今後は日本人がターゲットとなる可能性も否定できません。リスクの高い地域で勤務するJICA関係者には、テロに巻き込まれないための具体的な注意事項を赴任前研修や到着後のオリエンテーションなどの機会にブリーフィングするなど、関係者の意識を高めリスクの回避を図っています。

● 平和構築・復興支援地域での安全対策

アフガニスタン、イラク、コンゴ民主共和国東部、スーダン(ダルフル地方)、南スーダン、パキスタンなどの紛争終結国、紛争が継続している地域で、平和構築・復興支援のため多くのJICA関係者が活動しています。そうした地域で活動する他援助機関や国連機関の対応を参考とし、流動的な政情や治安状況を日々注視しつつ、行動地域や活動時間の制限、無線や防弾車両などの装備の検討など、リスク軽減に必要な安全対策措置を施して事業を行っています。

また、誘拐、政変や暴動、テロなど予想不可能な事態もあり得ることから、潜在的なリスクにいかに対処するかの現場のノウハウが重要となります。そのため2003年から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) e-Centreとの連携による、より実践的な「安全管理研修」(Security Risk Management Training)やWebベースでの研修を実施しています。

業績評価制度

JICAは、独立行政法人として、業務の質および効率性の向上を図るとともに、透明性を確保しながら、公共性の高い業務を確実に実施することが求められています。これを適切に進めるための仕組みとして、中期的な目標管理と第三者による事後評価の制度が「独立行政法人通則法」に定められています。

● 中期的な目標管理と業績評価制度

具体的には、JICAは、主務大臣が定める5年間の中期目標の下で、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を得ます。また、中期計画に基づく年度計画を作成し、主務大臣に届け出ます。これらの計画に基づく業務の実績は、中期目標期間と事業年度ごとに取りまとめて、外務省独立行政法人評価委員会の評価を得ることとなっています。

報告を受けた外務省独立行政法人評価委員会は、JICAの業務実績を評価し、その評価結果は外務省のウェブサイト上に公開されます。さらに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が、外務省独立行政法人評価委員会が行ったJICAの評価結果について、横断的な観点から意見を述べます。

中期目標期間の終了時には、主務大臣がJICAの業務を継続させる必要性と組織・業務全般の見直しを検討し、所要の措置を講じます。また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、JICAの事務および事業の改廃に関し、主務大臣に対して勧告ができます。

● 中期計画・年度計画の達成に向けた取り組み

JICAは、中期計画・年度計画の達成に向けた業務の進捗状況の内部モニタリングを行っています。また、内部に設置した「業績評価委員会」で、外部有識者も交えて、業務実績の報告内容を検討しています。

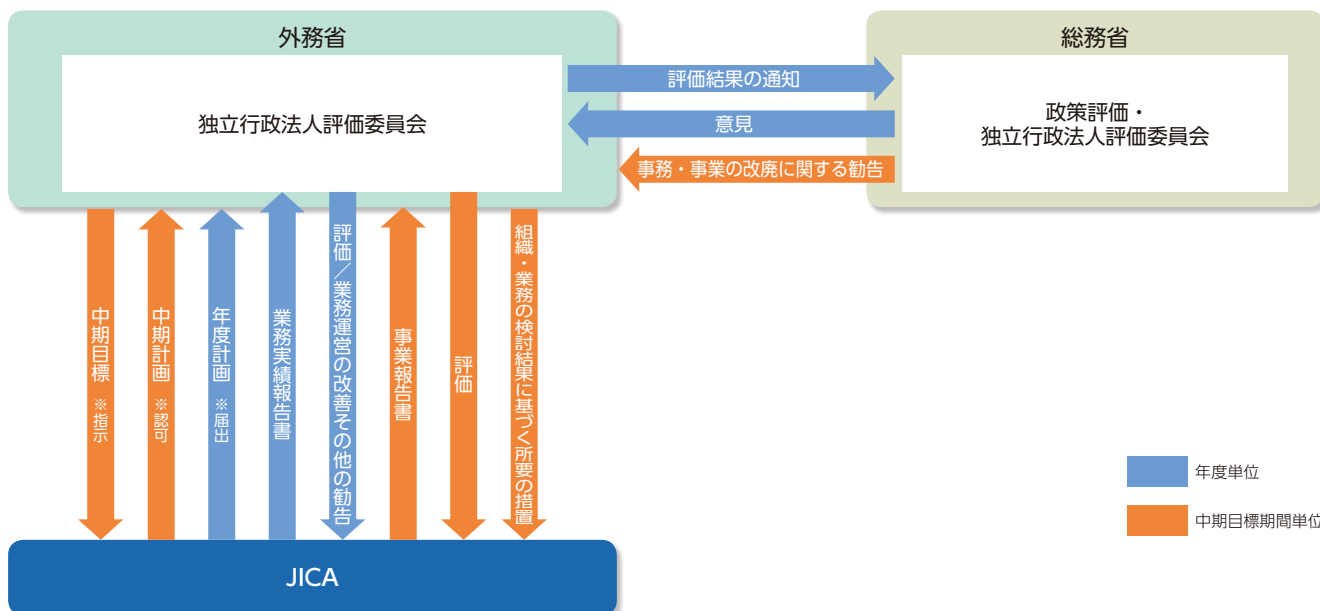
JICAは、外務省および総務省の評価委員会による評価と内部モニタリングの結果を踏まえ、業務の質の向上と業務運営の効率化に取り組んでいます。なお、2012年度の業務実績については、外務省独立行政法人評価委員会から、「平和の構築」と「国際社会におけるリーダーシップへの貢献」の面で、特に優れた実績を上げたという評価を得ました。

現行の第3期中期計画(2012～2016年度)は、業務の質の向上のため、わが国政府が開発協力の重点課題に掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題、平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行うことを掲げています。

具体的な措置として、国・地域別および課題・分野別の分析に基づき、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進、企業・地方自治体・NGO・大学との連携や国際社会におけるリーダーシップへの貢献の強化をはじめ、戦略的な取り組みを進めることとしています。

また、組織運営の機動性向上、契約の競争性・透明性の拡大、経費の効率化などについても引き続き取り組んでいくこととしています。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み



情報公開

JICAでは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)第二十二条に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

● 組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画等

● 業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画等

● 財務に関する情報

決算公告等

● 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、監事監査報告、監事監査意見書、内部監査報告、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書等

● 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧等

● 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況等

● もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細がご覧いただけます。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン

<http://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン

<http://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

開示請求の件数							(単位：件)
請求区分		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	計
郵送		8	20	4	17	10	59
受付窓口	本部	24	13	13	7	1	58
	国内機関	0	0	0	0	0	0
他機関からの移送受け付け		0	0	0	0	0	0
合計		32	33	17	24	11	117

開示決定等の件数								(単位：件)
処分区分			2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	計
処理済み 開示決定等の措置済み	全部開示		5	3	1	0	4	13
	部分開示		24	20	14	22	3	85
	不開示		2	9	1	1	2	15
取り下げ			1	1	1	1	0	4
他機関に全部移送			0	0	0	0	0	0
合計			32	33	17	24	9	117

注 1. この表は、受け付けた開示請求1件ごとの、または他の機関から移送された事案1件ごとの処理状況を分類したものです。
 2. 「他機関に全部移送」とは、受け付けた開示請求事案を法第12条もしくは第13条に基づき、他の機関にすべて移送したことで処理済みとしたものを示しています。1事案を分割して複数の行政機関に移送している場合も、1件としてカウントしています。また、受け付けた開示請求事案の一部を他の行政機関に移送したものは、「他機関に全部移送」にはカウントせず、移送しなかった部分を1件として、「開示決定等の措置済み」、「取り下げ」または「処理中」のいずれかに計上しています。
 3. 「取り下げ」は、開示請求を一旦受け付けた後に、開示請求者から開示請求を取り下げるとの申し出があり、その結果、開示決定等を行わずに処理済みとなったものを指します。なお、受け付け段階において情報提供を行ったことで開示請求者が開示請求を取りやめたものなど、受け付けがなされていないものは対象としていません。

コンプライアンス

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

● JICAのコンプライアンス態勢

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス態勢は不可欠の要素です。

こうした認識の下、JICAは、コンプライアンスを組織として取り組むべき経営の最重要課題の一つと位置づけ、行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

具体的には、独立行政法人通則法に基づく、監事による監査や会計監査人による監査に加え、理事長直属の内部監査担当部門として、他部門から独立した監査室が定期的に監査を実施し、JICAの業務が適正かつ効率的に遂行されるように努めています。

また、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報制度を設けています。加えて、コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的に開催しています。

さらに、JICAのコンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指

針としています。

こうした基盤のうえに、JICAは、コンプライアンス態勢の組織的な定着を目指し、コンプライアンス委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づいて、各年度のコンプライアンスに関する活動を進めています。

● 2013年度の活動

2013年度は、JICAの内部統制の全体像について、「JICAにおける内部統制」として内外に示し、そのなかでコンプライアンスが内部統制の目的の一つであることを明確に位置づけました。

また、JICAの職員等のコンプライアンス意識向上のために、コンプライアンス委員会の報告会や、コンプライアンス担当部署から担当者が在外拠点や国内拠点に出張し、職員等に対するコンプライアンス研修を実施するなど、態勢強化の活動を行いました。

さらに、在外拠点の現地スタッフに対し、テレビ会議システムを通じた遠隔研修を実施するなど、本部以外の拠点を含む、JICA全体のコンプライアンス態勢の強化にも努めています。

広報活動

JICAは、本部をはじめ日本全国にある国内拠点と世界中の海外拠点を通じ、国内外の方々へ幅広く積極的な広報活動を行っています。

● 広報戦略と実績

国際協力に対する一層の理解と参加の促進のため、JICAは、国際社会の抱える課題や国際協力を通じた取り組みと成果、さらには日本との関わりなどの情報を、一般の方々および研究者やメディア・企業関係者など、さまざまな方々の興味・関心に応える形で積極的に発信しています。

一般の方々向けには、開発途上国を取り巻く課題は何か、その解決にどのような意義があるのか、解決に向けてどのような取り組みがなされ、どのような結果につながったのかなど、国際協力についての重要性や成果を広く知ってもらうため、具体的な事実を中心に、そこで活躍する人々のヒューマンストーリーも交えながら、ウェブサイトなどを通じて発信しています。また、個別事業を写真付きで紹介する「ODA見える化サイト」の掲載件数を大幅に増やして、JICA支援事業の内容をわかりやすく公開しています。

JICA広報誌では、世の中の流れや国際会議のタイミングを踏まえて、特集を組んでいます。2013年度は、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)、日・ASEAN特別首脳会議など、多くの国家元首が参加する国際会議が日本で開催された年でした。JICAの事業は、それぞれの会議に密接に関係していますが、一般の方々には、なじみの少ない内容も含まれることから、ウェブサイト、広報誌を活用して、よりわかりやすい形でJICA事業および国際会議の動きを紹介するなどの取り組みを行いました。

また、若年人口が多く、ビジネスポテンシャルが極めて高いが、日本人が普段知る機会の少ない、バングラデシュ、パキスタンについて、ビジネスパーソン向け情報配信サイトと協力して情報を配信しました。両国の現状と課題、日本の支援の状況、日本企業の進出の可能性を動画を交えて紹介しました。

さらに、情報収集手段が多様化している昨今の状況を踏まえ、Facebook、Twitter、YouTube、Ustreamなどのソーシャルメディアを通じた情報発信を行い、より多くの方々にJICA事業に関する情報が届くように改善しました。

報道メディア向けには、本部や国内外の拠点から、タ



JICAウェブサイト



ODA見える化サイト



日本を代表する製造会社の産業技術記念館を視察する開発途上国のメディア関係者

イムリーなプレスリリースの発信を行うほか、資源・エネルギー、水、防災、ジェンダー、都市開発といった分野や、アフリカ、ASEANなどの地域等をテーマにしたメディア関係者向け勉強会を開催し、最近のJICAによる協力の動向などについて情報提供しています。また、国内および海外の報道メディア向けに、途上国における協力事業や日本で実施している研修の現場を実際に見ても



広報誌「mundi」



英文広報誌「JICA's WORLD」

らう機会も提供しています。

また、メディア、学界、経済界などのオピニオンリーダー層に対して、国際協力の意義と重要性を伝えるために、中小企業の海外展開への支援をテーマにJICA広報誌の特別号を発行しました。海外メディア向けとして、2013年度は「開発途上国の課題解決に貢献する日本の技術」をテーマに、9カ国13名のメディア関係者を日本に招き、途上国からの研修員受入の現場、高速道路や鉄道などのインフラの高い運営維持管理技術、途上国の課題解決とビジネスの海外展開の両方を目指す日本の中小企業などを取材してもらいました。

海外への情報発信については、ウェブサイトや英文広報誌などの活用を強化しています。2013年6月に開催されたTICAD Vと12月の日・ASEAN特別首脳会議の会場では、アフリカおよびASEAN特集の英文広報誌を広く配布することで、メディア等の関係者に対する発信に努めました。

● 国内拠点・海外拠点の広報の取り組み

国内拠点、海外拠点でもさまざまな広報の取り組みを行っています。

国内拠点の広報に関しては、フィリピン大型台風による被害が発生した際の国際緊急援助隊の活動について、隊員の出身地のメディアなどに対し、隊員の被災現地での活動を紹介することに力を入れました。また、JICAの支援の下、中小企業が途上国において実施する調査や事業についても、各国内拠点から地方メディアに向けた情報発信を積極的に行いました。

海外拠点に関しては、現地メディアへの発信と現地オピニオンリーダー層との関係の構築を重視した活動に取り組まれました。その一環として、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオスのJICA在外事務所長と現職・元閣僚との対談を実施し、その概要を記事としてJICAのウェブサイト(日本語、英語)に掲載しました。

JICAオフィシャルサポーター



ブラジルの防災プロジェクトを視察する北澤さん

JICAオフィシャルサポーターとは、開発途上国の抱えるさまざまな課題解決に協力しているJICAの活動を、著名人を通して市民に広く知ってもらうための制度です。元サッカー日本代表の北澤豪さん、シドニーオリンピックの女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんの2名がオフィシャルサポーターとして活動中です。

過去20カ国以上の途上国を訪問してきた北澤豪さんが2013年度に訪れたのは、翌年にワールドカップ開催を控えているブラジル。土砂崩れなどに対する防災支援や、交番システムによる地域警察活動普及プロジェクト、環境保全・修復のためのアグロフォレストリー普及支援などを視察したほか、恒例のサッカー教室を開催し、子どもたちとの交流を深めました。この訪問の様子は、テレビのニュース番組でも取り上げられました。

高橋尚子さんは、インドネシアとフィリピンの2カ国を訪れました。インドネシアでは、洪水対策の機能を持つ排水機場、市民警察活動の全国展開プロジェクト、フィリピンでは、交通渋滞や大気汚染の進行に対応するための軽量高架鉄道システムの拡張事業、防災対策を目的とする河川の改修事業などを視察しました。

さらに、インドネシアの南スラウェシ州マカッサルでは、マラソンクリニックを開催して、地元の多くのアスリートたちと一緒に走った高橋さん。走るコツを伝授するとともに、彼女自身が世界記録を達成したペースを体感してもらうなど、参加したアスリートたちとの絆を深めました。



フィリピンの軽量高架鉄道に乗車する高橋さん



インドネシア・南スラウェシ州マカッサルでマラソンクリニックを開催

業務改善への取り組み

JICAでは、中期目標・計画に基づき、組織の業務改善に向けた取り組みを実施しています。

なかでも重点的に対応すべき事項として、開発ニーズの多様化や政府開発援助政策を取り巻く環境の変化、政策的要請などに効果的かつ効率的に対応できる体制の整備などに積極的に取り組んできたほか、適切な予算管理と経費の縮減、契約の競争性・透明性の拡大などにも取り組んできました。

これらの取り組みを通じて、自律的・能動的に新たな価値の創造を提供・発信することを目指します。

具体的な取り組み事例は、以下のとおりです。

● 組織体制の改善に向けた取り組み

経営戦略機能の強化として、業務の絞り込みや新しい事業形態の開発などの事業企画と、それを実現するために必要な組織のあり方などを検討し、その結果に基づいて具体的な施策に着手しました。

2012年10月に海外投融資業務の本格的な再開が決定されたことを受け、2013年度にJICAは、民間連携室を民間連携事業部に改編するとともに、海外投融資の審査・案件監理の強化を図るべく課を増設しました。

また、業務のさらなる効率化を図るために、複数の課にわたって実施してきた中小企業等海外展開支援事業を一元的に実施する体制を構築するなど、各部署の所掌業務の調整などを行いました。

加えて、プログラム化の推進のため、複数の部署に係る複合的な課題に取り組むための枠組みとして、「チーム制」を導入しました。

このような取り組みの結果、JICAの組織体制は、2013年度末時点で24部、4室、2事務局、1研究所となっています。今後も引き続き、意思決定の迅速化、責任・権限の明確化などの取り組みを推進していきます。

● コスト縮減・調達競争性向上に向けた取り組み

JICAは、コストのさらなる削減と合理化、調達の競争性を向上するための取り組みを継続し、その結果を以下のページで公表しています。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく当機構の取り組みについて

→ http://www.jica.go.jp/information/info/2012/20120831_01.html

調達の競争性の向上を図るために、競争性のない随意契約に対する第三者による網羅的な点検、定型的な事務処理に関する業務委託契約の一般競争入札化(総合評価落札方式)、応募要件の緩和(独自の登録制度の廃止、プロポーザルの作成負担軽減)、実施予定案件情報の期間に余裕のある公開等の取り組みを行いました。なかでもコンサルタント等の契約については、一者応札・応募率(件数ベース)が2012年度の39.6%から2013年度は30.5%と、約10ポイント減少しました。

また、2013年度には、JICA横浜国際センターの施設管理について、「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの対象として民間競争入札を実施し、その結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られました。

今後も、同センターの事例をモデルとして、他のセンター等の施設管理についても同様に競争性向上への取り組みを推進し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)等を踏まえた適切な見直しを行っていきます。

● 在外機能の強化

在外機能の強化として、各海外拠点における事業環境の変化に応じた体制強化・見直し、加えて、本部による在外サポート体制の強化を進めています。

環境への取り組み

JICAは、持続的発展との調和を図りながら、地球環境の保全へ向けて、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年4月1日に環境への取り組みの基本方針を「環境方針」として公表し、環境マネジメントシステム(EMS)の本格運用を開始しました。2005年度には本部を含む国内の全機関でISO14001の認証を取得し、その後も毎年審査を受け、認証の継続が認められてきました。

ISO14001の枠組みも活用した環境に関する取り組みを展開してきた結果、活動が浸透し、省エネ・省資源など環境負荷の低減に一定の成果を上げることができました。一方で昨今は、環境法規制の遵守等、社会的責任への的確な対応がより強く求められていることから、JICAにおいても、従来以上に省エネルギー・省資源・環境法規制への対応に重点を置く必要があります。そのため、効率的・効果的なEMSを再構築するとの観点から、2013年にJICA独自のEMSへ移行し、ISO14001の基本的な考え方を取り込みつつ、環境への取り組みを推進しています。

● 環境方針

JICAは「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

● 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ▶ 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力事業の推進
- ▶ 気候変動に関する取り組み
- ▶ 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等

が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

● 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ▶ JICAの環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開
- ▶ 環境問題についての継続的な調査・研究の実施および提言
- ▶ セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA役職員、JICA業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

● オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ▶ 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進
- ▶ グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進

● 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトをご参照ください。

→ [JICAウェブサイト](#)

<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>



なんとかしなきゃ!

見過ごせない——55億人

なんとかしなきゃ! プロジェクト 4年目の取り組み

市民参加型の国際協力推進活動として、2010年7月にスタートした「なんとかしなきゃ! プロジェクト」(なんプロ)。国内の市民団体、国際機関、政府機関、企業、地方自治体、教育機関など、国際協力の担い手がなんプロメンバーとして連携して情報発信することで、国際協力への関心、理解、支持、行動・参画が波紋のように社会全体に広がっていくことを目指しています。

フェーズⅡがスタート

2013年、なんプロは活動を始めて丸3年を迎えました。そのため、従来の活動を見直し、再度目的や手法を整理して「フェーズⅡ」として新たに再出発することとしました。

ロゴマーク、キャッチコピー、ポスターなどを見直し、ウェブサイトもリニューアルしました。今回の改定では、海外の国々や国際協力、国際交流などに少しでも興味を持ってくださった皆さんが、次のステップとして何か具体的なアクションを起こせるような情報を発信すること、また、発信の方法やアプローチについても見直しを行い、情報をわかりやすく整理することを主眼としました。

結果として、ウェブサイトの内容をサイト訪問者の“見たい”“知りたい”に焦点を合わせ、内容を再整理したことで、訪問者の興味により対応した、なんプロメンバー団体の情報を得られやすい体裁に

変更することができたのではないかと考えています。

2013年度は、まず2012年度末から取り組んだ「アフリカ」をテーマとした広報を継続し、2013年6月に行われた第5回アフリカ開発会議(TICAD V)を広報の面からサポートしました。同会議には、たくさんのメンバー団体が参加しましたので、メンバー団体の活動がより多くの人の目に触れるよう、複数のアプローチを使って広報活動を行うように留意しました。

TICAD V終了後は、日・ASEAN友好協力40周年のタイミングをとらえ、ASEANを中心としたアジア地域をより身近に感じてもらえるよう活動しました。その後は、毎年3月8日に制定されている「国際女性の日」を足掛かりに、世界各地に存在するジェンダー・人権の問題をテーマとして取り上げました。また、そのような中心的なテーマだけでなく、フィリピンを襲った大型台風によって大

きな被害を受けた現地からの復興の様子を取り上げるなど、タイムリーな話題を提供するにも努めてきました。

年度の後半である2013年10月と2014年2月に行われた東京、名古屋、大阪の国際協力フェスティバル(東京:グローバルフェスタ、名古屋:ワールド・コロボ・フェスタ、大阪:ワン・ワールド・フェスティバル)では、さかなクン、桑山紀彦さん、ルー大柴さんが途上国の現状について自分の目で見て感じたことを自らの言葉で聴衆に語りかけてくれました。

また、フェーズⅡから導入した「なんとかしなきゃ! ボタン」を使ったアトラクションでは、クイズに答えることによって自分が参加「できる」、もしくは「したい」国際協力の形を知ることができ、イベントを行うたびにたくさんの皆さんに参加してもらいました。さらに、イベントの最後には「なんとかしなきゃ! ボタン」をクリックしてもらい、連日400人余りの皆さんに参加してもらったことがわかりました。

プロジェクトがなんプロのウェブサイトと共に力を入れているFacebookによる情報発信では、メンバー団体の動向や、その時々トピックを紹介しています。また、著名人メンバーの途上国への訪問レポートなどをわかりやすくお届けしています。2013年度には、連載記事を掲載する取り組みも何度か行い、年度末までに1万5,016人の「ファン」を獲得し、発信力を拡大しています。

2014年度は、若年層、学生層の皆さんへより一層の情報発信を行っていくとともに、地域のメンバー団体からのニーズをくみ上げ、日本全国の情報入手できる体制をつくるように活動していく予定です。



2013年9月にウェブサイトをリニューアルしました。国際協力・国際交流に関心がある人に次の一歩を提案できるメディアでありたいと考えています



グローバル・フェスタでは多くの人たちが「なんプロブース」を訪れてくれました。写真のワン・ワールドフェスティバルは関西圏最大の国際協力フェスティバルです

沿革

1954

資料編

旧国際協力事業団・旧国際協力機構

1954年 1月	(財)日本海外協会連合会設立	1991年 1月	「評価ガイドライン」作成
4月	(社)アジア協会設立	1992年 9月	「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」作成
1955年 9月	日本海外移住振興(株)設立	12月	「WID(開発と女性)配慮の手引書」作成
1962年 6月	海外技術協力事業団(OTCA)設立	1994年 5月	研修員受入数10万人突破
1963年 7月	海外移住事業団(JEMIS)設立	1995年 8月	「事業評価報告書」を初めて公表
1965年 4月	OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置	2000年 6月	青年海外協力隊2万人突破
1974年 5月	「国際協力事業団法」公布	2001年12月	「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
8月	国際協力事業団(JICA)設立	2002年 6月	外部有識者評価委員会設置
12月	国際協力事業団業務方法書施行	10月	情報公開制度開始
1978年 4月	「国際協力事業団法」改正(無償資金協力実施促進業務の追加)	12月	「独立行政法人国際協力機構法」公布
1983年10月	国際協力総合研修所開設	2003年 9月	特殊法人国際協力事業団を解散
1986年 4月	国際緊急援助隊(JDR)発足		
1990年 7月	青年海外協力隊25周年で派遣隊員1万人突破		

旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

1960年12月	「海外経済協力基金法」公布	1996年 4月	開発政策・事業支援調査(SADEP)開始
1961年 3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、資本金54億4,400万円余で海外経済協力基金(OECF)設立	1999年 4月	「国際協力銀行法」公布
3月	業務方法書の認可を受け業務開始	9月	・「国際協力銀行法施行令」公布 ・「国際協力銀行法施行規則」公布
1966年 3月	OECF初の円借款供与(対韓国)	10月	国際協力銀行(JBIC)設立
1968年 5月	法律改正(商品借款の追加)	12月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(1999年10月1日～2002年3月31日対象)」策定
1980年 3月	第1回政府保証海外経済協力基金債券発行	2001年 4月	円借款の事業事前評価制度導入
1987年 4月	援助効果促進業務(SAPS)開始	9月	「行政コスト計算書」「民間会計基準準拠財務諸表」公表
1988年 4月	案件形成促進調査(SAPROF)開始	10月	初の財投機関債発行
1989年11月	「環境配慮のためのOECFガイドライン」発表	12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
1991年 5月	「『開発と女性』(WID)配慮のためのOECF指針」作成・発表	2002年 4月	・「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」施行 ・「業務運営評価制度」導入 ・「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針(2002年4月1日～2005年3月31日対象)」策定
1992年 4月	案件実施支援調査(SAPI)開始		
1995年 3月	「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定		

→ 2014

- 10月 ・独立行政法人国際協力機構
設立
- ・第1期中期計画作成・公表
(2003年10月1日～2007年
3月31日)

2004年 4月 「JICA環境社会配慮ガイドライン」作成・発表

- 11月 ISO14001取得(2013年10月
JICA独自の環境マネジメントシ
ステムに移行)

2006年 4月 JICA地球ひろば開設

2007年 4月 第2期中期計画作成・公表
(2007年4月1日～2012年3月
31日)

- 4月 寄附金制度「世界の人びとのため
のJICA基金」開始

6月 青年海外協力隊3万人突破

10月 情報公開制度開始

2005年 3月 「業務運営評価制度に基づく中期
的な業務戦略(2005年4月1日以
降対象)」策定

- 4月 「国際協力銀行海外経済協力業務実
施方針(2005年4月1日～2008
年3月31日対象)」策定

2006年 6月 「簡素で効率的な政府を実現する
ための行政改革の推進に関する法
律」公布

2007年 5月 円借款供与国数が100カ国到達

2008年 3月 「国際協力銀行海外経済協力業務実
施方針(2005年4月1日～2008
年3月31日対象)」の対象期間を半
年間延長

国際協力機構

2006年11月 「独立行政法人国際協力機構法の
一部を改正する法律」公布

2008年10月 ・旧国際協力銀行の海外経済協力
業務および外務省の無償資金協
力業務(外交政策の遂行上の必
要から外務省が引き続き直接実
施するものを除く)を承継
・第2期中期計画の変更

2010年 4月 「新環境社会配慮ガイドライン」作
成・発表

2012年 4月 第3期中期計画作成・公表
(2012年4月1日～2017年3月
31日)

10月 海外投融资の本格再開

2013年10月 JICA地球ひろば来館者100万人
突破

2014年 3月 第3期中期計画の変更

組織図

独立行政法人国際協力機構の組織図 (2014年9月1日現在)

職員数：1,842人



【→ 更新情報は [JICAウェブサイト](#) をご覧ください。】

国内拠点、海外拠点はP.156参照

役員一覧

1. 役員の数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：同法第9条の規定により、理事長および副理事長の任期は4年、理事および監事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等

2014年9月1日現在の役員情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日	前職
理事長	たなか 田中 明彦	2012年4月1日	東京大学副学長
副理事長	どうみち 堂道 秀明	2012年4月25日	特命全権大使 経済外交担当
理事	こでら 小寺 清	2010年4月1日(再任)	世界銀行・IMF合同開発委員会事務局長
理事	いちかわ 市川 まさかず 雅一	2011年8月1日(再任)	経済産業省大臣官房審議官
理事	くろやなぎ 黒柳 としゆき 俊之	2012年7月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構国際協力専門員
理事	うえきわ 植澤 としつぐ 利次	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構総務部長
理事	かとう 加藤 ひろし 宏	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
理事	きやま 木山 しげる 繁	2013年10月1日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
監事	いとう 伊藤 たかふみ 隆文	2011年10月1日(再任)	独立行政法人 国際協力機構青年海外協力隊事務局長
監事	くろかわ 黒川 はじめ 肇	2011年10月1日(再任)	有限責任監査法人 トーマツ東京事務所 パブリックセクター部マネージャー
監事	まちい 町井 ひろみ 弘実	2014年1月1日	SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー

(理事および監事は就任順)

国内拠点・海外拠点

国内拠点・地球ひろば (2014年9月1日現在)

JICA北海道

(札幌)

TEL: 011-866-8333 (代)

〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

<http://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代)

〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2

<http://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代)

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル15階

<http://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代)

〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

<http://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代)

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

<http://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

<http://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3269-2911 (代)

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

<http://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代)

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

<http://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代)

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15

<http://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代)

〒920-0853

石川県金沢市本町1-5-2 リファール(オフィス棟) 4階

<http://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代)

〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

JICA中部 <http://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

なごや地球ひろば

<http://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代)

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

<http://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代)

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1

<http://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824 (代)

〒760-0017 香川県高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル7階

<http://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代)

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

<http://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代)

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1

<http://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順) (2014年9月1日現在)

**アジア**

アフガニスタン事務所
 インド事務所
 インドネシア事務所
 ウズベキスタン事務所
 カンボジア事務所
 キルギス事務所
 スリランカ事務所
 タイ事務所
 タジキスタン支所
 中華人民共和国事務所
 ネパール事務所
 パキスタン事務所
 バングラデシュ事務所
 東ティモール事務所
 フィリピン事務所
 ブータン事務所
 ベトナム事務所
 マレーシア事務所
 ミャンマー事務所
 モルディブ支所
 モンゴル事務所
 ラオス事務所

大洋州

サモア支所
 ソロモン支所
 トンガ支所
 バヌアツ支所
 パプアニューギニア事務所
 パラオ支所
 フィジー事務所
 マーシャル支所
 ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
 アルゼンチン事務所
 ウルグアイ支所
 エクアドル支所
 エルサルバドル事務所
 グアテマラ事務所
 コスタリカ支所
 コロンビア支所
 ジャマイカ支所
 セントルシア支所
 チリ支所
 ドミニカ共和国事務所
 ニカラグア事務所
 パナマ支所
 パラグアイ事務所
 ブラジル事務所
 ベネズエラ支所
 ベリーズ支所
 ペルー事務所
 ボリビア事務所
 ホンジュラス事務所
 メキシコ事務所

アフリカ

ウガンダ事務所
 エチオピア事務所
 ガーナ事務所
 ガボン支所
 カメルーン事務所
 ケニア事務所
 コートジボワール事務所
 コンゴ民主共和国事務所
 ザンビア事務所

ジブチ支所
 ジンバブエ支所
 スーダン事務所
 セネガル事務所
 タンザニア事務所
 ナイジェリア事務所
 ナミビア支所
 ニジェール支所
 ブルキナファソ事務所
 ベナン支所
 ボツワナ支所
 マダガスカル事務所
 マラウイ事務所
 南アフリカ共和国事務所
 南スーダン事務所
 モザンビーク事務所
 ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
 イラク事務所
 イラン事務所
 エジプト事務所
 シリア事務所
 チュニジア事務所
 パレスチナ事務所
 モロッコ事務所
 ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
 バルカン事務所
 フランス事務所

[→ 各拠点の連絡先は、[JICAウェブサイト](#)をご覧ください。]

トップページ → JICAについて → JICAの機関・施設 <http://www.jica.go.jp/about/structure/index.html>

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2013年度および2014年度)

(百万円)

区分	2013年度	2014年度
年度計画予算 収入	155,386	151,614
運営費交付金収入(当初予算)	146,919	150,274
運営費交付金収入(補正予算)	6,055	—
施設整備費補助金等収入	188	—
受託収入	1,472	990
事業収入	348	340
寄附金収入	120	9
前期中期目標期間繰越積立金取崩収入	284	—
国際協力機構法第35条資金(無償資金協力事業費)*	0	0
年度計画予算 支出	155,386	151,614
一般管理費	10,038	10,570
うち特殊要因を除いた一般管理費	10,038	10,570
業務経費	143,567	140,045
うち技術協力プロジェクト関係費	71,117	67,493
無償資金協力関係費	203	200
国民参加型協力関係費	15,951	14,780
海外移住関係費	328	359
災害援助等協力関係費	880	880
人材養成確保関係費	191	213
援助促進関係費	17,867	16,449
事業附帯関係費	6,493	7,651
事業支援関係費	30,537	32,019
施設整備費	188	—
受託経費	1,472	990
寄附金事業費	120	9
無償資金協力事業費*	0	0

注 「2014年度 年度計画予算」は、独立行政法人国際協力機構平成26年度計画の別表1の内訳を表したものです。

別表1については[<http://www.jica.go.jp/disc/budget/general.html>]を参照してください。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

* 無償資金協力の計画は閣議によって決定されるため、ゼロとしています。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2013年度および2014年度)

(億円)

		2013年度	2014年度
出融資計画	直接借款(円借款)	8,915	9,646
	海外投融資	235	239
	合計	9,150	9,885
原資	一般会計出資金	506	485
	財政投融資	3,844	4,820
	自己資金等	4,800	4,580
	うち 財投機関債	800	800
	合計	9,150	9,885

中期計画・年度計画

1 中期計画

独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の平成24年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。

中期目標に示された開発援助を取り巻く情勢を踏まえ、政府から示される政府開発援助に関する政策及び方針に基づく事業を効果的に実施するために、機構は「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンとし、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善といった課題に対し、人間の安全保障の視点に基づき、開発途上地域の人々に包括的な支援を迅速に実施する。特に、東日本大震災で甚大な被害を受けた際、世界各国から多大な支援と連帯の表明を受けたこと、東日本大震災からの復興に向けて国を挙げて取り組まなくてはならないことを職員一人一人が胸に刻み、海外からの期待に応える協力を進めるとともに、開発途上地域に広く事業展開し、国内にも各地に拠点を有する数少ない公的機関である組織の特性を最大限に活かし、国内の課題や経験と海外の課題や経験をつなぎ、双方の課題解決に資する取組を行う。

機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、民間からの提案も活かし取組を強化し、NGO、中小企業を含めた本邦企業、大学等教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。

また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、開発援助に関する国際的な潮流を取り込むことにより、事業の実施に必要な分析や課題解決の能力といった面で組織の専門性をより一層高めていく。加えて、対外的な発信を強化し、国際社会のパートナーと連携を深めることにより、開発援助の世界において日本がリーダーシップを発揮する上で必要な知的貢献を行う。これらの取組を通じ、国際社会からの期待に応えるとともに、事業及び組織の透明性を高め、国内における市民をはじめとするさまざまな層の国際協力への理解、支持、共感及び参加を得る。

さらに、国内における独立行政法人全般及び機構の運営の在り方に対する厳しい指摘を真摯に受け止め、国民の負託に応えるために、組織・業務全般について不断の改善を自律的に行うことにより、より戦略的、効果的かつ効率的な業務実施を実現

する。

中期計画を実施するに当たっては、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行うとともに、事業の特性を踏まえて、毎年度の年度計画においてできる限り定量的かつ具体的に目標を設定する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

(イ) 貧困削減(MDGs達成への貢献)

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。

(ハ) 地球規模課題への対応

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

(二) 平和の構築

- 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
- より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底する。
- 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実実施指針等の策定を促進する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。

具体的には、

- より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。
- 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。
- プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。

(ハ) 研究

開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。

具体的には、

- 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（PPP）案件を含む）、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。

具体的には、

- 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

具体的には、

- NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。

(4) 国民の理解と参加の促進

開発協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民へ伝えるため、機構は、効果的・効率的な情報発信と国民参加の促進に取り組む。

(イ) ボランティア

ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成23年7月の海外ボランティア事業のあり方及び同年8月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODAの他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

具体的には、

- 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

(ロ) 市民参加協力

NGOや自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODAに対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、

地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

具体的には、

- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。
- 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGOや教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指すNGO等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

(ハ) 開発人材の育成(人材の養成及び確保)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。

具体的には、

- 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。

(二) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国ODAに対する理解を促進するとの観点から、マスメディアやNGO等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

(ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上)

成果重視への転換による援助の効果の明示、全てのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト(HP)等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例が失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODAに対する信頼を高める。

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源

の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。

具体的には、

- 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ii) 有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

具体的には、

- 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

(iii) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ロ) 災害援助等協力

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。

具体的には、

- 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。
- 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

(ハ) 海外移住

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つづ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン(平成22年7月1日より施行)に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。

(ロ) 男女共同参画

開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助にお

けるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。

(ハ) 事業評価

客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価(PDCAサイクル)を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODAの見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。

具体的には、

- 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。
- 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。
- プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。

(ニ) 安全対策の強化

機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。

具体的には、

- 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。
- 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。

(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施

機構は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号。以下「機構法」という。)第40条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスク

フォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する。

具体的には、

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約

の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

具体的には、

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。
- 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
- 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。
- 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用(モニタリングを含む。)により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。

- (i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。
- (ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。
- (iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。
- (iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。
- (v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。

(ハ) 事務の合理化・適正化

実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。

具体的には、

- 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。
- 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、

ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(地域・学歴勘案109.3(22年度実績))、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

3 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。

なお、平成24年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

また、平成25年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)において、競争力強

化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円

有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舍については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。

大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成26年度末までに現物納付又は譲渡する。

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成28年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

7 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

平成25年度末	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379
		計 4,379

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2) 人事に関する計画

機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。

機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。
- 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。
- 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別表1 予算

(単位:百万円)

区別		
収入	運営費交付金収入	719,979
	施設整備費補助金等収入	4,379
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	734,728
支出	一般管理費	49,834
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	672,899
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	4,379
計	734,728	

注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 注2) 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。
 注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。
 注4) 運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援等の技術協力に係る予算(5,400百万円)並びに、平成25年度補正予算(第1号)により措置された「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)の中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等の技術協力に係る予算(6,055百万円)が含まれている。
 注5) 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日)の防災・減災機能向上のための施設改修(1,984百万円)並びに、平成25年度補正予算(第1号)により措置された「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)の防災力強化のための施設改修(188百万円)に係る予算が含まれている。
 注6) 運営費交付金収入、一般管理費及び業務経費については、機構が行った従業員の給与の見直しが反映されている。

[人件費の見積り]

期間中、63,599百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
 また、上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日)及

び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日)を踏まえ、機構が行った従業員の給与の見直しを反映している。
 [運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用
 [運営費交付金の算定ルール]
 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。
 $A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$
 A(y): 運営費交付金
 B(y): 物件費
 C(y): 人件費
 D(y): 特別業務費
 E(y): 特殊要因
 F(y): 事業収入

○物件費 B(y)
 各事業年度の物件費B(y)は以下の式により決定する。
 $B(y) = \text{直前の事業年度における物件費}B(y-1) \times \text{効率化係数} \alpha \times \text{調整係数} \sigma$
 ・効率化係数 α
 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ・調整係数 σ
 法令改正等に伴う業務の変更、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)
 各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特別業務費 D(y)
 機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因 E(y)
 現時点で予測不可能な事由により限定的に生じる経費の増減であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入 F(y)
 各事業年度の事業収入F(y)は以下の式により決定する。
 $F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入}G(y-1) \times \text{収入係数} \delta$
 ・収入係数 δ
 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数(0.986と仮定)
 σ : 調整係数(1.00と仮定)
 δ : 収入係数(1.03と仮定)

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区別		
費用の部		730,995
経常費用		730,995
一般管理費		49,267
(うち特殊要因を除いた一般管理費)		49,422
業務経費		672,899
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)		658,005
受託経費		7,496
寄附金事業費		120
減価償却費		1,213
財務費用		0
臨時損失		0
収益の部		729,953
経常収益		729,714
運営費交付金収益		719,412
事業収入		1,472
受託収入		7,496
寄附金収入		120
資産見返運営費交付金戻入		1,162
資産見返補助金等戻入		52
財務収益		238
受取利息		238
臨時収益		0
[人件費の見積]		Δ 1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1,043
目的積立金取崩額		0
総利益(Δ 総損失)		0

注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区別		
資金支出		751,779
業務活動による支出		729,782
一般管理費		49,267
(うち特殊要因を除いた一般管理費)		49,422
業務経費		672,899
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)		658,005
受託経費		7,496
寄附金事業費		120
投資活動による支出		4,945
固定資産の取得による支出		4,945
財務活動による支払額		4,087
不要財産に係る国庫納付による支出		4,087
国庫納付金による支払額		10,797
次期中期目標期間への繰越金		2,168
資金収入		751,779
業務活動による収入		729,306
運営費交付金による収入		719,979
事業収入		1,711
受託収入		7,496
寄附金収入		120
投資活動による収入		6,144
施設整備費補助金による収入		2,703
[人件費の見積]		
固定資産の売却による収入		647
貸付金の回収による収入		2,795
財務活動による収入		0
前中期目標期間からの繰越金		16,329

注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 年度計画

独立行政法人国際協力機構 平成26年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の中期計画に基づく平成26年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

■ 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減(MDGs達成への貢献)

2015年のMDGs目標年次に向けて、進捗に遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。

(ニ) 平和の構築

紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせ、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析と、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーの活用に基づく協力プログラムの充実を図り、援助の戦略性及び予測性を高める。

② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCAサイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。

③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発(キャパシティ・ディベロップメント)を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。

④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で49カ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。

② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。

③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジの蓄積・活用体制を強化し、内外との共有・発信機能を強化する。

④ 現地ODAタスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地ODAタスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業やNGO等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有する。特に、2015年までの達成を企図して作成されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継たるポスト2015開発アジェンダに関する議論への貢献を強化する。

② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを強化するとともに、三角協力を推進する。

③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

(ハ) 研究

機構が蓄積した知見の体系化・活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの実用等を通じて発信を強化する。特に国際協力60周年、ポスト2015開発アジェンダに関する取組に力を入れる。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議、中小企業海外展開支援会議等の政府の会議等に必要な情報を提供する。

- ②企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組のための態勢を強化するとともに、円借款、海外投融资、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。
- ③中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組のための態勢を強化するとともに、中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業を実施する。

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

- ①NGO等との連携強化を図るべく、引き続きNGOと機構間の連携協議会を開催する。
- ②JICA基金の適切な運用を図るべく、NGOメンバーも含むJICA基金運営委員会を開催する。
- ③民間連携に関するニーズの把握、事業から得られる教訓の整理、民間連携に関する情報の外部への発信を行う。
- ④中小企業を含む民間企業及び企業団体等との連携強化に向けた取組を行う。また民間連携事業の開発パートナーの拡大を促進する。
- ⑤民間連携ボランティア事業等、企業のグローバル展開に必要な人材の育成・確保に資する取組を進める。
- ⑥大学との連携講座及び大学-JICA連携会議の拡充等を図るとともに、人材育成にかかる技術協力(アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)、ABEイニシアティブ等)、地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)等の事業を通じて教育機関等との連携促進を図る。
- ⑦国内拠点を中心として、地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、地域活性化特別枠事業を実施するとともに、各種事業を通じ、自治体との連携を促進する。

(4) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ①開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画の更なる活用を図るとともに、グループ型派遣のモニタリング結果を事業にフィードバックする。また、シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。さらに、スポーツ・フォー・トゥモローにも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣増に取り組む。
- ②他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や他ドナー、国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。また、2015年に東京で開催予定の国際ボランティア会議の準備を進める。
- ③ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの見直しを行う。また、ウェブサイト以外の媒体を利用した活動報告も推進する。
- ④派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。
- ⑤国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。

- ⑥より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けて、平成25年度に本格的に開始したシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の二次選考(面接)の一部地方実施について、モニタリングを行う。
- ⑦青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善について、平成25年度に導入したプログラムの適切なモニタリングを行う。
- ⑧帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催(年4回)や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。
- ⑨グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。

(ロ) 市民参加協力

- ①NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。
- ②新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。
- ③NGOと機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。特に、事務手続きの改善効果をモニタリングするとともに、草の根技術協力事業(地域提案型)の制度の見直しを行う。
- ④地球ひろば(市ヶ谷・名古屋)を通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。特に市ヶ谷に関しては、体験ゾンスペースの拡充を行い、より効果的な展示を市民の方々に提供する。また、NGO、中小企業も含めた民間企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。以上の取組を通じて、情報発信件数を平成25年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査(市ヶ谷)を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを旨とする。
- ⑤国内拠点を中心としたNGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥開発教育に関するJICAウェブサイトの充実も図り、アクセス数100,000件以上を目指す。また、国内拠点を中心に実施している、開発教育に関する研修の実施実績人数9,000人以上を目指す。
- ⑦国際協力に関わるNGO等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

(ハ) 開発人材の育成(人材の養成及び確保)

- ①人材・団体向けサービスの拡充や利用層の発掘により、「PARTNER」の新規登録人材・団体の獲得を進め、「PARTNER」の一層の活用促進に取り組む。具体的には、新規人材登録者数：1,500名、新規登録団体数：85団体、情報提供件数：前

年比200件増、キャリア相談(対面)人数：200名を目指して取り組む。あわせて「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。

- ②能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施する。なお、30名程度の受け入れに取り組む。

(二) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。

その際、開発途上国における理解促進のための現地広報、及び日本国内の地方における理解促進のための地方広報を重視する。特に国際協力60周年及びポスト2015開発アジェンダに関する国内外の理解促進のための広報に力を注ぐ。

また、引き続き国際協力に関するアンケート調査を実施し、同結果を広報戦略に反映する。

(ii) 「見える化」の徹底(透明性の向上)

「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件をウェブサイト上に掲載する。また、平成26年度は新たに技術協力において過去に事後評価を実施した完了案件についても対象として掲載する。

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ①人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ②戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。課題別研修については、研修の企画・計画業務を国内機関から課題5部に本格的に移管する。また、課題5部と国内機関で協働し、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ①円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ②円借款の迅速化に向け、平成26年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が9カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。
- ③政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。

- ④海外投融資については、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii) 無償資金協力

- ①基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ②政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

(ロ) 災害援助等協力

- ①大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- ②医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を行う。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受ける準備を行い、同プロセスを通じて派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- ③平時には捜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

(ハ) 海外移住

- ①政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ②移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を30,000人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を5,000人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を113,182以上とすることを旨とする。

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ①環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ②環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し準備を行う。
- ③本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ①各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。
- ②重点対象案件のモニタリングを通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ①事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組む。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。
- ②事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促し、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。事業評価結果の公表に加え、各種評価情報を積極的に外部に発信していく。
- ③プログラム単位の協力事業の事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。

(ニ) 安全対策の強化

- ①関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。
- ②施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコントラクターへの助言、事故再発防止の取組等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの運用検討等を行う。

(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ①政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ②開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共有化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。また、事務所運営について、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するための枠組みを導入し、機能させる。
- ④旧広尾センター閉鎖後の本部及び国内機関の新たな体制に基づく業務を滞りなく実施する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、両センターの役割と機能の検討を進める。その際、地元自治体等関係機関等との連携のあり方も考慮する。
- ⑤国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成25年度実績を上回ることを目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ①競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ②コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、契約管理及び実績評価の改善、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリング・制度改善に継続的に取り組む。また、公示予定案件の公表件数を拡大し、企業等が応募しやすい環境を整える。
- ③競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象案件を増加させる。
- ⑤適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。

⑥関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ①会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ②各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④「JICAにおける内部統制」で示した枠組みの下、理事会における定期的な審議及びリスク管理に関連する各種委員会の定期的な開催により内部統制環境の強化・充実を図るとともに、その内容について各部署にフィードバックし、内部統制に対する意識向上を図る。また、各部署においては、部署別年間業務計画を通じた内部統制環境の維持、改善を図る。こうした一連の取組を通じて、リスクを適切に認識・共有し、かつ重要な情報が迅速に経営層に共有される態勢を構築し、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。また、海外拠点における内部統制の更なる充実を図るものとする。
- ⑤引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに通報に対して適正に対処する。
- ⑥情報セキュリティ管理に関し、外部監査を実施し、これまでの取組結果の確認を行うとともに、更なる改善に向けてPDCAサイクルを運営する。
- ⑦年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善提案及びその対応の具体例について半期毎に公表する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ①コンサルタント等契約における応募、選定及び契約管理手続きの合理化、精算手続きの簡素化を図る。また、改訂した制度・手続きの実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。
- ②一般契約において、仕様書記載事項の整理及び選定に係る書式・雛型を整備し、事務手続きの合理化・簡素化を図る。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部において一括調達を実施することにより、事務効率化及び経費節減を促進する。
- ③民間連携事業における調達手続きを整理し、合理化を図る。
- ④輸出管理を含む機材調達事務の合理化を進めるとともに、説明会を開催し機構内外に周知・徹底を図る。
- ⑤海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ⑥専門家等派遣手続きについては、平成25年度に整理した住

居手当認定・支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化等について、順次運用を開始する。

- ⑦課題別研修については、平成25年度に見直した評価制度及び研修実施手続きに基づいて、実施する。また、新たな改善策の検討を進める。
- ⑧ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、関係者への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、平成25年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在動手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

3 予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

- ①自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。
- ②平成25年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日)において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

4 短期借入金の限度額

一般勘定 620億円
有償資金協力勘定 2,200億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舍27戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成26年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、処分の準備を進める。

6 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。
- ④ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としていた契約(有償資金協力業務を除く。)、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令(平成15年政令第409号)附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

事例索引

アフリカ地域	
アフリカでのジェンダー平等に向けた取り組み	P.54
第5回アフリカ開発会議(TICAD V)でサイドイベントを開催	P.123
アルメニア	
地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト	P.35
インド	
国営製鉄所及び石炭火力発電所において耐熱カメラを使った炉内見える化で省エネ普及・実証事業	P.107
インドネシア	
PPPネットワーク機能強化プロジェクト	P.23
バンダ・アチェ市と宮城県東松島市における地域資源利活用による住民主体での相互復興推進プログラム	P.113
インド	
タミル・ナド州投資促進プログラム	P.38
ウガンダ	
SARAYA100万人の手洗いプロジェクト	P.105
エチオピア	
地下水開発・水供給訓練計画	P.86
農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト	P.92
カンボジア	
水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3	P.24
キルギス	
一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト	P.99
ケニア	
ケニアへの投資促進・物流改善支援	P.53
コスタリカ	
コスタリカ自立生活推進プロジェクト	P.113
コンゴ民主共和国	
国家警察民主化研修	P.55
ザンビア	
授業実践能力強化プロジェクト(STEPS)	P.78
結核及びトリパノソーマ症の診断法と治療薬開発プロジェクト	P.115
スリランカ	
気候変動・防災対策プログラム	P.40
セネガル	
持続可能な漁業振興プログラム	P.95
タイ	
防災能力向上プロジェクト	P.87
タイにおける気候変動対策の取り組み	P.89
大洋州地域	
島嶼国の再生可能エネルギー導入への取り組み	P.29
タジキスタン	
持続的な薬草植物栽培に向けた調査研究、甘草生産事業協力準備調査	P.34
中南米地域	
中南米地域における日系社会との繋がりを活用した民間セクター連携情報収集・確認調査	P.116
中米・カリブ地域	
再生可能エネルギーおよび省エネルギー分野向け協調融資スキーム	P.44
チュニジア	
観光プロモーション能力強化プロジェクト	P.58
ドミニカ共和国	
日本ドミニカ友好医学教育センターを通じた長年の協力	P.45
トルコ	
ボスボラス海峡横断地下鉄整備事業	P.61

ニカラグア	
家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト	P.66
ネパール	
シンズリ道路建設計画	P.41
パキスタン	
ギルギット・バルティスタン地域高付加価値果樹産品振興プロジェクト	P.39
パレスチナ	
JICA研修参加者へのフォローアップ支援	P.59
ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト	P.93
フィリピン	
ミンダナオ包括和平合意——新自治政府設立への支援	P.69
洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	P.88
フィリピンにおける台風被害に対する緊急援助の実施	P.121
災害復旧スタンドバイ借款	P.133
台風ヨランダ災害の復旧・復興支援のための無償資金協力の案件形成	P.135
ブラジル	
交番制度普及への取り組み	P.49
ベトナム	
新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査	P.106
ボスニア・ヘルツェゴビナ	
IT教育近代化プロジェクト	P.75
マレーシア	
アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト	P.85
ミャンマー	
ティラワ経済特別区(Class A区域)開発事業	P.104
無償資金協力によるビジネス環境整備	P.135
メキシコ	
自動車産業基盤強化プロジェクト	P.98
モンゴル	
ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト	P.32
ウランバートル市の都市整備支援	P.72
ヨルダン	
シリア難民・ホストコミュニティ支援	P.70
南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト	P.81
ラオス	
ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業	P.25
ルワンダ	
障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト	P.79
その他	
コンポーネント型のマイクロファイナンス案件調査	P.68
ODAを通じてインフラ輸出を支援	P.73
温室効果ガス排出削減に向けた国際共同研究	P.83
地熱開発支援の拡大	P.101
公共財政管理支援への取り組み	P.103
民間連携ボランティア制度の活用	P.108
東日本大震災復興支援に関する復興庁・JICA・JOCAによる連携支援	P.109
JICA九州 日系研修「地域活性化」コースとフォローアップ調査	P.117
アジア開発銀行年次総会の機会をとらえて世界へ発信	P.125

用語解説

50音順

あ インクルーシブな開発

すべての人々が成果を享受できる包括的な開発。JICAはかねてより、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発(Inclusive and Dynamic Development)」をビジョンに掲げ、インクルーシブ(包括的)な開発を通じて、持続的な成長により貧困削減を達成するべく、より多くの人々が広く平等に「成長の過程」に参加し、恩恵を受けることを目指している。

インフラシステム輸出戦略

2013年3月に、日本政府は「経協インフラ戦略会議」を立ち上げ、日本企業によるインフラシステムの海外展開やエネルギー・鉱物資源の海外権益確保の支援、海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るための検討を始めている。5月には、成長戦略の大きな柱の一つとなる「インフラシステム輸出戦略」を決定し、海外における日本企業のインフラシステムの受注額を、2020年までに現在の3倍の30兆円まで拡大するとしている。これに連携し、国土交通省や経済産業省などでも「インフラシステム輸出戦略」や「戦略的経済協力」に向けた取り組みを進めている。

ODA卒業国

経済協力開発機構 開発援助委員会(DAC)が作成する「援助受取国リスト」から、所得の向上などにより、外れた国を指す。同リストは3年ごとに見直されるが、その時点で3年連続して一人当たりGNIが中所得国を超える等すると、同リストから外れてODA卒業国となる。

か 開発途上国

経済発展・開発の水準が先進国に比べて低く、経済成長の途上にある国の総称。一般的にはDACが作成する「援助受取国リスト」に記載されている国、地域を指す。

カウンターパート

国際協力事業において、技術移転や政

策アドバイスの対象となる相手国行政官や技術者を指す。

ガバナンス

ある国の安定・発展に向けて、その国の資源を、国民の意思を反映できる形で効率的に動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営のあるべき姿をいう。①国家の政治体制、②政府の政策策定・実施能力、③政府の市民社会・民間部門との相互関係にかかわる仕組みや制度の3つの側面が含まれる。

キャパシティ・ディベロップメント

Capacity Development: CD

開発課題に対処するための能力(キャパシティ)を途上国自身が強化していくこと。外からの能力構築を指すキャパシティ・ビルディングに対し、CDは開発途上国のキャパシティを個人、組織、制度・社会と包括的にとらえ、途上国が主体的に向上させていくプロセスを指す。JICAの協力は、開発途上国のCDを側面的に支援するファシリテーターの役割を担っている。

クロスボーダー交通インフラ

複数国にまたがる越境交通に必要なインフラで、国際交通回廊を構成する港湾、鉄道、幹線道路、貨物積替え施設、国境施設、ウェイブリッジ(車重計)などの物理的なハードインフラと、越境交通法規、通関、検疫などの各種越境に関連する法制度やハードインフラを円滑に運営・維持管理するための組織体制・法制度というソフトインフラを包括的に含む。

後発開発途上国(LDC)

国連開発計画委員会(CDP)が認定した基準に基づき、国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々。一人当たりGNIが992ドル以下で、人的資源開発が遅れ、経済的脆弱性が高い国が対象となる。3年に一度リストの見直しが行われる。現在は49カ国。

さ 三角協力

開発途上国の発展のために、日本が他の援助国や国際機関と共同で協力事業

を実施すること。

循環型社会

資源の消費を抑制し、環境への負荷を減らす社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に替わる、循環型社会形成に向け、政府は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定。「リデュース(ごみの減量)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再資源化)」の3Rを行動指針とした。

新興国

先進国に対し、急速に経済成長を遂げている中南米、東南アジア、東欧諸国などの開発途上国を指すことが多い。

た 中進国

2012年における一人当たりGNIが、4,086ドル以上7,115ドル以下の国々(国連および世銀の分類による)を指す。

な 南南協力

開発が比較的進んでいる途上国が、自国の開発経験や人材などを活用して、開発が進んでいない後発開発途上国に対して協力事業を行うこと。

は 本邦技術活用条件

Special Terms for Economic Partnership: STEP

日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年に導入された円借款の融資条件。日本タイトの調達条件のほか、他の融資条件に比べて、より譲許的な条件が適用される。

ま マスタープラン

さまざまな長期開発事業を実施するために作成される基本計画。

ミレニアム開発目標

Millennium Development Goals: MDGs

21世紀の国際社会の目標として宣言された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015年までに達成すべき8つの目標を掲げている。

や ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
Universal Health Coverage: UHC
 すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられること。UHCの実現は、2012年12月の国連総会で国際社会の新たな共通目標として決議された。日本政府は、2013年5月に表明した「国際保健外交戦略」のなかで、UHC実現に向けた支援を柱として掲げたほか、2013年6月の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で、アフリカにおけるUHCへの貢献を打ち出している。

アルファベット順

A ADB
Asian Development Bank
アジア開発銀行
 アジア地域の開発途上国の開発促進を目的として、準商業ベースの貸付を行う国際金融機関。

AU
African Union
アフリカ連合
 アフリカ54カ国・地域が加盟する世界最大の地域機関。本部はエチオピアの首都アディス・アベバ。2002年7月、「アフリカ統一機構」(OAU)から発展改組されて発足。2010年1月、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)を統合し、開発分野での役割を増大させている。

B BOP
Base of the Pyramid
 年間3,000ドル未満で暮らしている貧困層を指す。世界で約40億人いるといわれている。「BOPビジネス」は、こうした開発途上国の貧困層および社会や開発プロセスから除外されている状態にある人々が抱えるさまざまな問題に改善をもたらす得るビジネス。

D DAC
Development Assistance Committee
開発援助委員会
 経済協力開発機構(OECD)の三大委

員会の一つで、援助供与国間で意見を調整する。日本は1964年にOECD加盟と同時に加盟国となった。

F FAO
Food and Agriculture Organization of the United Nations
国連食糧農業機関

「人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成する」ことを目的とする、国連専門機関。

G GNI
Gross National Income
国民総所得
 その国の国籍を持つ人々によって、国の内外で一定期間中に生産された財貨・サービスの総計。

I IMF
International Monetary Fund
国際通貨基金
 貿易や平常の金融取引に必要な比較的短期間の資金の融通を図ることを目的とした国連の専門機関。

O OSBP
One Stop Border Post
 税関の手続き共有化・業務効率化を図る通関業務運営方式の一つ。出国側、入国側での輸入手続きを1回で済ますことで、物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図る。JICAは、東アフリカなどでOSBP導入プロジェクトを進めている。

P PPP
Public Private Partnership
 公共サービス提供に民間主体を活用し、官民が協調して事業を実施する手法。民間事業者の参画度合いに応じて、単純な業務委託からBOT(建設・管理・運営、移転を行う仕組み)、完全民営化まで幅広い形態を含んでいる。インフラ整備を目的とするのが、「PPPインフラ事業」。

R REDD+
Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation in developing countries
 開発途上国が、森林減少・劣化の抑制や森林保全により、温室効果ガス排出

量を減少させた際、あるいは森林の炭素蓄積量を維持・増大させた際に、その排出削減量あるいは維持・増大した炭素蓄積量に応じて、先進国が途上国へ経済的支援(資金支援等)を行うもの。支援した先進国は、達成された排出削減量あるいは維持・増大した炭素蓄積量に応じてクレジットを取得し、それを自国の排出削減努力として組み込むことができる。

T TICAD
Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議
 アフリカの開発をテーマとする国際会議。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行などと共同で開催している。5年ごとに開催されており、2013年6月に横浜でTICAD Vが開催された。

U UNICEF
United Nations Children's Fund
国連児童基金
 開発途上国の保健分野を中心に、栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育などを通じた児童への援助を行う国連機関。

W WB
World Bank
世界銀行
 各国の中央政府または同政府から債務保証を受けた機関に対し融資を行う、世界最大の開発援助機関。

WFP
World Food Programme
世界食糧計画
 飢餓と貧困の撲滅を使命とする国連の食糧支援機関。

WHO
World Health Organization
世界保健機関
 国際協力を通じた世界的疾病の抑制、健康・栄養基準の向上などを目的とする、国連専門機関。

WTO
World Trade Organization
世界貿易機関
 差別のない自由な貿易を促進するため、1995年に設立された国際機関。

アンケートご協力のお願ひ

「国際協力機構 年次報告書2014」をお読みいただき、誠にありがとうございました。JICAでは、より充実した内容の年次報告書をご提供するため、読者の皆さまのご意見・ご感想をJICAウェブサイトにてお待ちしております。

<http://www.jica.go.jp/about/report/2014/index.html>

なお、いただいたアンケートの内容は、上記の目的以外に一切使用いたしません。

お問い合わせ先

JICA 広報室

TEL : 03-5226-9781 (直通)

FAX : 03-5226-6396

国際協力機構 年次報告書 2014

2014年10月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
〒102-8012
電話番号 03 (5226) 9781
<http://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
〒113-0034
電話番号 03 (3257) 0231

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2014 国際協力機構 Printed in Japan

ISBN978-4-86357-062-7



From
the People of Japan

ISBN978-4-86357-062-7

